

令和元年

6月熊取町議会定例会会議録

令和元年6月12日開会

令和元年6月26日閉会

熊取町議会

令和元年6月定例会会議録目次

(6月12日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 平成30年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 平成30年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	5
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	5
4. 報告第4号 平成30年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書について	8
5. 報告第5号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書について	8
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
一般質問	11
1. 浦川佳浩議員	11
1) 住民の国際感覚の醸成に向けた取り組みについて	
①空き家バンクの活用状況及び今後の課題について	
②大阪観光大学の留学生の住まいの状況について	
③ミルデューラ市からの受入の取り組みについて	
④ゆめの森公園の来園者増に向けたグランピングの導入について	
⑤国際交流事業の今後の新たな計画について	
2) 家庭から出た草の無料回収について	
庭の草木等の無料回収について	
2. 江川慶子議員	23
1) 国民健康保険について	
今年度の保険料の状況及び毎年値上げになることへの対策並びに昨年の収納に関する相談件数と対応状況等について	
2) 補聴器購入補助について	
加齢性難聴者への補聴器購入補助について	
3) 中高年の引きこもりについて	
「8050問題」への支援及び今後の取組みについて	
3. 田中圭介議員	32
1) 選挙公報について	
選挙公報及びその配布方法について	
2) 投票率の低さについて	
投票率向上のためのアピールについて	
4. 鱧谷陽子議員	37
1) 介護保険料・利用料軽減について	
①町独自減免の影響と非課税者の独自減免について	
②介護施設の利用料減免について	
2) 学校教育の改善について	
①小・中学校の35人以下学級の実現について	

②学校における働き方改革について	
5. 渡辺豊子議員	47
1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種について	
①定期接種の実施状況について	
②接種率向上に向けた今後の取り組みについて	
2) 子どものインフルエンザ予防接種について	
子どもの予防接種助成について	
3) 交通安全対策の強化について	
①子どもの命を交通事故から守るための取り組みについて	
(1)交差点の安全点検の実施について	
(2)通学路の安全対策の再点検について	
(3)保育所、幼稚園の園外活動に関する安全点検について	
(4)点検結果に基づく対策について	
②「高齢者運転免許自主返納支援事業」の見直しについて	
4) 「おくやみ(案内)コーナー」の設置について	
葬儀後の手続きを支援するためのコーナー設置について	
6. 二見裕子議員	60
1) 介護予防・日常生活支援総合事業について	
①熊取町の高齢化率、介護認定者数について	
②予防給付サービスの利用状況について	
③生活支援サービス従事者研修の受講者受入について	
④総合事業における3つのサービス利用状況について	
⑤通所型サービスC「ふれあい元気教室」の今後の展開について	
⑥一般介護予防事業のタピオ体操の効果判定について	
⑦「和泉市介護予防住まい改修支援事業」の熊取町での導入について	
⑧介護予防としてのひまわりバス等移動の充実について	
⑨介護予防を促進するための取り組みについて	
2) 地域生活支援事業について	
①障がい者の移動支援事業の内容、利用状況について	
 (6月13日)	
出席議員	75
議事日程	75
一般質問(続き)	75
1. 文野慎治議員	76
1) 『防災元年』における災害対策の取り組みについて	
①「避難所マニュアル」作成・公開などの進捗状況と今後の進め方について	
②住民意識が高まる中、要望や提言への対応及び高齢者・障がいのある方への対策について	
2) 「自治会」問題について	
①現状における問題点の把握について	
②町としての解決策について	
2. 田中豊一議員	86
1) 駅下サービスコーナーの廃止・役場自動交付機廃止の影響とコンビニ交付の実態・今後のサービスの対応について	

- ①資料提供について
 - (1)平成30年度の駅下での各種証明類発行の全体に対する利用率
 - (2)4月17日～31日までの駅下での苦情件数と主な内容
 - (3)5月1日以降役場自動交付機廃止後の苦情件数及び主な内容
 - (4)熊取町でのマイナンバーカードの普及率
 - (5)泉州各市のコンビニ交付実施市の普及率
- ②駅下でのサービスコーナー廃止の対応について
- ③交付廃止の影響に対する今後の対応について
- ④マイナンバーカード普及率向上のプランについて
- 2) 町道小谷穴釜線開通に伴う沿線への影響と交通安全について
 - ①開通後の交通量等の把握及び今後の調査の予定について
 - ②ひまわりドーム下交差点からつばさが丘下交差点までの拡幅計画及び現状での安全対策について
 - ③つばさが丘2丁目1地先の交差点への信号設置の見通しについて
 - ④小谷地区内における交通量の増加等に対する安全対策について
- 3. 大林隆昭議員 96
 - 1) 防災士100人について
 - ①男女比、年齢層別人数、フォローアップ研修の実施等について
 - ②次年度の防災士研修について
 - 2) 避難所について
 - ①避難所として指定している場所について
 - ②緊急避難所の設置について
 - ③学校の先生方への防災講習の実施状況について
 - 3) 大雨警戒レベルについて
 - ①大雨警戒レベルの扱いについて
 - ②町民への周知方法について
- 4. 重光俊則議員 102
 - 1) 町の事業の実施にあたり、PDCAが行われているのか
 - ①スポーツコミッションの目的、活動スケジュール及び経費等について
 - ②ブルーベリー農業運営のスケジュール、目標、経費及び採算性について
 - 2) 町内在住外国人への対応について
 - ①2018年と2019年4月時点の町内在住外国人の国別人数について
 - ②日本語でのコミュニケーションが十分にとれない外国人への対応について
 - ③日常的な問題に関する一般生活相談窓口について
 - ④町内在住外国人に対する今後の取組について
 - 3) 永楽ゆめの森公園の運営管理について
 - ①2017年と2018年の入場者数と駐車場利用料収入について
 - ②同2年間の維持管理費用について
 - ③今後の改善施策について
 - 4) ひまわりドームの運営管理について
 - ①2017年と2018年のプールとトレーニング室の利用者数と収入について
 - ②町内と町外の利用者数の把握について
 - ③今後の改善施策について
- 5. 河合弘樹議員 114
 - 1) 下水道工事について

①令和元年度の工事予定箇所とそれぞれの工事期間について	
②八幡池グラウンドのトイレの建て替えの状況について	
③五月ヶ丘地区の下水道工事について	
2) 防犯カメラについて	
①近隣市町の台数と人口に対しての割合について	
②防犯カメラの増設について	
3) 中学校の不登校について	
①3 中学での不登校生徒の人数と過去5年間の推移について	
②スクールソーシャルワーカーの配置によって改善された事と今後の課題点について	
6. 坂上巳生男議員	119
1) 交通安全対策について	
①熊取西交差点の対策について	
②南海熊取南交差点への歩行者信号の両側設置について	
③住宅開発時の開発指導における交通安全対策について	
2) 地域防災について	
①公民館と老人福祉センターの改修について	
②耐震未改修の世帯への働きかけについて	
③防災行政無線が聞こえないという声への対応策について	
(1)合成音でなく人の声による放送への変更について	
(2)屋内で放送を受信できるための対策について	
7. 坂上昌史議員	130
1) 熊取町のブランドづくりについて	
①熊取コロッケの目標達成と成果について	
②『くまとりやもん』の現状について	
③熊取ブランドの今後について	
2) 小学校の運動会の暑さ対策について	
①運動会や練習での体調不良の児童の状況について	
②各小学校の暑さ対策について	
③今後の課題について	
提案理由説明	
議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例	136
質 疑	137
提案理由説明	
議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）	137
質 疑	138
提案理由説明	
議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31－1））	138
質 疑	139
提案理由説明	
議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	140
質 疑	142
提案理由説明	
請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい防災対策の推	

進」に関する請願	142
(6月26日)	
出席議員	145
議事日程	145
委員会報告	146
議会運営委員会報告	146
議案第36号 工事請負契約の締結について(中央保育所大規模改修工事)、議案第37号 工事請負契約の締結について(長池オアシス公園施設更新工事(31-1))、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)、以上3件一括付議	146
総務文教常任委員会委員長報告	146
質 疑	146
採 決	147
議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例	147
事業厚生常任委員会委員長報告	147
質 疑	148
採 決	148
請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願	148
総務文教常任委員会委員長報告	148
質 疑	148
討 論	148
採 決	150
提案理由説明	
議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議	150
質 疑	151
採 決	151
提案理由説明	
議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書、議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書、以上2件一括付議	152
質 疑	153
採 決	154
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	154

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和元年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和元年6月12日（水曜）招集
場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 中尾 清彦
教 育 長 勘六野 朗	総 合 政 策 部 長 南 和仁
総 合 政 策 部 理 事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 東野 秀毅
兼 財 政 課 長	
総 務 部 長 林 利秀	住 民 部 長 巖根 晃哉
住 民 部 理 事 田中 耕二	健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事 山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事 木村 直義
都 市 整 備 部 長 矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事 大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長 山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事 永橋 広幸
教 育 次 長 貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 吉田 茂昭
統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 林 栄津子	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 藤原 伸彦	書 記 藤原 孝二
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例

議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）

議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））

議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する
請願

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。令和元年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元

年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(矢野正憲君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君) それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和元年第1回熊取町議会臨時会に報告をいたしました以降、5月28日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成31年4月末現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成30年度分

一 般 会 計	31億 48万7,233円
国民健康保険事業特別会計	9,408万2,579円
介護保険特別会計	2,348万2,465円
墓地事業特別会計	124円
後期高齢者医療特別会計	319万8,916円

平成31年度分

一 般 会 計	1,433万6,290円
国民健康保険事業特別会計	9,267万4,725円
介護保険特別会計	1,300万6,733円
墓地事業特別会計	244万9,650円
後期高齢者医療特別会計	419万2,252円
水道事業会計	4億6,793万8,755円
下水道事業会計	6,638万1,127円
歳入歳出外現金	2,624万1,895円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長(矢野正憲君) 以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和元年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

衣がえの季節となり、半袖姿の人々を見かけることが多くなってまいりました。いよいよ梅雨入りと予感させる空模様が続いていますが、庁舎玄関前にあるブルーベリーが徐々に色づいてまいりました。ことしの夏は本町にこの新たな楽しみが加わることと存じます。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、一部改正条例につきましては災害弔慰金条例の一部を改正する条例、契約の締結につきましては工事請負契約(中央保育所大規模改修工事)の締結のほか1件、また、補正予算につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算(第4号)でございます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 平成30年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件及び報告第2号 平成30年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての件を報告願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の中ほどの黄色の分界紙の次のページをさらに1枚めくっていただけますでしょうか。

まず最初に、報告第1号 平成30年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

平成30年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをごらんになってください。

平成30年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は19件でございます。

最初に、款 衛生費、項 清掃費の災害ごみ対策事業でございます。昨年発生 of 台風21号により被災した住宅における災害廃棄物について、年度内の処理が困難となったため、307万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の307万9,000円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費の被災経営体育成支援事業でございます。昨年の台風21号による被災農業者に対する経営体育成支援補助金について、被災施設の復旧に時間を要し、年度内の補助金事業の完了が困難となったため、1億1,124万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1億1,091万3,400円となり、財源につきましては、府補助金8,498万2,200円を未収入特定財源とし、残り2,593万1,200円が一般財源でございます。

次に、款 商工費、項 商工費の果樹農園支援事業でございます。果樹農園整備運営者に対する補助金について、整備に係る一部の資材の納期がおくれたことにより、年度内の補助金事業の完了が困難となったため、234万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は50万円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋梁費の向田橋橋梁修繕事業でございます。支障物件の移設工事において想定以上の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、3,210万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,210万2,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債合計2,904万5,000円を未収入特定財源とし、残り305万7,000円が一般財源でございます。

次に、五門地区浸水対策事業でございます。事前調査及び工法検討に日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、260万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の260万円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、町道永楽線法面修繕事業でございます。現場状況及び交通規制等の影響により、工事の年度内の完了が困難となったため、4,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の4,000万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債合計2,327万円を未収入特定財源とし、残り1,673万円が一般財源でございます。

次に、熊取駅西整備事業でございます。関係機関等との協議に日数を要したことから、駅西交通広場及び昇降設備詳細設計業務の年度内完了が困難となったため、1,820万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,820万円となり、財源につきましては、国庫補助金と駅西整備事業負担金、町債の合計1,602万8,000円を未収入特定財源とし、残り217万2,000円が一般財源でございます。

次に、項 河川費の河川維持事業でございます。昨年の台風21号により破損した普通河川雨山川河川敷フェンスの修繕において、資材の確保に日数を要し、年度内の完了が困難となったため、246万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は165万6,720円となり、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、項 都市計画費の熊取駅西整備事業でございます。関係機関等との協議に日数を要したことから、熊取駅西地区整備に係る用地測量業務の年度内の完了が困難となったため、294万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の294万7,000円で、財源は全額一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の西小学校・南小学校・北小学校トイレ改修事業でございます。トイレ改修事業に係る設計業務について、業務期間が年度をまたがることから、1,365万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,365万8,000円で、財源は全額一般財源でございます。

次に、中央小学校・西小学校・北小学校トイレ改修事業でございます。平成30年度国の第2号補正予算に係る学校施設環境改善交付金を活用するため、2億2,463万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2億2,463万9,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債合計2億2,429万1,000円を未収入特定財源とし、残り34万8,000円が一般財源でございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業でございます。昨年の7月豪雨により被災した林道松尾線について、災害査定等の手続に日数を要したことから、工事の年度内の完了が困難となったため、1,242万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は999万1,080円となり、財源につきましては、府補助金と町債合計645万5,000円を未収入特定財源とし、残り353万6,080円が一般財源でございます。

次に、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業でございます。昨年の7月豪雨により被災した普通河川雨山川美熊台地区の災害復旧工事について、年度内の完了が困難であるため、1億4,916万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1億166万1,000円となり、財源につきましては、国庫負担金と町債合計1億146万円を未収入特定財源とし、残り20万1,000円が一般財源でございます。

次に、公園災害復旧事業でございます。昨年発生した台風21号により被災した奥山雨山自然公園第1展望台の災害復旧工事について、災害査定等の手続に日数を要したことから、年度内の工事完了が困難であるため、1,299万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,299万円となり、財源につきましては、国庫負担金と町債合計1,250万4,000円を未収入特定財源とし、残り48万6,000円が一般財源でございます。

次に、項 公共施設災害復旧費の熊取南中学校災害復旧事業でございます。昨年の台風21号により被災した熊取南中学校の災害復旧工事について、工期が年度をまたがることから、1億2,940万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億2,940万2,000円となり、財源につきましては、国庫負担金と町債合計1億1,110万1,000円を未収入特定財源とし、残り1,830万1,000円が一般財源でございます。

次に、文化財災害復旧事業でございます。昨年の台風21号により被災した重要文化財中家住宅の災害復旧工事について、工期が年度をまたがることから、4,912万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の4,912万6,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債合計2,548万8,000円を未収入特定財源とし、残り2,363万8,000円が一般財源でございます。

次に、体育施設災害復旧事業でございます。昨年の台風21号により被災した町民グラウンド等の災害復旧工事について、防球フェンスの設置等に日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったため、4,555万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2,565万2,160円となり、財源につきましては、町債2,560万円を未収入特定財源とし、残り5万2,160円

が一般財源でございます。

次に、庁舎等災害復旧事業でございます。昨年の台風21号により被災した役場庁舎の災害復旧工事について、工期が年度をまたがることから、847万7,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の847万7,000円となり、財源につきましては、町債720万円を未収入特定財源とし、残り127万7,000円が一般財源でございます。

最後は、老人憩の家災害復旧事業でございます。昨年発生した台風21号により被災した東和苑老人憩の家の災害復旧工事について、工期が年度をまたがることから、1,189万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は466万7,504円となり、財源につきましては、町債320万円を未収入特定財源とし、残り146万7,504円が一般財源でございます。

続きまして、次のページ、報告第2号 平成30年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明します。

平成30年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましては、平成30年度熊取町一般会計予算のうち、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをごらんください。

報告事項は1件でございます。

款 教育費、項 小学校費の小学校維持管理事業で、支出負担行為額、支出未済額ともに111万7,800円となっており、同額の111万7,800円を翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、一般財源のみでございます。繰り越し理由といたしましては、西小学校体育館点検用はしご改修工事について、昨年発生した台風21号の影響により、資材の調達が大幅におくれたことによるものでございます。

以上で、報告第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、平成30事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成31事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、平成30事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

平成30事業年度事業報告書でございます。

1、事業概要につきまして、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成、その他管理を行っております。

本事業年度の事業概要でございますが、土地の取得及び処分はございませんでした。

7ページをお願いいたします。

事業実績でございます。

(1) 公有用地取得調書につきましては、本事業年度中に新たに取得した土地はございませんので、各保有用地に係る本事業年度の利子のみとなっております。金額は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。

平成30事業年度の収益的収支明細書でございます。

まず、1、収益的収入につきましては、節 受取利息、預金利息1,817円と節 土地使用料、町道整備用地等電柱等敷地使用料1万910円及び塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料12万9,600円の合計14万510円で、収益的収入合計は14万2,327円でございます。

次に、2、収益的支出につきましては、節 公課費、法人府民税2万円と法人町民税5万円、合計7万円でございます。

9ページをお願いします。

平成30事業年度の資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入につきましては、節 借入金、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金7,131円は、利子支払いに充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、2、資本的支出につきましては、節 償還金、利子及び割引料、塵芥埋立管理用地等既取得用地借入金利子7,131円でございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りください。

以上により、(1)収益的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が14万2,327円、下段、支出の決算額合計が7万円、(2)資本的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が7,131円、下段、支出の決算額合計が7,131円となるものでございます。

4ページをお開きください。

まず、上の表、損益計算書でございます。

先ほど8ページの収益的収支明細書でご説明いたしました収益的支出7万円が左の欄の費用の部の一般管理費に、収益的収入14万2,327円が右の欄の収益の部の合計となり、その差額が左の欄の費用の部の3、当期純利益7万2,327円となるものでございます。

その下の表、貸借対照表をごらんください。

まず、左側、資産の部でございます。

1、流動資産として、(1)現金及び預金が1,923万2,994円、公有用地が7億1,424万4,451円、資産の部合計として7億3,347万7,445円となるものでございます。

次に、右側、負債及び資本の部の負債の部でございますが、1、固定負債として借入金7億1,331万2,853円、その下、資本の部でございますが、1、資本金として(1)基本財産500万円、2、準備金として(1)前期繰越準備金1,509万2,265円、当期純利益7万2,327円、資本の部の合計といたしましては2,016万4,592円になるものでございます。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

I、事業活動によるキャッシュ・フローのその他事業収入14万510円は土地使用料、その他業務支出マイナス7万円は公課費、利息の受取額1,817円となっており、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は7万2,327円の増となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入による収入7,131円は、塵芥埋立管理用地等既取得用地の本事業年度の利子の支払いに充てるための熊取町からの借入金で、次の長期借入金の返済による支出マイナス7,131円は、その利子の支払いでございます。財務活動によるキャッシュ・フローの合計では、増減は生じませんでした。

その結果、III、現金及び現金同等物増加額は7万2,327円の増加となり、Vの現金及び現金同等物期末残高は、IVの現金及び現金同等物期首残高から7万2,327円増の1,923万2,994円となり、4ページの貸借対照表の左側、資産の部にあります現金及び預金の額と一致するものでございます。

10ページをお開きください。

財産目録でございます。

基本財産の預金500万円は、熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産の預金1,423万2,994円は、内訳のとおり各金融機関の定期預金等として預けております。

次に、土地につきましては、面積で7,690.87平方メートル、金額で7億1,424万4,451円となっており、各用地につきましては内訳のとおりでございます。

これら預金と土地を合わせた運用財産は7億2,847万7,445円となり、基本財産を合わせ財産合計では7億3,347万7,445円となっております。

次に、11ページをごらんください。

負債明細書でございます。

借入金7億1,331万2,853円につきましては、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

平成30事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和元年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、勘六野、中谷両監事からご意見をいただいているところでございます。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、平成31事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。

決算報告書の11ページの次が予算の1ページとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、予算の5ページをお開きください。

事業計画書でございます。

まず、上の表1、公共用地の取得でございますが、平成31事業年度では熊取駅西整備事業における代替用地1,053平方メートルの取得、売買契約書に添付する収入印紙代を含み5,267万6,000円と塵芥埋立管理用地ほか既取得用地等借入金利子8,000円、合わせて5,268万4,000円を計上しています。

その下の表、2、公共用地の処分でございます。

公共用地の処分につきましては、町道五門久保小谷線歩道設置用地25.85平方メートル、199万8,000円の土地を熊取町へ売却予定であり、当該土地につきましては平成15事業年度において取得した土地で、熊取町が実施する道路維持事業の事業用地によるものでございます。

次に、7ページをお願いします。

予算説明書でございます。

収益的収入につきましては、節 公有用地売却収益209万8,000円につきましては、先ほど事業計画書における公共用地の処分においてご説明させていただきました町道五門久保小谷線歩道設置用地の売却収益でございます。用地費199万8,000円に熊取町との覚書に基づく附帯事務費10万円を加算したものでございます。

次に、節 受取利息といたしまして預金利息4,000円、節 土地使用料といたしまして町道五門七山線道路改良用地ほかへの電柱等敷地使用料1万1,000円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料13万円を計上しており、収入合計224万3,000円とするものでございます。

続きまして、8ページ、収益的支出でございます。

節 公有用地売却原価199万8,000円は、町道五門久保小谷線歩道設置用地の費用でございます。

次に、節 旅費として1万7,000円、需用費として6万8,000円、役務費として5万5,000円、負担金、補助及び交付金として3万5,000円、公課費として7万円をそれぞれ右の説明のとおり計上しており、支出合計が224万3,000円となるものでございます。

9ページをごらんください。

上の表、資本的収入につきましては、節 借入金として、熊取町駅西整備事業代替用地の取得に係る借入金5,267万6,000円と塵芥埋立管理用地等既取得用地に係る償還利子借入金8,000円を計上しており、資本的収入の合計は5,268万4,000円となっております。

次に、下の表、資本的支出でございます。

目 公有地取得事業費の節 需用費3万2,000円は熊取町駅西整備事業代替用地購入に係る地権者との間に締結する土地売買契約書に添付する収入印紙代、公有財産用地5,264万4,000円は熊取町駅西整備事業代替用地の購入費、償還金、利子及び割引料8,000円は塵芥埋立管理用地等に係る借入金利子でございます。

次の目 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料199万8,000円は、町道五門久保小谷線歩道設置用地借入金に係る償還金を計上しているところでございます。

3ページにお戻りいただけますでしょうか。

平成31事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ7億8,416万5,963円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成30事業年度の予定損益計算書でございます。

表左側の費用の部、右側の収益の部とも、それぞれ14万5,000円となるものでございます。

その下、平成30事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ7億3,348万118円となるものでございます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、平成30事業年度最終予算に基づき、平成31事業年度予算編成上の予定として調製しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

これまでご説明させていただきましたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入では事業収益が209万8,000円、事業外収益が14万5,000円、支出では事業原価が199万8,000円、一般管理費が24万5,000円、それぞれ合計額が224万3,000円となるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では資本的収入が5,268万4,000円、支出では資本的支出が5,468万2,000円となっており、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足する199万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2ページをお願いします。

第4条 借入金の限度額につきましては、当該事業年度の公共用地取得予定額である5,268万4,000円を限度額とするものでございます。

以上、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）次に、報告第4号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の繰越計算書についての件を報告願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、平成30年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の黄色の分界紙の後ろ、報告第4号をごらんください。

平成30年度熊取町水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次ページをごらんください。

平成30年度熊取町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1つ目が、款 資本的支出、項 建設改良費の希望が丘配水池及び事務所棟耐震化事業でございます。繰り越し理由については、希望が丘配水池及び事務所棟耐震化工事設計業務において、発注後における大阪広域水道企業団との統合協議の追加に伴い、施設規模等の主要諸元の確定に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。翌年度繰越額は4,596万5,120円となっており、財源につきましては全額損益勘定留保資金でございます。

2つ目が、款 資本的支出、項 建設改良費の向田橋水管橋耐震化事業でございます。繰り越し理由については、道路課発注の向田橋橋梁修繕事業の明許繰り越しに伴い、橋梁添架方式の本事業についても年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。翌年度繰越額は434万7,000円となっており、財源につきましては全額損益勘定留保資金でございます。

以上で、ご報告を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第5号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書についての件

を報告願います。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） それでは、平成30年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の黄色の分界紙の後ろ、報告第5号をごらんください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次ページをごらんください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款 資本的支出、項 建設改良費の公共下水道整備事業でございます。繰り越し理由については、公共下水道布設工事（30－4）の推進工が地中の障害物により停止したことで、障害物の除去等の対策に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。翌年度繰越額は5,698万6,640円となっており、財源につきましては、5,680万円の企業債と残り18万6,640円が損益勘定留保資金でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（矢野正憲君） ただいまの行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君） 報告事項の第1号の向田橋橋梁修繕事業についてちょっとお伺いしたいと思います。

あそこの橋は駅に近いということでも利用者が多くて、早く開通することをすごく願われていました。日数がかかったということで、何でなんやということを知られたんです。もしかしたらどこかの委員会とかで報告があったのかもわかりませんが、ちょっとその辺の日数のかかった事情をお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 答弁を求めます。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 日数がかかった理由なんです、ちょっとこの辺の事情を私は4月から来たところなんで、確認の上、答えさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 繰越計算書を編集するに当たりまして担当課からいただいています資料でお答えさせていただきます。

こちらの工事につきましては、支障物件の移設工事に対しまして想定以上の日数を要したということで、実質その部分で年度内完了が見込めなかったということでの計算書がこちらのほうに届いておりますので、中身についても先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。細かい点については再度また教えてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 土地開発公社の事業報告の中で何か所かに熊取駅西整備事業の代替用地という言葉が出てくるんですが、駅西整備事業の代替用地というのはどういう事情で発生しているのか、その辺の事情を教えてください。

議長（矢野正憲君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 駅西整備事業につきましては、熊取駅の西側のほうに熊取町としましては泉佐野市と協力して整備していくということで、熊取町はロータリーを整備するという事になってございます。

現在、駅の西側へ出ていただいたところにロータリーが来るわけですが、そちらのほうに事業用地の地権者が3名いらっしゃいます。そのうちのお一人の地権者のほうから代替地の要望をいただいております、そちらのほうの代替地ということで、土地開発公社で取得させていただ

く予定をしております。具体的には集合住宅に係る部分でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺の事情はわかりましたが、こういった駅前の整備とか、あるいは道路整備とかで町のほうで代替地を確保すると、そういうことは過去にもあったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）直接的には、基本的には三者で契約とかというふうな、土地開発公社のほうに同じような形で、事業地になる部分と、それから代替地になる部分ということで、三者での契約をさせていただいたことは過去にもあったように確認しております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）同じく土地開発公社の平成31年度事業計画の分で町道五門久保小谷線歩道設置用地25.85平方メートルなんですけど、どこの部分か教えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）ご質問にお答えいたします。

五門久保小谷線の代替地なんですけれども、熊取中学校の前の路線で先行取得地がございますので、そちらの買い戻しというふうなことでさせてもらいたいと思っています。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会議事規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席3番 浦川議員、議席4番 坂上昌史議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月6日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月12日から6月26日までの15日間といたします。

次に、本会議の日程であります。6月12日、13日、14日及び26日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月20日に、事業厚生常任委員会を6月19日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を6月19日に、議員全員協議会を6月20日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月12日から6月26日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月26日までの15日間と決

定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）皆様、おはようございます。

それでは、議長よりお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の私の質問は、大きく2点でございます。1点目は行政が目標として掲げている住民の国際感覚の醸成に向けた取り組みについて、そして、2点目は美しいまちづくりにおける取り組みについてでございます。

質問の1項目めでございますけれども、2018年に策定されました熊取町第4次総合計画によると、目指すべき本町の10年後、2028年度のまちの姿として、国際交流などを通じて住民の国際感覚や国際理解が深まっている状態を目標の一つに掲げております。

前回の3月議会でも、10年後の多文化共生におけるまちづくりのビジョンについてお伺いさせていただきました。10年計画ということですので、まだまだ計画段階というような発言もございました。目標達成を応援していく意味でも、これからご提案させていただく内容が一つのきっかけになればいいなという視点からご提案申し上げたいと思います。

では1点目、去年4月1日から熊取町でも空き家バンクを設置していただいて1年が経過したかと思えます。現在までの活用状況及び今後の課題について答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の住民の国際感覚の醸成に向けた取り組みについての1点目、空き家バンクの活用状況及び今後の課題について答弁申し上げます。

既に議員ご存じかとも思いますが、熊取町の空き家バンク制度につきましては、将来の空き家の抑制、転入・定住促進によるまちの活性化を推進することを目的に設置したものであり、売却、賃貸を希望される空き家所有者の物件情報と空き家の購入・賃貸を希望される方々のニーズ等を登録していただくことにより、それぞれのマッチングを支援していくものであり、おっしゃっていただいたように昨年、30年4月1日から制度を開始いたしました。

昨日、6月11日現在の空き家バンク登録状況でございますが、空き家の所有者の物件情報の登録が1件、空き家の購入・賃貸希望者の利用希望情報の登録が5件の合計6件となっております。

今後の課題でございますが、空き家バンクへの登録件数が少ないためマッチングが進んでいないことが挙げられます。特に空き家所有者の物件登録が伸び悩んでいる状況がありますので、現在実施しております空き家所有者に対するアンケート調査にあわせて、所有している空き家の心配事や今後の利用予定などをお聞きするとともに、空き家を放置するのではなく積極的に活用していくことのメリットをPRしつつ、月1回実施している空き家相談員制度の取り組みを通じ、空き家バンクへの物件登録を進めながら、空き家の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、空き家バンクの活用状況及び今後の課題についての答弁といたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）1年経過して登録希望者なんかも含めて全部で11日現在で6件というご答弁で、理事の答弁にもあったように課題として件数が少ないというような、これは、空き家バンクについてもこれまで私も何回か議論させていただいて、なかなか他市でもふえていかないというような実態もあって、やる前からちょっと難しいんじゃないかというような、そういったことも警戒していましたので、今現在少ないというところはよくわかります。

やっぱりこれ、空き家バンク制度の問題として売買物件に特化しているというところで、なかなかピンポイントに熊取町に家を買って住みたいという人が、他市からピンポイントで買いたいんだという方からするとたくさん情報をここに載せていくというのが急務だと思うんですけども、一

方で、私も2015年の12月議会だったかと思うんですけども、空き家バンク制度の議論をしている中で全体的な空き家状況についてお伺いさせていただきました。そのときには、平成25年度で住宅総数1万5,940戸のうち空き家が1,130戸、率にして7%で、熊取町は他市と比べても少ないほうだといったような説明をいただいたんですが、あれから5年たって、もし今、直近のデータで構わないので、空き家の軒数がどれぐらい推移してるのかという情報をお持ちでしたらお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）ちょうど昨年の夏ですか、7月に町内の各自治会の区長様方のご協力を得まして、自治会のほうで空き家かなというふうな形、日々の自治会活動の中で空き家っぽいなどというところを調べていただけないかということで、調査をお願いいたしました。そのときに調査で挙がってきた状態が419戸というふうになってございます。平成25年の住宅・土地統計調査のときに417戸ということになっていましたので、ほぼ5年間で横ばい状態ということでございます。

実際、その後、一部空き家率の高い自治会につきましては本町職員のほうで現地調査をしましたところ、お住まいになられていたとかという部分もあったりしますので、若干数字のほうはこれから増減があると思うんですけども、5年前と比べて大幅にふえているわけではない、ほぼ横ばいの状況というふうな現状でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）5年間で横ばいということで、ちょっと空き家の定義が違うのかもわからないんですけども、前回1,130戸というのは、これは住める家、住めない家といったらあれですけども、すごく古いとかそういうのも含まれての空き家の件数だったんですか。もう5年前なんであれだと思ってしまうんですけども、大分ふえているのかなという感覚だったので。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）1,000云々という軒数につきましては、空き家の定義の中でちょっと取り扱いが異なっていて、要は今現在賃貸として市場に上がっている物件であったりとか、既に売却用で不動産屋のほうに上がっている住宅とか、そういうようなものも全て含めて1,000何軒ということで、その中でそういうふうなものを除いた実質的に今所有されていても賃貸にも出していない、売り家としても扱っていない、ご自身で抱えられている部分ということで先ほど申し上げた件数になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。ありがとうございます。

先ほどの中で、去年の7月に各地区長から空き家の軒数を出していただいたというような話があったかと思うんですけども、これは、例えば各区でどれぐらいの空き家があったという情報というのは、議員に後ほどでも結構ですので提供していただくことというのは可能でしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一応、先ほど申し上げたように、実際の空き家の数とはちょっと……。

あくまでも自治会のほうで空き家らしいというふうな形で調査の結果いただいたものですので、若干実質の部分とは違うということをご前提で出ささせていただけるかなと思います。後ほどちょっとご検討させていただいて、また回答させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ちょっと通告外だったかもわからないんですけども、軒数を聞いてしまってあれだったんですが、いろんな地域で今、地域の活性化とか転入促進、そういった観点から空き家を再利用して高齢者の活動の場であったり新たな憩いの場にかわるような住民の居場所づくりといったような形で、住民と行政とが一体となって空き家を有効的に活用していく

というような取り組みをやられている自治体も結構あって、一方で外国人が今どんどんとふえていく中で、人口減少を迎える本町でも、ある意味では空き家というものをやはり一体的に見える化させていって、場合によっては今後、外国人へのあっせんというものも考えていただく必要があるのかなというふうに私は思っています。そういった意味でも、空き家の見える化というところを我々議員も含めてどこにどれだけの空き家があるのかということ全体を把握しながら、今後、空き家の運営といったような視点でもいろいろな政策面でも検討していきたいなというふうに思っています。

次の質問に移りたいと思います。

大阪観光大学の留学生が今どこに住まわれているのかについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） それでは、2点目のご質問、大阪観光大学の留学生の住まいの状況につきまして答弁申し上げます。

大阪観光大学に確認いたしましたところ、本年度の留学生715名、観光大には715名の留学生がいらっしゃると思いますが、そのお住まいとしましては、ワンルームマンションなどの民間賃貸住宅が主でございます、一部、大学の寮やシェアハウスなどに住まわれているということでございました。

また、正確な集計は行っていないということでございますが、留学生のうち熊取町内に住まわれているのは全体の約5%、35名余りということでありまして、その大半は大阪市内にお住まいということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君） これ、観光大学が全て把握されていて、なかなか行政として全部が全部タッチできない中で、いろいろお調べいただきありがとうございます。

前回、3月議会では、大阪観光大学の留学生589人ということで、非常に在留外国人がふえましたねというような話の中で、今回聞いたら715人ということで、またどんどんとふえているわけです。熊取町に、これは確かに確定した数字ではないと思うんですけども、わずか5%、35人程度がその中で熊取町でお住まいではないのかなといったようなところで、これは非常にいろいろな意味で私はもったいないなというふうに思っています。

例えば家賃とかも、この地域に住んでいただくとめぐりめぐって熊取町にお金が落ちていく。やはり住まいの近くで食事をされたりスーパーに買い物に行ったりとかもされますので、そういった意味でも、大阪市内からたくさんの方が熊取町に通っておられて、わずか35人だけが熊取町に住んでいるといったようなところで、非常にもったいないことだなというふうに思うんです。

例えば、前回聞いて589人、今回715名で、どんどんと人数というのがふえていって、在留外国人が熊取町に通う、来られる方というのは非常に多くなってくると思うんです。そういった本町にお金を落としていただくというか、住まいもそうなんですけれども、今後どんどんふえていく傾向にある中で行政として何か特に手を打つとか、そういうことは今のところお考えはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） 結論から申し上げますと、現時点、外国人を転入促進というんでしょうか、そういったことで今のところふやしていくという計画、考え方というのはございませんが、やはり日本人のまずは転入を中心に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

と申しますのが、国のほうではご存じのとおり入管法が改正されまして、一定、特定14職種、34万人の外国人をふやしていって、来るべき労働者不足、人口減少社会に対応するという方向性は持っておるんですけども、ただ、熊取町というこの土地柄の中で特定14職種の要は事業所があるのかなのかといえれば当然ないわけでございます、かつ熊取町の外国人数が、また後ほど重光議員のご質問でもございますが、260名程度というところで、着実に数はふえておるんですけども全4万3,600人の人口に対してわずか0.6%ということで、府内平均の2.6%にも2ポイント満たな

いという、そういった中で外国人の方がまだまだ府内平均では少ないという現状の中で、行政として積極的に何か施策をというところは、現時点で考えていないといったところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）確かに転入促進という部分では、いきなり熊取町に住んでいただくというところではないということもわかります、いろいろ方法論はあるかと思うんですけども。それよりもまず先に、熊取町としてそういった人たち、いわゆる留学生も含めてウエルカムなのかどうか、これによって政策の違いはどんどん変わってくると思うんです。なので、例えばインバウンドの話なんかも前回させていただきましたが、今、外国人の観光客が至るところでどんどんふえていく中で、熊取町もようやくそのチャンスがあると思うんです。こうやって大阪観光大学のおかげでたくさん外国人が日本に来ていただく、そのきっかけがもう既にそこにあるのに、それに何も手をつけなくてそのまま放置状態である。熊取町に住まわれている方もわずか5%だというのは、いろんな意味で機会損失に私はつながってしまっているというふうに思います。

これが一過性のものであればまた考え方もあるかと思うんですけども、どんどんやっぱりふえていきますし、観光大学もそういった科目をふやして行って、恐らく今後そういったことにも力を入れていくということにもあるのかなというふうに思うと、やはり熊取町に通う留学生の方の数というのはこれからどんどんとふえていくわけで、そこからそれを起点にしたインバウンドであったり、今たくさんSNSなんかでも拡散していっていますので、留学生が熊取町に来られてそこで何か、行ったところであったりとか楽しい思い出づくりみたいなものを貢献してあげるこちら側の姿勢によって、それが拡散されてインバウンドの効果にもつながっていきますし、地域にも新たにお金が落ちていくというような仕組みができ上がってくると思うんです。なので、これがどんどんふえていくということを一応見据えた上で、やはり行政としても何かしらの手を考えていただきたいと思いますというふうに思います。

別の視点でもお伺いしたいんですが、先ほどの715人、これも先ほどのキーワード、一番最初の質問で、住民の国際感覚の醸成にこれはつながる十分大きなきっかけになると思うんです。こういった715名の留学生がもうすぐそこにいてということですから、そういった人たちとの交流も含めて、観光大学と足並みをそろえながら、ご協力いただきながら、住民の国際感覚の醸成につながるような取り組みというものも今後検討していただきたいなというふうに思います。

では、3点目の質問に入りたいと思います。

今回、国際交流というのをキーワードに質問していますので、青少年派遣交流事業についてもお伺いしたいと思います。

今年度は本町の姉妹都市であるオーストラリアのミルデューラ市からの受け入れの年となっておりますが、どのような取り組みを行うのか、また、従来とは違った取り組みは何か行うのかについて答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、続きまして3点目のミルデューラ市からの受け入れの取り組みにつきまして答弁申し上げます。

今年度の受け入れ事業の内容につきましては、相互の青少年同士のホームステイ体験を通じた交流を中心に、熊取中学校への訪問、それから大宮区にご協力いただきますだんじり曳行体験、また、書道などの日本文化体験のほか、前回から新たな取り組みであります町内在住の小・中学生を対象とした野外交流会の開催を予定しているところでございます。

これら以外の取り組みや新たな取り組みにつきましては、先日、ミルデューラ市訪問団の来庁日程や訪問団の人数が確定したところでございますので、今後、先方の希望などを確認しながら、事業の詳細を検討の上、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）だんじり体験とか熊取中学校への訪問、これは、だんじり体験なんかはやはり熊取町の伝統文化なので、そういったことを体験していただきながら子どもたち同士で交流を深め合う非常にいい機会だと思います。

野外交流会というのは、いわゆる野外活動ふれあい広場での交流を指しているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）2年前の前回からの新規取り組みであります野外交流会ですが、議員ご指摘のとおり、野外活動ふれあい広場のほうで開催しているものということでございまして、4年前の前々回まではホストファミリーの方12組のご家族を対象に行っていたというところですが、浦川議員からのミルデューラ市に訪問できなかった子どもたちの機会の提供というそういったご提案を受けまして、前回からはこの12組はあえて休日みたいな形でお休みをいただきまして、そのかわりに参加できなかった小・中学生を対象に要は受け入れたというところで、30名公募をかけましたところ27名の子どもたちに参加いただいたという取り組みでございまして。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）野外活動ふれあい広場での交流、聞くところによるとカレーを一緒につくったりとかちょうちんをつくったりとか、非常にちょうちんなんか日本文化をそのまま一緒につくっていただくというか、それをつくりながら交流を図っていくというところで、私が聞くところによると結構好評だったと、楽しかったというお声を結構いただいています。

ことしぜひ、野外活動ふれあい広場での交流というのもやっていただくということで、力を入れていただきたいと思うんですけども、よかったという一方で、そこに参加するまでにすごく勇気が要ったというお声が結構多かったんです。要は、交流しませんかというタイトルだけで、どういことをするのかとか、果たして自分が、当然子どもたちもしゃべれない子のほうが結構多いと思いますので、意思疎通できるのかとか、自分がそこに行って果たしてどういう交流ができるのかみたいな、非常に見えない中で勇気を一歩出して参加したと。結果よかったというふうになるんですけども、やっぱりその行く行かないという問答がすごくあったというふう聞いています。

例えば、今もうこれだけ動画が流れている時代ですから、前回撮られたかどうかわからないんですけども、今回募集していくに当たって、こういう活動ですというような映像、雰囲気わかるようなもので、野外活動ふれあい広場なんか施設としては物すごくいい、熊取町も自慢になるような施設だと思いますけれども、ホームページで見るとふれあい広場の風景というか、本当にきれいな写真だけが載っていて、なかなかやっぱり行きたいなというような喚起も起こりにくいのかなと私は思います。その辺も、野外活動ふれあい広場をPRしつつ、前回こんな形で交流があったと、ぜひ皆さんも来ませんかみたいな形でやってあげることによって、敷居を低くするというか、チャレンジしたいと思うような子どもたちがどんどんふえていって、やっぱり人気企画にしてほしいわけです。

人気になると、迎え入れるミルデューラ市側からしても自分たちを待ち望んで来てくれたんだなというふうにもつながると思いますし、双方にとってもいいと思いますので、ぜひとも、前回動画は撮っていないですかね。今回、そういう意味で次用にいろいろ動画を撮っていただく、もしくは写真を多く掲載していただくとか、そういった意味で、親御さんが参加させてあげたいな、参加してみたいなと思うような形で、ぜひとも集客というか告知に力を入れていただきたいなと思います。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

前回なんですけど、初の試みというところで、広報紙、ホームページには募集人数と、それからプログラムのざっくりした内容を掲載させていただいたところなんです。今年度、浦川議員のほうか

ら本日ご提案いただきましたので、当然前回の子どもたちが楽しそうにカレーをつくっている写真等々はあったかと思えます。それらの写真の掲載を行いつつ、議員がおっしゃられています子どもたちが参加しやすいというんでしょうか、そういった工夫を今年度広報紙のほうで、これから募集ということになります、かけてまいりたいと。そしてまた、この新たな取り組みといいますのが2年後、4年後さらにパワーアップしていくように育てていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ぜひ大人気企画にさせていただきたいなというふうに思います。

次の質問に入っていきますけれども、熊取町のゆめの森公園で来園者増に向けた取り組みの一つとしてグランピングを導入してはどうかという提案なんです。こちらについてご答弁をお願いしたいと思えます。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、お手元に平成29年度と平成30年度の永楽ゆめの森公園月別来園者数及び駐車場利用料金の一覧表をお配りしてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご質問4点目のゆめの森公園の来園者数増に向けた取り組みの一つとして、グランピングを導入してはどうかについてご答弁申し上げます。

グランピングとは、議員ご存じのとおり、魅力的なという意味のグラマラスとキャンピングをかけた合わせた造語で、テントの設営や食事の準備などの煩わしい作業をすることなく、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら自然の中で快適に過ごすキャンプのことで、初心者でも気軽に楽しめる点が人気を集め、2014年ごろから高級志向と相まって注目され始め、専用施設もふえてきていると聞き及んでございます。

一方、永楽ゆめの森公園は、子どもから高齢者まで幅広い利用者が1日中利用できるように、ステージと幼児遊具を配した広大な芝生がある芝生広場、児童用複合遊具とあずまや、芝生斜面があるわんぱく広場、高台にある見晴らしの丘、スケートボード広場の4つのゾーンから構成されており、グランピングに関する施設は現在存在しません。また、新規の施設設備には多額の費用を要することから導入は難しいと考えてございます。

なお、永楽ダムを含む自然公園エリア内には野外活動ふれあい広場があり、従来型のキャンプが楽しめることから、そちらの施設を活用していただければと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ここに立つたびにゆめの森公園の質問をするたびに、これまでもいろいろ、例えば水遊び場の設置、森林を活用したパカブの設置、未就学児童に向けた遠足ツアーであったり永楽ダムを利用したボート事業、ほぼ思いつきかというぐらいな形からスタートしているわけですがけれども、いろんな視点で提案させていただいたのは、やっぱり自然豊かなところが熊取町のキーワードとして非常に皆さんの認知が高いわけですよ。他市から熊取町に来られる方も、熊取町は自然が豊かだから引越してきた、そういったようなお答えも非常に多かったわけです。

なので、やはり自然豊かなところを現有資源を使って熊取町を、特に奥山雨山自然公園エリア、永楽ダムも含めたゆめの森公園も含めて一体的にプロデュースしていくことがこれはもう……。今はやっぱりどうしても点と点がばらばらにあって、それぞれがPRしていくような形になっているんです。先ほどの野外活動ふれあい広場なんかもそうですね。あれを一体的として考えていくのであればもっと大きな枠として打ち出していくべきだと思いますし、グランピングというのは一つのきっかけではあるんですけれども、やはり入園者をふやしていかないといけないというところがまず第一にあるんです。

今回、来園者一覧を出していただきましてありがとうございます。これ私もずっと年度ごとに来

園者の人数をお伺いしてまして、平成28年度は21万8,000人、端数をちょっと切り捨てますけれども、29年度は16万8,000人、30年度は16万4,000人ということで、やはりどんどんと来園者が少なくなってきた。各月で、今、指定管理者なんかにも入っていただいているんな取り組みをして、イベントをするとぐっとやっぱり来園者がふえていく、これは非常にいい流れかなというふうにも思うんですけども、それでも過去3年間を見ても、やはり7月、8月、9月、夏の来園者というのはふえていかないんです。この3カ月間、夏季の来園者というところが、熊取町のゆめの森公園が非常にネックになっているところであるのかなと。

来園者が減っていくと、当然ながら駐車場収入というところも減っていくと。これは、計画よりも公園の維持管理費用が非常に大きなお金がかかっている。だから何としてもお金をふやしていかないかん。そういった意味で駐車場収入をふやして行って維持管理費に充てていくというようなところだと思うんですけども、やはり来園者が減っていくことによって駐車場収入もそれにあわせて減っていくと。

今、公園の維持管理費がなかなか工面がつかずに財政を圧迫している自治体がたくさんありますよね。熊取町も、もう10年後、20年後、もしかしたらそういう可能性は十分に出てくる。今でももう既にちょっと圧迫しているのかなというふうに思いますので、何としてもこれ、お金が生み出せるような公園にしないといけないんじゃないのかなというのが私の考えなんです。

私もいろいろこれまで提案させていただいて、非常に空振りに終わることが多かったんですけども、そもそもこの公園というものを、例えば公共性のあるものやから別に赤字とかそういう考え方ではなくて、ある程度いわゆる住民サービスの向上につなげるものであればいいんだというお考えなのか、それともやはり公園の維持管理費は公園の事業で賄っていくんだというようなお考えに立っているのか、これはまずどちらなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）ももとは都市公園というところでごさいます、想定としましては町内の住民の方が利用していただいて楽しい時を過ごしていただくというところで、当然お金もうけという観点で設置したものではありません。ただ、その後、維持管理費を少しでも軽減できるように、収入というところで駐車場も有料化したというところもごさいます。

当初は利益を得る、黒字にするというのが目的ではございませんでしたけれども、ただ、議員おっしゃるように公園の維持管理というのはかなり経費としてかかるところでもごさいますので、駐車場も有料化したこともごさいます、できればたくさんの方が来ていただいて、少しでも維持管理経費の一部に充てられればというふうに現在は考えてごさいます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、やっぱり最初の考え方が、確かに公共性のある公園ですからそこでたくさんお金を稼ぐ施設ではない、その考え方は私も同じです。ただ、やはり公園の例えば遊具の更新費用とかも、まだ今新しいですけれどもこれからどんどんかかってくるわけですよ。そのときに、じゃその財源をどこから出すのかというような議論に必ずなるわけです。そういった意味では、この公園というものも収益事業として今後育てていく、そういう視点で公園管理運営というものをやっていかないといけない。それは恐らく指定管理者なんかも非常にそこに力を入れていただいていると思うんですけども、従来の考え方の延長でいくなかなかそこは難しいのかなというふうに私は思ってます、やはり何か目玉となるような大きな収益事業というものを一つそこに据えていくことで、熊取町には何々があるからそこでお金を落とすとしていく、そういうような仕組みが急務だと思うんです。来るべき10年後の遊具の更新費用なんかも含めて、やっていくべきかなというふうに私は思ってます。

その辺は、ある一定では理事も同じようなお考えだと思いますので、であるならば、来園者がどんどん減っていく、29年と30年度では大きく減ってはおりません。もしかしたらこれが今限度というか、下の数値になる可能性も十分あると思うんですけども、ただ、これにしても駐車場の利用

料金なんかも見ますと、このままでいくとやっぱりちょっと厳しいなというところはある。駐車場収入については後ほど重光議員が議論されると思いますので、私のところではどうこうはないんですけども、いずれにしても考え方としてその辺は考えていただきたい。

グランピングでなくても、ロゴスと協定されてますよね。年に1回か2回か何かテントを広げてイベント事もやっておられると思うんですけども、例えばロゴスと一緒に力を合わせて、今非常にアウトドアがブームになっていますので、週末にそうやってテントを広げて、そこでお金を落としていけるような仕組みができ上がればいいのかなと。スペースについても、スケートボード場の広場は昼間は活用して、例えば夕方から開放してあそこを夜使えるようにするとか、いずれにしても、7月、8月、9月の3カ月間、夏季が必ずどんどん減っていつていると。過去3年間で見てもなかなか、この3カ月でイベントもやられていたと思うんですけども、それにしても来園者がふえていけないというような実態もありますので、日中暑いのであれば夜使うとか、その辺のところももうちょっと知恵を出していただきながら、ゆめの森公園の運営について頑張っていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。お願いいたします。

では最後に、住民の国際感覚や国際理解を深めるための国際交流事業の今後の新たな計画について、あれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、最後に5点目の国際交流事業の今後の新たな計画につきまして答弁申し上げます。

これまでのミルデューラ市との国際交流における成果や課題を踏まえ、新たにアジア地域との交流について一定の調査研究を進めてまいりましたが、財政状況を踏まえた施策の優先順位などの面から現時点、見送らざるを得ないといった状況でございます。

したがいまして、ご質問の国際交流事業の新たな取り組みの予定は現時点、模索しているという段階でございますが、今後におきましても、ミルデューラ市との国際交流相互派遣事業を通じて青少年を中心としたグローバル人材の育成を図るとともに、国際交流事業の広がりを生み出せるように交流の機会づくりなどについて鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）前回、3月議会でも国際感覚の醸成に向けてという質問をして、ある程度、冒頭でも申し上げたように、これは10年計画のロングスパンでやっていくというところで、まだ1年経過したところだといったような点であったり、また、これに合わせる予算規模がやっぱり大きなものではないというところで、行政としてもなかなか大きな財源を伴うような取り組みができない、そういったような先ほども答弁がありましたけれども、いろいろ種々わかりました。

前に進めていくにはなかなか厳しい状況であるということがわかったんですけども、しかしながら、先ほど理事も答弁あったように、これからグローバル化がどんどん進んでいく時代において、先ほどの観光大学の留学生の件もそうなんですけれども、これからの子どもたちがグローバル時代に対応できるような環境づくり、これはやはり我々大人がつくってあげないといけないものだと私は思っています。

なかなか行政が大きな財源が伴うものが難しいということであれば、民間主導で国際交流を広げていくというのも一つの方法ではないかというふうに思いまして、今回ちょっとご提案させていただきたいというのがヤングアメリカンズという事業になります。これは、ペラ1というかA4の両面だけしかまだ添付資料をさせていただいてないんですけども、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと簡単にヤングアメリカンズとは何ぞやというのをこの時間をかりて説明したいと思います。

17歳から25歳までの主にアメリカ人で構成された若者約300人の団体で、今からおよそ50年前の1962年に非営利団体として設立され、音楽公演と教育活動、この二本柱で活動されています。数カ

月間の来日中に日本の学校や各都府県へ訪れ、その地域の小学生や中学生、高校生たちと一緒にわずか3日間で歌やダンスのショーをつくり上げる、例えて言うならばミュージカルのような、そういうようなイメージかなというふうに思うんですけども、そういったプログラムをジャパンツアーとしてあちこちで開催されています。子どもたちは、講師となるヤングアメリカンズと一緒に活動することでアメリカ文化への関心、英語を学ぶことへの高いモチベーションが喚起され、国際交流としての経験を積むことができます。

このプログラムへの参加は、地域で希望者を募集して、参加費用などは各個人で持っていただくこととなります。ジャパンツアーを開催した2006年からこれまでの間、およそ16万人が参加していると。非常に各地で人気を誇っている大人気なプログラムとなっています。

事前に資料もお渡ししているんですけども、大阪府での開催というのは大阪市、河内長野市、島本町、大東市、高槻市の5団体。割と英語教育に熱心な自治体が行われているのかなとも思うんですけども、残念ながら南大阪での開催というのはまだ至っていないということで、今回ちょっとご提案申し上げて、行政がなかなか財源的にというところであれば、ぜひとも民間主導による国際交流活動を広げていくといったような視点で熊取町でも全面的にご協力いただいて、これを新たな国際交流事業の一つとして加えていただけないのかなというふうに思いましたので、今回ご提案させていただいたんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）新たなご提案ありがとうございます。

昨日こちらの資料をご配付いただきまして、若干でございますがザ・ヤングアメリカンズの取り組みを調べさせていただきまして、こちらの取り組みにつきましては歌とダンス、これを通した、こちらに4つの目的が書かれておりますが、自信の獲得、また他人を思いやる大切さ、自己表現、みんなでつくる達成感というこの4つの目的のほか、事業の内容をホームページ等々で確認させていただきますと、議員ご指摘のとおり多文化共生、また国際感覚の醸成などにもつながる可能性を秘めた、そういった取り組みであるというふうに理解いたしました。

何より、この取り組みでございますが、泉州地域でも開催されるようにということでこれから民間ベースで取り組まれるということでございますので、行政といたしましてはその民間ベースの活動につきまして何ら妨げる理由は全くございませんでして、逆にむしろ現在の熊取町からも多数参加されているということでございますので、今後参加を希望される方、今は恐らくこの5市の中では河内長野市に行かれていますかなと思うんです。それらの方の利便性にもつながると思いますし、また国際感覚の醸成、先ほど申し上げました多文化共生といった公益性の関連性も十分に想定されるのかなということでございます。

こちらに書かれている参加費の1万8,000円の現金ベースでの助成というのはなかなか難しいかなというふうに思うんですけども、ただ、本町では国際交流団体、こういった民間活動団体に対しましてお金の支援ではなくて広報紙、ホームページの周知協力、またあるいは施設提供といったことで施設の減免などで現在もご協力させていただいておりますので、今後どのような民間ベースでの活動をされるかはちょっと現時点でわかりませんが、そういった団体を立ち上げられる際には、こういった協力は十分想定できるかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。先ほど理事も答弁があったように、河内長野市がこの近辺では一番近い開催になります。実は私のほうで、提案する前にどんなものなのかちょっとやっぱり見ておかないとなというところで、実際に先月、ゴールデンウィークに河内長野市で公演がありましたので、見てまいりました。そこには約200名の子どもたちが参加されていて、そういった子どもたちと一緒にダンスをやっていくヤングアメリカンズの講師の方が、およそ40人ぐらいだったかと思うんですけども、一緒になって壇上で一つのショーをつくり上げていくといったようなとこ

ろで、当日は私のほかに河内長野市の副市長であったりとか市議会議員の方であったり、小・中学生の学校の関係者、それからいろんな方面から教育関係者がたくさん来られていました。

そういった人たちと私も一緒に見させていただいたんですけれども、河内長野市での公演というのは2日間、時間にして約13時間という短い期間で、ヤングアメリカンズの講師たちと子どもたちが一緒になってショーをつくり上げていくというようなプログラムなんです。最初の練習風景なんか私、見させていただいて、2日間で、しかも外国の方が先生で、それを英語で話して行って、子どもたちが、わかっている子とわかってない子があったと思うんですけれども、体を動かしながら先生たちと交流して行ってつくっていくと。最初はやっぱり知らない友達がいっぱいいたりとか、いろんな年齢、小学1年生から6年生、中学生、高校生も入っていましたので、いろんな年齢の子どもたちがまじり合いながら、多分いろんなチームに分かれていたと思うんですけれども、一つのプログラムをつかって行って、非常に小さなお子さんとかも不安そうで、見ていて大丈夫なんかなって正直思ったんです。

2日目、本番です。見させていただいたところ、すごく最初は不安そうにしていた子どもが物すごく自信を持って楽しそうに演じているんです。やっぱりこれは、そういう環境に子どもを置くことによって、子どもがそういった環境で触れ合うことによって、物すごく短期間で得るものが多いと成長しているんだなというのを本当に見ていてすごく実感したんです。

先ほどもちょっと答弁でもあったんですけれども、保護者席というか観覧席を見ると、非常に熊取町の親御さんであったりとか泉佐野市の親御さんという方がたくさん来られていて、ただ、河内長野市は1時間ぐらいかかるんですよ。送っていくのに1時間、当然7時間公演の練習をしますので、また一旦帰るわけです。また迎えに行くわけです。だから往復入れて4時間かけて河内長野市のプログラムに南泉州の熊取町の子どもたちも含めた人たちが参加していて、それでも、それだけ時間をかけてもプログラムに参加させてあげたいんやなというのが物すごくいい取り組みだと思ったんです。

参加した後の声なんかちょっと無理を言ってお借りしてきたんですけれども、保護者なんかの意見では、学校では発表する際にとっても緊張していた子どもが、ヤングアメリカンズに出たことで緊張せず自信を持って発表できるようになったとか、子どもがこれほど心の底から力を出して歌い踊るといことはないので、この経験を通じてどんどんみずからの殻を破ってほしいとか、ふだん感情を表に出さない子どもがヤングアメリカンズなら感情を表に出すので、親として本当に感謝しています、ありがとうございますと、そういったような非常に子どもの成長を実感する親の意見というのが物すごくあって、これは私も見ていてすごく感動したので、ぜひともこれ、熊取町でも力を入れて応援していただきたいなというふうに思います。

教育委員会としては後援名義とかも側面的に力を入れてバックアップしていただきたいなと思うんですが、どういうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） ヤングアメリカンズにつきましては浦川議員から前もって教えていただいております、まさにネイティブの人と英語でやりとりしながら仲間と協力して何か一つのことをつくり上げるというのは、当然子どもがその活動を通して、ここに書いているとおり、新たな自分に出会えたりとか、何か二の足を踏んでいただけ挑戦したら、ああ自分だってできるんやというような自信につながるということは、非常に子どもにとって成長できる、いい機会であるのかなというふうに思っています。

うちとしても、議員ご存じのとおり英語村を毎年実施してまして、何かみんなで協力してつくり上げるというそんな大きなものではないんですが、外国人と英語を話すことを通して、あっ自分も英語わかるやんとか、じゃ次またほかのことも頑張ってみようというふうに子どもたちが思える、そういう機会を提供することが私たち教育委員会にとってはすごく環境づくりという意味で大事だと思います。非常に似ている部分があるなというふうに思っているんで、子どもにとってはやはり

学べる、刺激を受ける機会が一つでも多いほうが、教育委員会としても子どもが成長できる機会となるかなというふうに考えています。

議長（矢野正憲君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

国際感覚の醸成というのは、何か一つだけやっておけばできるというものではないですよ。今、理事もおっしゃっていただいたように、英語村なんか僕も何回も見させていただいて、物すごくいい取り組みだなと思いますので、幾つも幾つもそういう材料があって、ミルデューラ市との野外活動ふれあい広場なんかもそうですし、向こうに行くということももちろんそうです。いろんなチャンネルがあって、全体的にそれがつながっていくことで国際感覚の醸成に住民全体で引き上げていけるのかなと思いますので、一つの材料として熊取町としても応援していただきたい。そういった意味ではきょうは非常に前向きなご答弁をいただきましたので、これから南大阪、熊取町、ひいては泉州地域で開催できるように活動していきたいなと思うんです。

ただ、先方にできるかどうか、どれぐらいでできるか確認したところ、実はもう来年はスケジュールがいっぱいで、ちょっと申しわけないけれどできないというような返事が返ってきたんです。早くて2021年での開催となるんですけれども、やはり南大阪では開催されていませんので、南大阪初として、それが毎年毎年できるような形で、いろんな団体に協力いただきながら進めたいなというふうに思っています。

これは、実は私以外に泉佐野市でも今6月議会をやっています、ちょうどあすですか、同じような本会議をやっています。泉佐野の市議会議員も一緒に見させていただいて、泉州地域でできたらいいですよというところで、今回、6月議会で泉佐野市会議員から同じように提案させていただいていますので、熊取町としても一緒に汗をかきながら前に進めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、最後の質問です。最後の質問項目は、家庭から出た草の無料回収についてお伺いしたいと思います。

本町は、大阪で一番きれいなまち「くまとり」を目指すというようなスローガンのもとで美しいまちづくり計画が施行され、それに伴い行動計画が実施されております。

今回の質問は、雑草が一気に生い茂る梅雨の時期、ちょうど今このタイミングにあるんですけれども、住民の皆さんは各個人の庭の雑草を引いた後、そのまま玄関周りであったり家の前の道路、ちょうどアスファルトのすき間から草が出ていたりとかしてますよね。そういったようなものも一斉に掃除したり、自分の家の前の排水口、この辺も一緒に掃除するかと思います。そこから、その家はもちろんなんですけれども、家から一步出た道路やその周辺で引いた草は、今のところは各住民のご負担というか、ごみ袋で通常のごみとして出されておりますので、その辺を行政にご負担いただけないのかというような質問をさせていただきたいと思います。これについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） それでは、庭の草木等の無償回収について答弁をさせていただきます。

まず、ごみの有償回収につきましては、地球温暖化対策という面からごみの減量化を図るための制度であり、その上で家庭の状況、例えば乳幼児を含めた子どもがいる家庭とひとり住まいの方や、庭がある戸建て住宅にお住まいの方とマンションにお住まいの方などではごみの量や内容が大きく異なるため、負担の公平性という観点から資源ごみ以外は排出量に応じたご負担をいただいているものでございます。

従来から、家庭から排出される草木や雑草につきましては一般廃棄物として指定可燃ごみ袋による有償回収、または住民の皆様が環境センターへ直接搬入する従量制による有償処分としており、近隣市町におきましても同様の扱いがなされているところでございます。また、草木や雑草の処分は可燃ごみの範疇であることを住民の皆様にご案内いたしましたごみの出し方マニュアルや町ホ

ホームページ等を通してアナウンスさせていただいているところをごさいます、今後も引き続き、有償処分として対応してまいりたいと考えております。

一方で、自治会による地域清掃やボランティア活動の一環として自宅周辺の道路等公共用地の草引き等を行っていただく場合は、事前に日程等についてご相談や簡単な打ち合わせ等をさせていただいた上で無償袋を配布、ご使用いただき、集会所等に集積していただいた後、本町が回収に向っているところをごさいます、今後も引き続き対応させていただきますが、個々にさまざまなケースがございますので、まずはご相談いただければと思います。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）大阪で一番きれいなまち、これは町長もスローガンと掲げられて、町長みずからたくさんいろんなところに出られて、清掃活動を一緒にされております。先ほども答弁ありましたように、自治会での一斉清掃、クリーン熊取とかアドブトドライバーとかアドブトロードとか、そういったところの地域の美化活動など、今現状はいろんな団体が清掃したものについては1カ所にまとめて、それを行政の方がとりに来られているといったようなところで、各個人についてはご相談してくださいというような答弁もありました。さすがに家の前のちょっとしたところとかというの、これについてというような相談というのはなかなか現実、されないと思うんです。

ちょっと考えたんですけども、これをやるやらないというのはもちろん皆さん方の判断になると思うんですけども、大阪で一番きれいなまちを目指すというスローガンというのは物すごくいいことですし、ただ、これは住民全体でやらないと大阪で一番きれいなまちにならないわけですよ。なので、そこをどうするかというところで、例えば今いろんな団体がやっている公共性のあるものであったり共有、いわゆる公園とかみんなが使うようなものはみんなで掃除しましょうということになっていて、各自治会でやる清掃活動なんかみんなが寄って掃除をしていると。そのときに、例えば今度は皆さん方のおうちの周りをこれでごみや草を引いたのを捨ててくださいねとかいうような形で、ごみ袋を数枚各自治会にお渡しして、それを参加者にごみ袋を渡していくということであれば、そこまで大きな作業にはならないんじゃないのかなというふうに思うんです。そうすることによって、住民の人たちも大阪で一番美しいまちを目指している熊取町だからこそ、そういう無料というか、ごみ袋を無償提供していただいて、そこで近隣の、家から一步出た玄関周りであったりとか、隣に家がなくて空き地がある人なんかは必ずやっぱりその周りも掃除されていると思いますんで、そういったごみを渡したごみ袋で捨ててくださいねとか、そういう形で出してあげることによってスローガンを定着させていくとか、そういう方法もあるんじゃないのかなと思うんですけども、そういうのはどうですか。物理的に考え方一つだと思うんですけども、難しいですか。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）まさに今、議員おっしゃっていただいたケースを個別に対応させていただいているという状況でございます。ただ、自治会等を経由するというのは、春と秋の一斉清掃のときのごみ袋をお渡ししていますし、それ以外で例えば小さな隣組でやる時なんかというのもお問い合わせいただければ、当然ごみ袋も含めて支援させていただきますし、個別にそういう公園なんかの横にお住まいの方が……。

ただ、一定ごみが出るという前提でお願いしたいというのはやはりありまして、少量のごみ袋になりますとどうしても費用対効果と申しますか、効率の悪さという部分が出てきます。一定ごみ量が出るという前提で、我々はそういう支援は今後とも個別の対応も含めてさせていただきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）個別の対応というのは、ごみ袋を各家庭にもう既に渡されているということですか、無償で。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）いわゆる可燃ごみ袋とは違いますが、一定の支援用の袋をお渡ししております。

ただ、個別に何軒も渡しているのかじゃなくて、例えば浦川議員のほうから公園の横の掃除をするのでというご相談をいただければ、じゃどれぐらいのごみが出ますねみたいな形でお渡しして、じゃ、いつなさいますかみたいな話もして収集に伺うというふうな形での支援をさせていただいているということです。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）一回一回現実的に、家の例えば隣の空き地を掃除するのでごみ袋を下さいというような話はなかなか難しいと思うんです。確かに団体で掃除する分についてはフォローしていただくというのがあると思うんですけれども、自分の家の草を引いて周りの道路とか排水口とかで出たコケとかいろいろついてますよね。そういうのも含めて掃除をするときにお問い合わせというのはなかなか難しいと思うんです。

なので、そこまでスローガンとして掲げていくのであれば、ぜひそういうごみの処理の仕方、無償配布というところにも力を入れていただけたらというのが今回の趣旨なんです。可燃ごみ、いわゆる草を引いた分です。

なので、もう時間が来てしまいましたので、また次回にしたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。

まず初めに、本年度の国民健康保険についてお伺いします。

今年度の保険料の状況をお聞きします。

国民健康保険が都道府県単位化となり、大阪府はその中でも統一国保を目指しています。毎年値上げになる国民健康保険料についてことしはどのような対策を考えているか、お伺いします。

また、昨年 の 収 納 に 関 す る 相 談 件 数 と 対 応 状 況 、 差 し 押 さ え を 含 み ま す 。 ま た 、 保 険 証 が な く 医 療 が 受 け ら れ な く な る 住 民 が い な い か ど う か 、 お 伺 い い た し ま す 。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今お問い合わせの件につきまして、続けてご答弁させていただきます。

国民健康保険についてのご質問にご答弁いたします。

国民健康保険制度については、持続可能な制度とすべく平成30年度から都道府県化されたところでございますが、支払わなければならない医療費、これは増加してございます。その結果、大阪府の市町村標準保険料率につきましても昨年度と比べ上昇しておるという状況でございます。

また、本町の国民健康保険料率につきましては、既に議員の皆様にもご配付させていただいております5月17日開催の国民健康保険運営協議会の資料のとおり、その財源を考慮しながら激変緩和措置について検討を行った結果、平成30年度収支決算の余剰金に加え、国民健康保険財政調整基金を一部取り崩し、現段階ででき得る範囲での最大の激変緩和措置といたしまして、医療分の平等割額を標準保険料率から15%軽減するものとし、その内容につきまして国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりご答申いただいたものでございます。

今回の激変緩和対策を行うことによりまして、65歳以上のご夫婦2人世帯で年金収入290万円、給与所得にしますと67万円のモデルケースであれば、近隣の9市町中、3番目に低くなるものと見込んでおるところでございます。

ご承知のとおり、支払わなければならない医療費が毎年右肩上がりに増加する中で、国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものにするためには、被保険者の皆様にも応分のご負担をお願いせざるを得ません。このご負担を緩和するためには、国においても保健事業等の重要性が示されておりますように、本町といたしましても医療費の増加を少しでも抑制することで被保険者の皆様の

保険料負担の軽減につながるよう、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」、こういった事業を推進するとともに、重複服薬の啓発事業やジェネリック医薬品の利用促進などにも根気よく進めておりまして、引き続き、医療費の適正化等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、お納めいただくべき保険料が滞納となれば、その不足分を補うために他の被保険者の皆様のご負担を増加させることとなりますことから、負担の公平性の観点からも徴収率のさらなる向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、昨年の収納に関する相談件数と対応状況等についてでございますが、相談件数については、日常的にももちろん適宜相談をお受けしてございます。件数といたしましては、滞納があり被保険者証の更新を窓口で行う世帯についてのみ集計してございますので、その数で申し上げますと、372世帯、延べ963件となっておりますのでございます。

相談内容といたしましては、保険料の分割納付や、あるいは分割納付継続中の世帯による納付額の見直しの相談、差し押さえ等の滞納処分に関連した納付相談などとなっております。また、より納付いただきやすい環境づくりといたしまして、月2回夜間の窓口を開設したり、あるいは年3回の休日窓口も開設しております。また、コンビニ納付など利便性の向上を図りつつ、よりきめ細やかで丁寧な対応に努めているところでございます。

なお、支払い能力があり特別配慮が必要な事情もなく滞納を続けている世帯につきましては、被保険者間の公平性を確保する観点からも、やむを得ず財産等の差し押さえまで至る場合もございます。平成30年度の差し押さえ件数は25件で、金額で申し上げますと251万2,520円となっております。

次に、保険証がなく医療が受けられなくなる住民がいないかどうかにつきましては、資格証明書の対象世帯であっても、滞納解消に向け現状で可能な範囲での納付相談等を行い、適宜短期被保険者証に切りかえるなどの対応を行っており、現行の制度運用の中でご質問に該当する被保険者が生じることはございません。

今後も、保険料を納期限内に納めていただいている世帯との公平性を確保することを前提としつつも、納付相談を行う際には個々の世帯の実情等把握に努めまして丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。1つ目のご質問に対するご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

資料をつけさせていただきました。これは熊取町のホームページから印刷したものです。ちょっと字が小さいので申しわけないんですけども、平成31年度の国民健康保険料率が決定しましたという項目の中ですが、先ほども答弁がありましたように、今年度の保険料率は、医療給付費分のみを見ますが、1枚目の上です。所得割が8.57%、昨年と比べて0.59%の増加となります。その下の均等割は昨年より2,402円のアップで2万9,713円、平等割、これは激変緩和後と書いてあるんで、まず下のほうから、激変緩和前です。これは大阪府が示してきた数字になるんですが、3万1,799円で9,548円の増加になるということです。

熊取町は、先ほどもご答弁がありましたように、国民健康保険運営協議会で審議が行われて、それで町独自の激変緩和措置を行い、これが表の上になります。2万7,029円、これにすることが決定したわけでありまして。国保運営協議会でそう決まったわけなんです。しかしながら、そのような町の対応をしたとしても4,778円増だと、値上げになるんだということでもあります。

一番下のところでは、賦課限度額は大阪府に合わせて54万円から58万円、4万円引き上げられたというのがこの表の説明ですね。これを見る限り、統一国保料率になってからどんなに努力しても年々保険料が上がっていくんだということがわかるわけです。激変緩和措置を行うとしても、熊取町は大阪府からの財源は来ません。ほかのところには来るところがあるんですけども、それはま

た別の理由、平成28年度の熊取町の保険料が高かったがゆえにもらえないという原因があるんですが、町独自で激変緩和措置の財源を生まなければならないというところでは、職員もかなり努力して今回の目いっぱい引き下げ案だということなんです。そういうことですね。

再度、値上げ幅をお聞きしたいと思います。

ホームページ掲載の2枚目の下には、保険料計算例、ひとり世帯の場合の世帯主65歳以上で年金収入が150万円の方、この方の保険料というものが、3枚目に入りますが、医療分だけで合計が1万7,020円、支援分、介護分が含まれて2万2,760円、こういう表になっております。2つ目の保険料の計算例では、世帯主が65歳以上の年金収入220万円、配偶者65歳以上の年金収入70万円、そういった2人世帯の家庭では、医療分の表の中を見ると合計が10万640円で、支援分、介護分が入って13万2,860円と示されています。

次の表です。次のモデルケース、保険料計算第3、3人世帯です。これは世帯主が45歳、事業所得が200万円、配偶者が43歳、給与収入120万円、その方の医療分は27万8,140円で、支援分、介護分が入って45万3,650円、これが3つのモデルケースとして紹介されています。

今年度の保険料は示されていますが、昨年の保険料と比べて幾ら上がっているのか、金額を教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、モデルケースのひとり世帯のケースで申し上げます。年間の保険料総額での比較ということで、このケースでいきますと、平成30年度のいわゆる激変緩和後、実保険料額といたしまして1万9,850円、今回31年度の激変緩和後で2万2,760円、額にして年間で2,910円、率で申し上げますと14.7%ということになってございます。ちなみに大阪府が示している標準料率のままでございますと、これが2万4,190円となって増加額が4,310円、21.9%の増となっておったものを、激変緩和によりまして今申し上げました21.9%から14.7%まで引き下げを行わせていただいたというような状況が、モデルケースの1でございます。

続きまして、モデルケース2でいきますと、年間保険料額、30年度が12万2,830円でございます。31年度激変緩和後、そこに書いてございます13万2,860円でございます、1万30円、率で8.2%の増となっております。これが大阪府の示す標準料率のままでございますと、増加額が1万2,420円、率で10.1%の増となっておったものが、8.2%の増に引き下げを行わせていただいております。

続きまして、3人目の世帯で申し上げますと、平成30年の年間合計額41万8,820円が31年45万3,650円、増加額が年間3万4,830円、率で8.3%となっております。大阪府の示す標準料率のままでございますと、これが45万8,420円、増加額が3万9,600円、9.5%の増となっておったものが8.3%の増というふうに、激変緩和により抑制させていただいております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。細かく説明していただきました。

大阪府の示す数字でいくと、すごい金額に上がっていくんですね。これもまだ、町の努力でこのように引き下げているという数字が示されました。

合計基準所得がゼロ円の世帯、そこに対してでも14.7%の値上げになりますよね、激変緩和措置した後でも。基準所得が67万円の世帯でも8.2%の値上げ、保険料の計算例の3番です。合計基準所得が189万円の世帯では3万4,830円、8.3%の値上げということで、これ本当に大阪府の意向のままで推移していいのかなというのがとても不安に感じるところなんです。

これはもう何度も議会でも申し上げてきたんですが、納付月が前は12カ月で仮算定がありましたので、そこから10カ月の納付月になったということも、その月々の支払いの負担が大きくなる場所もあります。

このように国保料が毎年、去年よりも上がり続けているということなんです、激変緩和措置の

経過措置は6年間、現時点で2回目ということなんです。この激変緩和措置の期間終了後は、大阪府の示した数字まで町は引き上げていかなければならないということです。住民にとって高くなる国民健康保険料が本当に生活を脅かすところまではね上がる状態を、このまま放置していいのかという不安が非常にあります。

熊取町は、残念ながら国民健康保険運営協議会の委員は議員から選出されていません。また、町の条例改正では、保険料率、賦課限度額も大阪府に合わせる条例が共産党以外の賛成で可決されたわけであります。議員としては、今後高くなる保険料に対して意見を言うことができなくなっているのではないかと。この町議会のような一般質問や予算や決算の中でしか発言できない状態に陥っています。

大阪府と熊取町は対等の保険者であります。これまでも何度も述べてまいりましたが、熊取町が大阪府に準ずるのではなく、保険料や住民の様子を見て生活状況を把握した上で自主的に判断を行い、住民に寄り添い、高過ぎる保険料についてはどうしていったらいいか、国や大阪府に物を言い、改善に力を入れていってほしいと思います。その点はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もう江川議員とは常に話が平行線になってしまっていて、本当にまことに申しわけないんですけども、まずもって、先ほど私、答弁の中でも申し上げましたとおり、医療費が右肩上がりになって上がってございます。今回大阪府が示しておる標準料率の算定に際しても、大阪府から示されたなぜ上がったのかという増の要因の中には、保険給付費、つまり医療費の自然増、これが1人当たり1万5,000円上がっておるという資料がつけられております。それから、前期高齢者の交付金の精算金の増が0.3万円、介護納付金の増、これも0.4万円と、こういったふうに自然と右肩上がりに上がってくるそういった要因があると。それをいかに我々は抑制していかんのか、それを考えざるを得ないというような状況でございます。

また、もう一つ具体的な例を申し上げますと、先ほど江川議員は町のほうが単独でやったらどうやというふうにおっしゃられたところでございますが……

（発言する者あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、一つだけ。

昨年の12月、医療費の補正予算2億数千万円を上げさせていただいております。これは単独でやっておれば、当然今年度、その半分近くは赤字額として皆さんの保険料負担を増加させることになってしまいます。しかし、今回は逆に黒字額を計上できてございます。これは、とりもなおさず都道府県化された効果であるというふうに我々は考えております。単独ですするというのは、とてもではないですけども不可能でございます。都道府県化というのは、今後持続可能な制度としては、もうとらざるを得ない道でございます。

そして、先ほど答弁で申し上げましたとおり、保険料が上がっていく一番の原因である医療費の右肩上がり、これを少しでもストップをかける、そのために我々、特定健診の受診率向上であったりジェネリックの利用促進であったり、そういったことに地道ではございますが取り組んでいく、そういったことを考えておるところでございます。この辺は大阪府とも同じ考えでございます、これらについては大阪府とも常に意見交換をさせていただいておるところでございます。今後も、そういったことで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと誤解されているように思ったんです。単独で下げろとか言っているわけではなくて、今言っているのは、単独で激変緩和措置をやったと、今回引き下げたと。その分はすぐ努力されていると認めた上で言っているんですよ。その上で、国や府に今の住民の状況、保険料が生活を圧迫している、そういう状況をしっかり物を言って、それで改善に町自身からも力を入れていってほしいということを申し上げたわけです。

です。熊取町はもうずっと一般会計から繰り入れもしませんと宣言されていますから、その辺はもうする気もないんだと。大阪府のほうも一般繰り入れはさせないという方針でありますので、だから大阪府を動かすのはとても至難なことなんだと思います。ですが、やはり同じ保険者として府や国にその状況をしっかり伝えて、改善するように力を入れていってほしいと言っているわけでありまして。いいですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もう話がすみません、平行線になってしまうんですけども、大阪府とは常にそういった話をしてございます。大阪府のほうも、医療費がこれだけ右肩上がりになっていって、本当にもうお上げというのは、これはもう本当に正直なところなんです。

最近、新聞の折り込みでもずやんが出ている府政だよりも、大阪府の医療費、全国の平均を上回っていますという府の広報も出されておりました。ですので、皆さんでもう本当に特定健診を一生懸命受けてもらって、ジェネリックを一生懸命使ってもらって医療費の抑制に努めていってもらう。それがひいては皆さん一人一人の保険料負担の軽減につながるんやと、そういう意識を持っていただくというのが一番やと思います。これで大阪府とも常々話をしておるところでございます。今後も、こういったことは粘り強く話のほうを続けていきたいと思っております。

また江川議員も、もし何かこういった名案があるというのであればお教えいただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうことですね。ですので、国の政策としてその辺が予算がつかないと非常に難しいところまで陥っているという状況でありますので、その点については状況を考えた上で、このままではいけないという部分で国からの補助をふやすなどの対策の要望を、私ども共産党議員団も要望しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（「12時14分」から「13時09分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

江川議員の一般質問を継続いたします。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。朝に向田橋の繰り越し理由についてのご指摘をいただいたときに、不手際というかぶざまな姿を見せて申しわけございません。

事務方のほうから繰り越し理由を確認したところ、橋梁のかけかえに当たって支障となる電柱と電線、これの移設の工事が昨年9月の台風の影響で大分おくれたと。それで橋梁のかけかえに着手するのが非常におくれたというふうなことで一応繰り越しをさせていただいたんですが、要は、橋をかけかえて一応年度内に開通をさせているというふうなことでございますので、一応予算上は繰り越ししていますけれど、実態上は年度内に通れるようにしているというふうなことでございました。

それで、ちょっと私のほうなんですけれども、今回繰り越した後の事業ということで、この事業がどうなっているかというふうなことについてその辺は下勉強してきたんですけど、繰り越しの理由というのが私が来る前の前年度の話でして、そういうふうなことでちょっと確認ができていなかったというふうなことで、ぶざまな姿を見せて申しわけございませんでした。

今後はこのようなことはないと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）それでは、引き続いて一般質問に入ります。江川議員。

13番（江川慶子君）次に、昨年の収納に関する相談件数と対応状況、また、保険証がなく医療が受けられなくなる住民がいないかどうかお伺いしました。そのことについての再質問を少しさせていただきます。

きます。

相談件数が372世帯で963件ということだったんですが、分納納付だとか納付の見直しだとか滞納だとか、そういったことに対して夜間も含めて相談に当たっていたということなんです。先ほど、保険証がない、医療が受けられない方はいないというふうにご答弁されたんですが、それは本当なんですか。とめ置きというのはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご指摘のとめ置き、いわゆるこちらから幾ら接触させてもろうても電話をかけさせてもろうても通じない、通じて来てくれない、こちらが直接リンクさせてもろうても会ってくれない、それで一定期間こちらのほうで待機していると、そういう状態はそれはもう確かにございます。ただ、それはこれだけ接触してもという部分になりますので、制度運用上はそういった相談に来てくれれば必ず保険証なり何なりの対応ができますので、制度運用上はそういったことではないと、そういうことでございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうことで理解しておきますが、もしその方が、ご近所の方とかでも生活実態があるとかいうことであれば、ぜひ対応を、会いに行つて話を聞くだとかもう一回コンタクトをとるとか、そういうことをぜひしていただきたいなと思うんです。いろいろお願いすることばかりなんです。住民の皆さんが健康で元気に暮らせるための国民健康保険というのは大事な事業なんで、どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。2つ目は補聴器購入補助についてお伺いします。

70歳以上の高齢者の約半数になると言われている加齢性難聴、ところが、日本の公的支援は欧米に比べて大きくおくらせています。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。補聴器購入補助を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、補聴器購入補助についての70歳以上の高齢者の約半数になると言われている加齢性難聴について補聴器購入補助を求めますが、いかがでしょうかについてご答弁申し上げます。

70歳以上の高齢者に対する補聴器購入補助といたしましては、聴覚障害6級以上として身体障害者手帳の交付をされた両耳の聴力が70デシベル以上の方もしくは一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方を対象としまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具支給制度として購入等に要する費用の一部を支給しております。

なお、ご質問をいただきました加齢性難聴の方で身体障害者手帳の交付を受けておられない方に対しましての補聴器購入助成につきましては、現在実施していない状況でございますが、医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、平成30年度から所得税及び町府民税の医療費控除の対象となったところでございます。

加齢性難聴は、日常生活における質を落とす原因になるだけでなく、近年では認知症や鬱の危険因子である可能性も指摘されているところでございますが、高齢者補聴器購入助成につきましては、全国的にもまだ導入実績も少ない状況でございます。本町といたしましては、国や府、また近隣市町の動向を注視しながら情報収集等を行つてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

資料をつけさせていただいております。印刷でちょっとカラーの部分が見えにくくなってしまったんですけれども、25デシベルのところから線が入っているんです。ちょっと印刷のほうがうまく

写っていないんですけれども、25デシベルから写っているんです。右の2つ目の70から90デシベル、このあたりは高度難聴です。そこからは障害者手帳をお持ちの方で、今対象になっていると。今回必要だというのは中等度の難聴の方、40から70デシベル未満、日常会話が聞き取りにくい、また耳元で話さないと日常会話が聞き取りにくい、こういう方が対象から外れているということなんです。

難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が、聞こえの改善にとって大切です。しかし、補聴器は15万円から30万円ほどと高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。補聴器購入の公的補助は障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られており、欧米諸国では医療の問題として補助が行われています。これは、難聴を医療として見ている欧米と比べ、日本は障害者のカテゴリーで助成対象になっているためです。そのために、難聴の人の補聴器所有率は、イギリスで47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%と比べて、日本は14.4%と非常に低くなっています。

補聴器の装着は、WHO世界保健機構では中等難聴の41デシベルから推奨しています。日本の70デシベル以上では、支給は限られています。高齢者が社会で活躍、働いていくとき、補聴器は必需品になります。加齢性難聴は、日常生活を不便にし生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されております。

今回、議会のほうでは意見書でも提案していますが、ぜひ全会一致で国への要望として採択できればと願っております。国会での答弁では、麻生財務相もやらなければならない必要な問題として答弁しています。国の補助制度の創設とともに、身近な町としても、助成活動をこれから前向きに考えていっていただきたいなと思います。答弁では、今のところは難しいということ。国のほうが動けば何らかの形を次のステップとして考えていくということですよ。そのように思っているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）正直申しまして、国のほうも麻生財務大臣のほうも、「厚生労働省から提案はまだないが」という前置きがございます。つまり、これを所管している厚生労働省もまだその動きがないということを財務大臣もおっしゃっておるという状況で、国のほうですらそのような状況でございます。

それから、大阪府の障がい部局のほうも高齢部局のほうも問い合わせいたしましたが、現時点、検討も行っていない状況やというふうに聞いてございます。当然、近隣市町村でやっている実績もないというのが正直なところでございます。

それと、あと一つは、全国でやっているところをネット検索で一生懸命ひっかけて調べたんですけれども、中には創設したんやけれども途中で廃止しているところもあるような状況もあります。そこにその理由も尋ねたんですけれども、これはちょっと留意する必要があるかなと思ったのが、加齢によるものへの支給となると、耳以外にも目も歯もあり、その線引きが難しいというようなことがあって、続けておったんやけれどもその辺の指摘があって廃止に至っているというようなところもあるというようなこともございまして、その辺の情報収集を今後も継続して続けてまいりたいというふうに考えております。そのあたりでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

とにかくこれから70代といっても今はもう本当にまだまだ地域のコミュニケーションでパワーを果たしている世代だと思います。特に登校見守りにしても地域の自治会にしても本当に大事な世代です。そういうところで耳が聞こえづらいというところでお困りの人たちをきちんとケアすることによって、そういう人たちの活躍の場も広がるわけですので、ぜひその辺も国が動けば動くということで、重要なことなのでよろしくお願いしたいなと思って要望しておきます。

それでは、3つ目の質問に入らせてもらいます。3つ目は、中高年の引きこもりについてお伺いします。

小学生ら20人が死傷した痛ましい事件が起きました。遺族や傷つけられた子どもたちの心身のケアはこれからが大事です。それは、不安におびえる人々も同じです。二度とあってはならない出来事です。同じ思いを抱きながらはつきりとした道筋が見えないもどかしさ、その中で偏見を助長するような風潮も見られます。

50代の容疑者がひきこもり傾向にあったと伝えられたことから、ひきこもりをどうにかしろなどという乱暴な声も出てまいりました。息子はひきこもりがちで家庭内暴力があった、川崎の事件を知って息子も人に危害を加えるかもしれないと思った。長男を殺害したとされる元農水事務次官の供述も切実です。事件をめぐって聞こえてくるこうした声が、さまざまな事情を抱えてひきこもり状態にある人や家族をますます追い詰めていかないか心配です。ひきこもりだろうが家庭内暴力がある人が人を殺害することは絶対に許されない、恥だと思わずに外部機関とつながってほしい、誰も1人で死ぬべきでも殺すべきでもない。

内閣府の調べでは、今や中高年のひきこもりは60万人余りに上り、若年層を上回ったと言われています。80代の親が50代の子を養う8050問題も深刻です。国からも置き去りにされ、SOSも出せずに社会から孤立していく人たち、自己責任だと済ますことはできない現実です。ひきこもりの長期化、高齢化の問題が浮き彫りになってきました。親の世代も、高齢化する中で焦りを募らせています。

熊取町ができる支援について町の考え方をお聞きします。また、これから取り組もうとしていることがあればお伺いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、3点目のご質問の中高年の引きこもりについて、いわゆる8050問題への支援及び今後の取り組みについてご答弁申し上げます。

8050問題とは、ひきこもりを背景とした中高年層の子と高齢の親が子どもの生活を支えるという社会問題でございます。本年3月、地域の福祉に関連する多くの皆様にご参画をいただき策定いたしました熊取町第4次地域福祉計画におきましても、複合化する地域の生活課題として捉まえ、その課題の重要性を認識しておるところでございます。

本年3月には、江川議員のご指摘の内閣府から40歳から64歳のひきこもりの状態の人の初めての実態調査の結果が公表されたところでございます。全国規模の数が明らかになるのは初めてのことで、その調査結果では、全国に推計ではございますが61万3,000人に上る長期化、高齢化した課題となっているという、そういった状況が明らかになってきております。

本町におきましても、CSW、コミュニティソーシャルワーカーによる生活福祉相談におきまして、ひきこもり状態にある当事者や家族の方への相談支援を行っているところでございます。また、相談につながる前の段階におきましても、地区福祉委員あるいは民生委員児童委員の皆様方のご協力を得ながら、イベントやサロンを通じ、少しでも気になる方や困っている方を相談へつないでいただく声かけや訪問など、情報把握などのネットワークの構築を図っているところでございます。

今後の取り組みについてでございますが、引き続き、当事者やご家族に寄り添い、きめ細やかな相談支援や情報提供の充実に努めるとともに、大阪府ひきこもり支援センターや保健所との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、ひきこもりになったきっかけもさまざまであることから、就労支援はもとより、必要となる医療や福祉サービスへつなぐほか、社会参加のきっかけとなるよう、身近な地域で展開されておりますタピオステーションなどの地域における憩いや集いの場を活用することによりまして、居場所やつながりづくりに資することができるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

今の状態の中ではCSWが相談窓口になって話を聞くと。あと、相談に来られていないケースの

場合は地域の福祉委員、民生委員たちがその状況を把握して、声かけ、状況を見て、それでこれから細かく情報の提供やとか就労支援とかいろんな福祉サービス、そういったことを福祉委員と民生委員を媒介にして対応していくような話だと。

熊取町で引き込まれている方の状況というのはどのように把握しているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）国が実施したようなこういった調査は当然用意していませんけれども、そこから人口当たりで推計すると200人程度というような、これはもう統計上の単純な数字ではありませんけれども、そういうふうに想定されます。

それとあと、現状として、CSWが相談を受けた案件の中でいわゆるひきこもりに関連するような件数、これは28年度が4件、29年度で7件、30年度で3件、合計この3年間で14件に上っております。そのうち、現在も6件については継続して支援を続けておると、そういったのが今の現状でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

ということは、統計上の想定で200人という数字を出していますけれども、熊取町で調査したとか細かく状況を把握しているわけではないということですね。その点はどうするんですか。対象者がある程度把握していないと対応できないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ひきこもりというのは、もうご存じのように、非常にデリケートな問題がたくさんございます。国の調査も61万人というのはあくまでも推計で、実際にアンケートなり調査を実施して数字が上がってきたのが数千人という規模、それを統計的な手法を使って全国でどれくらいおるだろうと、そういう推計の数字でしかないというところでございます。ですので、本町レベルで個別にそういった調査というのは、これはなかなか困難であろうというふうに考えております。ただ、地域の先ほど申し上げました福祉委員であるとか民生委員であるとかそういった方は、日常的にこの地域でどういう状況になっておるかというのはほぼおつかみになっておられます。

ですので、そこで、つい最近もあったんですけども、前は見かけたんやけれども長い間見かけてないからというような、そんなお問い合わせがこちらのほうへSOSが来る場合もございます。そういったときにはすぐにその現場のほうへ向かっておりますし、場合によっては警察のほうにも連携をお願いしたり、それから地域包括支援センター、そちらとの連携も図って対応しておると。個別に本当に丁寧な対応をしないとかがって悪化させるというようなこともございますので、なかなか大規模に熊取町だけそういう調査をするというのは難しいかなというふうに感じております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）私もそのように思います。デリケートな部分ですし、本人がとても精神的にも責任感が強くて人に迷惑をかけてはいけないということから、どこにも助けを求めずに、家族もできたら自分とこの家族で問題解決したいという形で、それが長期化してしまったがゆえに家族の枠から出ていけない、そういう状況が続いてしまっているんだなど。だから問題が浮き彫りにならない、そういう実態があるんだなど感じています。

国は、専門の相談窓口として2009年度から都道府県や政令市にひきこもり地域支援センターを設置しました。訪問相談にも取り組むが、支援がまだまだ追いついていないのが現状のようです。そういう方が出てきてどこかに集まる居場所づくりが専門家の方たちは大切だと、安心していける場所、そういう部分では、地域の中やオンライン、今ネットも盛んですので、そういう中でも生きていいと思える場所や関係性をふやすことが、さまざまな生きづらさを抱える人たちの助けになると言われています。そういった活動に、これから行政は場所の提供や活動費を提供すべきだと思います。

す。その辺は提案として、そういうことも真剣にこれから考えていかなければいけないかなと思います。

社会的孤立や家庭でのさまざまな問題が複合化し複雑化していますので、包括的な相談体制の構築やみずから声を上げるのが難しい人や、そういった家庭に気づき、相談につなげられる地域づくりを進めるようよろしく要望して、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問が初めてなもので不手際がありますかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、選挙公報についてです。

私も今まで選挙公報を拝見する立場でありましたが、今回初めて掲載する立場になり、あの小さな枠組みの中でどうやって自分のことをアピールし、有権者皆様の目にとまっていたか、初めてのことだったのでいろいろ試行錯誤いたしました。恐らく、立候補された方の中には同感してくれる方もいらっしゃると思います。

平成31年4月に行われました熊取町議会選挙で、熊取町のある地区で約100世帯の家庭に選挙公報が配布されておらず、4月21日日曜日の選挙終了後の4月23日火曜日にポストに入っていたと住民の方々から私のほうに苦情がありました。選挙後に選挙公報を配布するなどあってはならないことで、第一に住民の皆様に変失礼な行動であり、平等な住民サービスをしたとは考えられません。

そこで、選挙公報のことを調べてみました。

東京大学名誉教授で現熊本県知事の蒲島郁夫知事が東京大学教授時代に、明るい選挙推進協会での調査によりますと、有権者にとって選挙公報は重要な情報源である、有権者の31.3%が実際に見、12.4%が誰に投票するかを決めるのに役立ったと答えており、接触率、有用性のいずれも比較的高い媒体であるという調査結果がありました。これによって、この調査結果を照らし合わせると、本町の有権者の1万1,160人が選挙公報を見、そのうち4,421人が実際に投票をする目安として選挙公報を見ることとなります。

皆様もご存じでしょうが、今回の統一地方選にて1票差で当落選している東成区、寝屋川市、田尻町、3票差では岸和田市と、近隣の市町や寝屋川市のように有権者約20万人の都市でさえも1票差で当落選しているので、本町にてもそうなり得たかもしれません。

よって、私が把握している100世帯以外でも配布漏れがあったのか、どういう業者契約をしてどういった配布方法をとっているのか等、何点か伺ってきたいと思います。

まず、選挙公報の印刷業者と配布業者は別々なのでしょうか、また、どういう契約方法をされているのでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の1点目、選挙公報についてご答弁申し上げます。

選挙公報につきましては、候補者の氏名や所属政党、経歴などが掲載されており、有権者にとって候補者を選択する上で大切な情報源となるものと認識してございます。

先般の町議会議員選挙におきまして、選挙公報につきましては選挙公報条例に基づき選挙期日の前日までに配布するものとしてございまして、その方法につきましては、告示日である立候補届の受け付け日に立候補届を受領後、直ちに印刷業者に印刷を依頼し、完成後、配達業者を通じて各世帯に戸別配布しているところでございます。ですので、議員ご指摘の印刷業者と配布業者については別の業者ということでご理解をお願いいたします。

また、その配布状況につきましては、選挙期日の前日までに毎日、配達業者から配布完了地域の報告を受けるとともに、住民の方からいただく配布漏れへの対応も含め、完了しているところで

ざいます。

ご質問にあります多数の世帯への配布漏れ、また選挙期日後の配布につきまして、再度配達業者に確認いたしましたところ、選挙期日までに配布している旨の報告をいただいているところでございます。

今後におきましても、選挙公報につきましては、有権者の方にとって大切な情報源になるものとして配布漏れがないように取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）選挙公報の印刷業者と配布業者は別ということで、わかりました。

そしたら、選挙終了後に選挙公報を配布した経緯と、なぜ火曜日に配布したかというところの答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）日にちをおくれて配達というところで、再度業者のほうに確認させていただきました。その業者につきましては、これまでも複数回に及び委託してございまして、どういった意図で選挙公報を期日までに全戸配布するかということも十分理解した上での配布ということで踏まえている業者でございます。そこで確認しましたら、それは一定理解はしているので、そういったことは絶対にないですという答えでございました。

ただ、いずれにいたしましても、今回、議員から配布漏れという、未対応であるということのご指摘につきましては真摯に受けとめさせていただきまして、近々参議院議員選もございまして、そういったところでも選挙公報につきましては、選挙公報が例えば届かないとかそういったことがないように、確実に住民の方にお届けできるような体制づくりを努めてまいりたいと思いますので、何とぞご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、100軒あたり配布をしたと業者が言うているわけですね。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほど申し上げましたのは、事業者の確認をさせていただきました。100軒余りという議員のご指摘の部分もしっかりと伝えさせていただきまして、そういう漏れがあったのかという問い合わせの中では、いや、そういったことはもう絶対にないですと、期日を超えて配るようなことは、理解はしているので、そういったことは絶対にないですというお答えでございました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）終了後に配布をしていないということですか。

（「はい」の声あり）

1 番（田中圭介君）これについては、私は今、隣組の組長、区委員をやらせていただいております、また私の家の前のマンションの区委員とか、そしてまたマンション住民にも多数知り合いがおりまして、その区委員同士の中でも、入っていなかった、そして火曜日に入っていたという事実をもう確認済みなので、その業者が入れていないというのは虚偽に当たることになりませんか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）確かに食い違う部分はございます。そういったことも含めて事業者のほうにも、今さっき申し上げましたけれども、1 点目の前で新たな参議院議員の選挙についても選挙公報を配る作業がございまして、そういったことはもう絶対にあってはならないことだというふうに私どもも思っております。そういったことも踏まえてそういったことがないような体制づくりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）あくまでも入れていないということになるんですか、そこは。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今となつては、入れていない、入れているというようなやりとりしかできません。水かけ論のような形になるんですけれども、一定、選挙期日までには、そういった事例については事業者が迅速に対応したりであったりとか、選管の人間が直接持参したりであったりとかということの対応は、期日前であればさせていただいているところなんです。そういった事例というのは余りこれまでも聞いたことがありませんで、事業者も、逆に私どもが言った内容についてはちょっとびっくりされているような状況でございました。ただ、そういう実態がやっぱり声としてあるということはしっかりと踏まえさせていただいて、次回にそういったことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）やはり住民の方からのクレームだったので、そこはしっかりと受けとめていただいて、選挙後に配布されたところで、はっきり言うて何の意味もないと。選挙前に入れば選挙公報というのは意味がないというのは多分皆さんご存じだと思いますし、やはり聴覚のハンデのある方はそういうのが情報源になりますので、今後、そういう100世帯とか、1軒でもだめだと思ふんですけれども、気をつけていていただきたいなと思います。そこはよろしく願いいたします。

それでは、2点目に入ります。2点目は投票率の低さについてです。

平成23年52.01%、平成27年48.00%、平成31年47.61%と熊取町議会議員選挙の投票率は徐々に低くなり、ここ3回で最低となりました。今回から18歳以上が有権者となり、若者への投票参加の呼びかけや啓発運動等何かアピールやアクションを起こしたのか、何点か伺っていききたいと思います。

まず、現在、主権者教育等が行われておりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ご答弁申し上げます。

学校において、中学校3年生では公民の教科書により、日本の選挙制度等についての学習をしておるといふ状況でございます。また小学校6年生におきましても、税金の使い道を決める議会と選挙でありますとか、あるいは選挙制度、政治への参加というふうな点で、教科用図書を活用しながら学習しているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）簡単に言えば教科書どおりに教育は行っているということで理解してよろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学校教育といいますのは教科書が主な教材であり、それをもとに学ぶということが基本、大前提でございますので、そういった形で活用しながら学習しているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）投票率向上のための全体的な答弁ということであらかじめ用意させてもらっているんで、それをまず答弁させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務部長（林 利秀君）すみません。

投票率向上のためのアピールについてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、先般の町議会議員選挙における投票率につきましては、同選挙過去3回の中で最も低い数値となったところでございますが、町議会議員選挙のみならず、さきの大阪府知事選挙や大阪府議会議員選挙などここ最近の選挙においても、決して高い数値とは言えない状況で

ざいます。

このような中で、これまで投票率向上のための取り組みといたしましては、熊取駅期日前投票所の設置や大学での出前講座の開催、また、成人式における選挙啓発物品の配布などを行ってきたところでございます。

今回の統一地方選挙に向けての取り組みについてでございますが、昨年度6月から、新たに有権者となった方に対して送付しています啓発はがきにつきまして、選挙人名簿に登録された旨の通知にあわせて選挙制度の案内を行うためにQRコードを付し、総務省のホームページにリンクさせる工夫を行うほか、9月、10月には要介護認定を受けている高齢者や障がいをお持ちの方に対してまして、ケアマネジャーや相談支援専門医を通じた移動支援のサービス利用や郵便等による不在者投票制度のご案内をさせていただいたところでございます。

また、ことし2月には、図書館の協力をいただき、貸し出しカウンター前にコーナーを設け、選挙に関する図書を配架するとともに、選挙のお知らせや選挙公報もあわせて配置し、さらに町議会議員選挙時には熊取町のフェイスブックに啓発記事を掲載するなど、統一地方選挙への関心を高める仕掛けづくりを行ったところでございます。

議員ご指摘の投票率の低下につきましては、本町に限らず他団体でも同じ状況でございまして、全国的にも問題とされているところですが、投票率向上のためのあらゆる取り組みを今後も継続して検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）駅の不在者投票ですが、あれは何年前から行われているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）平成27年度の大阪府知事選からでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）現在のところ、熊取町議会議員選挙では木曜日の4時から8時の木、金の2日間だったと思うんですけど、それをもうちょっと時間を長くとか、曜日をもうちょっと長くとか、そういうことはできないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、時間を長くですけれども、やろうと思えばできます。ただ、人の手当てであったりとか、ほかの市町村も期日前については時間を繰り下げたり繰り上げたりというようなことでもしているようでございます。その結果、投票率の状況を見たら余りその効果がないような状況、逆に下がっていたりというような状況もございますので、そういったことで、今やっている中での時間帯の延長であったりとか日数をふやすであったりとか、一定、利便性の向上には反映できると思います。ただ、その間、役場のほうの期日前もございまして、両方間違っただけいけない業務を並行してやっているというような状況の中で、ただ時間が延びる、日数もふやすということになれば、なかなかその管理自体が今よりも難しくなります。そこは、一定検討はさせていただきたいなと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、今まとめておっしゃっていただいたので、次の泉佐野市に関してなんですけれど、これは、18歳から有権者になるということで、泉佐野市は議場の見学や、そしてまた1回やめていたことも議会というのをまた再開するようになっておりまして、今回は8月に開催するようですが、本町も、以前、数年前か10数年前かにやっていたとお聞きしましたことも議会を再開してはいかがでしょうか。そうすることで若者の選挙への関心も高まり、投票率の向上につながる可能性があると思います。さらに、今まで選挙に行ったことのない親御さんも、自身の子どもが選挙に行くことで相乗効果が得られるのではないのでしょうか。答弁よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）関連質問になると思うんですが、いっておきますか。吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、議場の見学等に関しましては、過去にも小学校からの要望もございまして役場の見学というのをやらせていただいていることもあります。だから、今現在でももし学校のほうからのご要望等があれば、当然町のほうで相談もさせていただいて、議場を見学するであるとかというような活動も実際にはさせていただけるという状況にあるというのがまず1点でございます。

それから、こども議会に関しましては、平成12年から20年まで6回開催させていただきました。平成20年度でこども議会のほうは終了させていただいたんですが、やはり行っている中で、こども議会としての疑似体験ができるというのはほんの一握りのわずかな子どもだけになってしまうということ、学校教育の目的というのは、やはり全ての子どもたちが学ぶことによっていろんな知識を蓄えていくであるとか経験することの必要性があるというふうに考えておりますので、そういったところが一部の子どもになってしまうということでもありますとか、あるいは体験活動というのは、日ごろの授業等で学習した体験を通していろんなことが身についていくんですけども、単発的な経験になってしまったというふうなこと、また、質問に際してはどの学校も結局同じような質問内容になってしまって、そこで調整調整をかけて最終どういう質問にするかというふうなことで、子ども自身の聞きたいことを中心にご質問させていただき、お答えをもらうということがなかなかできていなかったというようなこと、もう一点は、最終的にはやっぱり形骸化にもつながってしまったということもあって、こども議会については20年度でやめさせていただいたというふうな状況でございます。

その後、町政に触れるということで、町長と児童の懇談会というような形で、実際に町政の中心でお仕事をされている町長に質問して、またそれに答えてもらいながら子ども自身が肌で感じるというふうな活動を今現在も継続してさせていただいているというふうな状況ですので、今後もそのような形で進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、こども議会は開催するつもりはないということですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）現在のところ、こども議会をやるというふうな予定はないというふうなことでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今回から18歳になりました。中学3年生だと15歳、そして高校生になったら、早い子でしたら4月にもう16歳、そしたら、約2年たったらもう有権者になるわけですね。やっぱりそういう意味でも、もっともっと関心を持っていただくために、そういうこども議会というのは大変重要になってくるかなと。

20年というたらもう11年前の話、そのときはまだ二十でしたので中学3年生でも何年か先でしたが、今回、誕生日の早い人に限っては2年後にはもうすぐ投票に行かなければならないと。そういうことでも、僕はぜひとも前向きに検討していただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほどもご答弁させていただいたんですが、まず子どもたちに対する主権者教育、政治に関して学ぶ機会というのは教科のほうでも与えさせていただいているということ、また、こども議会は、もともと議会というものについて子どもたちが知るという大きな目的もありますが、それと同時に、やっぱり子どもたちが当時は自分で質問を考えて質問し、そしてその質問に答えてもらいというふうなやりとりをする中で、こんな体験ができたんやと、自分ももっといろんなことを知りたいなというふうなこと、当然ながらその目的はありましたが、ただ一方で、投票率を上げるであるとか選挙に行く行かないということが大きな目的では基本的にはなか

ったということもありますし、もう一点は、一つ我々が考えているのは、例えば教科用図書には投票所の様子の写真であるとか、投票箱がどんな投票箱でというようなところもきっちり載っています。だから、もし学校教育と同時に、例えば選挙のときにおうちの方が投票に行かれるので子どもと一緒に行って、子どもは中に入れなくても、表でこういうところが選挙で投票するところなんだよというふうなことで、当然投票率を上げるためには、学校教育で学ぶこと、これも一つ大事なことですけれども、やはり保護者や地域、みんなが選挙に対して関心を持ち投票に行くというふうなことの作業というのが私は何よりも大事だと思っています。

ですから、学校教育においては学校でできることをしっかり子どもたちに学ばせていきたいというふうに思っています。そういった中で、先ほど申し上げたこども議会についてはメリットもあればデメリットもあるというふうな状況で、今現在のところは行うという予定はないというふうにご答弁させていただきますので、ご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）わかりました。

でも、近隣の町も8月とか夏休みに募集をかけて、4人1グループとかグループで申し込みを募っているようなので、今、できないという答弁がありましたけれど、そういうグループごとに少し内容も変えていったり、もっとやわらかいこども議会というものを開催していただければという要望です、これは。

以上で僕の質問を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険料についてお伺いいたします。

10月より介護保険料の第1、第2、第3段階の方々が引き下げられます。

私の資料を見てください。

年間保険料で、第1段階の3万2,707円が2万7,256円に、第2段階の4万7,244円が4万1,793円に、第3段階の5万4,513円が5万2,695円に引き下げられます。ただ、第4、第5段階の方も町民税が非課税です。無年金や低年金の場合、家族に負担をかけていることをつらく感じている方が多くいらっしゃいます。本人が非課税の場合に独自減免ができないでしょうか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、介護保険料・利用料軽減につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の介護保険料に係る第4段階との差の拡大と独自減免についてでございますが、介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して、所得段階第1段階の保険料の軽減強化を行ってきたところでございます。また今回、5月の臨時会において提案しご可決いただきました介護保険条例の一部を改正する条例の内容にもございましたが、10月の消費税率10%への引き上げにあわせ、第1段階から第3段階までの市長村民税非課税世帯の保険料軽減を完全実施することとなっております。

介護保険料の所得段階は、本人の収入や世帯の課税状況など担税力に応じ、国により基準が定められております。議員ご指摘の所得段階第4段階の方は、本人は非課税ではあるものの世帯で見ると課税世帯となっており、今回の軽減対象となっている本人、世帯ともに非課税となっている第1段階から第3段階までの方と比較すると担税能力の面で違いがあること、そして保険料の減免を拡充することは他の被保険者の保険料で賄うこととなることから、負担の公平性の面からも慎重に考えていく必要がございます。したがって、現時点では所得段階第4段階の方への独自減免については考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私の参考資料の下の減免制度のところを見ていただけますでしょうか。

先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、熊取町独自で減免制度ができていまして、大変ありがたいと思っております。

第3段階、第2段階の方も、免除されて第1段階になる可能性があります。数はどれぐらいなのかちょっと私もつかんではないんですけども、しかし、もし第3段階で2人の世帯で収入が162万円以下の方でも第1段階になる可能性が、この表を見る限りあるんです。私の計算の仕方が間違っていたらまたおっしゃっていただきたいんですが、1人が無年金で1人の課税になっていらっしゃる方ですけども、その方の非課税の限度額の基準は、32万円掛ける2人分と、それからプラス19万円です。所得金額83万円となって、その方の控除額が65万円、それを足しますと48万円以上で住民税が課税されるということになりまして、負担が162万円よりも低い方でも6万1,781円無年金の方にかかっているということが起こってくるのではないかというふうに思うんです。このような逆転現象が起こるんでしたら、先ほども言いましたように、無年金や低年金の方は医療費は扶養に入っていてありがたいと思って助かるんですけども、まだ今使っていないような介護保険料まで子どもに迷惑をかけるのはつらいというふうにおっしゃっていらっしやいます。ぜひ、4段階、5段階の方の中で162万円以下の方だけでも何か救っていただけないものかなというふうに感じます。

どういうふうな方が、まだほかにもそういう方がいらっしやるかもしれないという、控除額というのがすごく年齢によったり仕事によったりで違うので、私は四十五、六歳の65万円の控除額の方だけを計算してみてもそんなふうには思いませんので、ぜひそこだけでも救っていただけないものかなというふうに考えて、またよろしくお願ひしたいと思うんですけども、それは無理でしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 所得段階により負担の割合なんですけれども、そもそも第1段階から第3段階の方につきましては低所得を対象にして国のほうから基準が定められていると。さらに公費を投入してもう一つ軽減強化をやったという過程がございます。まずそこを一つ押さえていただいて、さらに第2、第3段階の方を第1段階にやるといいましたら、やはり公平性の面から、先ほど答弁させていただきましたように、その面でクリアしていかなければいけないのかなというふうに我々は思っております。

さらに、議員のほうから収入の話が出ましたけれども、やはり収入の捉まえ方というのもいろいろございます。この減免についての要件なんですけれども、扶養の状況であったりだとか資産の状況であったりだとか税金をちゃんと納めているかだとか、いろんな要件をそろえていなければならないということ、したがってかなりハードルは高いような状況になっております。それもやはり国が定めている基準があるということで、この制度自体は熊取町のほうもそれにのっとってやっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。

でも、そういうふうなやっぱり無年金で子どもの扶養にかかっているけれども大変なんだという方の声を聞きますと、何とかしてもらえないかなという思いでおりますので、またその辺もこちらでもご理解をよろしくお願ひして、また相談に乗っていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

次の質問にいきますけれども、先ほどと同じで、無年金の方や低年金の方は介護施設を利用したくてもやはりしにくい。町独自の施設の利用率減免はできないかということでご質問させていただきます。ご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）次に、2点目の介護施設の利用料減免についてでございますが、町独自で介護施設の利用料減免を実施することは、その減免分を介護保険で負担するということになり、他の被保険者の保険料で賄わなければならないことから、結果として保険料引き上げにつながることで、また負担の公平性の観点からも、町独自の利用料減免につきましては考えておりませんので、こちらのほうもご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）毎回できませんと。そのときに、今回は出てきませんですけど、いつも社会福祉法人利用者減免制度がありますというようなことをおっしゃっているんです。社会福祉法人としての減免制度について説明していただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）社会福祉法人、町内では介護関係では3法人あるんですけども、社会福祉法人が実施をやっております減免制度がございます。いつも私のほうも答弁させていただいてありますが、社会貢献的な視点から社福法人のほうの減免制度があるということで、低所得者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施という観点から実施をやっておるところでございます。一定の要件、軽減対象のいろいろな所得状況であるとか、負担能力が親族のほうにはちょっとないだとか、いろんなそういう条件があって、それをクリアすれば軽減対象になるということです。

具体的に利用料の4分の1を軽減するといった制度になっておりまして、実際、利用料の本人負担分のうちのさらにその4分の3の負担で済むというような制度となっているというようなことでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）社会福祉法人というのは、熊取町では何法人でどこどこがあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）私、先ほど3法人と申し上げましたけれども、具体的には社会福祉法人の永楽福祉会、弥栄福祉会、伸栄福祉会の3法人です。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その3法人の中で何名ぐらいの方が受けられているんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）人数につきましては平成30年度で申し上げます。平成30年度の実績といいましょうか、これは申請ベースということでご理解いただきたいというふうに思います。要は、社会福祉法人の行っている事業ですので、最終の決算的などころというのはまだ社会福祉法人が行っている事業なので、そういったことをやりますという申請を受けますので、そのベースで考えていただければと思います。

低所得者向けの減免を活用した方は4名です。生活保護を受けられている方についての、これはもう100%の減免といいましょうか免除になりますけれども、その方が1名で、合計5名となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）社会福祉法人以外のところでは、全くそういう減免はないということですね。ただ、生活保護の方はどこの施設へ入られても100%ということになっているんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今私は社会福祉法人で行っている事業としての減免制度のことを申し上げます。ということで、低所得者向けの減免と生活保護世帯に向けての全額免除ということは社会福祉法人が行っているということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）ほかの施設では、全く生活保護の方も減免されているはずですが。減免というか、医者でも払わなくていいという形になっているので、どこの施設へ入っても、生活保護を受けている方は払っていないということで理解していいのではないんですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）生活保護を受けられている方は、生活保護を受けられている額の中で賄うというところがございます。ですので、保険料なども免除されるというようなところで考えていただければと思います。

ただ、普通の事業所につきましては普通どおり運営をやっているということで、社会福祉法人の、今回私が申し上げましたのは、社会貢献的な視点での対応ということでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）社会福祉法人的な対象ということで、ほかのところではそういうことは全くされていないということですか。社会福祉法人、熊取町やたら 3 団体だけが減免をしているということと理解したらいいですね。申請した方に対して、いろんな条件がそろえばということですよ。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それは生活保護を受給されるところに入っているかと思えます。法人として減免制度をやっているか否かのところで申し上げたということでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）わかりました。

介護保険というのは、泉州あちらこちらで行ったり来たりというのがあるかと思うんですけども、泉州地域で社会福祉法人というのは何団体、何病院とか何施設ぐらいあるとかと、そういうのは全くわからないのでしょうか。だから、この辺だったら泉佐野市の介護施設に入るということもありますよね。そのときにそこが社会福祉法人でやっているというような場合もあるということになるんですよ。泉佐野市のほうは何法人あるとかというのは、熊取町ではつかんでいないということですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）数えたらわかるんですけども、数えていないということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君）わかりました。

今、4分の1が減免されるというふうにお聞きしたんですけども、社会福祉法人によっては、自分の施設で減免しているところと国からの補助金が出ているというようなところも聞いたこともあるんです。その辺は、永楽と、それから弥栄と伸栄は全て自分の施設持ちなのか、国からの補助も出ているのか、おわかりになりますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）社会福祉法人がやっている減免制度の中で一定の要件があれば、町から4分の1、国・府から4分の3の財源で、減免の対象となる経費の2分の1の助成をやっているという制度がございます。実際、条件がありますので、例えば平成30年度で対象となった法人につきましては1法人のみとなっております。補助の対象になった法人は1法人ですけれども、実際、私先ほど申し上げましたけれども、3法人は社会貢献的な視点から利用者に対して利用料の減免制度の実施をやっているというところがございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） わかりました。

介護保険の7期の安心介護保険の中では、低所得に対しての食料と居住費が減免されると書いてあります。それで、食料と居住費がどの施設でも減免される、そういうお金というのはやっぱり町が出しているという、町の介護保険料から出ているというふうなことで理解していいんですか。それはまた別ですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それも別でございまして、本来ならば居住費でありますとか食費につきましては実費になるかと思うんですけれども、一定の所得条件、やはり低所得者向けで減免制度があるということで、その分は介護保険のほうから賄っているということで、制度自体はあります。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 介護保険のほうから賄っているということは、やはり保険料の中から賄っているということで、先ほども介護保険のほうの低所得者減免をすると介護保険料を圧迫するからできないんやとおっしゃっていましたが、この辺も食料費や居住費については大変なところは減免しましょうということになっているのであれば、社会福祉法人並みの減免をほかの施設にも、国のほうでやってくれば一番ありがたいんですけどもなかなかそういうことはできないので、同じような制度を町としてもするべきではないかなというふうに考えるんです。その辺は。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 申し上げていますように、住居費でありますとか食費でありますとか、ここら辺の一定の条件をそろえた場合に減免するというのは国のほうからの制度でもあります。介護保険制度の中にある制度なんです。議員が言われているのは独自で減免してもらえませんかという話なので、それは熊取町では今の時点ではできませんということで、制度の中であるやつは熊取町は最大限活用をやってもらえるように制度も構築をしておりますし、啓発のほうもやっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 言われることはすごくよくわかるんですけど、やはり本当に困っているという、施設に入りたくても高過ぎて入れない。今度、食料費とか居住費について減免されるということで、ちょっとはましになるかなというふうな思いはあるんですけども、やはり施設へ入るといろいろな面でお金が必要。だから入りたいけれども入れない。そのために、介護を家でするときには介護者が仕事をやめて夜とかでも見なければならぬ、そういうことで、またその人が仕事をやめたがために所得がなくなり、大変な事態に陥っていくということが今起こっているわけですよ、全国で。介護をするときに、もう本当に入れたいけれども入れられないから自分で介護する。すると夜中まで見て、またお昼に働きに行かねばならないということが繰り返されて、仕事から外れ、生活保護になっていって、生活保護になってやっと施設に入れたというふうな話も聞きますので、そういうことにならないようにするためにも、どこかちょっとでも補助とかそういうことをしてそういう方々が助かるような制度があればなという思いで質問させてもらいました。

大変やということはおそらくよくわかっておりますので無理は言えないと思いますけれども、今、100年安心と言っていた年金制度がだんだん毎回減額されてきて生活が本当に大変になってきている上に、国民健康保険料、介護保険料も上がってきています。天引きされていっているのです、もう介護保険も国民健康保険料も勝手に引いてくださっておりますので、手元に残る金額は皆さん本当に大変になってきているんです。また10月から消費税が上がりますと低所得者を直撃しまして、一時的にプレミアム付商品券などを発行したりしてくださっても生活はますます苦しくなってきます。そんな

中で低所得者、無年金の方々に少しでも温かい政策をとお願いしまして、次の質問に移らせてもらいます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほど議員のほうから利用料の負担についてのお話がありましたけれども、介護保険制度の中で上限額というものがございまして、一定の要件はあります、もちろん。その中で1カ月の介護保険料を多く負担しなければいけなくなった場合、低所得者向けに減免制度といたしまして、上限額を設けて、それ以上は支払わなくてもいいよというような制度も制度の中にありますので、そちらのほうも活用していただいているのかなというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

それがあってもまだ苦しいという方は、確かに初めに入るとなると、幾ら減免制度があっても自分の家の家賃を払いながらほかにも家賃を払っていかねばならない、それで自分の食べる物もまた外でも払っていかないかん、両方で払っていかないかんということが大変であるという家庭があるということもまたよろしく願いしておきます。

次の質問へ移らせていただきます。

私の質問の資料2のほうを見ていただけますでしょうか。35人学級についての質問、学校教育改善についての質問をさせていただきます。

上のほうで、22府県が小・中全学年で少人数学級になっています。大阪が一番下の小学校1、2年生のみというところにあります。下のところも見ていただいたらわかると思うんですけども、大阪府でも少しずつ35人学級がふえていっております。

私の年代の人たちが熊取町を選んで転宅したころには、保育料が熊取町が一番安かった時代でした。でもやっぱり小・中学校の教育がいいと聞いて来まして、それから給食が中学校まで行われている、今もずっと行われているんですけど、すごく大きな魅力になって転宅してきたというのが、私は泉佐野市で勤めてあったんですけども、泉佐野市の学校の先生方が何名か転宅してきました。

やはり35人学級というのは大きな魅力じゃないかなというふうに思うんです。泉佐野市の先生に聞きましても、誰も要求はしていなかったのに市長の独断で決まったというふうに答えていらっしゃいました。なぜ泉佐野市でできて熊取町でできないのか、その辺を教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、小・中学校の35人以下学級の実現についてご答弁申し上げます。

35人学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、小学校1年生を対象に実施することが規定されております。また、小学2年生につきましては府費で大阪府下の全公立小学校において実施されております。

本町におきましては、小学1、2年生の35人学級の実施とともに、大阪府から少人数・習熟度別指導等を含め小・中学校8校に20名の教職員が加配により配置されております。加配された教職員を有効に活用し、各学校においては少人数・習熟度別指導及びチームティーチングによる指導を実施しております。小学校では3から6年生の算数の授業において、中学校では各学校の実態に応じ、国語、数学、英語の授業において少人数やチームティーチングによる指導方法の工夫、改善に取り組んでいるところでございます。

また、平成30年度は、それに加えて小・中学校8校に学習支援ボランティアを80人、それからインターンシップ47人を配置し、授業への入り込みや学習補助を行いました。今年度も、学習支援ボランティアやインターンシップの配置を継続し、児童一人一人に対してきめ細やかな支援が行える

よう配慮してまいります。

このようなことから、本町といたしましては、現在のところ町独自での35人学級の実施は検討しておりません。今後、国の動向を注視するとともに、現在の制度の中で学校教育のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 前に質問したときと同じ答えが返ってまいりました。

35人学級がだめだということではないんですよね。その辺はどうなんですか。絶対に、ティームティーチングというんですか、そのほうが良いということではないんですよね。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 35人の学級がだめだというふうに私どもは申し上げているのではございません。一つ、やはり今、府や国の制度、それは今現段階では、35人は1年生、それから大阪府は35人は2年生のみというふうな状況になってございますので、教育委員会といたしましてはその制度にのっとっていきながら、また20名の教員が加配として入ってきておりますので、それを有効に活用する。それから、答弁でも申し上げましたボランティアが80人とインターンシップ47人、合計127人の学生が授業の中に入り込んでくれているわけなんです。ですから、そういった現段階である状況あるいは資源を最大限に活用しながら、子どもたちに教育をしていきたいというふうに考えているというふうにご理解いただけたらと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そのボランティアの方々もインターンシップの方々も、35人学級になっても入っていただけることは入っていただける。それはもっと担任の先生の目の行き届いたところに入っただけということですから、もっとよりよいふうになると思うんですよ。

さっきも言いましたけれども、泉佐野市でできてなぜ熊取町でできないのか、堺市でできてなぜ熊取町でできないのか、その辺をお聞きしたいんです。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 当然ながら、人を配置しようと思えばそこでお金が必要になってくるということも一つございます。それがまず一つと、それから今、新しい学習指導要領に変わっていく状況の中で求められているのは、子どもたちが対話的で主体的に学ぶことです。熊取町教育委員会として、あるいは学校としては、例えば今まで昔のような1対40、先生1人と子ども40人の授業をしていくのではなくて、子どもたち自身が例えば少人数のグループで対話をしながら、お互いにああやこうやと考えながらする授業というのを今進めているところでございます。ですから、そんな中で子ども同士が少人数で学び合うような授業というのもさせていただいているので、なぜ隣ができてできていないのかという話になってしまうと、それはいろんな施策、事業がよそはできているのに、なぜうちはできていないのかということになってしまうというふうなこともありますので、我々といたしましては、今与えられている条件の中でしっかりと教育を充実させていくというふうな気持ちでいるというところをご理解いただけたらありがたいかなと思っています。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、チームで4人か5人でやっていく、それも40人でやるのと、35人以下でやれたら二十七、八人になるかもしれません。それぐらいでやるのとでは全く違うんです。やはり、先生の目に今どこでつまづいているかというのがはっきり見えてきますし、4人ぐらいの固まりが見えてくるんです。40人いて10見ると、やっぱり5か6ぐらい、7、8で見るのとは全く違いますし、やはりゆとり教育とって、ゆとり教育は私はいいいと思っているんですけども、それが続かなかったというのは、大勢の人数の中でゆとり教育は絶対に無理です。

本当に私はドイツに、前も話をしましたけれど、視察に行ったときに、一つのテーブルのところ、20人ぐらいでしたけれど、2人先生がいらっしやいました。2人の先生で10ぐらいのテーブル、

そこで子どもたちはばらばらのことを、何に今興味があるかと、そういう時間をきちっと設けてい
らっしゃって、きょう初めてドイツへ来たという1人の男の子には、ゲームをさせながら飛ぶとか
走るとかそういう言葉を教えて、1対1で2人やからできるんです。だから、時々その子のところ
に行きながら、飛ぶとかそういうことを教えながら、それからほかのところも回りながら、やはり
ゆとり教育は子どもたちの自主性を育てますし、私はすごくいい教育やったと思うんです。

今また揺れ動いているのか、その辺は今の教育方針がわかりませんが、私たちも、自分が
やっていた30年間で文部科学省の流れの中でゆとり教育があり、上からのそういう教育をせえと言
われたりということで、本当に揺れ動かされてきた、文部科学省の言いなりに。でも私は、ゆとり
教育というのは子どもの自主性を重んじて、子どもたちが自分たちのそういう話し合いだとか、そ
れからお互いを尊敬し合うとかお互いの意見をきちっと聞き合うとか、そういうことがきちっと学
べる、先生方がいればですよ、ちゃんと。教育やと思うんです。

でも、40人もいてたら、やはり子どもたちに任せっきりになってしまうと、どこでもめていても、
そこで何でもめたのかもわからないような状態ではゆとり教育はできません。だからその辺は、や
はり私は35人学級をぜひ実現してもらいたいというふうに思うんです。だから、先生おっしゃった
ように、ティームティーチングも、それからボランティア教育も、すごく熊取町は恵まれています。
それが、やはり文部科学省も35人学級を導入して働き方改革をしていってもらいたいなと思ってい
るんです。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員のほうから40人あるいは35人の違いということでお
話をいただきました。今現実、町内の学校の状況を見てみますと、一番1クラスで少ない人数が18
人です。1クラス18人のクラスもあります。中には37人のクラスも実際にあります。

教育委員会としましては、当然ながら先ほど申し上げた先生方の授業力の向上でありますとか先
生方の力自体を高めるためにということで、日々指導主事が学校へ行き、授業の様子等を見ている
というのが現状でございます。その中で、例えば多いクラスを見に行くこともあれば10数名のクラ
スを見に行くことも当然でございます。ただ、各先生方は子どもたちを、じゃ多いからなかなか見ら
れていないかといえ、そんなことはないというふうに思っております。

だから、それぞれの状況の中で最大限先生がしっかりと授業ができるような形で我々も支援させ
ていただいているし、また、それもしっかりと見ているというふうな状況でございますので、当然な
がら先生方には力量の違いもいろいろございますが、一概に人数が多いから子ども一人一人が見ら
れないかどうかという、そこは若干どうだろうというふうなところも実際あるとは思っておるん
ですけれども、だから、逆に今ご指摘いただいた中で、やはり37人であろうが18人であろうが子ど
も一人一人をしっかりと見ながら教育活動を進めていかなければならないというのは、これはもう教
育委員会や学校の責務だと思っております。そういった形で、いま一度子どもたちに焦点をしっかりと
当てた形での教育を今後も進めていきたいというふうに、逆に決意を新たにさせていただいたとい
うことでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）次の質問へいかなくはないんですけども、担任として20人の加配をいただ
いている先生を、間違った使い方をすれば府に引き揚げられてしまうかもしれないというようなこ
とも前おっしゃったんです。泉佐野市とか堺市ではそんなことは起こっていないと私は思っている
んですけれども、起こっているんですか、その辺は。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）泉佐野市が独自で採用されているといいますか、それにつ
いては多分独自の運用の仕方でお考えになられていると思います。ただ、加配のいただいている先ほ
ど申し上げた20人というのは、当然ながら少人数の授業あるいは習熟度別の授業等をするために
いただいている加配ですので、例えば3クラスを5つに分けて算数の授業をするんです。そうなれば

当然ながら子どもの数というのは極端に少なくなりますよね。その中で細やかな授業を進めていくというのが趣旨でいただいていますので、それでもらっているのであればそのように使わなければならないというのは当然のことであるというようなことで、だから、泉佐野市とか堺市の独自で配置されている方の運用の仕方については、多分堺市、泉佐野市が独自で考えて使っておられるので。

（「担任についてはですね」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） そんなふうに活用されているのかもしれませんが。だというふうには思っております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） でも、35人学級にしてもティームティーチングというのは、細かく分けて5人学級、6人学級にして20人の先生を使える。だから、それほど大変な、前のときも3クラスか4クラスとおっしゃっていましたよね、35人学級を超えていると。そこら辺をきちっとした35人学級ですよというふうに胸を張って言えるのではないかと思うんですけども、その辺は無理なんですか。熊取町の活性化にも若い人の転入にとっても、35人学級で熊取町はやっていますと言うほうが宣伝にもなりますし、町長の英断でやっていただけたというのがありがたいと思うんですけども、その辺は無理ですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） それにつきましては、例えば35人学級をしているからということでのアピールということよりも、何人のクラスじゃなくても教育についてはしっかりこんなふうに頑張っていますよということを当然ながらアピールしていきたいなというふうに思っておりますし、当然、35人学級にするためには財源もそこには必要になってくる。ただ、熊取町としては、一人一人きめ細やかに見るためにスクールソーシャルワーカーだって小学校に5人も配置しているというのは、これはもう府下でも断トツの配置率です。囑託で週4日も7時間勤務でしてくれているところなんていうのは、大阪府下どこを探していただいてもないかなと思っています。だから、当然ながらどこに力を入れるか、全部力を入れているんですが、例えば今はこれについては府や国の制度に乗かってやっていく、でもこれについてはやはり町独自でやっていくというような形で、当然ながら教育全体を見渡した形で取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、その辺ご理解いただければありがたいと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） もう時間がなくなっていると思いますので、次にいきます。

文部科学省は学校における働き方改革を取りまとめました。この提案をどのように捉えられますか、お答えをお願いします。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、学校教育の改善についての2つ目、学校における働き方改革についての質問にお答えします。

文部科学省は、平成31年1月に中央教育審議会答申を受け、学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について通知文を発出いたしました。答申によりますと、学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、みずからの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることとしております。また、志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要であると述べております。また、学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携、協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切であるとしております。

これを受けて、文部科学省は勤務時間の上限のガイドラインを作成し、1カ月の時間外勤務を45時間以内とし、1年間の時間外勤務を360時間を超えないことと決めました。また、特別の事情に

より勤務せざるを得ない場合も720時間を超えないこととしております。

さらに、業務のあり方に関する考え方を示し、教師が行っている14の業務を、1、学校以外が担う業務、2、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、3、教師の業務だが、負担軽減が必要な業務の3つに分類し、業務の負担軽減の必要性を述べております。

熊取町といたしましては、国の示す基準に対してどのように対応できるかについて、現在、学校長とともに協議をしているところでございます。子どもたちによりよい教育を行うためにも、教職員の働き方改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今ご答弁いただきましたけれども、文部科学省は働き方改革と言いながら給特法というのを、これは私たちが随分昔、就職したころにできたんですけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で、これは特別措置法で、なくなるのが当たり前かなと思っていたんですけれども、見直そうとはいまだにしません。

給特法は、教員の特殊性を考慮し、残業代を出さないかわりに給料の4%を調整額として出すというもので、そのことによりまして、残業は週8時間ということだった当時の状況を踏まえながらも4%というのがあったのに、それから以降は幾ら残業しても当たり前、時間外でも教師の自発的な活動として捉えられて、もう野放しにされてきました。

その決まったときに超勤について府教委との確認としては、臨時と、それから緊急を要するとき、職員会議などでの4項目に限るということと、それから職員の過半数の同意があったときに超勤をしてもいいということが月8時間、1回6時間の枠を決めるという、そういうことをそのときの組合と協議をしながらずっと今まで守られずに、今回、給特法と言いながら、もう本当に業務の軽減というようなところから目をそらして、ただ時間外の上限、先ほどおっしゃっていただきました月45時間ですよ。それで年360時間、それに週8時間やから全然、基本的に8時間勤務だということからはほど遠い時間をしていい時間にしてしまわれるというふうなところは、私はもう本当に先生がそういうところに追いやられていくということは、先生自身が人間らしい働き方をしてもらわへんかったら人間らしい子どもが育たないですよ。先生自身が疲れ切っちゃって、先生自身がもうこれだけの超過勤務、時間外の上限の月45時間、でも今よりはまし、今やったらもう月100時間を超えている方も相当いらっしゃると思うし、もう過労死状況の方もすごくいらっしゃるので、ましかもしれませんが、ここへ決めて、これでも私はまだまだ時間外としては多過ぎる。

本当に4%があったときに議論したんですけれども、教師の仕事というのは全てのことが仕事につながるんやと。音楽を楽しむことも、それから本を読むことも、全てのことは……。そういうことに対して4%の手当がついているのではないか。そんなノートつけとか丸つけに必死にならんあかんようなところが先生の4%の意味では私はないと、そのときには感じていたんです。それがもうずっと今まで来ていて、もう本当に教師に余裕がないということは、子どもたちに余裕を与えられない、子どもたちをしっかりと見られない、ここまで来てしまっているということを、本当に受けとめてもらって、45時間でも本当にきちっとやってもらえば今までよりはいいあれができるかと思えますけれども、まだまだ大変な状況が、先生の中に病気も多いと聞きます。私の友達も何人が倒れました。1年生を担当していて倒れてしまって相当しんどい思いをしましたけれども、そういうふうなことを考えるとやはりまだまだもっと……。

それで、工程表というのが今出ているんですよ。ちょっと参考資料につけ加えさせていただきましたけれども、何かこれを見ている、学校評価における評価項目の作成とか意識改革で、こんな学校の評価における評価項目例の作成、これ、仕事をふやしていますよね。思いませんか。先生方にそういう学校評価に来る評価の目的の作成とかをして意識改革をしなさい、どんなふうに意識改革をしていくのかすごく不思議にこれを見て思っているんです。それで、何か優秀教職員に表彰しますと、この意識改革をした人を表彰するという、意識改革するのにまた仕事が多くなって、ま

たそれを表彰していくというのは何か逆行しているような気がして、これを見て仕方がなかったんです。

それで、財政措置というのがどこかに入っていたんです。財政措置をしてくれるというふうなところが入っていたんで、これはきちっと7月か何かで財政措置をしますというところが入っていませんでしたか。財政措置をしますというふうなところが載っていたんですけども、その辺は、財政措置は働き方改革についてされたでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ちょっとその辺のところは把握できていないんですけども、ただ、先生方の退勤の管理のために本年度から学校ではタイムカードをきちっと導入して勤務時間を管理していくということで、もう予定はさせていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。タイムカードも、タイムカードを押してからまだ残業しはる人もいますから、その辺をきちっとあれしてほしいなというふうに思います。

それから、先生の負担を軽減と言うのやったら、やはり保育所や学童もそうですけれども、先生の給料をきちっと正職にしていってもらえるような、そういうふうな大変なことやとは思いますが、国もその辺のことをきちっと考えてほしいなと。給料が安いから先生が集まってこない、臨時職員が集まらない、保育所も学童も学校教育も全て一緒なんですけれども、その辺、少しでも先生の負担が軽くなるよう財政措置を望みたいというのと、それから図書館司書も今1名欠員と聞いております。でも、その辺もやっぱり給料が問題なのかなというふうに感じたりしますので、その辺もまたよろしく願いしまして、質問を終わらせてもらいます。

議長（矢野正憲君）以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「15時00分」から「15時14分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてであります。

肺炎は近年増加傾向にあります。日本人の死因の第3位は肺炎です。熊取町も平成31年3月に策定した第3次健康くまとり21、ガイド版でこれがありました。ここにも記載されておりますが、死因別死亡数の第3位が肺炎になっております。肺炎で命を落とす高齢者を少しでも減らしたいとのことで、厚生労働省は、肺炎予防に有効な肺炎球菌ワクチンの接種率を高めるために、ことし3月末までの経過措置としていた30歳以上を対象にしてきた公費助成を令和元年度から5年間延長すると決めました。

現在、国は、65歳の人を定期接種の対象に指定し、8,000円前後かかる費用の約3割を助成しております。加えて、2014年度から2018年度までの5年間は、70、75、80、85、90、95、100歳と5歳刻みの年齢に達する人が接種を受けた場合も65歳の人と同様に公費助成の対象とし、5年で全年齢の高齢者が接種できるようにいたしました。しかし問題なのは、接種率が伸び悩み、最も高い年代でも40%台にとどまっています。このため厚生労働省の検討会では、接種率をどう上げるのが課題、しっかり周知、啓発に取り組むべきと指摘をしております。今回の5年延長を機に、ワクチンの認知度アップに努め、未接種者に対し丁寧な周知、啓発を進めていくことが重要かと考えます。そこで伺います。

まず、本町の定期接種の実施状況についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましてご答弁申し上げます。

1点目の定期接種の状況でございますが、まず平成25年10月から26年度までの間において本町の独自施策として、定期接種化に先駆け、当該ワクチン接種者への助成制度を設け、889名が接種されました。その後、平成26年10月から定期接種化され、23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、平成30年度までの5年間をかけ、5歳刻みの年齢の方に対し実施してまいりました。

その周知方法といたしましては、対象者に個別勧奨通知を行ったほか、町内における協力医療機関へのポスター掲示などとなっております。5年間の接種者数は4,942名で接種率は約39%、助成制度を活用し接種した方を含めると、接種者は5,831名となり接種率は約43%でございました。また、これらのほか、医療対象者として接種した方や制度導入以前に自費で接種された方も加えますと、接種率はもう少し上がるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。ありがとうございます。一応全体的な数字として、定期接種として行った分につきましては39%という接種率だったわけですが、そういう形で個別通知もしながら、個別勧奨しながら、個別勧奨というのは個別通知ですよね。をしながら推進していただいて、全ての方を含めて43%接種率があったところですが、43%ということですので、受けていない方がまだだから57%、60%近くは接種をされていないというところにあるわけです。

だから、そういう未接種の方にどのようにいかに接種を推進していくかというところが課題になってくるわけなんですけど、ちなみに今、一番その対象者の方、65歳から100歳までの方で接種を推進されたわけなんですけれども、接種率の低い方、接種率の推移的なものを聞きたいんです。65歳の方、そして75歳の方に絞って、接種率についてパーセントで出ますか。わかりますか、経年で。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）28年度から30年度までの3カ年の65歳相当という形でお答えさせていただきますと、本町におきまして65歳相当で28年度が47.9%、29年度が48.1%、30年度が45.9%、70歳相当で申し上げますと、28年度が49.9%、29年度が46.2%、30年度が42.7%、75歳相当で申し上げますと、町のほうで28年度が40.9%、29年度が43.1%、30年度が39.8%、以上でよろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。年齢が高くなるとやっぱり接種率が低くなってきているというところですね。平均40%というところは、接種率としては国平均と同じという形になっているかと思うんですが、しっかりとまた、先ほども言いましたように、残り60%弱の方がやっぱり接種されていない。肺炎球菌ワクチンを接種することによって肺炎を予防できるというところで効果があるということで、国のほうが未接種者を対象に接種を推進すべきやというところで5年の延長を判断されたかと思うんです。

予防接種について費用的なものを教えていただきたいんですが、実費価格は幾らですか。そして個人の負担価格は、個人負担金、肺炎球菌ワクチン接種の実費価格です。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）実費で申し上げますと4,000円となっております。

（「それは個人負担ですか」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）はい、そうです。

（「実費」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）はい。となっております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） それは、個人が負担する額が4,000円ですよ。ワクチン自体の価格ですよ、実費。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 委託料でワクチン代として7,500円となっております。先ほど申しましたように、自費のほうが4,000円ということとなっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。半分近くは自己負担で出しているというところで、国も補助している中でそういう形になっているかと思うんですが、今先ほど死亡者数も一応町内では第3位というところで、健くまにも載っていましたが、1位はがんやと、2位は心疾患やと、3位は肺炎というところ。この死亡者数につきましての推移というものもちょっと教えていただきたいんですが。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 大体3番目ですと推移をやっているかと思えます。中にたしか1年間 はちょっと変わったこともあったかと思えますけれども、通常ここ10年間はほとんど9割以上がもう3番目というような形で推移をやっているかと思えます。

高齢者の方で年齢別で申し上げますと、正式な細かい数字は持っていないんですけども、大阪府の状況というか統計的なところで申し上げますと、やっぱり高齢者の方が非常に多く、70歳以上で大体94%ぐらいの方の死亡の対象となっていると。大体高齢者という形になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。毎年3番目に多いということで、やっぱり肺炎球菌ワクチンのしっかり接種を推進しながら肺炎で亡くなる高齢者を減らしていくということが大変有効かと思えます。

それで、そのために5年延長されたわけなんです。さらに今まだ60%近くは接種されていない、そういった方たちに対して接種をどのように勧奨していくのか、2点目の質問になるわけですが、接種率向上に向けて今後の取り組みについて考えていることがあればお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、2点目の接種率向上に向けた今後の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

国のほうでは、接種率の向上を目指し、議員ご指摘のとおり、今年度から令和5年度までの5年間も引き続き、65歳から5歳刻みの未接種者の方を定期接種の対象としたところでございます。本町におきましては、4月に今年度65歳を迎える対象者へ個別勧奨通知を行ったほか、協力医療機関での啓発ポスター掲示も行っております。

なお、70歳から5歳刻みの未接種者の方への周知につきましては、接種状況を鑑みながら国の方針に基づき個別通知を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。私が要望したかったのは個別通知です。やっぱり一番、自分にはがきが届いて初めて受けないといけないという意識づけになりますので、今回、個別通知について、するところとしないところがあるというふうに聞いておりました。府内の中で24団体はやるというふうな、調べた結果、聞いていたんです。熊取町は65歳のみの方しか通知を出さないというようなことを聞いていたもので、ちょっと違うやろうというところで今回質問させていただいたわけなんです。

あと、通知しないというところもあるんですが、65歳のみの方というところが泉南市や阪南市というところで、7団体は65歳しか通知を出さない。それもなぜかといったら、通知を出しても自分

は接種しているのにはがきが来たというので、また公費助成してもらえるんやということで、またもう一回ワクチンを打ちに行く人がいる。その人たちは、もう2回目やから、これは1回しか助成対象にはならないから、2回目を打った方に対してはもう公費助成しませんよというところの説明をしっかりとしなければならないというところで、接種したか接種しなかったかというデータというものがそれぞれ市町村によってちゃんと管理できているかどうかで対応が違ってくるというふうなことを聞いていたわけなんです。

熊取町とすれば、接種した人についてのデータをちゃんと管理していて未接種の方を対象に個別通知を出すのか、その辺のところを教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）公費で接種された方については管理はさせていただいておりますが、ちょっと答弁にもございましたけれども、医療で接種された方であるとか制度導入以前に自費で接種された方につきましては当然ながら町のほうで管理できておりませんので、以前、5歳刻みの方に対しての個別接種をやる段において、やはりそういうところでやった方、やっていない方との境目でいろいろ意見が出たということも聞いておりますが、そんなことも含めまして、今回は微妙な時期に国のほうから通知が参りまして、1月だったかと思うんですけども、国のほうの方針も固まりましたので、予算の手当は財政部局と協議しながらになりますけれども、個別通知の方向で考えているというような状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。そしたら全対象者に、接種しているかもしれないところにもしっかりと個別通知を出すというところですね。しっかりその文面については検討しなければならないかと思えます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）接種されている方には、もう当然通知は出しません。ただ、自費であるとか熊取町で管理できていない方に対しては通知が行くかもわからないというところがございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。そこところが管理できていないところにも通知が行くわけですが、それでもちゃんとしっかり通知を出して、通知文書の中でしっかりと説明を、1回しか助成しないというところを明記しながら個人通知を出していただけたというところですね。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）できる限りの啓発はさせていただくんですけども、文面までまだがちょっとしたものを決めたわけではございませんので、そこら辺、議員の提案もありましたので、いろいろ配慮しながら通知は出させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。ありがとうございます。本当に高齢者の方の命を守るために、しっかりと勧奨通知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2点目へいきます。

2項目めは子どものインフルエンザ予防接種についてです。

インフルエンザは、毎年冬から春にかけて流行しやすく、小・中学校、幼稚園、保育所等で感染拡大が懸念されます。ことし1月、東京都と大阪府は、インフルエンザ患者報告数が定点当たり30人を超え、流行警報を発令いたしました。警報レベルを超えた地域もありました。予防としては手洗い、うがい、マスクの着用等がありますが、ワクチン接種を受けるとインフルエンザにかかりに

くくなり、重い合併症を防ぐことが期待されます。

子どもの命を守るため、また経済的負担の軽減として、インフルエンザ予防接種助成を行ってはどうかとお伺いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、子どものインフルエンザ予防接種につきましてご答弁申し上げます。

予防接種につきましては、予防接種法に位置づけのある定期接種と位置づけのない任意接種に大きく区分されます。子どものインフルエンザ予防接種につきましては、現在のところ予防接種法に定めのない任意接種という位置づけとなっており、その背景といたしましては、当該ワクチン接種による重症化予防や発病予防といった効果は一定程度見られるものの、社会全体の流行を阻止するという十分な研究データが存在しないため、過去には定期接種であったインフルエンザ予防接種は、平成6年の予防接種法の改正によって定期接種から除外されたという経緯がございます。

議員ご提案のインフルエンザ予防接種費用の公費助成を検討するに当たりましては、基本的には予防接種法に位置づけられた定期接種であるかどうか、あるいは任意の予防接種であっても当該疾病の蔓延状況やワクチン接種による効果、さらには本町の財政状況、国・府の財政支援制度の有無などを踏まえた総合的かつ慎重な判断が必要と考えております。

また、インフルエンザ予防接種によって健康被害が生じた場合には、法律に基づく国の健康被害救済制度を適用できないといった現状もございます。仮に助成制度を創設し、制度を利用される場合には、健康被害救済の実情を踏まえて、町としての制度運用や利用者の十分な理解促進が必要であるとと考えております。

以上のような状況を踏まえますと、インフルエンザ予防接種への費用助成につきましては、経済的負担の軽減を検討する以上のさまざまな課題を含んでおり、接種費用を公費で助成し接種を推進することは、現段階では難しいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国におけるインフルエンザ予防接種をめぐる動向につきましては今後も注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まず、そしたらインフルエンザ予防接種、先ほどもちょっと実費を聞いたんですが、1回接種に幾らかかりますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）こちらの接種費用につきましては、若干幅があるということで、平均では3,500円程度、幅としては大体3,000円台から4,000円ぐらいの間じゃないかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）そして、子どものインフルエンザにつきましては1回じゃなくて2回打つんですね。2回打つのは何歳から何歳なんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）子どものインフルエンザにつきましては、議員おっしゃいますように生後6カ月から12歳までは2回接種、13歳以上は1回接種という形になってございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ということで、各家庭にすればすごく負担が大きい。2回打たないといけないといところで、12歳までの子どもがいらっしゃる家庭、まずこれ、なぜ質問したかといったら、やっぱりインフルエンザが最近すごく蔓延している中で、家庭の中で子どものインフルエンザ予防ということで、予防接種が一番効果があるといところで接種されている家庭がすごく多くなってきて、その中で子どもがたくさんいてたら2回打たないと効果がないといところで費用がかさむという

ところで、ご相談を受けました。ですので質問をさせていただいているわけなんです。

毎年インフルエンザでまた学級閉鎖もふえてきているかと思うんですが、ちょっと教育委員会のほうに聞きたいんですけども、学級閉鎖もかなりふえてきていますようで、状況はどうですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今ちょっと手元に資料は持っていないんですけども、やはり例年、冬場になりますと学級閉鎖が小学校、中学校ともあるというふうな状況です。意外と多い数のインフルエンザでの学級閉鎖はあるというのが現状でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当に毎年ふえてきているかと思えます。その中で、受験生等も抱える中ではどうしてもやっぱり気になるインフルエンザというところで、ある進学塾が行ったアンケートでも、インフルエンザ対策として予防接種は必要やというところで、その分につきまして予防接種を受けるというところが、大体81.3%の方がアンケートした結果「はい」というふうに答えたということがデータの中で載っていたんです。

そういった意味で、インフルエンザ対策をしている家庭がふえているというところで、今いろいろインフルエンザは任意接種なので問題があるというようなご答弁がありました。自治体によってはインフルエンザの公費助成をやっているところがあります。ご存じでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員おっしゃいますように、インフルエンザ予防接種につきましては、肺炎とか脳症とか重い合併症が出て重症化、死亡というケースも確かにあるというのは私も聞き及んでおります。とりわけそういったケースにつきましては基礎疾患、呼吸器系でありますとか心疾患、そういった方ありますとか高齢の方にそういう重症化、合併症が起きやすいという形で報告が出ているところでございます。ですので、インフルエンザにかかって確かに重症化するリスクが全くないと我々も思っておらないんですけども、先ほど答弁申しましたように定期接種に今現時点では位置づけられていないということも、我々としても十分考えなければならないということもございます。

予防接種を打ったからといってインフルエンザは絶対にということは多分ないと思えます。確かに重症化予防という点では効果はあるというふうに私ども認識しているところでございますし、また、感染という意味でも予防できるかという、その辺の先ほど申しました基本的なデータが余りないというところで、現在任意接種となっているというふうに私どもは考えております。

そういった中で、多子世帯、多子家庭、要は一般的にはお子さんが3人以上いらっしゃる3人とも中学生までとなると、議員おっしゃる様に確かに多額の接種費用が必要になるというところで、そうなりますと、例えばお子さん3人とも助成するとすると、お子さんが1人世帯、2人世帯とは多分逆転現象が起こってしまいますので、3人目のお子さんだけを助成するというようなところは多分、大阪府下ではないと私、認識しているんですけども、全国的には、少ないですけども多分あるんじゃないかなと思っております。

議員が今、最後にお聞きになられましたインフルエンザの費用助成につきましては、全額ではないですけども一定、一部を助成しているという自治体があるのは、当然聞き及んでいるところでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）箕面市では1,000円の割引クーポンを2枚、生後6カ月から6年生までの児童に送付しております。また、高槻市も1,000円助成、年2回までですが、生後6カ月から6年生までの児童に助成しております。ことし令和元年になって、隣の泉佐野市が1回1,500円を2回まで、しかも生後6カ月から15歳までインフルエンザの助成をするということを今回提案されるようでございます。そういう方向で予算を補正するようなことを聞いております。

ということになりますと、泉佐野市ということは、熊取町は同じ泉南医師会の中で同じように予

防接種を同じ病院に行ったときに、熊取町の町民の子どもと泉佐野市の市民の子どもと、同じ子どもの予防接種なんです片や3,500円、片や1,500円でいいということになるわけですが、その辺のところをどうお考えになりますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員がおっしゃっていただきました大阪北摂のほう、高槻市、箕面市でありますとかそういった接種を行っている自治体の状況については、当然我々も承知しているところでございます。隣の泉佐野市がインフルエンザ助成制度を新たに創設する予定であるということも私ども聞き及んでございます。先ほども鯉谷議員の中でもやりとりがありましたけれど、隣の市にあって何で熊取町はできないのというふうなところと非常に近い部分があるのかなというふうに思っております。

当然、財政的な部分も非常にこれは、他の予防接種になりますと1回ないしは2回打てばもうそれで免疫ができて終わりというふうなところ、インフルエンザにつきましてはご存じのように毎年、型も変わりますし、接種しなければならないということでもかなりの財政負担、一定、原課のほうでも一応軽く試算はしてみたんです。接種率というところが考え方が非常に難しいんですけども、先ほど申しました12歳までは2回接種、13歳以上中学3年までを対象として1回接種、1回助成が1,500円ということで試算いたしますと、おおむね大体年間1,000万円を超えるような事業費となつてございます。接種率についてはどう考えるかというところがあるんですけども、先行して実施している自治体の大体の接種率とかを参考にさせていただいて、大体6割、7割近い接種率になるんじゃないかなということでも約1,000万円をちょっと超えるような事業費を試算しているという状況でございます。

そういったことも含めまして、やはり各市町でそれぞれの全体の施策とかそういった考え方があると思いますので、そういった全体的なバランスを考えて検討していくべきだろうと。ただ単に隣がやったからというんじゃないで、今、議員もおっしゃっていただいた3市3町の枠組みというのも、確かに今までずっとその枠組みでやってきているのは議員もご承知のとおりだと思います。今回につきましても、国の動向にもよるんですけども、ここは3市3町でインフルエンザ予防接種につきましてもその点を乗せて検討していく必要があるかなというふうに議論していく必要があるんだというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）またそしたら3市3町の枠組みで検討していただきたいんですが、今1,000万円ということで試算報告がありました。子どもの対象児童数は何人として計算されたんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）年齢は余り細かいところではなくて、0歳から15歳で対象者が約6,300人程度いらっしゃいます。そのうちの接種率を先ほど申しました具体的に大体67%ぐらい、ちょっと中途半端な数字なんですけれども、を乗じて出しているというところでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。1,000万円という大きな額になるかと思うんですが、泉佐野市と同じように1,500円で試算したというところで、箕面市や高槻市、やっぱり親とすれば2人、3人いてたらたとえ1,000円でも助成していただいたらありがたいですので、1,500円とまでは言いませんが、1,000円でも助成していただいたらというところで私なりに試算しました。一応6,600人ぐらいかなという形で、接種率2回で60%という形で計算したら、6,100人やったら1,000円でやったら一応732万円だったんです。1,000万円を切りました。自分なりに試算して1,000円でやったんであれですけども、でもやっぱりその分各家庭、本当に受験生を抱えた家庭とかは助かります。またそういった面も含めて検討していただきたいなというふうに思います。

町長に聞きたいんですけど、ちょっと眠たそうなので。町長は塾代を助成するというような、以前、町長に出る前に言っていましたけれども、それはやっぱり教育の機会を均等に与えるため

に塾代等と言っておられました。塾代も物すごく大事かも知れませんが、やっぱり学級閉鎖なく、ちゃんと教育を受けられる環境をつくるということも大切かと思うんです。だから、学校へ行きたけれど病気で行かれへん、インフルエンザで行かれないというんじゃなくて、勉強できるちゃんと体制をつくってあげるといことも行政の責任かと思うんです、そういった環境、また子どもの命を守るという。そういった意味で、インフルエンザの予防接種助成というものを町長として検討すべきでは。泉佐野市は多分それで検討されたんやと思うんです。町長もそういった考えのもとでインフルエンザ助成について検討していただいたらどうかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員のご提案どうもありがとうございます。本当に教育を受ける機会は均等に、そういったところで、どこの自治体もそういった方面の施策を行っていると思います。熊取町としましても、元気なお子さんが楽しく学校生活を送ってもらえるようなそういった施策を打っていきたいと思っておりますので、学校当局、医療当局と検討しながら前へ進めていきたいなというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）町長が今、前へ進めていきたいということですので、よろしく検討をお願いいたします。前向きによろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）町長のほうからのご答弁などでちょっと私が申し上げるのはあれなんですけれども、やはり3市3町の枠組みとかその辺のところもございまして、十分な検討だけさせていただきますようによろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでは、次へいきます。

3項目めは交通安全対策の強化についてです。

滋賀県大津市、千葉県市原市で保育園児らを巻き込む悲惨な交通事故がありました。通学する小学生の列に車がぶつかる事故も依然としてなくなりません。子どもの命を交通事故からどう守るのか、しっかりと対策を打っていかねければなりません。

そこで、まず次の取り組みについて求めますが、いかがですか、全て聞きます。

全ての交差点の安全点検の実施、通学路の安全対策の再点検、保育所・幼稚園の園外活動に関する安全点検、あわせて点検結果に基づく対策についてもご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）全ての交差点の安全点検の実施及び点検結果に基づく対策について答弁申し上げます。

5月8日の滋賀県大津市の保育園児を巻き込む交通事故を受けまして、園児等の移動経路における交通安全の確保のため、道路管理者と警察による一斉点検を実施するよう国土交通省から連絡がありました。その内容についてですが、具体的には過去5年間の子どもが当事者となった交差点での重大事故の事例から、効果的な対策がとれるものとして警察が選定した交差点について、合同で点検等を実施するとともに、保育園や幼稚園等の幼児等の安全を図る対策の必要性等を警察と協力して検討して実施していくもので、具体的な実施方法については後日、国土交通省から知らせがあるというふうな予定でございます。

本町におきましては、この具体的な実施方法が示され次第、泉佐野警察署等関係機関と協力して交差点の安全点検を実施の上、点検結果に基づき、必要な対策を順次とっていきたいと考えているところでございます。

今後とも交通安全対策について鋭意取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申

申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）それでは、1点目の子どもの命を交通事故から守るための取り組みについてのご質問のうち、私のほうからは通学路の安全対策の再点検及び点検結果に基づく対策について答弁申し上げます。

本件ご質問については、今般の痛ましい事故を捉えての早急な取り組みを求められたものでございますが、本町におきましては、議員もご承知のとおり、地域住民の皆様方とともにこれまでから種々の取り組みを積み重ねてきたところでございます。

まず、道路管理者や警察等の機関と連携した通学路の交通安全対策の取り組みとして、平成24年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故等が相次いで発生したことを受け、各学校及び関係機関による緊急合同点検を実施し、この取り組みを継続すべく、平成27年1月に熊取町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、必要な対策を位置づけ、継続的に路側帯のカラー化や路肩整備、防護柵の設置などの対策を講じてきたところでございます。

今後におきましても、各小学校からの危険箇所の情報等をもとに、関係機関との連携を図りながら、より一層の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

これに加えて、全小学校区に配置するスクールガードリーダーが児童・生徒の登下校時に校区内を巡回し、地域の子ども見守り隊の方々とも連携して、家庭、地域、学校、各種団体が一丸となり、交通事故等から子どもの安全・安心を守る取り組みを鋭意進めているところでございます。

とりわけ、30年度には子どもの通学時の安全・安心の確保を図るための「安全マップ」について、各小学校区において改めて現地確認などの再点検を行い、通学路の点検結果を集約して作成し、過日に最新情報を反映させたものに更新いたしましたところでございます。

この更新作業に当たっては、子ども見守り隊からのご意見や各小学校の児童、保護者からアンケートにより追加すべき情報やご意見をいただき、「人通りが少ないので気をつけよう」などといった防犯上の注意喚起とともに、車の往来や歩道の有無など交通安全の視点からの記載を多く含んだものとなっております。

いずれにいたしましても、こうした取り組みを継続して進めるとともに、今回の事故を受けての今後の国・府の動きも注視しながら適宜適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、私のほうからは、保育所、幼稚園の園外活動に関する安全点検並びに点検結果に基づく対策についてご答弁させていただきます。

町立保育所では、児童の成長において豊かな体験を得る機会を積極的に設ける必要があることから、毎日15分程度行う毎日散歩や、月1回から2回程度、約1時間の園外保育を実施しております。このような園外活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などにつきましては、国が策定した保育所保育指針等に示されておりますが、町立保育所におきましては、当該指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた散歩安全マニュアルを独自に策定し、園外活動の安全対策に努めているところでございます。

先般、園外活動中の児童が犠牲となった大変痛ましい事故後、直ちに町立保育所を初め民間保育園、幼稚園等に対し、改めて散歩コース等の安全確認を行うとともに、保育所保育指針に記載された内容を再確認し、各園における職員間での園外活動時における安全対策の共通認識を持つように注意喚起を行ったところでございます。

今回の事故を教訓に、現在、町立保育所や民間保育園等におきましては、散歩コースの再点検や交通量の多い散歩コースは見直しを行うとともに、各保育所の立地条件等に応じた独自の安全マップや安全マニュアルを作成するなどの取り組みを進めているところでございます。

今後におきましては、泉佐野警察署や民間園等との情報共有、連携をさらに強化し、児童のより一層の安全対策に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。ありがとうございます。

まず、道路関係についての分なんですけど、泉佐野警察から示された交差点について警察と一緒に点検するということの中で、過去にそういった事故があったような危険な交差点というのは何カ所あるというふうに町としては認識されておられますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） すみません、危険な交差点が何カ所あるかというふうな観点ではちょっと箇所数はあれなんですけれど、熊取町における信号付きの交差点の箇所というのは59カ所ございまして、要はその対策、今回の園児の事故というのを踏まえて、そういう事故に対して有効な対策がどんなものかというのを今、警察とかが多分リストアップされているようなところなので、一応そこはもう少なくともやります。

ただ、それ以外にも同じような、要はタイプが似た交差点とかであれば町独自でもやろうと思っておりますし、あと当然、対策をやろうとしても、やっぱりそれは交通管理者、警察との協議、理解が得られないと、そういうのは町独自で勝手にやろうとしてもできませんので、そこは警察とも連携しながら、効果的な対策がとれる交差点というのを順次やっていこうというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） その点検というのはいつやるんですか。いつまでにやる予定ですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） こちらは、今具体的な実施方法というのはまだ国のほうから示されていませんので、それが示され次第直ちにやりたいと考えております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 日にちを決めて警察のほうと連携しながら、いつまでに点検するんやというところをしっかりと町のほうからも言っていたら、早くやっぱり手を打っていかないといけないかなというふうに思っておりますので、警察から言ってくるのを待つというのではなくて、今、国土交通省のほうからそういうふうに点検しなさいということが通達として来ているのであるならば、その点検、交差点59カ所ある中で59カ所どこをするというのは警察が決めてくるからというのではなくて、しっかりと積極的に、自分たちの本当に町民の命を守るために、早く、いつまでにするんやというところを待っているのではなくて、決めていつにしたいなというふうに思います。

きのうですか、箕面市はもう補正予算が上がってきているんです。もう点検をやっているんです。箕面市は交差点63カ所にガードパイプを設置し歩行者の安全を確保するというので、もうやっているんです。設置費4,500万円ということで補正予算計上したというふうに載っております。それでまた、町道だけではなくて府道等もありますので、国道や府道につきましても90カ所交差点があるというところで、安全対策を国や府に要望を提出したというふうに、早く打つところは手を打ってはるんです。

そういった面で、待っているのではなくて、いつまでにやるというところをしっかりと自分たちも決めて行動に移していただきたいんですが、その辺どうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 実施方法を伝えてくるのは国土交通省のほうからになっております。それで、要は対策をするにしても、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、やっぱり警察、要は道路管理者のほうで勝手にこれが安全だろうと思ってこういった例えばガードレールをつけたりとか車どめとかをつけたりとかすることは、やっぱり警察とも協議しないと勝手につけることはできません。

るので、その辺は、議員ご指摘のとおり、要は国からの通達を待たずにということなんですけれど、どれが有効かというふうな考え方がまだ国土交通省から示されていないというふうな段階なんで、明らかにこういう対策をやったほうが良いということ、それは警察と我々道路管理者とか共通認識の部分があるようなところであれば、そういうところはもう率先して順次やっていこうと思っています。

今回の大津市の事故、保育園児を巻き込む事故というふうな観点の点検のやり方としては、国土交通省からそういう実施方法がまだ示されていないという状況なんで、保育所に限らず、交通安全上必要やというふうなことであるところについては、もうそれは順次、警察と共通認識が得られたようなところについては直ちにやっていきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 部長のほうからは流れについて説明させていただいたんですけども、これは本町の子どもの安全を守る姿勢ということだと思います。待っているということじゃなくて、こちらから能動的に積極的に警察署のほうに働きかけていく、いつまでに答えが出てくるのか、そういったものもこちらから求めていくというのも大事なことだと思っておりますので、これはもうもちろんスピーディーにやるべきことだと思っております。

国がどうのこうの、泉佐野警察署がルールがあるからということではあるんですけども、熊取町の姿勢だと思いますので、その点もうスピードアップで求めていきたいというのが私の思いです。以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） スピードアップで本当にやっていただきたいと思います。

警察は遅いんですよ。道路標示も、以前からもう停止線が消えていたり横断歩道が消えているところを指摘し、要望させていただいているんですが、なかなかそれもやっていただけていない。本当に横断歩道が消えているんですよ。危ないんですよ。そのままいつまでほってるんですかということなんです。ですので、そういったところの対応を早くしてもらうように、警察にしっかりとプッシュしていただきたいと思いますので、お願いします。

時間がもう来たので、園外活動のことにつきましては独自の保育マニュアル等があるということなんですけど、キッズゾーンの設定というもの、大津市のほうとかは園児の散歩コースにつきましてはキッズゾーンという形で道路標示するというのを検討するというふうになっています。熊取町もそういったことを検討されているのでしょうか。それはないですか。考えていないんやったら、時間がないので考えておいてください。お願いしておきます。

次にいきます。

2点目、高齢者ドライバーによる交通事故がふえております。先日も、福岡市早良区の交差点付近で車6台が絡み9人が死傷する事故が起きました。車を運転していたのは80歳男性で、同乗していた奥さんとともに死亡。4月にも東京池袋で旧通産省工業技術院の元院長87歳が事故を起こし、母子2人が犠牲になりました。

全国で高齢ドライバーの事故が相次ぐ中、免許証を自主返納する人がふえてきていますが、移動手段の確保が課題となっております。熊取町では平成24年7月より、交通安全対策として、65歳以上の高齢ドライバーの方で自主的に運転免許を返納された方に対し、ひまわりバス無料定期乗車券の交付を行っています。いわゆる高齢者運転免許自主返納支援事業を行っていただけていますが、高齢者の方の移動手段として利用しているひまわりバスの無料定期乗車券の有効期間は5年とされています。その有効期間5年の更新を求める声があります。

年を重ねるごとに目が悪くなり、足腰が弱くなり、病院にも行く回数がふえてひまわりバスの利用頻度がふえているのに、本当に困ったとき、使いたいときには無料定期乗車券の期限が切れてしまっていると思うと、免許を自主返納することをためらってしまうということでもあります。高齢者の方からそういったお声をお聞きいたしました。

交通安全対策として取り組んでいる事業、そういったお声に耳を傾け、有効期間を無期限に見直し、返納促進を図ってはどうかとお伺いいたします。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の「高齢者運転免許自主返納支援事業」の見直しということについてご答弁申し上げます。

高齢者運転免許自主返納支援事業は、高齢運転者による交通事故を減少させることを目的に、満65歳以上で免許を自主返納された方の申請により、5年間有効のひまわりバスの無料定期乗車券を交付しているもので、平成24年7月の事業開始以来、令和元年5月末現在で406名の方に交付しております。

ひまわりバスは町の主要な公共施設と各地域を結ぶ交通手段として運行しておりまして、ただ、受益者負担の観点から有料とさせていただいております。対象としているのは、高齢者に限らない全ての住民の皆さんというふうな形にしております。

ご質問の無料定期乗車券を無期限に延長するというふうなことですが、もともと運転免許をお持ちでない高齢の方は無料の対象になりません。ということで、自主返納された方だけを無料にしておりまして、それを無期限に延長するというふうになると、もともと運転免許を持っておられない方との不公平を拡大させる方向になるというふうなことで、あくまでこの事業は自主返納を促すためというふうなことでして、ひまわりバスは原則受益者負担を求めているということで、現在のところ、無料定期乗車券の期限を無期限にするということについては考えておりません。

今後も、ひまわりバスの利便性の向上と高齢者の運転免許自主返納の支援による交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 私が最初に質問させていただいた自主返納は、やっぱり交通安全対策として高齢ドライバーの事故をなくすために熊取町が独自でやっていたというところで評価させていただいているわけなんです、その分につきまして、高齢者の方、自主返納して高齢者の危険な運転、本当はそういった別に移動手段があったらいいわけですが、ひまわりバスしか町にはないので、その分の自主返納という形を推進するために無料定期券を出しているというところ、それを5年ではなくてさらに延長してもらえたらというところ、ひまわりバスの利用者の公平性どうのこのじゃなくて、安全性、交通安全対策として取り組んでいることについてというところを要望させていただいているわけでございます。

今もう時間がないので、そのことの答えをもらっていただいたらまたもう繰り返しになりますので、今、東京都とかにつきましては、高齢者の運転ドライバーにつきまして急発進安全装置をつける補助をしたりとか、またドライブレコーダーの貸し出しをやるというところもあります。そういった高齢者の事故をなくすために安全対策に取り組んでいる、ますますこれからそういうことを取り組んでいくかと思っておりますので、今、熊取町が取り組んでいるその事業の拡充という意味で検討していただきたいということを要望させていただきます、次、4項目めへいきます。

4項目めは、おくやみ（案内）コーナーについてです。

先日、知り合いのご主人が突然他界されました。葬儀後、悲しむ間もなくいろいろ手続に追われ、何からすればよいかかわからないと相談を受けました。

親族が亡くなった際、死亡届を役場に提出すると、戸籍や住民票に反映され、その後、国民健康保険や年金、税金、上下水道などさまざまな手続が必要で、何度も役場に行かなければならないとか、何からやったらいいかわからないとお声があります。

葬儀後の手続を支援するために、おくやみ（案内）コーナーを設置している自治体があります。別府市では、おくやみコーナーで手続に必要な課への案内と関係書類の作成を補助しています。亡くなられた方についての情報に基づき、市役所の申請書を一括して作成し、同時に各課に情報を提

供することで必要な手続を選別し、その後、手続の必要な課へ案内してくれるか、順次担当課が出向いて手続をしてくれるそうです。

本町も、住民サービスの向上を図るために、死亡の届け出に特化した窓口としておくやみ（案内）コーナーを設置してはどうかとお伺いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問4点目、「おくやみ（案内）コーナー」の設置についてご答弁申し上げます。

おくやみ（案内）コーナーにつきましては、お亡くなりになった後のさまざまな手続を円滑に進め、ご遺族の方の負担を軽減するため、手続が必要な課や関係機関へのご案内、またはそのコーナーで可能な手続を完了したり関係書類の作成補助などを行うコーナーとして、全国幾つかの官公庁で設置されているところでございます。

本町におきましては、おくやみ（案内）コーナーという特設コーナーを設けてございませんが、現在、総合相談窓口において、相談やお問い合わせに対し、考えられる各種手続をまとめた一覧表をもとに関係各課及び関係機関等へのご案内を行っているところでございます。

お亡くなりになった後の手続につきましては、お亡くなりになった方によって異なり、多岐にわたる場合も多く煩雑な場合もあり、ご遺族の方にとっては心身ともに疲れている中、さらなるご負担にならうかと思えます。

現在のところ、おくやみ（案内）コーナーにつきましては、場所や体制の面もございまして設ける予定はございませんけれども、ご遺族の方に対しまして、引き続き総合相談窓口へのご案内を行うとともに、死亡届が提出された際には、先ほど申しました考えられる各種手続をまとめた一覧表をお渡しするようにしたいと思います。また、さまざまな手続の中で関係する部署との連携を図り、円滑に手続が行えるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。今私、参考資料の中につけています一番最初の死後の主な手続一覧、これ役場でつくられて、これも職員が2年かけてつくってくださったと聞きました。いいのをつくってくれているんで、これを死亡届を出したときに、今ご答弁の中でお渡しするようにしますと言っていました、それをそのときになぜしてくれていなかったのかなと思うわけなんです。総合窓口案内に行き行って聞いた人にだけ渡しているんですよね。だから、私の知り合いはこれをいただいています。だから困ったということをおっしゃいました。

ですので、せっかくいいものをつくっているんです、これを死亡届を出したときにちゃんと渡して説明してあげられる、そういった体制、本当は窓口が欲しいんですが、まだ今のところは難しいということでしたので、まずはこれから始めていただいて、参考資料の中に入れてありますおくやみ早わかりガイドというの、これが実際のもので、糸島市はこういったしっかりとしたガイドをつくって、参考資料の中に入っているかと思いますが、中にちゃんと詳しく、自分でチェックしながらどこへ行ったらいいいというの、何を持っていったらいいというのがちゃんと一目でわかるような、こういったガイドブックをつくっておられます。

こんな1枚、これもいいんですが、ちょっとやっぱりいっぱい書いてわかりにくいので、こういったものをまたもう一度考えてつくっていただいて窓口でお渡ししていただいて、本当にご遺族の方というのは遠方から来られている方もあります、親族の方が亡くなられて熊取町に。そういった方も、ちゃんとこれで必要書類をチェックしながら、また死亡届、戸籍謄本とか同じものをどこかの窓口へ、ここでしたら窓口がいっぱいありますよね、保険年金課へ行かないといけなくて、それぞれ同じ書類を違う窓口へ出していかないといけない、そういったところもちゃんと一目でわかるようにつくっていただけたらと思います。

葬儀社のほうも、ちょっといただいてきたんですけれども、一覧がわかるようなすぐすばらし

いものをつくっておられます。これもここを利用されている方はいただいているかと思うんですが、こういったことが町でもできるかと思うんです、町の窓口なんですね。こういった一目でわかるものをまずはつくっていただいて、そこから、できたらワンストップでできるようなそういった窓口も検討していただけたらというふうに思います。

いつも役場へ行って、いろいろ窓口のほうで住民が困ってはる方の手助けをしていただいて本当に助かったということ、これをつくることによって住民から褒めてもらえるとか感謝してもらえることになるかと思しますので、その辺、住民サービスの向上としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

平成27年4月の介護保険制度改正により介護予防・日常生活総合支援事業が創設され、熊取町では平成29年4月からサービスが始まりました。総合事業は、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的にしています。住みなれた地域で、自分らしく生きがいをもちて暮らすために、地域全体で高齢者を支えるとともに、積極的な健康づくり、介護予防に取り組むとあります。

まず、1点目ですが、熊取町の高齢化率はどのくらいでしょうか。また、介護認定を受けられている方は何人ぐらいいらっしゃるか、年齢別でわかれば教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、介護予防・日常生活支援総合事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目、本町の高齢化率、介護認定者数についてでございますが、本町における平成31年3月末現在の総人口4万3,685人に占める65歳以上の高齢者人口は1万2,267人となっております。高齢化率につきましては28.1%となっております。

次に、介護認定者数及び認定率についてでございますが、本町の被保険者数1万2,140人に占める認定者数は2,114人で、認定率は17.4%となっております。

認定者数を年代別で申し上げますと、65歳から69歳までは117人、70歳から74歳までは219人、75歳から79歳までは373人、80歳から84歳までは490人、85歳から89歳までは465人、90歳以上は450人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。高齢化率ですが、近隣の市と比べてどのような感じになっていきますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）大体は似た感じかなと。ちょっと申し上げます。岸和田市につきましては平成31年3月末現在27.3%、貝塚市が26.1%、泉佐野市が25.6%、泉南市が28.3%、岬町が37.8%、田尻町が22.5%、阪南市が31.7%となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）大体真ん中辺のところですか。熊取町はそう高いというわけでもなく、これ、熊取町で支援とか要介護とか、そこら辺の人数はわかりますか。それぞれの人数というのはわかり

ませんか。わからないですか。わかりました。

これからどんどんと介護の認定を受けられる方もふえてくるかなというふうに思うんですけども、2点目の平成29年4月から総合事業のサービスが開始して2年が過ぎたわけですが、更新によって予防給付サービスの利用ができなくなったような方がいらっしゃるのかどうか、また、65歳以上の方で新たな利用者になった方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の更新によって予防給付サービスが利用できなくなった方の人数につきましてご答弁申し上げます。

まず、平成29年4月以降新しい総合事業が開始され、これまで予防給付の対象となっていた訪問介護、通所介護が総合事業に移行されたことに伴い、要支援認定者の更新申請時におきまして総合事業に移行されていない予防給付サービス、例えば訪問看護や福祉用具貸与などでございますが、これらをご利用の方につきましては継続して利用していただけるよう更新認定申請をしていただいております。

また、総合事業として訪問型サービスや通所型サービスを利用される方及び訪問看護等の予防給付サービスを受ける可能性が低い方は、ご本人及びご家族と相談の上で、基本チェックリストを活用し状況確認を行い、事業対象者と認定された場合は現行相当サービス、緩和型サービス、短期集中予防サービスCを受けることができますので、予防給付サービスが受けられなくなったという方はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、65歳以上で新たに利用者となった方についてでございますが、平成29年度におきましては108名、平成30年度におきましては98名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。予防給付のサービスが利用できなくなったということはないということですか。そこら辺すごく心配やなというふうに思っていたんですけども、利用できなくなるイコール要支援でなくなる、よくなった方向というんですか、そういうものを借りなくてもちよっと自立のほうに向けたというふうな意味でよくなった方がいらっしゃるのかなというふうなこともあるのかなというふうに思ったんですけど、その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）具体的な人数なんかはちょっと承知していないんですけども、やはりそういう改善された方につきましては、中にはいるかと思えます。私は、移行に際してふぐあいが生じたようなケースがないようにスムーズに制度移行したという意味で、受けられなくなった方はございませんということで答弁させていただいたということで、状態が改善された方は中にいらっしゃるかと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今までも福祉用具を借りていない方とか、もう本当にデイサービスに行かれていた方が少しミニのデイサービス、緩和型に行くということについては、チェックリストのほうでそちらのほうに移ったということで、サービスとしては受けられなくなったというような感じではないということでもいいのでしょうか。わかりました。

そうしましたら、次の3点目にいきたいと思えます。

この制度が始まりまして、生活支援サービス従事者研修というのをしているかなというふうに思うんですけども、この受講された方がいらっしゃるかなと思うんです。その辺についての受け入れというのがあるのかどうかというのを聞きたいんですが、いきいきまとり高齢者計画2018の冊子の54ページの中に、緩和型デイサービス及び緩和型訪問サービスの従事者に必要な生活支援サービス従事者研修を平成28年度から実施されていますが、事業者及び担い手の確保が課題ですという

ことで、引き続きこの従事者研修を行っていきますというふうにあるんです。この辺を受けて、受講された方がどのように働いておられるかというところ辺はどんなふうになっていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）続きまして、生活支援サービス従事者研修の受講者受け入れについてでございますが、この研修は、緩和型訪問サービスや緩和型通所サービスに従事する方を養成するため、平成29年2月から町内社会福祉法人に委託、実施しております。平成30年度は2月16日と17日の2日間研修を行い、7名の方が受講されました。そのうち6名の方が既に介護保険事業所に所属されており、一般住民の受講生は1名でございました。その1名の方につきましては、指定事業所に所属することでサービスに従事することができる旨を説明させていただいておりますが、現状では事業所とのマッチングは行っておりません。

今後、緩和型サービスを提供する事業者の状況に応じ、介護人材の確保の観点からも、事業所とのマッチングなど仕組みづくりについて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これからも生活支援サービス従事者研修というのはやっていく方向ですか、熊取町として。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）当面は、やはりしていく必要があろうかと思えます。ちなみに、過去3回やっておりまして、直近の状況については私、先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、平成28年度で開催したときは受講者が19名となっております。そのうち、事業所にも所属されている方は15名となっております。平成29年度で実施したときは受講者が11名、そのうち事業所所属の方が7名でございました。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）そうしますと、事業所に所属されている方が受けられているというところが多いのかなと思ったときに、考え方として生活援助サービスを一般の方が受けられるような発信的なものというのは、なかなかホームページとかだけでは厳しいような状況ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ホームページだけでしたら当然ながら厳しいかと思うんですけれども、この制度を立ち上げたときには専門職の方々をお呼びしまして大きな研修会、勉強会みたいなものをさせていただきましたし、ケアマネジャーの連絡会というものを立ち上げておりまして、そこに緩和型サービスについて、やはり国の思いもありますので、そこら辺は町も同調しておりますので、しっかりとそこの啓発をやった上で、利用者のためになりますので、そこは啓発をやっていっておりますし、今後も引き続きやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）この従事された方が仕事されるといったらサービスAになるのかなというふうに思うんですけれども、町としては、サービスAではなくて介護認定を受けられた方で非該当の方はサービスCになるような方向で、サービスAについてはしていないようなことになっているのかなと思うんです。サービスAの事業者というのは今ふえているんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）サービスAと申しますと緩和型ということで理解させていただいておりますが、訪問型サービスの緩和型が町内で3カ所、通所型サービスの緩和型が町内でこちらも3カ所となっております。ふえているかといえば低空飛行をやっているかなというふうに思っておりますが、これは相手のあることですので、引き続き事業所を立ち上げていただけるような、そういう

ところで啓発はやっていきたいなと思っておりますし、サービスAのほうもしっかりとコマースをやっていきまして啓発をやっていきまして、せつかく選択肢を設けたわけですから使っていただけるようにしていきたいと思っておりますし、サービスCの短期集中予防型のほうも、引き続き皆さんにご利用いただけるようにやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。選ぶのは介護を受けられている住民になりますので、やはり現行のデイサービスのほうがいいとおっしゃる方になってくるとそちらのほうに行かれるということで、なかなか緩和型のサービスAを使われる方がやはり少ないのかなというふうに思いますし、そうなってくると事業者もなかなかふえないのかなというふうな、ちょっとその辺がすごく難しいんだらうなというふうには思うんですけども、そこら辺については、事業者の緩和型のサービスをされているAのサービスの、選ぶのは住民なので、Aに持っていくではないですけど、そういうものがありますよというのはきちっとアナウンスしている感じですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほど申しましたように、ケアマネジャーのほうには十分サービスA、緩和型のほうのアナウンスをしておりますので、やはりその人の状態であるとかその人の希望であるとかご家族様の希望であるとか、こういったところは的確に聞き取りながらケアマネジャーがそちらのほうに導くと。そこの選択肢をふやしております。ケアマネジャーのほうにやはりスキル向上もひっくるめて研修もさせていただいておりますし、今後もそういった形で進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

次の4点目になるんですけども、総合事業となり、先ほども言いましたが新しいサービスがふえて3つのサービスになったわけです。そこら辺でサービスの利用状況というのはどのようになっていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）総合事業における3つのサービスの利用状況につきましてご答弁申し上げます。

総合事業における訪問型サービス、通所型サービスの平成30年度利用状況についてでございますが、まず訪問型サービスにつきましては、現行相当サービスは月平均126件で合計1,510件、緩和型サービスは月平均11件で合計135件、訪問型サービスCは年間で14件となっております。次に通所型サービスにつきましては、現行相当サービスは月平均126件で合計1,515件、緩和型サービスは月平均20件で合計245件、通所型サービスCは年間30件となっております。

なお、総合事業に移行する前後で比較いたしますと、移行の直前である平成29年3月における介護予防給付の件数でございますが、訪問介護は126件、通所介護が131件ございました。一方、直近の平成31年3月における現行相当サービスの件数でございますが、訪問型サービスは126件、通所型サービスは128件であり、移行直前と比べほぼ横ばいとなっております。

また、介護予防支援に係るケアマネジメント件数の比較では、移行直前の325件に対し直近では377件と1.16倍となっており、ケアマネジメントの件数増の割には現行相当サービスの件数は横ばいであることから、実績の数は多くないものの、新たに創設された緩和型サービスや短期集中予防サービスを活用していただけているものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。先ほど、サービス指定されているところが3カ所しかないというこ

とでしたけれども、うまくそちらのほうにも行かれています方がふえているのかなという、いきいきくまどり高齢者計画2018の54ページにもあったんですけども、緩和型デイサービス、緩和型訪問サービスについては徐々に実績がふえていますというふうに記載していたかなというふうに思います。これ、新しく支援を受けられた方がそちらを利用しているというような感じの意味ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）細かい一人一人の利用状況につきましては承知していませんけれども、もともと利用されていた方はなかなか緩和型に行くというのが、やはり現行相当のほうに移るのかなと、傾向的にそういうふうに思っております。ですので、新規の認定申請、また事業対象者になられた方については、やはりその方の状態に応じてケアマネジメントをやっていく中でサービスA、緩和型を活用いただけるように啓発しておりますし、そういうところがこの数字にも若干あらわれているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

次、5番目ですが、町が取り組む通所型サービスCのふれあい元気教室の今後の展開ということでお聞きしたいんですけども、短期集中ということでのこの制度があるんです。介護認定を受けた方で非該当の方がサービスCになるんですけども、介護の重症化を防ぐための予防と考えたときに、3カ月とかではなくてももう少しやるとか、いろんなそんなことは考えたりしていないんですか。3カ月というのがやっぱり一くくりという感じですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）5つ目の質問の前にご質問されているというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）こちらのほうは、短期集中予防型のサービスCというのは、これまで熊取町が介護予防という制度が立ち上がったときにずっとやってきた事業です。これはやっぱり認定率の抑制にもつながっており、一定の成果が上がっているかなというふうに思っております。ですが、ここで一つ、議員ご指摘のとおり、人数が限られているというところがネックになってまいりました。国のほうでも、できるだけたくさんの方に成果を上げていく必要があるかなと。やはり高齢時代でありますので、認定者、またフレイルの方がふえていくということが懸念されておりますので、その対応として、地域で歩いていけるタピオステーションというふうなところに至ったわけです。

ですので、国のほうも住民主体の通いの場というところを自治体のほうに立ち上げるようにという要請がありまして、熊取町もそれをもとにタピオステーションというものに力を入れているというところで、いいところをとらせていただいて、熊取町へ来ていただいてふれあい元気教室、短期集中予防型のサービスもやっておりますし、ちょっと自分で行ける、自主的に介護予防に取り組める方はできるだけタピオステーションのほうに案内させていただいているというところで、今後、長い目で見てそういったところの2つを活用しながら取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今のは5番目のことも含めてになるんですか。今後、展開的なもので、ふれあい元気教室を平成18年から実施されていて、すごく成果が上がっているということで、本当にトレーニングしたり調理したりとか、この流れがすごくいいなと思ったんです。

3カ月でこのメニューを無料で受けられるんですけど、定員があつて、チェックはこれに行ったほうがいいのかという方がいらっしゃる中で、たくさんの方はやっぱり受けられない。定員が20人

ですか30人ですか、あるということで、年に3カ月ごとの2回という中で年間にして60人ぐらいしか受けられないとなってきたら、もう少し何か予防的なものなので、展開としてもうちょっと教室をふやすとか、先ほど言われていたタピオステーションも一つのあれかなと思うんですけど、タピオステーションは自分で行かないといけません。行って頑張るということですけど、これは行けば何かやっただけみたいなこともあって、私がもし高齢者やったらそちらのほうがいいかなというふうに思うんです。今後の展開として、もう少しふやしていくというふうな考えはないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）せっかくですので、5つ目の質問で答弁書をつくっておりますので、まず読み上げさせていただきます。

それでは、5つ目のふれあい元気教室の今後の展開につきましてご答弁申し上げます。

ふれあい元気教室についてでございますが、平成29年4月からの総合事業開始に伴い、介護予防事業が再編され、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスCとして実施しております。

この教室は、要支援者などを対象に介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としており、運動器・口腔器の機能向上、栄養改善を一体的に取り組むとともに、教室参加を通じて高齢者一人一人の生きがいづくりなど生活の質の向上を目指しており、1クール週2回、約3カ月間で年間2クール実施しております。

そして、この教室の魅力の一つとして、大阪体育大学の教授を初め理学療法士、薬剤師、健康運動指導士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士などさまざまな専門職によるアセスメントが行われ、当該教室の運営に生かしながら個々に応じた支援につなげております。具体的には、教室終了後もいつまでも元気に地域で生活できるよう、参加者と教室スタッフがともに考え、一人一人に応じた地域資源やタピオステーションなどにつなげているとともに、当該教室の参加をきっかけとし、新たな仲間と自主活動グループを立ち上げ活動している方々も多くおまして、この教室が介護予防の意識を高める機会にもなっております。

以上のことから、この介護予防事業につきましては、本町におけるこれまでの要介護・要支援認定率の抑制にも寄与してきた取り組みであると考えており、今後につきましても引き続き、効果的で質の高い教室運営に努めてまいりたいと考えております。

そして、議員のご質問ですけれども、定員も限られているということ、またチェックリストによりまして対象者となられた方であるとか、この対象者につきましては、地域包括支援センターに相談があって支援につなげたいというような方々も来られております。また、熊取町で独居高齢者などに対して見守りのアンケートを実施しております、その中にチェックリストを入れておりますので、そのアンケートの回答とともに、ちょっと支援が必要やなという方については電話などで教室のあっせんなどを行って、支援につなげているというような状況になっております。

ですので、かなり多くのスタッフが動いております。これまで、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、やはりふれあい元気教室についてはかなり手厚い支援となっております。ですので、回数をふやすということはそれなりにたくさんの方々を動かさなければいけないわけでありまして、今私が申し上げました年間2クールが限界となっております。それは、やはり手厚い、またきめ細やかな支援につなげるためにもそういう形をとらせていただいていると。ですが、大抵の方は軽い介護予防へつなげるということも必要かなと思っております。それは国の要請に基づいてタピオステーションを立ち上げ、そちらのほうにつなげているということなので、その人の支援をどちらにつなげたらいいかというのは、場合によっていろんな方がかわりながら、検討しながらつなげているというところでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。ふれあい元気教室が人数的なものでなかなか難しい、これは1回受けて、2年ぐらいしてまたチェックリストでここに行きたいということもありなんですか。ここは

1回受けたら、もうタピオステーションで頑張ってくださいというような感じですか。1回受けたら終わりですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）具体的に何回とかというようなところは決めていなかったかと思うんですけども、やはり受けられた方は、先ほど答弁にもありましたように自分たちで教室につなげていきたい、自主活動によって健康運動指導士などを自分たちの自費で呼んで、場所の提供は熊取町でやっておりますけれども、自主活動グループとして自分たちの健康の維持、また介護予防のために取り組んでおりますので、その自主性は重んじていきたいなと思っておりますし、それがなかなか、いい教室の内容となっております。たまにのぞくんですけども、やっぱり皆生き生きとたくさんの方々に参加されている様子が見えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。効果というよりは意識をすごくつけて、自主的にまた運動されるのかということにつなげるという部分の元気教室になるのかなというふうに理解いたしました。

次、6番目の、先ほど言っていました一般介護予防事業のタピオ体操の効果について、効果判定も委託料というふうに予算に上がっていましたが、どのような内容で実施していくのかということと、タピオステーションが各地域で少しずつ立ち上がってきているような段階でふれあいセンターでもタピオ体操をしています。体を動かすことの効果というんですか、それがもう少しきちっとわかればもっともっと広がっていくとか、それを知った上で、あっ、ここに効くんやとかあそこにいいねというのがわかればもっといいのかなと思うんですけども、これ、どんなふうな感じで調べていくふうになっているんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、6点目のタピオ体操効果判定の実施内容につきましてご答弁申し上げます。

本町と大阪体育大学は、平成30年3月に運動・スポーツを通じて長く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進するDASHプロジェクトに関する協定を締結いたしました。その中の健康づくり事業の一つとして、タピオ体操プラスに取り組む住民運営の通いの場であるタピオステーションに対する効果判定を複数年かけて分析していきます。

今年度は、各タピオステーションにおいて平成29年度、30年度に実施した体力測定及び参加者アンケートを用いてのデータ分析を大阪体育大学に委託したいと考えております。

少し詳しく申し上げますと、体操などに取り組む前後の体力測定の比較に加え、日常生活の状況や、自分の健康についてどう感じるのかといった主観的健康感などをご参加いただいた方にアンケートをとっておりますので、これらのデータを活用し、心の健康や社会参加することによる変化、そして、その頻度による変化などを加味した分析を行っていきたくと考えております。

なお、この分析結果につきましては、タピオステーションのPDCAサイクルに基づく事業評価に活用していくとともに、その推進に向けての啓発や継続への機運醸成にもつなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。もう29年と30年に体力測定とかもやられていて、アンケートもとられていて、その結果をしっかりと検証していくということですか、これからはまた複数年、今後2年おきとかに順次何回もかけてやっていくというふうなことでいいですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）29年、30年度は、30年度の9月補正だったか12月補正だったか、体力測定の実施の器具の補正予算を上げさせてもらいました。それはどういうことかといったら、たくさんの方

ランディアの方々にも正確に体力測定をはかっていただけるようにつなげていきたいというところで、そういったちゃんとした器具を購入したわけでございます。

29年度、30年度の体力測定につきましては、正確性には若干欠けるかなという、自分たちでつくったような器具などを用いたりやっておりますので、そこら辺の数字的なものでありますとか、あとやはりサンプル数が少ないので、もう少し様子を見たいという思いもあります。ですが、継続的にDASHプロジェクトの枠組みの中で大阪体育大学と協定を結んで、我々でなかなか手の出しにくいところ、効果判定、分析につなげていくためにも、まず持っているデータの整理、またその分析をまずはやらせていただいて、議員ご指摘のとおり、長い間ずっと続けるというつもりはないんですけども、正確には協議をやって決めていきたいんです。決めていないんですけども、もう少しサンプル数をふやした上で、どこかのタイミングでもう少しきっちりしたものを比較、効果分析をやった上で、外に出していけるようなものに仕上げていきたいなというところで、まずは今持っているデータの整理、また、一定の効果があると思っておりますその確認などを行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今、サンプル数、人数なんですけれど、それはもう年齢別で分けてとかということではなくて、タピオ体操やっていますよという年齢も一応分けてとかですか。サンプル数というのは何人ぐらいの方に今現段階で数値はあるんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません、正確なところの数値はまだ持っておりませんが、数百というところでございます。

もう少しいろんな分析ができるのかな、それはどういうことかといったら、年代別でありますとか、あと地域別でありますとかクロス評価、クロスで分析評価やっていけるところもあるのかなと。ですので、きめ細やかに継続支援でありますとかその人のモチベーションを上げていくためにも、地域別である程度傾向出すとかということにつなげていければ、よりよい、また効果的なものに仕上がっていくのかなというふうに思っております。そこを目指しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。より数をとって、年代別も、そして地域別もやっていただくということで、どれぐらいの成果が上がってくるのかというのもすごく楽しみな結果を待ちたいなというふうに思いますので、またよろしくをお願いします。

次、7番目にありますが、和泉市で介護予防住まい改修支援事業というのをされているんです。要支援、要介護状態となる原因の奥に転倒による骨折などが見られることから、介護保険の未申請者、非該当者の早期の段階から住まいの小さな改修、手すりの設置や段差解消などを行うことで、家庭生活での転倒等の事故防止を図ることで要支援、要介護状態になることをおくらせ、介護予防を促進していますが、熊取町でもこれを取り入れたらどうかというふうに思いまして、ここに少し提案をさせていただいております。

資料をつけさせていただいているんですが、対象は、和泉市はさっきも言われていたチェックリストというのでチェックをされて、介護予防が必要と判断された65歳以上の市民の方、在宅、家にいらっしゃる方というので、小さな改修の分に費用を出していくということで、改修費用の9割補助、上限4万5,000円ということは、5万円で工事をすれば自費が5,000円でいけますよというような内容であると。この事業費につきましては、和泉市はふるさと寄附より福祉基金として積み立てているものを積んでいるということでやられているんですが、もう平成24年からこれをずっとされていまして、熊取町でも、住宅改修という部分で介護を受けられて手すりつけたりとかいう部分でされるかなと思うんです。そうなってくると、介護を受けられた方が住宅改修されるのに費用を20

万円上限で使われるかなと思うんですけども、もう本当にそうならば介護保険を使って、高齢者の方からちょっとご相談をいただいたりするんですけども、70代、80代の方でも本当にお元気で、介護は受けたくないですと、一生懸命頑張って家で暮らしていきたいですとおっしゃるんですけども、でもやっぱり手すりが欲しいとか段差の改修があったほうが良いと、そういうふうになってきたときに、介護認定を受けないと助成もないし、でも実費ではなかなかと言われる方がご相談にいらっしゃるんです。

そうなってくると、お元気な方でもやっぱり高齢の方ですので、介護認定を受ければそれは本当に介護認定にはまってくる方もいらっしゃるので、住宅補修をしたいがためと言ったら言い方はあれなんですけれど、そのために介護の認定を受けられるという方も、何人かそういうお方も聞きました。そうではなくて、もう本当にもう転ばぬ先のつえじゃないですけども、先に介護を受けなくても、寝たきりにならなくてもいいように、この事業をしっかりやることでこけない、骨折しないというようなことを介護予防として促進していくのはどうかなというふうに思って提案させていただいたんです。そこら辺はどうでしょうか、熊取町として。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、7点目の「和泉市介護予防住まい改修支援事業」の熊取町での導入につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、和泉市における当該事業につきましては、介護予防の観点から有効な部分もあるとは考えますが、本町における介護予防事業といたしましては、まず転倒などをしない心身機能の維持、改善と健康寿命の延伸を目指しており、繰り返しになりますが、身近な地域で気軽に介護予防に取り組むことができる拠点であるタピオステーションの推進を重点的に取り組んでいるため、現時点では当該事業の導入は考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）なかなか導入は難しいかなというふうに思っているんですが、少しインターネットで調べていると、これをされているところが当たってきたりするんです。神戸市であったりとかはもっとお金を出されて、介護保険を使わずに、もう一くくり65歳以上の方でとかいう、高齢の方が住宅改修とかをされる場合に手助けしますよとかという部分で、新潟市なんかは子育て・高齢者支援の健康住まいリフォーム助成事業みたいなので、バリアリフォーム工事の補助金、ここはもう本当に高齢者世帯の60歳以上の方がいらっしゃるところでこういう事業もされているということです。

本当にこれから、先ほどのいきいきまとり高齢者計画ですか、あれを見ていましたらやはり住宅改修の費用は予想としてだんだんと大きくなっていくというふうに思ったときに、それで介護保険を使うと介護保険も上がってくるというような状況であるのであれば、少し考え方を改めて、先に介護保険を使わずに、一番必要となるこういう住まいの改修というものも考えてほしいなというふうに思ったんですけども、どうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）この事業を取り入れるとなれば一般会計のほうですることになるかと思うんです、高齢者福祉施策として。となれば、やはり一般財源が投入されるということになります。保険料を上げるかわりに税金投入という形、こういう考え方になるかということで、簡単にはいかないかかと、やはり慎重な判断が必要かなというふうに思います。

何よりも、熊取町ではやはりそういう転倒をしないフレイル予防ということで、大阪体育大学の先生の方々にも協力いただきながら住民の方々の健康づくりに取り組んでおりますので、そこをし

っかりと取り組んでいきたいなと思っております。

今後もそのスタンスでやっていかせていただいて、制度については、やはりこういう制度もあるんやなというところもありますので、また今後は注視していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。税金の部分であったりなのでなかなか難しいかなというふうに思うんです。

今後、本当に高齢者がふえてきたときに、外に出て運動される方で鍛えられる方はいいですけども、やっぱりおうちの中でなかなか外に出られないという方もいらっしゃると思うので、そこら辺もしっかりと見てもらいたいなというふうに思います。また要望としてよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）申しわけございません、介護保険制度の中に住宅改修制度があるということは、本当に必要な方に対しては制度の中でケアしていきましようということがありますので、元気とは言いません、制度があればいいとは思いますが、やはりできるだけ自力で自立支援を目指しておりますので、そこを熊取町はしっかりと取り組んでいくということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

じゃ、次にいきます。

8番目、介護予防として、引きこもらず外に出ることも有効かと考えますが、移動の充実ということでどうかなというふうにお聞きしたいと思います。ひまわりバスのことです。

タピオ体操など体を動かすことが好きではない方は、なかなか介護予防の事業にも参加しにくいのではないかなというふうに思います。そうであるなら、外に出ていくことというのが一つ介護予防につながっていくんじゃないかなというふうに考えたときに、買い物に行ったりということも介護予防になるのかなというふうに思います。ひまわりバスも、コースを少し万代寄りにバス停を移していただいたかなというふうに思うんですけども、やはり泉佐野市にあるイオンにも行きやすくなったりとか、そういうひまわりバスとして買い物支援の機能となるようなことも考えてはどうかなと思うんです。その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、8点目の移動支援につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、高齢者が引きこもらず外に出る機会を持つことは、介護予防として有効であると考えております。

本町の介護予防の取り組みにつきましても、外出の機会創出の一つとしてタピオステーションを町内全地区に展開することを目標に重点的に取り組んでおり、まずは歩いていける介護予防の拠点をつくることにより、ひきこもりがちな高齢者に対し外出機会の創出に努めているところでございます。

また、本町における移動支援でございますが、要支援者などを対象にした短期集中予防型のふれあい元気教室の参加者に対し、移動手段を持たない方にもご参加いただけるよう、社会福祉法人に委託し、ふれあいセンターまでの送迎を行っております。

また、地域において住民による生活支援活動も立ち上がっておりまして、一例を申し上げますと、つつじヶ丘地区でショッピングモールと提携し、買い物や食事、サークル活動に参加できるよう、バスによる移動支援が行われております。町といたしましても、このような取り組みがモデルとなって他の地域にも広がっていくよう、引き続き啓発、支援していきたいと考えております。

以上のように、ひまわりバスの運行はもとより、高齢者福祉の観点からも移動手段の充実に向け取り組んでいるところでございますが、今後も、生活支援・介護予防協議体の中で地域課題について話し合いながら、庁内関係部局を初め、社会福祉協議会など関係機関とも連携し、生活支援体制整備の中で地域の実情に応じた移動支援について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今のつつじヶ丘の事例なんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）つつじヶ丘地区の、中心となっているのは地域福祉委員会かなというふうに理解しているんですけれども、住民による生活支援活動として、いこらも一と提携して、登録料というのでお一人様年間3,000円いただいて、これはもう実費になるんです。そこら辺のお金の流れ的などころまでは私らはちょっと承知していないんですけれども、登録料3,000円で定期的にいこらも一のほうに買い物に出かけたりというのをつつじヶ丘地区の高齢者の方々ができているというようなところで聞いております。頻度については週2回となっているようです。私が知っているのはこういう感じです。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）すごくいいのをやられているんですけれど、いこらも～るからバスが出るということですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そのように聞いております。いこらも～るのバスが出ているというふうに聞いております。

すみません、先ほど私、こういう事業についてはできるだけ啓発、支援していきたいと申し上げましたけれども、30年度末に住民発表会を町民会館のホールでやったんです。そちらのほうで、つつじヶ丘地区の方々にお越しいただいて地域の活動を発表していただいたりということで住民向けにアナウンスをやったりとか、そういった取り組みで、できるだけ地域の方々にも刺激になってもらいたいなという思いで啓発をやったということもあります。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。何か全然私は知らなかった、すごい活動をされている。主体になっているのは地域の福祉委員ということですか。わかりました。

移動のショッピングの買い物とかが来てもらってそこで肉を買ったりよりは、やっぱり行くことで外に出るということがすごくいいなというふうに思っていたので、僻地だったらバスが来て、そこでパンが売っていたりとか移動の買い物のバスが来たりとかというのがあるんですけれども、そうではなくて、熊取町は本当に買い物するところもあるので、移動支援という部分ですごくいいなというふうに思ったんです。

せっかくひまわりバスもあるので、ひまわりバスにおいての何かそういうふうなことというのは考えてはないということですか。公共施設という部分でしか回らないということですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）先ほどの渡辺議員の答弁でも申し上げましたとおり、ひまわりバスは公共施設と地域を結ぶ交通機関として、高齢者に限らず地域の住民の皆様に対するサービスとして提供させていただいているものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

以前、平成28年12月にもちょっと質問させていただいて、今後、南海バスが今ある段階ではなかなか難しいというふうな答弁だったんですけど、やはりデマンドタクシーとか、本当にドア・ツー・ドアで買い物に行ける、外に出ていけるという、重たい荷物もタクシーだったら行って乗って帰ってこられるというのがすごくいいなというふうに思ったんです。

先ほどのつつじヶ丘のバスを利用してということがあるならば、もう少し住民の皆様にもこういうのもあるよというのが、何か先ほど言われていた発表の場で、私だけなのかもしれないんですけども知らないということは、やっぱりそこはもう少し通知をしてもらいたいなと、こんなのやっていますよというのがもうちょっと議員にもわかればありがたいなというふうに思うんです。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員がご存じでなかったということでありまして、ちょっと後ろのほうでも首を振られていた議員がいらっしゃいましたので、やはりアナウンスが足りなかったのかなということで反省させていただきます。

ただ、広報であるとか、やはり事業所、また地域にはアナウンスに行かせていただいておりますし、できるだけそういう声があるというのは地域から声が上がってきて初めて成り立つものでありますので、そこを生活支援コーディネーターという熊取町、また社会福祉協議会などいますので、地域のケア会議、ケース会議の中でいろんな地域課題をあぶり出していただいて、政策につなげていければと思っております。そういう仕組みづくりをしているところがございますので、しっかりまた今後も皆さんに周知できるようアナウンスをやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

時間がなくなってきましたので、次に9番目の介護予防を促進するための町としての取り組み、今いろいろ聞いてきたんですが、自分自身が担い手になるということも予防じゃないかなというふうに考えるんです。

大阪市においては2015年から介護予防ポイント事業というのをされていて、大阪市にお住まいの65歳以上の方が特養など介護施設とか、また保育所とかで保育支援活動とかをされることによってポイントがたまって、そのポイントを換金できるというふうなことをされているんです。これは本当に介護予防のための事業としてされているんですけども、事業参加により高齢者の先ほども言いましたけれど外出、自分自身が違う別の高齢者の方に社会参加をすることによって社会的な役割を持つということで、自分が元気になっていくということで介護予防というふうなことをつなげるような活動を大阪市がやられているんです。施設の活動に行ったら2時間未満で1ポイント、2時間以上で2ポイントとかいって、年間の上限が80ポイントで8,000円というのを換金できる。また、これから始めるみたいですが、在宅活動ということで、個人的に介護認定を受けた方のご自宅の生活支援というものもあったりして、換金の条件というのは変わってくるんですけども、このような自分自身が担い手になることが予防になるようなことも大阪市ではされているんです。

町として、介護予防を促進するために運動とかそういうことではなくて何か考えているようなことというのはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）二見議員の今のお話からすれば、今から答弁を読むんですけども、ちょっとミスマッチをやっているかなと思います。まずお答えはさせていただきますけれども、答弁を読ませていただきます。

それでは、最後の介護予防を促進するための取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

本町における介護予防事業につきましては、これまでのくまとりタピオ元気体操にお口の体操や筋力トレーニング、ストレッチング、あたまの体操を加えたタピオ体操プラスに取り組む、住民運

営通いの場であるタピオステーションを町内全地区に展開することを目標に推進しております。そして、現在では全39地区中21カ所で立ち上がっており、また、問い合わせも数カ所の地域からいただいている状況となっております。

また、タピオステーションをさらに推進するため、専門職を派遣することにより、技術的な助言や効果の確認を行ったり、よしもとクリエイティブ・エージェンシーの若手芸人の参画による笑いを交えたり、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊などの住民ボランティアグループや町内大学の学生などにもご協力をいただいたり、さらには、体操などのプログラム終了後、参加者同士の交流を深めるタピオカフェに対する支援を実施するなど、楽しくにぎやかに事業展開が図れるよう豊富なプログラムメニューを用意し、推進を図っております。

今後につきましても、タピオステーションは介護予防の拠点、地域支え合いの拠点として重要な役割を担う取り組みでありますので、これを中心に、ご協力いただく健康づくりボランティアの育成やタピオステーションの活動を支えている住民同士の交流会を開催するなど、介護予防の促進に対する機運醸成を図り、地域との対話を丁寧積み重ねながら、タピオステーションの立ち上げをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

ということで、先ほどのまご質問ですけれども、介護ポイントの制度というのはほかの町にもあるかと思えます。私ども、以前質問もいただきまして研究もしております。熊取町ではびんぴん元気！ポイントアップ事業というのを立ち上げておまして、その中でボランティアであるとかそういうものも拾うようにやっております。ですので、現時点では介護ポイントの事業、ほかの町でやっているようなものは、熊取町ではびんぴん元気！ポイントアップ事業ということでご理解いただければというふうに思っています。

また、介護する側、される側、おっしゃるとおりでございます。できるだけ、外出支援の話もありましたけれども、高齢者の方々に元気でいていただけるように、いろんなところで仕掛けてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。健康ポイントがあるのであれなんですけれども、高齢者の方が地域の福祉活動に出ることによって元気になる、そのために介護予防ポイント事業というので別枠でしていただいたほうが、高齢者の方は自分自身が行くことで待ってくれているという感覚というんですか、お茶を出してあげたりちょっとお皿を洗ってあげたりという、施設の受け入れもあると思うんですけれども、そういうことも含めて、もう少し介護予防を促進するために、また違う形で考えていただきたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

時間がないので、最後、地域生活支援事業についての熊取町の障がい者の移動支援事業の内容と利用状況をお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、地域生活支援事業についての障がい者の移動支援事業の内容、利用状況についてご答弁申し上げます。

移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業に位置づけられている事業となっており、支援内容といたしましては、単独では外出が困難な障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動並びに社会参加のために外出する場合において、移動の介助や外出先での排せつ、食事の介助並びにコミュニケーション支援などを行うものでございます。

本町におきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づき移動支援事業実施要綱を定め、事業を実施しております。

なお、本事業の対象者でございますが、町内に住所を有する方で身体障がい者手帳を所持する視

覚障がい者（児）及び全身性障がい者（児）、療育手帳を所持する者、精神障がい者保健福祉手帳を所持する者、治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条の政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度の者のうち、移動・移乗等の動作に身体介護を有する者もしくは認知または危険認識、意志決定や行動の抑制等に支援を有する者、その他町長が特に認めた者となっております。

次に、利用状況でございますが、平成30年度の実利用者数は90名、年間延べ利用時間は9,805.5時間となっております。なお、主な利用目的といたしましては、散歩や買い物、映画鑑賞などとなっております。

今後も、移動支援事業を実施することにより、障がいをお持ちの方の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行ってまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）まとめてくださいね。二見議員。

9番（二見裕子君）ちょっと要望になるかなと思うんですけども、ガイドヘルパーについてのことでご相談いただいたんです。ガイドヘルパーを要請するとき、施設に入所すると使えないということ、グループホームにおられる方は使えるということで、やはり施設に入所する、使えないということ、すごく困るということをお聞きしました。施設はレクリエーションを施設内で行っているということをお聞きしていましたが、移動支援ということの内容を見たときに、余暇活動とか社会参加のために外出する際にヘルパーを派遣していただくということを考えたときに、そこら辺、町としてくくっているものかなというふうに思います。貝塚市は何か施設に入所しても使えるみたいなことをお聞きしたので、そこら辺、もう少し使えるような方向で考えていただきたいなというふうに思います。これは要望でお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。本日はこれにて延会いたします。

（「17時18分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和元年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和元年6月13日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭
統 括 理 事		統 括 理 事	
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例

議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）

議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））

議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する
請願

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。文野議員。

7番（文野慎治君）おはようございます。2日目のトップバッターを務めさせていただきます。

通告に従いまして、大きな項目で今回2点、用意しております。

1点目ですが、防災元年における災害対策の取り組みということで質問をさせていただきたいと思っております。

3月議会、これは新年度の予算審議であったわけですが、新年度は熊取町にとって防災元年と位置づけ、地震など大規模広域な災害に対する対応が最重要課題であるという質問もさせていただいてご答弁もいただき、双方で認識を共有したというふうに考えております。

そこで、3カ月がたちました。現在の状況等をお聞きしたいというふうに思います。

1点目としまして、3月一般質問で指摘をさせていただいた「避難所マニュアル」作成・公開などの進捗状況と今後の進め方についてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、『防災元年』における災害対策の取り組みについての1点目、「避難所マニュアル」作成・公開などの進捗状況と今後の進め方につきましてご答弁申し上げます。

現在の本町避難所運営マニュアルにつきましては、3月議会でご答弁させていただきましたように、避難所運営に当たる職員用に平成25年6月に策定したもので、昨年の11月には指定避難所の鍵の保管者等を新たに定めるなどのさまざまな改定を行ってきたところでございます。

避難所における現在の運営マニュアルにつきましては、職員の行動についてマニュアルとして定めておりますが、被災時に避難所運営に携わっていただく各区・自治会や自主防災組織等の地域との連携の部分につきましては若干不十分な部分もございまして、現時点での公表には至っていない状況でございます。

このような中で、本町におきましては、39の区・自治会全てに自主防災組織が組織され、各区・自治会の自主防災組織代表者が参加のもと自主防災組織連絡協議会を開催いたしまして、各自主防災組織の活動報告やご意見、情報交換などを図っているところでございます。

また、本年5月9日開催の自主防災組織連絡協議会におきましては、令和元年度の役員の選出とあわせて各区・自治会の地域性に応じた自主防災マニュアルの作成を確認させていただいたところであり、新たに自主防災マニュアルの作成委員会を立ち上げ、今後、さらなる地域防災力の向上を図るべく、防災マニュアルの作成に取り組むこととしてございます。

この自主防災マニュアルの作成委員会では、防災マニュアルのみならず、議員ご質問の避難所運営に係るマニュアルにつきましてもご意見、ご提案等を頂戴したいと考えてございまして、避難所運営マニュアルに関しましては、今年度の早い時期には完成させ、ホームページ等で公表してまいりたいと考えてございます。

ちなみに、第1回のマニュアル作成委員会会議につきましては今月28日金曜日に開催する予定でございまして、委員10名の皆様方のご協力、またお知恵をいただきながらマニュアル策定に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）年度も変わりまして、役所ですから3月議会が終わった後、年度末、そして4月異動、組織も若干変更もございましたし、担当もかわっているというふうに思います。ただ、3月議会、これは予算を審議する、先ほども申し上げましたように、その中でふるさと応援基金をもとに10億円の防災基金を熊取町として用意するんだと。ことしの新年度の目玉的な、そして、何はともあれ昨年の9月の台風21号による、本当に熊取町として初めて経験をする、それこそまた想定外の大きな台風が直撃をします。そういったことを足元を見たときに、果たして私たちの熊取町でそういった災害がいざ来たときに、役所がリードして、これは役所だけの力だけではなくて、全ての住民と心をつなげて、自分のみずからの財産、生命、そして町側とすれば町民の皆さんの生活、暮らしを守るんだと、こういう大変大きな経験をした上で、まさに町長の施政方針でも述べられてお

ったように防災元年なんだと。そのときは令和という名前はまだ出ていませんでしたが、まさに令和元年は防災元年にするんだと。

そのときに3月議会で言わせていただいたときに、私たちの足元を見たときに、すごくそういう意味では、これもご答弁でもありましたけれども、熊取町というのは災害からは実は本当に無縁なところでございました。地震による津波災害あるいは昨年7月、集中豪雨等があったんですが、そういうことはあるにしても、津波災害はまず起こらないだろうと。そして、大きな地震がいっぱい起こっていますけれども、幸い熊取町は家が倒壊するようなそういうふうなこともなかった。しかし、もうまた台風シーズンをこれから迎えるんですが、一つの台風が1日2、3時間熊取町に一番最接近しただけであれだけの損害、停電あるいは避難所開設、そういったことがもう本当に起こったんですよ。だから、本当に防災元年しなければいけない。

幸いふるさと応援基金でたくさんの方からのご寄附を頂戴した、その10億円をそういうところに注入して、いざというときには使うんだと。使うということについては、やはりその準備段階でも私はそれは活用させていただくべきだというふうなこともご提言させていただきました。

そういう状況の中で、これも質問の終わりで共通認識としたことは、やはり先進的に進んでいる自治体というのが全国幾らでもあるわけなんです。特に、一番近畿で直近の場所を言えば、京田辺市というところが各避難所ごとの避難所マニュアルまで全て公開していますよと。お隣の岸和田市でも泉佐野市でも、少なくともそういう防災に関しての避難についての情報はホームページを見たらわかる。今、部長のほうからご答弁ありましたように、熊取町は実はつくっているという形で、我々も表面だけで安心をしていたことは反省しているんですが、それは職員の行動マニュアル的なものであったということで、先ほど言ったような自然災害が想像もしないような状況で起こってくる災害に対しては、全く無防備と言っていいような状況なんだよねということが双方で認識できたと思うんです。そのときに私は、京田辺市より熊取町の現状は5年おくらせていますよと、こういうことも申し上げましたし、皆さん方もたしかうなずいておられました。そして、だから早急にマニュアルをつくりましょうという共通認識ができました。

それともう一つは、災害はいつやってくるかわからへんと。台風は進路を予想していったら、さああした、あさってやというようなこともできるやろう。そこにマニュアルがなかったらこれも一緒なんですけれども、地震はそれこそいつ起こるかわからへん。そういった状況では、何年かけてこういう状況をつくりますよというような防災に対する備えというのは、タイムスケジュールは実はないんですよということも質問の最後に言わせていただきました。陸上競技でマラソンで42.195キロを走り切るためのペース配分というのがあると思いますが、実は防災対策に対してのペース配分というのは全く要らない。ない。50メートルで来るかわかれへん。そのときも言いましたが、きょう起こるかもわかれへん、こういうふうな状況ですから、皆さん方に先進例を例に挙げながら肩を揺さぶらせていただいたというふうに私自身は思っています。

そういう前向きな答弁をいただいて、きょうの6月議会、どういう状況になっているかということをお聞かせいただくということで、今のご答弁をいただきました。非常にスピード感がないなというふうに実は思っている、これはもう私の感想です。

6月28日に防災マニュアル作成委員会ですか、10名の方、その前に5月段階で39の自治会の中で全てそういう自主防災組織ができた、そういう会議もされた、そして6月28日に10名の方を選任した中で、年度内の早いうちにマニュアル、そして公開、そういったことをやっていきたいということなんですが、その検討委員会ではどういう形、どういうものを柱に考えておられるのかということをお答えいただければ、お願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）まず、作成委員会のメンバーでございますが、こちらの協議会の役員の方、会長、副会長、幹事、これは5名おられますのでその5名と、各小学校区で1名ずつ作成委員会に参加していただける、この方々は自主防の代表者に限らず、代表者以外の方からも選出していただ

いて5名の方を選んでいただいたと。それで10名を組織してございます。

この作成委員会では、まず一つは自主防災マニュアルをつくりましょうと。そして、その自主防災マニュアルの基本的な、基本ガイドではないんですけども、基本となるベースをまずこの委員会でつくっていただきましょうというのは、一つの大きなやっていただきたいこととございます。それとともに、その自主防災マニュアルの中には必ず避難所運営マニュアルというのも入ってきてございますので、もう一つは、まずは各小学校区になろうかと思えます。中学校も含むかどうかというような話はまたこの10名の方々にご意見いただきたいんですけども、各小学校区の避難所運営マニュアルもちょっとご意見をいただいてつくっていただけると思っております。

今、文野議員おっしゃられた、私もそのマニュアルということでご答弁させていただいたのは、ほかの自治体で今ほとんどのところが持っているんですけど、町全体の避難所運営マニュアルというのは多くの自治体で持っております。ただ、それぞれの個々の避難所の運営マニュアルというのは京田辺市はつくっておられますし、この近隣では高石市あたりが非常にたくさん、それぞれの避難所運営マニュアルというのはつくっておられます。

本町の場合はまだ上のマニュアルがないんですけど、これはすぐにつくりたいなと思っております。それでご承認いただけたら、それをベースにしてそれぞれの小学校区の避難所運営マニュアルの作成に入っていただくと。当然、大きな上にかぶさる避難所運営マニュアルにそれぞれの小学校の避難所運営マニュアルがそれに従うのか、構成をそれに合わせるのか、それはまたそれぞれの小学校区の自主防の方々の作成委員会でのご意見を聞いて、それでオリジナルがあっても私はいいいと思っております。ただ、テーブルに着けるところの基本となるガイド的なマニュアルがなければちょっと議論も進まないんで、28日に向けてしっかりと町全体での避難所運営マニュアルというものはつくっていきなと、そこでご意見等いただきたいなというふうに考えております。

自主防災マニュアルと避難所運営マニュアル、これが大きな作成委員会の方々にお知恵をおかりする部分というふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） 今の答弁の再確認なんですけれど、6月28日に10名の方が初顔合わせでありますよね。やっていく仕事は今る言うていただいたような形で、到達点は年度内の早いうちにつくりましょうということですね。今のご答弁であったのは、6月28日の会議ではたたき台的なものを町側から10名の方に出すんですか。それとも、さあ皆さんで議論してくださいという形になるんですか。どういうイメージなんですか。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 町全体の避難所運営マニュアル、自治体によってはこれをマニュアルガイドというような表現を使っているところもあるんですけども、それについては事務局のほうで作成させていただいて、テーブルに着けたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） そしたら、28日に集まっていた方に、さあ町は全面的に皆さん方にそれをお任せするからつくってくださいねという一からでは少なくともないということですね。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 避難所運営マニュアルに限らず、自主防災マニュアルというのもまたいろいろとお知恵をいただくわけですけども、それについても、ある程度基本となるような資料は作成してテーブルのほうに着けていきたいなと、この2つをやっぱりしっかりと。それで、いろいろと構成が変わっているようなご意見があると思えます。それで大きく変わるかもわかりませんが、それは、できるだけスピード感を持って避難所の運営マニュアルはご協力いただきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）私は先ほど、るる3月議会の状況、私の受けとめ、主観も含めて入っていたと思うんですが、少なくとも先進的に完璧に皆さん方も認めた京田辺市、全ての避難所ごとのマニュアルが、本当にすごいものができていますよね。それは共通認識ですよ。だから、後発の自治体、我々はまずそういうものを目標にやらないかんし、これはある意味ずるいですけども、まねしたらいいんですよ。

ですから、きょうのこの時点で28日の会議までにそういうものをつくると。だから、そう言うている限りはもうほぼ動いてはると思うんですけども、やはり見本があるんですよ。京田辺市とうちは何が違うかというたら、僕も向こうの地形まではっきり知りませんが、数が違いますよね。避難所の数は違うし、まちの状況はどうかはわからへんけれど、その熊取版を、少なくともその京田辺市にマニュアル化で項目になっているもので熊取町はこれは要らん、そやけど熊取町はこれが要るというぐらいのものを腹を持って、事務局としても。でない、これも後ほどまた言おうと思っているんですが、自治会ごとでもやはりこの問題に関する温度差というのはすごくあるんですよ、熊取町の中の。

だから、10名の方の気持ちを一つに合わせるということもやりながらやっていってほしいんですけども、事務局の運営の仕方というのは、やはり皆さん方が3月議会でも答弁で本当に問題点については洗いざらい素直に言っていただいて、それは遅いじゃないかということも私も生意気にお叱りもさせていただいたけれども、そういう上に立って遅まきながら頑張るんやから、事務局もやはり模倣するところは、まねするところはうまくまねをして、時間がおくれている部分は割愛して、その会議が本当にとんとんと進んで、年度内の早いうちということではなくて本当に例えばそういう会議を3回、夏、秋にかけてやって、台風シーズンあるいはもう12月議会にはそれが出てくるんやぐらいのペースでやっていただかなければ、これは、そんなてにをはがどうやとか、そういうふうなことをやっている間は実はないと思うんです。

ですから、先進例を京田辺市だけではなくて、近隣もうちよりはまだまだ進んでいますから、そういった形の検討委員会をリードしてほしい。それでできたのが、10名の39自治防災組織の方の中からの、あるいは自治会からの推薦の方の10名で、そして担当部局の皆さん方も汗をかくて知恵を絞ってこういうものができてきたんだという重みを持って、全員、町民の皆さんに公表する、ですから安心してくださいと。そういうふうなタイムスケジュール感をぜひ持っていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）3月議会でも同様のご質問をいただいて、スピード感を持ってということでも私どももその意識を持って進めてきたところでございますが、いまだに公表できていないということは非常に反省する点であるというように考えております。今回、この作成委員会ができて10名の方々にいろんなご意見をいただく中で、議員おっしゃるように、よりレベルの高いものをやっばり目指していきたいなと思っております。

28年にはもう内閣府からガイドラインも出ております。大阪府は29年3月にも出ております。近隣の自治体のマニュアルを見ますと、議員おっしゃるように国や府から示されたとおりのマニュアルになっている自治体もございまして、京田辺市はかなりオリジナルを入れたようなマニュアルにもなっております。私たちが今、資料が行っているところの先進地というのが幾つかございまして、そういったものを見比べながらつくっていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）これは3月議会のときに用意した資料なんですけれども、本当に小学校ごとのマニュアル、そして上位の避難行動、避難所運営マニュアル、これを28日に若干示して、それに肉づけ

していった、その次はこういう何々小学校の避難所マニュアルという形で持って行くんですね。

(「そうそう」の声あり)

7番(文野慎治君) はい。そのこういう資料編であったり概要版というような形で、これがやはり全ての京田辺市の市民の方はみんな見えるし、手にもとれるんです。だから、やはりそういう安心感をやっていく。

2つ目の項目の自治会という問題があるんですけど、こういう全ての人の命や暮らしや財産を守るために、役員を中心にごういうことで頑張っているやということの一つの一番のあかしなんですよ。そういう意味でぜひとも、ご答弁もあつたように、スピード感をさらに持っていて、これがやはり熊取町の住民が心をつにする、町役場との安心感とかごういう安全面での思いを共有する大きなキーになると思うんで、ぜひともグレードアップしたものを早急に頑張ってやっていていただきたい。

非常にそのメンバーの方もごういう意識づけを事務局がちゃんとしていただいたら本当に責任を果たしていただけるように、短時間で汗をかいて、いいものをつくっていただけると思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これはもう本当に期待して応援していますので、よろしくお願ひいたします。

2つ目なんですが、非常に住民意識が高まる中でさまざまなごういう防災に対しての要望や提言が出てきていますし、まだまだこれから出てくるごういうふうに思ひます。

もう一つは、特に今回、請願も実は出ているわけですが、高齢者や障がいのある方に優しい災害対策をどう実行していくかごういうことも、これは今回2点目に質問として上げさせていひたい思ひますので、まず、ご用意していただいているご答弁をお願ひしたいと思ひます。

議長(矢野正憲君) 南総合政策部長。

総合政策部長(南 和仁君) それでは、2点目の住民意識が高まる中、要望や提言への対応及び高齢者・障がいのある方への対策についてご答弁申し上げます。

ご質問のとおり、防災に関する住民の方々の意識が年々高くなつているところでございひます。今後、危機管理行政に対しまして要望や提言などが増してくるものと私どもも同様に考えてございひます。

実際、自主防災組織連絡協議会においては、自主防災マニュアルの必要性、避難所の運営に関する問題提起、直近では防災元年として取り組んでございひます防災士の育成に関することなど、多様なご意見、ご要望をいただいているところとございひます。また、文野議員も副議長としてご出席いただきご承知とは存じますが、町政連絡事務嘱託員連絡会ではほぼ毎回、防災に関するご質問等をいただいでございひます。また、各区・自治会単位での自主防災組織の訓練の場でも同様のご意見を頂戴してございひます。

住民の皆様のご要望やご提言に対しましては、私どもは真摯に受けとめ、できる限り実現できるよう努めてきたところとございひます。また、今後もその姿勢は変わらず、真摯に受けとめ、実現できるよう努めてまいりたいとと考えております。

特に、今年度は防災元年として多くの予算をご可決いただき、現在、事務事業を展開してございひます。今後とも、自主防災組織連絡協議会、また町政連絡事務嘱託連絡会の皆様方のお知恵を頂戴しながら、柔軟な対応をしてまいりたいとと考えております。

次に、高齢者、障がいのある方への対応につきましては、健康福祉部と連携を図りながらご意見やご要望を確認するとともに、本定例会にご提出されてございひます請願の内容も十分に参考、検証させていただき、できる限り高齢者、障がいのある方に優しい避難所、また優しい災害対策に努めてまいりたいとと考えてございひますので、ご理解賜りますようお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(矢野正憲君) 文野議員。

7番(文野慎治君) ありがとうございます。

請願の中身についても、これはまた議員間でも討議するわけですが、本当に住民の皆さんにとっては大切なことで命を守ることでありますから、きっと可決されると思うんです。

防災基金の使い方というのは、予算審議の中でもあったんですが、いざ災害が起こったときの復旧の費用であったりアフターのほうのために、21号の経験で非常にたくさんのお金がかかっているわけなんです。国からの補助とかいうのも当然出てくるわけだけでも、やはり熊取町としてそういうものを持っておくんだということの説明が予算審議の中であったと思うんです。今回の質問の肝は、マニュアル作成委員会も含めて、あるいは39自治会の自主防災組織の会議も含めて、今ご紹介のあった区長会でも本当に多くの区長がこの課題については毎回、部長おっしゃったように私も聞かせていただきました。非常にいい経験をさせていただいたと思っています。

やはりその地域をまとめていただいておりますリーダーの方が心配をしていることは、これは議会としても皆さん方としても必ず真摯に受けとめて実現を図っていくと、これが基本中の基本やと思うんです。特に、政策でこの政策を先にしますか、Aということを中心にしますかBをしますかというのは住民の皆さんの意見が分かれる。しかし、Cというものもありますよという声もある。そやけど、一遍にみんなできへんから、そしたら順番を決めていって、しかしそれにはタイムラグが生じるけれども、これをまず決めていくというのは民主主義のルールやと思うんです。

しかし、事災害の問題でみんなが心配していることというのは、今回出ている請願でもあるんですが、例えば避難所に設置するトイレの問題が一つです。例えば簡易トイレを幾つ設置しましょうというのが示されていますけれども、現場を見ている自治会の皆さん方は、いや、そんなんではだめやと。あるいは、先ほど高齢者の方のお話も後段やいただきました。そういう思いに立つならば、高齢者の方がトイレするにはやはり手すりも要るし、あるいは今、電動で自分の排せつ物を全て自分で手も汚さずに、ちゃんと1パックになって清潔に、そういったものもあると。

だから、今、上がっているそろえないかんものはこんなのですよというような中で、今そういう先進的に進んでいる自治会によったら、やはりこれも足りない。同じ簡易トイレを設置するんやったら、そのうちの半分はそういう高齢者の皆さん方が避難所に来るわけやから、そういう電動のやつもあるんやから、それを初めから備品としてそろえていったらどうですかというような話も出てくると思うんですよ。そのときに、きょうの2点目の肝は、10億円はあるけれどもいざというときの復興とかそんなのに使うためやから、一般財源的な部分の中では、そういう今回備えていくというようなときにいろんな知恵やいろんな要望が出たときに、いやちょっとまだ予算の関係でということがないような形で、マニュアル作成検討委員の方がみずから持っている知識で、みずから調べたよりよい製品とか使い勝手のいいもの、あるいは薬品にしろ、そんなものがあるわけなんです。それを購入することを前提でそういうマニュアルをつくっていくということをしなれば、マニュアルは簡易トイレ4つということになって、それがまず決まったからその予算を執行しましょう、そやけど実際やってみたら、やはり言うたとおり、いざというときに電動のがあったらよかったよねということのないように、これは、次のときにはそういうことをしますという事例ではないんですよ。もう災害やからいつ来るかわからへんしね。

だから、そういう意味では、この作成マニュアルを検討する委員会の皆さん方で、今、町が示されているような備品関係や設備関係やそういったものについては、意見が出たらやはりそれは電卓をたたかなあかんと思いますけれども、それは受け入れるという基本的な検討をして受け入れるでいいですよ。そういう形で、今もう簡易トイレ4つと決まっていますからそれでいくんですというように、事務局が議論に、あるいは熱い思いに水を差すような運営をしたら、委員の方はやる気なくなると思うんですね。

だから、きょうここでやっぱりそういう基本的な姿勢をそういう思いに寄り添って予算もつけていくし、備品をそろえるときには無駄になるようなものじゃなくて今必要なものを入れていくという皆さん方の姿勢をご答弁の中でいただけたらありがたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今回の請願、中身を十分読ませていただいて、ここに確認もさせていただいております。

答弁の中にも今年度予算で多くの予算をご可決いただいたということをお話しさせていただいたんですけれども、避難所の資機材、当然トイレも含めた予算を大体1,500万円ぐらい確保させていただいて、ご可決いただいております。この1,500万円というたら物すごい額です。本町の資機材をそろえる場合に1,000万円を超える予算というのは非常に大きな額だと私は考えています、財政担当としても。その中には、おっしゃってございましたトイレも既に予算の積算の中に入れさせていただいております。30万円ほどするような高額なトイレになります。

そのほかにも、段ボールベッドは町長からのすごい、ぐっとありまして、たくさんそろえろと。これは、高齢者が避難所で寝泊まりするのにやっぱり段ボールベッドが一番やろうということで、これも中身に入れさせていただいております。

あとの部分について、ある程度予算の積算上はあるんですけれども、柔軟に使えるかなというようにも考えておりますので、そういったところは作成委員会の中で、また請願の中で、もう既に出しておりますが、しっかりとご意見を聞きながら購入という形で進めていきたいと思っております。

防災基金のほうにつきましては、財政状況もごさいます。議員も十分ご存じだと思うんですけれども、予算をとった場合に財源がなければその基金を充てていくという財政的なテクニク的なことも若干ごさいますので、今ここで必ずこれは基金を使いますとかというのは、ちょっとご勘弁願いたいと思います。十分に財源が確保できるものについては、もう一般会計の基金を頼らずとも一般会計の財政運営の中で賄える部分もありますので、そういう点だけをちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）非常にそこを期待しています。ぜひよろしく願います。そういう予算が補正で出たら必ず賛成しますから安心してください。

もう一つ3月議会の中で言ったのは、これは担当部局の方、避難所は学校、高齢者・障がいのある方、そういったことは福祉部門、ですから本当にその3者がそういうマニュアル作成のときにも一緒に心を合わせておくと、それこそ検討委員会ではこうあったけれど、いや学校側はこうですよというような話がまた違う場に出てくると、これは3月にも言ったけれど、やはり体育館だけでは場所が足らなくて、被害によっては長期化したりしたら普通教室を使わなあかんとか、どこは使ってどこはだめやとか、あるいはグラウンドはどう使えるんやとか、ペットの避難のことも言うたけれど、運動場のどこが使えるんやとか、あるいは福祉の部門の方に言ったのは、本当にマップの隅のほうにそれぞれの障がいの方についてというようなことでありましたよね。今回の請願の中でも、その把握が75%や80%やという計画があります。そしたら、それこそそこもスピードアップせんと、いざというときにそういう弱者の人を守れない。情報が共有できない。せつかく組織をつくっても、どこにそういう方がおるのを知らなかったということになったらいかんわけなんです。

ですから、ぜひ3者のそういう会合、ですからマニュアル作成のそういう中にも、やはり今、福祉だとか学校だとかそういうふうな方も今からかんでおくべきやないかなと思うんですが、それはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）自主防災組織なり個々の避難所運営マニュアルを作成していく途上では、必ず教育委員会、また健康福祉部、危機管理部門の協議というのが必要になってくると思います。きっとそういうふうなマニュアルづくりをまた逆にせないかなというように思っておりますので。

日ごろから、年度が明けて健康福祉部のほうとはボランティアセンターの件についての協議も進めておりますし、当然教育委員会のほうとはワークショップの中で、また総務部と教育委員会が合同で現場に入って職員の中でのワークショップを開催していただいたりしておりますので、もとも

と教育委員会やから、健康福祉部やから、危機管理当局やからといって、そんな垣根はございません。その点だけご理解いただきたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）おっしゃるけれど、あるように思つてしようがないんです。

恨み節ですけど、3月に質問させてもらつて3月24日、北小の防災訓練、各部局から来なさいよ、来て下さいよと言つたけれども、結局は町長、副町長も来えへんし学校関係は来えへんし、危機管理の担当の方が来るぐらいで、年度末でスケジュールがもう詰まっていたのか知りませんが、やはりタイミング的にはあそこは来なあきませんわ。

それと、もうほんまにわずかと言つたら失礼やけれども、皆さん方職員でそれぞれピラミッドで役職がついているけれど、町民の皆さん方からしたら顔見知りの範囲なんですよ。だから、そういう訓練のときも、それは住民の人はそこに来てくれていた人もおるかもわかれへん。ちょっと僕はチェックできへんかつたけれども、やはりその担当の任にある人が部を代表してでも何でもそこを見て、今までの防災訓練にしたら画期的な僕は防災訓練やつたと思ふんですよ。問題を指摘させていただいて、避難所マニュアルがあることを想定して、ないものやからレイアウトを皆さんでつくつていこうとか、あるいはトイレを組み立てようとか、そういうふうなことをやつたんですよ。

だから、住民の方が汗をかいている姿と、そして皆さん方は町職員としてそういう任に当たっているわけやから、これから39の防災組織ができました、これは非常にすばらしいことやし、マニュアルを検討する10人の方も承諾を得て、やる気を持ってやつただけです、これもすばらしいことですよ。しかし、もっともって裾野の中にもそういう思いを町も思つてくれるんやなということや住民の人に発信するのは、やっぱり顔を出すことですよ。ですから、そういう機会をぜひ無駄にせんとやつただけたらなと思ひますが、ご答弁ありますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）年々、自主防災組織の訓練というのは件数もふえてきてございます。そういった訓練に職員等が顔を出す機会というのは逆にまたふえてきているというふうな考えておりますので、1週間の予定表の中で私どもしっかりと職員にも、当然私みずからも確認しながら発信していきたいと思ひます。

ちなみに、東小学校で行われた避難所訓練には何人かのうちの職員は参加させていただいていたようですし、ちょっと役員だけの訓練というように勘違いした職員も何人かおつたみたいで。いつも北小校区は結構職員もぎょうさんいますので、たくさんの職員が参加もしてくれているというのは実態ですので、その点だけちょっと確認をさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）それは住民やから当然で、自分の仕事で来てないですよ。その人、いざというとき、自分の家族をここへ連れてこなあかんやんと思ふから、それは来るんです。一住民ですよ。そやけど、ここに座っておられる皆さん方でそのとき顔を見た人はいなかつたん違ふかな。そのことをちよつとぼやいておきます。

それと、請願の中にも書いていますけれども、避難所生活が長くなつたらやっぱり快適性というのが求められます。

きょう朝刊を見て、泉佐野市補正予算で小・中学校の体育館、まず6校分、空調4億3,000万円、補正で出ています。2012年度までの3年間に全小・中学校で実施をします。市長いわく、学校の体育館は学習の場だけでなく、災害時には避難所になる。安全・安心で豊かな教育環境の向上に取り組むというのがこの予算をつけるコメントですわ。

ですから、これも請願の中にもあるように、避難所の環境を少しでもよくするように、ああいう冷暖房装置のない、いつ夜中か夏か冬かわかんようなときにああいう体育館で避難所、また高齢者に優しい、全てかかわつてきたらやっぱりそこまで考えなあかんよねという思いがありますので、これは、きょう朝刊を見た情報としてお伝えしておきたいと思ひます。

ぜひ、マニュアル、もう本番です。つくっている最中に台風が来るやわかりません。ああ遅かったなということのないように、スピード感を持ってよろしく願いをいたします。

それでは、大きな2点目のほうにいかせてもらいます。

自治会の問題です。町内の自治会の現状で、町はどんな問題点を把握しておられますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、文野議員のご質問の2点目、「自治会」問題についてご答弁申し上げます。

まず、現状における問題点の把握についてでございますが、日常的なものとしたしましては、各自治会における個別具体の問題については町政相談という形で把握の上、担当部署において対応してございます。

また、年5回開催の町政連絡事務嘱託員連絡会、その後に開催されます自治会連合会総会での意見交換、さらには、現在行っております各小学校区でのタウンミーティングや各区・自治会との直接対話など、さまざまな機会を通じて各区・自治会の課題や問題点の把握に努めているところでございます。

その中で、現在ほぼ全区・自治会に共通する課題といたしまして私どもが認識しておりますのは、これはもう全国的にも叫ばれていることとございますが、自治会の役員選出が非常に困難になってきているような状況であること、自治会の加入者が減少しているということ、また、自治会内の他の団体への加入者が非常に減少傾向にあること、この3つの課題がほぼ多くの自治会の課題として私どもも認識してございます。

この背景につきましては、住民の高齢化による活動従事や共働き世帯の増加による自治会活動との両立の困難、自治会活動への負担増感といったことから役員のなり手の確保が難しくなっていることや、地域のボランティア活動への関心の低さ、共助精神の希薄化、地域よりも個人とのつながりを重視する風潮等から加入自体も敬遠するということが考えられるというように考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。

先ほどの中でもありましたように、私も2年間、区長会に全部出させていただいて、その後の懇親会の場合でも、あるいは議員として議会報告会であちこち回らせていただくわけなんですけれども、本当に今、後段の部分であった個々の相談とかそんなのはそういうルールがあるからそれなんです。私も今回質問させていただいた部分については、加入者の減少、役員のなり手不足、そういったことをテーマにしたかったんで、特にということと答弁でまとめていただいておりますので、問題点は共通です。それをどうしていくかですよね。

あわせて解決策のほうも言うておいてもらえますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、先ほど挙げさせていただいた課題の解決策についてでございますが、従前から取り組んでおります転入・定住促進策の推進によるまずは若年層の定住に加えまして、各自治会及び自治会連合会とともに連携しながら、各自治会への加入促進により、精力的に取り組んでいくことがまずは重要であろうというように考えております。

そのほかの具体的な解決策、対応につきましては、役場住民課の窓口において、転入・転居された方に対して自治会加入の案内パンフレット等を配布し加入の案内を行うとともに、年度がわりで転入等の手続で役場へ来庁される方が多い時期においては、私どもの連合会担当の職員が来庁者にパンフを配布し、自治会加入の意義等を周知する取り組みを行ってございます。さらに、現在もそうですけれども、役場本館1階には自治会加入促進ののぼりも設置し、PRに努めているところでございます。

また、各自治会におかれましては、自治会主催の行事であっても他の地区の住民も参加できるように門戸を広げたり、自主防の訓練等では複数の地区で合同開催するなど、独自で加入促進や役員の負担軽減等に努めてご努力されているケースもございます。

さらに、平成26年11月には大阪府宅地建物取引業協会泉州支部並びに公益財団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部と本町、区長会、現在の連合会でございます。の間でございますが、自治会の加入促進を図るための協定を締結し、住宅販売の段階において自治会加入の案内を行っていただくよう協力関係を構築してございます。

自治会加入は強制ではなく任意と言われますが、近年多発する災害において自治会は相互扶助組織として大いに機能を発揮したことは議員もご存じのことと考えてございます。非常時に機能するために、ふだんからの地域での関係性づくりが重要であると私どもも考えてございます。町といたしましては、各自治会・自治会連合会と連携しながら、先ほど申し上げましたさまざまな方法により、自治会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） 全く同感です。問題点であるとか取り組みの状況も町としてはこういう転入者に対してやっているとか、そういうことは頑張っておられるというふうに思うんです。

先ほど言いましたように、本当に新興地、旧村、今までは新興地が随分20年、30年たって高齢者の問題が出てきて、役になるのが嫌やから抜けてくるな、歯抜け的になってくるなというふうなことは私の地区でも実はあったし、役員のなり手をどうしようというようなことも実は問題、悩みとしてあります。これが、この2年間議会報告会で回ったりしている中で、旧村の中でその話が出てきているんです。今、30年、40年前みたいな大規模な宅地開発というのではなくて、俗に言うだんじりのある地区のところには戸建ての開発が個々ありますよね。ですから、例えば20戸、30戸そこに建った。そこに役員の方が自治会の加入の、転入したときにそんな書類とか見てはるわけやから、ぜひどうぞということで行くと軒並み断られるんやと。新興のあんたらどないしてるんやというような相談をよく受けたんですよ、この2年間。やはり、これは今、部長おっしゃったように、町全体の問題やなど、このように考えているんです。

そのときに、今回質問するに当たって、ネットでそういう自治会の加入云々というときにはどんな状況になっているのかなと思ったら、脱退しようと思っているんやけれどどうしようというたら答えがいろんな人が入っていたり、一番僕が驚いたのは、名前は伏せませうけれども、全国チェーンの不動産屋ですわ。そこが「自治会の退会方法は？自治会・町内会のメリット・デメリットまとめ」というふうなところがヒットしたんですよ。それを見ると、一つの項目として「自治会・町内会の退会方法」と書いてあるんです。「退会、または断る方法を紹介しましょう」と書いてある。入るメリットとかデメリットとか断り方、「『検討しましたが』、理由ね。「〇〇なので加入いたしません』と正面から断りましょう。理由を言う必要はありませんが、同じ地域の方ですので、一方的に拒否をしても角が立ちます。正面から断りにくい方は、加入用紙をもらってから電話で断るとよいでしょう」とか、何か箸の上げ下げまでやるようなね。実は、よそから転入してくる若年層のご夫婦なりそういう方は、今おっしゃったように町の窓口でそういう人にパンフレットを配ったりやっているという以前に、こういう知恵をつけて、絶対入るかと思って来ている人もおる可能性があります。

「自治会・町内会には必ず入らなければならない？」とクエスチョンがあつて、決まりはありません、強制力はありません、任意に加入・脱退ができる組織です、最高裁で「いつでも一方的な意思表示によって退会することが可能」とされていますと、ここまで言い切っているんです。

ですから、やはり先ほどの1点目の災害、防災というようなことで、やっぱりこれは一つのチャレンジをする大きな節目、チャンスと捉えて、今もご答弁であつたけれども、そういうこと言うてほしいし、ネットでも湖南省とか、あるいは北九州市自治会加入促進・脱会防止活動事例集、これは

自治会向けにこういうのもつくっているんです。ですからそういうことを……。

それを調べているときに、熊取広報の5月号がたまたまあったんで、きょう縮小したんですけれど、そこの6ページ、「暮らし」のところ、これ、ちょっと見えますか、下の枠だけ。見出しが「区・自治会への加入を考えてみませんか！」なんです。「区・自治会は、防犯灯の管理、広報くまどりの配布など、暮らしに寄り添ってくれる心強い味方です。このほかにも…」、それで、災害時の救出に自治会が大きな力になる、地域の困り事もみんなの知恵や力で解決できる、防犯面で大きなメリットがありますというぐらいの、載せなあかんから載せているかな。そやけど、この見出しはおかしいですよ。自治会が全組織があって町の広報、町の施策が伝達できて、そのために先ほど言われたように区長会に皆さん出てきていただいて、その間の配布物のことだとかそういうお願い事をいっぱいして、やっているわけですよ。ですから、税金で広報くまどりを出す限りは、必ず自治会へ加入してください、これが熊取町の言えばルールですみたいなぐらい書かなければ、先ほど言ったような転入してくるときに大手の全国チェーンの会社がもう入らなくていいですよみたいな形で言われているような情報量として対抗できないんじゃないかなと思うんですよ。ぜひそこは考えてほしい。

それと、もう時間もないんで最後なんですけれど、熊取町の職員の方で町内に住んでいる人は何割ぐらいおるんですか。これは通告してへんから、半分ぐらい。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません。ちょっと今、詳しい資料はないんですけれども、記憶で申し上げると5割から6割程度だったように思います。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そのほかの人はほかに住んでいるけれど、どこかで住んでいるわけですよ。まさかやけれど、僕も自治会の役員をやっていて、本当になり手は大変なんです、後を引き継ぐのが。そんなときに、入ってくれている人は班長や何やで町の職員の方もやっていただいたり会計をやっていただいたりとか、そんなこともあったんやけれども、まさかその5割6割、熊取町職員で在住している人が地元のそういう自治会に入っていないという人はいないですよ。そんな調べたことはないよね。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）持ち合わせてございません。申しわけございません。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ぜひ1回呼びかけて、聞いてください。もしあったら、これ大変ですよ。ほかに住んではる人も、やっぱり公務員をやっているんやから、普通のこういうご苦労をわかっている中やから、帰った岸和田市に住んでいようが和歌山市に住んでいようが、そこの自分の住んでいるところの根っここの自治会には率先して入るとするのは、まずやっぱり自分で範を示さな、お願い事、これはできないと思うんです。そやから、ぜひ1回調べてこそっと答えを教えてください、こうでしたと。よろしくお願ひします。

いろいろ申し上げましたが、非常に季節的に天気予報とかそういうようなことが心配な状況が続く季節になりました。やる仕事は、もうまさにこの6月28日からそういう形でやる気を出してやっていたとご答弁でもいただいたし、フォローしていただくということも確認できましたので、ぜひチームワークよく、いいものを早急につくると、こういうことを最後にお願ひ申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長のお許しを得ましたので、私、初めての一般質問をさせていただきます。

このたび町議会のほうに、住み続けたいまち熊取、住んでよかったまち熊取を目指して立候補させていただきます、当選させていただきました。こういった中で、この6月定例議会では初めての質問

ということで、選挙戦を通じて、またその後、住民からいろいろこういう問題がありますよ、こういうことをどうですかという生の声を聞いたものをこの議会に届けまして、議会、また町、担当者、町長のほうにこの声を聞いていただきたく、一般質問をするものでございます。

質問が2点あるんですけども、この3月から4月、5月にかけて制度が町のほうで変わった内容について、また、行われた工事等の影響について質問するものでございます。

まず初めに、駅下サービスコーナーの廃止・役場自動交付機廃止の影響とコンビニ交付の実態・今後の住民サービスの対応についてご質問させていただきます。

マイナンバーカードによるコンビニ交付については、過去から戸籍の電子化等に伴って念願のコンビニ交付、徒歩空間での長時間での交付ができるということで、周辺自治体でも実施されているところもあり、その便利さが叫ばれてきたところです。

この内容については、先日の3月定例会における令和元年の予算審査の特別委員会でも予算委員会のメンバーから、住民サービスの項目で役場窓口に対する駅下住民サービスコーナーでの交付の実態、またはこれが観光案内所が変わってなくなることで不便が生じるのではないかという質問があったところです。

現実、4月17日から駅下にぎわいコーナーで観光案内所が実施されるようになり、駅下サービスコーナーでの住民票等の交付がなくなったわけですけども、私のところには住民から直接いろいろお声をいただいております。例えば、大久保、青葉台などの駅に近い自治会の役員や自治会長から、住民が不便になったのでどうにかならないかというようなお尋ね、また、駅での税の証明が全くとれなくなったので全て役場に行かなくてはならない、特に高齢者の方については非常に不便になった。それから、土曜日の午前中に住民票や印鑑証明がとれたのに、これはもうとれなくなった。さらに、本籍が本町にある方で他市にお住まいの方が、電車を通じて駅に来たらすぐとれたのに、バスやタクシーや徒歩で役場まで行かないととれなくなったというようなことが挙げられます。さらに、5月1日から熊取町役場での自動交付機が廃止されたことによって、平日の夕方や土曜日、日曜日、祝日の9時から17時での住民票等の証明がとれなくなったということでもあります。

資料の提供をお願いしまして詳しい資料をいただいたわけですけども、この作成に関してどうもありがとうございました。非常によくわかる資料で、平成30年度の実態がよくわかるなということで見せていただいております。

これは3月議会でも予算審査の委員会が出た数字とほぼ変わらないんですけども、住民票等が平均で14.11%、それから印鑑証明が18.84%駅下にぎわい館でとれたということで、この方が駅でとれなくなった。かわりにコンビニ交付で近くのコンビニでとれますよということのふれ込みなんですけれども、右の下の表を見ていただいたら熊取町のマイナンバーカードの普及率が13.3%ということで、これは直近の数字です。私の感覚としては、ほかの市は大きなところが多いのでまだまだ低いなど。人口4万4,000人足らずの町ではマイナンバーカードの普及はまだまだ少ないかなというふうに感じております。

質問でございますけれども、この数字を見まして、駅下でのサービスコーナーの廃止の対応をなぜ、4月17日以降は観光協会に任せているので、それはもう観光協会に任せたらいいということであつたのかもわかりませんが、もう少し丁寧な対応はできなかったのか。というのは、こういうときこそマイナンバーカード普及の逆にチャンスであつたのではないかというふうに考えております。この点についてまずご答弁をいただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） それでは、2点目の駅下でのサービスコーナー廃止の対応をなぜ観光協会に任せたか、丁寧な対応ができなかったのかという点についてご答弁申し上げます。

各種証明書等交付サービスの終了に当たりましては、コンビニ交付の導入を決定いたしました平成29年12月議会後、ポスター掲示を開始するとともに、平成30年8月広報への掲載及び同年11月広報と同時配布のチラシによりまして住民周知を行ってございます。また、各種証明書の請求に来庁、

来館された住民の皆様には、個別に案内を図ってまいったところでございます。

しかしながら、結果といたしまして観光案内所としてリニューアルオープンいたしました駅下にぎわい館に請求に来られた方や終了したことへの苦情等対応につきまして、事務委託先である観光協会職員が担うことになりましたが、ただ、リニューアル後の過渡期中で一定の来館者があること、また苦情等があることは、事前にリニューアル後の行政サービスを観光協会と調整する中で観光協会のほうでも一定想定いただいておりますので、当該苦情等の対応につきましては観光協会の職員においてご意見を傾聴し、適切に対応いただいたところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）マイナンバーカードによる家の近くのコンビニでこれらの証明類をとるということはすぐれた施策だと思うんですけども、これを実施するに当たって、やはり例えばマイナンバーカードの普及率を何%の目標にするとか、そういうようなことを半年やったら半年ぐらい前からやっておくべきではなかったかなと。実際にどれだけとれたかというのは別にしまして、そういうふうに考えます。というのは、今まで役場のほうで制度が大きく変わるようなときには、いろいろ住民説明とか、先ほど住民課の窓口に来られた方にはそういう資料とか説明をしたということですが、なかなか住民課の窓口ではそういう時間が十分にとれないかなというふうに思っております。

例えば、ごみの袋の有料化に当たっては、ごみの出し方はもちろんのこと、なぜ有料化するのか、環境センターの状況やごみの日本全国的な流れとか、そういうことを地元に出向いて丁寧な説明をされたように記憶しておりますし、住居表示等の変更に関しては、住民に理解していただくために各地域に出向かれて、免許証の更新の件とか登記簿の関係とかそういうことも丁寧に行われたように記憶しておりますので、単位は自治会単位がいいのか、先日から行われていますタウンミーティングとかそういうときにでもちょっとの時間をいただいて、パンフレットを配って、マイナンバーカードでこういうことはとれるようになったんやと、ただ、駅とか自動交付機の交付は経費等の関係でこういうふうになりましたよという丁寧な説明が、せっかくそういうチャンスがあるにもかかわらずやっていないというのは、私は少し丁寧さに欠けるんじゃないかなと。そういうことをやった上で初めて自治会や住民の理解が得られるのではないかなというふうに考えておりますので、今後、この件に関しては見守っていきたいなと思っております。

それと、ここに数字を上げていただいている苦情等の件数等ですけども、私、観光協会のメンバーでして、何人かに聞いておりますところによると、数字的にはこの数字以上、20数件苦情を聞いています。中には、日もはっきり聞いていますけれど、5月3日に来られた住民で、住民サービスの低下だということですごく怒られて、役場の担当課とか連絡先を聞いて帰られた方もあったということで聞いておりますので、一定の混乱とか苦情があるというのはわかっておるんだったら、やっぱりそのときに、何もわからない観光協会の職員だけの対応ではなくて、こういうふうに変るということを丁寧にやった上でマイナンバーカードへの移行をすべきではなかったかなと。これは後の祭りになるかもわかりませんが、そういうことが制度が変わることについては必要であったのではないかなというふうに考えますので、せっかくコンビニ交付といういいことをやられているのに、いろんなチャンスを通じてPRをすべきかなというふうに思います。

これについても、昨年度、平成30年度の予算や新年度の予算もコンビニ交付に係る予算が上がっていると思いますので、そういうものを有効利用するためにも、3番目、4番目の質問ですけども、交付廃止の影響に対し今後の対応をお尋ねすると、マイナンバーカードの普及率向上の何かプランがあればご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、3点目、4点目、続けてご答弁申し上げます。

3点目の交付廃止の影響に対しまして今後の対応はというところでございますが、各種証明書等の交付申請が役場窓口に集中するものと想定されることから、職員一丸となって現在、対応を行っ

ているところでございます。

また、駅下にぎわい館及び自動交付機においては、窓口よりサービス提供時間が長く、閉庁日でも証明書が取得できたことから、このサービスを低下させることなく、よりサービス提供時間が長く、証明書の種類も拡大でき、マイナンバーカードがあれば全国どこのコンビニでも証明書が取得できるコンビニ交付を導入したところでございます。このコンビニ交付につきまして、今後も徹底して周知を行い、普及促進に努めてまいります。

続きまして、4点目のマイナンバーカード普及率向上のプランはという点につきまして、窓口来庁者への申請案内とともに、役場庁舎内に設置している自動証明写真機を利用したマイナンバーカード交付申請の勧奨、補助、また受け取りに関しましては、平日に来庁いただけない方への交付窓口として定期的に休日開庁を行っているところでございます。また、国や府主催の説明会へ参加しての情報収集はもちろん、普及率の高い先進自治体における普及促進の手法について調査研究を行っているところでございます。

今後も、継続して普及率の向上、住民サービスの向上につながるよう検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

とにかく、もうこの制度に移行したわけですから、マイナンバーカードの普及率を少しでも上げていただいて、住民の理解をしていただくような努力をお願いします。

それと、これに関係して、マイナンバーカードでコンビニでは町・府民税の課税証明とか軽自動車納税証明書が出ないんですけれども、全て役場の窓口、要するに9時から5時半に税務課のほうに行っても出ないんです。これに対しては特に何か対応というのは考えられていないですか。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）本件に関して、平成29年11月の時点で駅下にぎわい館で納税証明、課税証明が出ないことに関して協議をいたしました。その時点で、当時、システム構築に900万円、年間の経費として70万円、それを5年間平均すると年間130万円という経費がかかってきます。当時、駅下で約600件の交付申請がございまして、当時のマイナンバーの普及率が10%ということで、単純計算なんですけど駅下での申請が60件ぐらいであろうと。そのとき、1件当たりのコストを考えた場合2万2,000円程度になると。経費がかかり過ぎるということで断念した経緯がございまして。

泉州9市4町の現況でも、堺市、泉大津市、和泉市、泉佐野市、岸和田市の5市のみ38.5%で、実際、納税証明につきましては、大阪府下で交付している軽自動車の納税証明については、交付している団体は大阪市のみです。納税証明については大阪市以外、団体はございません。近隣の泉南地区、泉州地区の状況を見て、今後また検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）件数からしたコスト面の件は今、理事からの説明があったので、わからんところもないんですけれども、やはり駅のところに来られるというか、身近なところでとりたいという方ですね。例えば6月1日に新しい町府民税の課税の内容が通知されたと思うんですけれども、大阪府が実施している高等学校の無償化等にそういう資料が要するというので、6月1日を過ぎたら結構駅下のほうに来られていました。それと、保健所が出している制度の中で補助が得られる業種があるんですけれども、そういうものについても課税証明をとられる方が結構多かったように思っています。

それから、軽自動車のほうの納税証明書については、件数的には数は少ないんですけれども、役場のほうと余り変わらないぐらい出ていたわけです。これも件数からいって結構業者の方が多かったやに思うんで、そういうPRというんですか、とれなくなったというのはわかっている方が多いと思うんですけれども、その点もPRをよろしくお願いしたいなと思います。

今のPR等についてお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）その前に1点訂正なのですが、大阪市は納税証明を出しているという先ほど答弁でしたが、大阪市は納税証明は出しているのですが、軽自動車税の納税証明は出しておりません。訂正します。

それと、先ほど大阪府の、私の息子もちょうどこの4月から府立高校に行っているのですが、私の所得でも高校は無償化になるんです。あそこにはもう一切納税証明は添付が必要なく、マイナンバーのカード、番号を転記すれば。

参考までに、ことしの6月1日から6月10日まで6営業日というのか、開庁日がございました。それと昨年の同時期の6日間、課税証明書の交付状況で、提出先が学校、幼稚園、保育所、官公庁と記載ある件数を調べましたら、去年が257件ございました。今年度は124件と51.8%減っております。議員おっしゃるように、マイナンバーが普及して今現状出せないんやということはPRを今後ともやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

制度が変わることについては住民部のほうも総務部のほうもPRをよろしくお願いします。これでいいんだということではなくて、さらに、知らない方が結構多いんで、細かいことを知らない方が多いということで、そういうPRをお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）その辺のPRにつきましては、先ほど町で実施しておりますタウンミーティング、またこれから直接対話等々、町長のほうも地元へ出向いていくという機会、そういった提案につきましても積極的に検討してまいりたいと考えております。

1点ちょっと訂正といいますか、お渡しさせていただいている資料の苦情の件数で、私どもの資料のほうではゼロ件いうところで、今、議員がおっしゃられた20数件入っているというところの違いだけ、ちょっとご説明させていただきます。

決して私どものほうで過少申告しておるわけではございませんでして、苦情とお問い合わせ、質問等ということで、なぜ駅下が廃止になったんやとか自動交付機がなくなったんやというようなお問い合わせというのは日々数十件、窓口であったり電話対応というのはかかってきておるとところは認識しております。ただ、実際苦情というところ、先ほど議員もおっしゃられました具体的な日にちの5月3日の件、それはもう実際、当日、私個人のところに観光協会の職員の方からこういう苦情が入っているという連絡をいただきまして、対応させていただいています。そういった件数につきましてはここに入っているということをご認識いただければと思います。もちろん、この件数を集計するに当たりましては私どものほうも観光協会の職員にも聞き取りもさせていただきまして、この数字については日々の日報から拾い上げておるところでございます。

もう一点、これは今後のマイナンバーカード普及促進の手だてといいますか、情報提供というところでございます。もう議員の皆様もご存じかと思うんですけれども、政府のほうが進捗策といまして今後、2020年度にプレミアム付自治体ポイント事業というようなものを検討しておると。また、2021年3月からはカードを健康保険証に利用可能というふうな、そういうふうな施策を今、政府のほうで検討されておるところです。これにつきましてはまだ私ども情報をつかんだところでございますので、先ほど答弁でも言いましたように、国や府の説明会のほうに積極的に参加しまして情報収集に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）新たな情報もいただきました。また、この一般質問だけじゃなしに、日々私のほうも情報収集して、住民からの苦情やお尋ねがないように努力してまいりたいと思いますので、担当

のほうもよろしくお願ひします。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

町道小谷穴釜線の開通に伴う沿線への影響と交通安全についてをお尋ねさせていただきます。

長年の懸案でありました町道小谷穴釜線がきれいに全通しまして、交通がスムーズに流れるようになりました。その反面、その影響も出ているということを経験の方から聞いておまして、その点についてお尋ねしたいと思います。

まず、地元住民の方、具体的には小谷地区、それからつばさが丘北地区の役員や住民の方から、開通後、4月1日以降交通量がふえ、大型車の混入率がふえているという実感であります。特に、朝の時間帯は小谷の交差点あたりでも結構渋滞があるということで、私の住んでいる朝代方面、土丸あたりから、熊取町は横の道が少ないので、体育大学の前を通ってつばさが丘を抜けて小谷、小谷から永寿、それから貝塚のほうの外環に抜けるという車がさらにふえているというふうに聞いております。これは実感ということなんで、正確に数字を調べたわけではありません。

小谷の交差点の信号や、それからつばさが丘のちょうどつばさ共同保育園の手前の交差点に信号がありますけれど、その少し200メートルぐらい下ったところにも信号があります。ああいう信号をつけるときには当然交通量調査とかをされていると思うんです。開通前後の交通量の調査というのはされておりますでしょうか、まず1点目、お尋ねさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の町道小谷穴釜線開通に伴う沿線への影響と交通安全についての1点目、開通後の交通量等の把握及び今後の調査予定について答弁申し上げます。

町道小谷穴釜線道路改良事業につきましては、町道五門久保小谷線との交差点からひまわりドーム前交差点までとひまわりドーム進入路部分を含む450メートルを平成15年度より事業を着手しまして、昨年度末、平成31年3月末をもって事業完了したところでございます。

本町におきましては、平成18年度において第2次道路整備計画の策定に当たり、町道小谷穴釜線を含む主要交差点30カ所の交通量調査を実施し、また、都市計画道路や大規模開発などによる道路事情の変化等により対策箇所の見直しが必要になったことから、平成25年度において主要交差点、このときは16カ所になります。の交通量調査を実施し、道路事情の変化に合わせ、第2次道路整備計画の中間見直しを行っております。

町道小谷穴釜線につきましては、平成18年度及び平成25年度の交通量調査のデータがありまして、交通量及び大型車混入率を比較したところ、交通量につきましては約10%の増加が見られ、大型車混入率につきましてはピーク時において若干ではありますが増加傾向となっております。この3月末をもって事業完了したことから、事業効果の検証も含め交通量調査を行う必要があるものと考えております。

今後の交通量調査の予定といたしましては、第2次道路整備計画による優先度が高い路線の整備がおおむね完了したところでございまして、今後の道路整備に向けて道路整備計画の見直しが必要になってくるというふうに考えておりますので、その際に交通量調査を実施し、事業の効果の検証と今後の計画策定の資料としたい考えでございます。

今後におきましても、道路整備計画に基づき鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 今後、この見直しの中で交通量調査ということをご答弁いただいたんですけども、それはいつごろの予定ですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 一応こちらのほうの予算を道路計画の見直しの予算にまた計上させていただきますということで、一応来年度にはやりたいなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）来年度とかということだったら、実施計画とかに基づく計画や財政計画の中には出てきているんですか。もう既にプランとして考え方としては出ているんですか。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）実施計画なるものを、すみません、私ちょっと4月に来たところで、町のその辺の事業実施の仕組みというのを十分把握しておりません。やりたいと考えておりますので、それに向けて必要な手続はとっていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）渡辺議員から交通安全の交差点等の質問並びに要望等がありましたですけれども、あわせて、やはりこういう交通量が変わっているところをちゃんと踏まえた上で対応をお願いしたいと思います。いろんな対応の仕方があると思うんですけれども、人の命にかかわることですので、その点よろしく願います。

それでは、2点目に移ります。

今後はひまわりドーム下の交差点、これ、信号のある交差点からつばさが丘の下、旧の南生コンの交差点までの信号のある交差点ですけれども、拡幅計画があると聞いております。具体的な計画を教えてください。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の2点目、ひまわりドーム下交差点からつばさが丘下交差点までの拡幅計画及び現状の安全対策について答弁申し上げます。

ご質問の町道久保高田線のひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の間の約320メートルにつきましては、つばさが丘地区及び高田地区から町立東小学校への通学路に指定されており、令和元年5月1日現在で366名の児童が通学路として通行しておりますが、朝夕の通勤通学時間帯によっては車両の通行が著しい状況となっております。

当該路線につきましては、平成25年に中間見直しを行った第2次道路整備計画に優先度の高い路線として位置づけられておりますとともに、平成27年1月策定の熊取町通学路交通安全プログラムにおきまして安全対策が必要な箇所と位置づけられております。そのことから、平成27年度に予備設計業務、平成29年度に詳細設計業務を実施し、車道幅員7メートルと町民グラウンド側に4.5メートルの自転車歩行者道を配置した総幅員11.5メートルの道路整備を計画しております。平成30年度におきましては、拡幅にかかわる事業用地の不動産鑑定及び支障物件調査を実施したところでございます。

今後の事業計画といたしましては、今年度において支障物件移転補償を含む事業用地の確保に努め、事業用地を確保の後、令和2年度、来年度から整備工事に着手する予定としております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）順調に進んでいるというふうに認識をしたところですが、先ほど部長からも答弁いただきましたけれども、366人の生徒がその前を、登校時はつばさが丘の子どもは上の緑道を通じて、ひまわりドームの裏側のほうの道を通って行っている子どもが多いというふうに聞いていますし、下校時はこの道路を通ると。道路環境が変わった関係でやっぱり交通量がふえている、また大型車の混入もふえているように聞いておりますので、そこら辺も考慮されて計画どおり進めていただきたいなと。

ちょっと聞いたところによると、地元の地権者のほうは大体ほぼ了解をいただいているような、価格交渉とか補償交渉とかというのはまだこれからやと聞いているんですけれども、そのあたりはいかがですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）今、地権者の方はこれから用地交渉とか補償の関係とか、そういう用地交渉みたいなのに入っていくんですけれど、特に事業に反対とかというふうなことは聞いておりませ

ん。だから、あとは価格の問題とかその辺はあるかもしれませんが、特に反対とかいうふうなことは聞いておりません。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 工事の完成が令和2年度から工事ということなんで、1、2年にかかるかなという感じを受けたんですけども、その工事をやっている間、366人の子どもが多分午後2時から4時ぐらいの間に下校すると思うんです。今、歩道のかわりにガードレールで区切っております、320メートルですか、その間に9カ所、間があいています。これは現地、道路課のほうでは確認していただいていると思うんですけども、子どものことですから、ちょっとふざけていたり、それから狭いところは幅が1メートルぐらいもないところがあって、傘を差して雨の日に通るときなんかはガードレールから外へ傘が出たりとかすることもあって、すき間のところ、全部は難しいかなというのは思うんですけども、自転車等の退避場所的なこともあると思うんで、安全対策を工事が完成するまでの間、考えていただきたいんです。それはいかがですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員ご指摘のとおり、ガードレールに今9カ所の開口部があるというふうなことは承知しておりますが、この開口部なんですけど、大型車両が通るときに自転車、基本、自転車は今、車道のほうを通っていただくことになっているんですけど、大型車同士が対向する際とかに自転車の退避する場所がないというふうなことで、自転車が一時的に退避するためにあけているというふうに聞いております。

ただ、議員ご指摘のとおり、開口部から通学児童が飛び出したりとかというふうなことも考えられますので、児童の登下校の状況を確認しつつ、必要な対策、例えば注意喚起をしたりとかそういったふうな対策についてはちょっと検討してまいります。

今後におきましても、さらなる事業進捗と現状の交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 自転車の退避場所等の話も若干聞いておるんですけども、ただ、2時ぐらいから4時ぐらいの間に自転車が何台通るかというようなこともできたら調べてもらったらどうか。調べる余裕がなかったら私がしますけれども、やはりつばさが丘の3地区の自治会長はこれをごつつい心配してまして、PTAの方なんかからもこういう予防は議会や町のほうに届けてほしいということを私、伺っていますので、この点について、答弁はいいですけどもお願いしたいなど。

それともう一点は、今、ハード面の話をずっとしていただんですけども、やはりソフト面のことも大事やと思います。特に、そういう車が通過する周辺を下校する学校の交通安全対策について、学校のほうにも注意喚起なり、太い道を横断するのに時間がかかったりとかしますので、その点、教育委員会のほうの交通安全対策について子どもたちへの啓発をお願いしたい。その点、何かあればお願いします。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 子どもたちへの交通安全対策につきましては、最近、特に大きな事故等も起こっております。ですから、常々学校のほうで子どもたちに登下校の際のルールを守るということでもありますとか、あるいは教職員が登下校の際に危険な箇所立ってというような取り組みもさせていただいております。そういった点で、今後もやはり大切な子どもたちの命ですので、交通安全に対してしっかりと注意喚起する、また保護者の皆様にもご協力いただく、地域の皆様にもお手伝いいただくというような形で、取り組みは今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 地域の方々というお話も出ましたので、私も議員になってからですけども、朝代の南小学校の登校日の朝7時半ぐらいから8時15分ぐらいまで登校の見守りをずっとさせてもら

っているんです。見守り隊の方とも連携をしてもらって、やはり今、すき間があいているところ、9カ所あるというふうなところで、下校時に立っていただける方というのはなかなか大変やと思うんですけども、時間的に余裕があるというか、奉仕の精神を持っておられる方に協力いただいて、学校教育だけじゃなしに生涯学習とも連携をされて、その点も対応をよろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）ただいまご提案いただきました点につきましては必要なことかと思っております、見守り隊の皆さんにおかれましては研修等の機会も持っておりますので、そういった機会も有効に活用して、今いただいた情報、懸念についてはお伝えして、日ごろの見守り活動につなげていただくように考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）よろしくお願いします。

続きまして、3番目、交通量の増加に伴いつばさが丘北2丁目1地先の交差点に信号設置の要望があるが、見通しはということで、これは、場所はつばさが丘のつばさ共同保育園の前には今、信号があります。そこから大体200メートルぐらい成合のほうに行ったら下り坂のところなんですけれども、現状は小谷方面から行くと、やはり下りになって見通しもきくんでスピードが出やすい。また、夕方なんかでしたら西日で非常に運転しにくい。それと逆に体育大学のほうから上ってくるのについては、やはりどうしてもアクセルを踏み込んでというふうなことで、信号のほうは気になるんですけれども、その手前のところが大きな交差点で、過去にはここでも中学生の子どもが車にひっかけられたというか、接触の事故があったというのを聞いております。地元のつばさが丘の3地区のほうはここに信号をお願いしたいということで過去から要望しているというように聞いておりますけれども、この見通しというのをご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、つばさが丘北2丁目1地先の交差点への信号設置の見通しについてご答弁申し上げます。

ご質問の交差点につきましては、昨年、つばさが丘地区での議会報告会において信号設置に係る要望があったということで、そのことから一応泉佐野警察署のほうには信号設置の要望を行いました。泉佐野署いわく、現地も確認したんだけど、当該交差点の信号設置は交通量が少ないということで難しいというふうな回答でございました。

つきましては、この交通安全対策といたしましては、信号設置関係は警察がやっておりますので、警察が難しいというふうに言っている以上、なかなか信号設置というのは難しいかなということで、それ以外の交通安全対策というのを検討してまいりたいというふうに思っております。

引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）交差点対策とはどういうことをするのか。信号をつけるについては、ここは歩行者だまりもありますし車道の幅も十分ありますし、道路照明灯とか信号機を立てる場所も十分確保されていますので、今は交通量の問題かなというような話ですけれども、やはり、先ほどからお話しさせていただいているように町道小谷穴釜線の開通に伴って通過交通がふえていると。この実態を早くつかんでいただいて、それも信号設置に結びつけていただければありがたいなと思っております。

信号設置ができるまでの間、例えばどういう対策があるか、もし何か案があればお答えいただけますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）ご指摘の件なんですけど、議員ご指摘のとおり、道路構造上は交差点にすることは何ら問題はないというふうに考えております。現状の形として横断歩道さえない、要は中央

にはみ出し禁止とあって、そういった線で横断歩道のない、道路は単なる乗り入れ口みたいな形になっておりまして、そこを例えばゼブラとかというふうな、ゼブラというか横断歩道を引くのも警察のほうの判断になりますので、今のところは車道に乗り入れ口が両方ついているというふうな形になっております。できることといたしましては、地区内からのメイン道路への乗り入れの部分の道路標示、要は一時停止とかその辺の分を強調するとか、そういったふうなことが有効な対策ではないかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 一時停止というのも交通規制の一種になりますので、やはりそれとできるだけ早く対応していただきたいなど。何の標示もないということですから、新しくできた交差点というのは大体そういうものやと思います。地元の人が危ないと。実際、事故も過去には起こっている。

これ私、何でしつこく言うかといいますと、過去に、部長はご存じかどうかわかりませんが、五月ヶ丘から外環に接している町道免丸線というのがあって、すぐ横に免丸池という池があるんですけれども、反対のほうへ行くとしんえいという福祉の施設があるんです。その交差点で、危ない危ないと言われながら信号がなくて実は死亡事故が起こって、その後、信号がついたという経過があります。やっぱりそういう悔しい思いをしたくないので、地元の人がそれだけ言うということはそれなりの理由があると私は思っていますので、現場も私もよく通るし、とまって見ることもあるんですけれども、そのあたり、現場もよく見ていただいたり地元の声もよく聞いていただいて、この対応については泉佐野署がなかなか難しいと言っているというのは、泉佐野署への配当とかいろいろ公安委員会の予算の関係もあるんやと思います。そういう死亡事故があってからでは残念ということになりますので、そういう点ちょっと心にとめていただいて、対応をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員ご指摘の地区内の道路、交差している細いほうの道路なんですけれど、こちらについては既に一時停止のラインはもう引かれていまして、要はそれをもっと強調するとか、そういったふうな取り組みを一応想定しております。

それで、同じように別の事例をお示しいただきましたけれども、実際のところ、やっぱりちょっとこれは交通安全対策のジレンマといいますか、死亡事故が起こったらそういった信号というのはつきやすくなるんです。本来は、議員おっしゃっているように、危ないというふうに思われるところは先回りしてやるのがベストなのかなと思うんですけれども、そこは現実としてそういった大きな事故が起こってからつくというふうなケースが大半なんで、我々としても泉佐野署には粘り強く働きかけていこうかなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） よろしくお願ひします。

最後の4点目ですけれども、これも町道小谷穴釜線の開通に伴って、より激しくなったということで、情報提供になるのか、今後の対応について大阪府、泉佐野署との安全対策の対応になるのかということなんです。

小谷地区の旧国道170号の見通しの悪いカーブ地点に、小谷の交差点から永寿のほうへ行きますと左に曲がっているところがあります。ここは歩道もありませんし、そこのお宅は自衛的に前に花のプランターを置いたりとかして、よくわかるように可視化して安全対策的なことをやっているわけですけれども、交通量の増加と大型車がふえたことで生活の安全が脅かされているということを言われました。どういう対策をしたらいいのか私もよくわからないんですけれど、すぐ隣にたばこ屋があって、そこは車が何回も飛び込んだというふうなことを聞いていますので、スピードの制限とかいろいろ、カーブなんで何か可視化するようなことができるのかなというふうなことしか思いつかないんですけれども、道路管理者である大阪府や泉佐野署と相談していただいて安全対策をできないか、ちょっとお尋ねしたいんです。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）そしたら、続きまして小谷地区内の旧国道170号に対する交通安全対策ということでご答弁申し上げます。

ご質問の小谷地区の旧国道170号につきましては、現地確認を行いました、カーブの箇所においては確かに見通しの悪い箇所もございまして、あと、あわせてセンターラインが結構消えかかっているというふうなところもありました。我々としてしましては、路面標示等による速度抑制というのが効果的じゃないかなというふうに思われますので、泉佐野警察と、あと道路管理者である大阪府に対し、路面標示の復旧とあわせてそういった速度抑制の路面標示について要望を行ってまいります。

今後におきましても交通安全対策について鋭意取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）地元からそういう声を聞いておりますので、私のほうも地元の区長と連携をしながら、また町の道路担当者、それから大阪府や泉佐野署とも対応していきたいと思っております。

熊取町は狭い道も多いですし、そういう交通環境が変わったことによっていい面と少し思わぬ面が出てくるということで、その対応については早目にされたほうが住民の信頼を得られるのかなと考えておりますので、よろしくお願いしまして私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時59分」から「13時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

午前中に文野議員が防災についてご質問されましたので、重なる部分が多少あるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

今年度、熊取町防災元年ということで、防災への取り組みについて幾つか質問させていただこうと思っております。

まずは、防災基金10億円の積み立てや100人の防災士育成、防災マップの更新など防災元年にふさわしい取り組みの実施をしていただきまして、私も熊取町の一町民として大変心強く思っております。

災害のときの安全は自助で、安心は共助、公助でと言いますので、熊取町民の安心のために、これからもどうぞ防災への取り組みを進めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

今年度募集しました防災士100人についてなんですが、100名の防災士の男女比、年齢層別の人数、また防災士になっていただいた方へのフォローアップ講習など、お考えがあるのかどうかお尋ねします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、大林議員ご質問の防災士100人についてのご質問の1点目、男女比、年齢層別人数、フォローアップ研修の実施についてご答弁申し上げます。

防災元年事業の一環として、地域の防災リーダーを育成し地域防災力のさらなる向上を図るため、防災士資格を取得する研修費用等の全額を町負担にて実施するもので、各区自治会の自

主防災組織や防災ボランティア、民生児童委員の方々を中心に100名の受講者を募っている取り組みでございます。受講の条件といたしましては、可能な範囲で自主防災組織の活動に携わっていただくこと、防災士資格を取得した旨の情報を自治会や民生児童委員、社会福祉協議会など関係者に提供すること、この2点を要件としてございまして、性別、年齢につきましては不問としてございます。

ご質問の受講申込者でございますが、現在100人の申し込みがございました。この100人の男女比でございますが、当日の突然の欠席とかいうのもございますが、現時点では男性が86名、女性が14名となっております。年齢層別では、多い順に申し上げますと、50歳代が26名で最も多うございます。次いで60歳代が25名、40歳代が18名、70歳代が14名、30歳代が9名、20歳代が6名、そして10代の方が2人申し込んでいただいております。

次に、資格取得後のフォローアップにつきましては、防災士の認証登録を行っている日本防災士機構がシンポジウムや公開講座などを開催しているほか、防災士資格を有する有志で構成されたNPO法人日本防災士会が、防災士一人一人のスキルアップを目指すため、各種訓練や講演会への講師派遣を行っております。

町といたしましては、今年度の研修結果やその後の活動実績、また他の団体の事例などを十分に検証しながら、本町の実情に沿ったフォローアップのあり方をまずは研究していきたいというふうに考えております。資格取得された方々が地域防災のかなめとなるようにしっかりと事後フォローに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。フォローアップ研修のほうも考えていただいているということなので、研修だけじゃなくて、午前にも話が出ましたが、各小学校の防災マニュアル策定とか避難所の開設、運営のマニュアルにも積極的に携わっていただけて、活躍できる場をつくっていただきたいなと思います。

年齢を聞いていなかったもので、意外と若い人が多くてちょっと意外なと思ったんです。もっと高齢の方が多くなるのかなと思ったんですけど、実際どうなんですか。50代、40代、30代の方たちは、災害があったときは家にいるかもしれないんですけど、次の日からお仕事に行ってしまう方とかもおられると思うので、そのあたりは防災士の方にできるだけ地元で活動していただけるように働きかけしていただけてほしいと思います。

また、男女比についてなんですけど、今、女性の方が14名とお聞きしたんです。熊取町の防災マップとかに出ている避難所、最大で小・中学校8カ所プラスふれあいセンターになっているんですけど、単純にその割りでいくと1人ないし2人女性がいるかないというふうになってしまいます。実際、避難所で生活をするとか避難所を開設する、運営するということでは、女の人の目線というのは必ず必要になってくると思いますので、今14名なので、もうあと16名、30名を目標に考えていただきたいと思います。30名いれば各避難所に3名ずつぐらいは防災士の女性の方がおられるかなと。やっぱり女の人のほうが話しやすい、相談しやすいという声は多いので、避難所では。子どもたちも男の人よりも女の人のほうが相談しやすいとか、いろいろそういう女の人が必ず必要になってきます。特に、避難所の生活が長くなってくると女性でしかわからないこととかもたくさんあると思いますので、ぜひとも目標30人というのを設定してもらって、防災士の人数を3割、女性の方に増員していただきたいと思いますので、次の質問ですが、来年度以降、ことしのように熊取町で防災士研修というのを行っていくのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目のご質問、次年度の防災士研修についてでございますが、次年度以降の研修開催につきましては、まずは継続しての対応も一定必要だと考えておりますが、今年度100名という一定数の防災士を地域に育成することとなり、これにより地域の自助、共助の体制がどのように向上していくのかを含めた総括的な検証を行い、自主防災組織の充実化、活性化、

さらには地域の防災力向上につながる研修のあり方も含めまして研究してまいりたいと考えております。

まず100名今年度育成しますので、総合的な検証を次年度はやっていきたいというふうに考えております。ただ、必要性というものは認識してございますので、それはまたいろんな状況に応じて対応していきたいというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。例えば、来年度は今さっき言った女性の方限定で10名とか15名とか、その次の年はもっと違うところに、年代とかも絞って10名とか15名とか、やっぱり継続してやり続けるというのが一番いいかなと思いますので、その辺を前向きにご検討いただけますようお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

避難所についてなんですが、新しくことし更新していただいた防災マップにも指定避難所として各小・中学校、ふれあいセンターが載っています。避難所というのは現状この限りですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、ご質問の2点目、避難所についての1点目でございますが、避難所として指定している場所についてご答弁申し上げます。

本町が熊取町地域防災計画において避難所として指定している場所でございますが、町内の全小・中学校8校の体育館を指定避難所として指定しております。また、総合体育館ひまわりドームをその他の避難所、総合保健福祉センター、いわゆるふれあいセンターを福祉避難所として位置づけてございまして、これは防災マップにも表示し、周知に努めているところでございます。加えまして、平成29年3月と5月でございますが、町内の社会福祉法人や医療法人など12の事業者と災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を締結してございまして、災害発生時に特別な配慮を必要とする方が避難所生活に支障が生じないように、福祉避難場所を各事業者の施設に開設していただく旨の要請が可能となっております。

さらに、現在、町内の各大学とも災害時の連携について協議しているところでございまして、各大学施設を一時避難所として、また、学生の方々へのボランティア協力などについて協定という形で進めていきたいなということで協議を進めてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

まず、福祉避難所については12事業所をお願いをしているということで、いろんな自治体でも高齢者、介護が必要な方に対して福祉避難所を設けているところで、公表しているところ、していないところというのが分かれると思うんです。公表してしまうと一般の方もそこに避難してしまうというのがあるみたいで、介護が必要な方、避難所に避難するべき方に対してはここに避難しても大丈夫だよ、いきなりそこに避難するのではないんですね。一旦避難所に行ってからそちらに移るという形になるんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）こちらの協定でございますが、議員おっしゃるように、一旦避難所に来ていただいて、やっぱり特別な配慮が必要な方についてはもうその避難所ではだめだと、あるいはふれあいセンター、福祉避難所もいっぱいだというような状況の中で、12の事業者のほうに要請をかけます。どこかの事業所が当然、大丈夫だよ、来てくださいということになれば、そちらのほうに行ってください。ただ、場合によっては、もう一見してこれでは無理だというようなときには直ちに要請をかけるようにしますので、当然、一旦避難所という場合もあるけれども、そのまま福祉避難所へということもあろうかと。そこらは臨機応変に、災害の状況によってということになるう

かと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。災害のときには体の弱い人とか高齢者の方が一番最初にしんどくなっていってしまいますので、そのあたりには心配りをさせていただきますようによろしくお願いいたします。

2番目の緊急避難所をつくってみてはどうかということなんです、今耐震化を進めていただけていますが、憩の家とか公民館とかということについては各自治会1つずつはあると思いますので、そのあたりを、自分の家にこれから住めるのか住めないのかという判断をするに当たって一旦そこに集まると。やっぱりたくさんになると避難緊急物資を分けるのだとかいろいろ大変になってくるので、最終的には指定避難所に来ていただくというのは構わないんですが、一旦自宅で生活をできるかできないかというところの判断を安全な場所ですでにいただくというところで、公民館とか憩の家とかということを自治会でそういう避難所にしましょうという働きかけを熊取町からしていただければ、避難所がごった返すとかちょっと避難所でパニックになってしまうというのも防げるかなと思うんですけど、そのあたりはどう思われますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）続きまして、ご質問の緊急避難所の設置についてでございます。

これまでも身近な避難場所としまして、過去にはございますが、土砂災害警戒区域に発令しました避難勧告におきまして地区の老人憩の家の開放、また今年の台風の停電におきましては停電復帰した地区公民館の開放など、各区・自治会において独自に住民を受け入れられ、住民の避難場所としてそちらのほうの施設を開放したという取り組みが実際でございます。

このような各区・自治会における自主防災の取り組みが町全体に広がっていくように、全地区の自主防災組織の代表者が参加する自主防災組織連絡協議会において各自主防災組織の活動報告、意見交換など、情報の共有を現在も図っているところでございます。さらに、ことし5月9日に開催しました連絡会におきましては、各区・自治会の地域性に応じた自主防災マニュアルの作成に取り組むことを確認したところで、この自主防災マニュアルの作成作業の中で各自治会の施設の活用などについて検討していくことになろうかと思えます。いろんなご意見が出てくると思いますので、議員おっしゃったように、各区・自治会にある老人憩の家の活用とか集会場所の活用というところでいろんな検討がなされていると思いますので、そういったところはしっかりとまた、マニュアルに落とし込めるんでしたら落とし込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

避難所というのは災害のときに自分の命をつなぐ一番大切な場所になると思いますので、いろんな可能性を模索しながらやっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

また、避難所に指定されている各小・中学校の先生方への熊取町からの防災の講習会だとか避難所の運営に関することだとか、そういうことは現状やっているのかどうか、実施状況を教えてくださいいただけますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、3点目のご質問、学校の先生方への防災講習の実施状況についてご答弁申し上げます。

現在、各小・中学校の教員を対象に避難所の運営に関する防災講習という形のものでは実施してございません。ただ、現時点で作成してございます職員行動用の避難所運営マニュアルの作成や改定の際には、必ずしっかりと学校の先生方と連携を図りながら調整してきたところでございます。また、台風等による避難所開設の際には、各小・中学校の校長先生、教頭先生等と連携しながら対

応を行っているところでございます。

さらには、防災元年の一環として、職員全員参加のもとで災害応急対策班ごとにワークショップを実施しているところでございまして、避難所の運営につきましても、総務部による避難対策総務班と、また教育委員会事務局による実際に小学校において避難所の開設、防災行政無線の受信機の設置、非常照明の操作等々の取り扱い訓練を行ってございます。

今後とも、これらの取り組みを通し、台風や今後発生が予測される巨大地震、その他あらゆる災害にも対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

実際に学校の先生、子どもたちの安全を確保するための講習とか実習とかというのは町のほうとかでやっているといると思うんですが、夜間、学校をやっていないときとかであれば先生がいないので、避難所の開設というのは自治会がやるか職員の方が来ていただいてあけてもらうかということになるんです。学校に子どもたちがいる間、お昼の間にもし災害が起こったときには、先生たちは学校で子どもたちの安全を確保するのと学校施設の安全確認で、そうこうしていたら避難してくる人がいるという中で、本当に大変な立場に追い込まれると思うんです。そのときに、ばたばたしてちょっとどうするねんというふうにならないように、できれば、まずはとりあえず学校の先生方で防災マニュアル、災害が起こったときにはこういうふうにしましょうと、校長先生は特にこういうふうに動きましょうと。一応、避難所の開設とか運営とかというマニュアルをつくっていただいて、その上で、避難所というのは基本的には自主防災組織で運営するものやと思うので、そこから学校の先生から自治会のほうに引き継いでいただくと。学校の先生たちは、そのときには子どもを親御さんに引き渡す業務に入っていたいただければと思います。

やっぱり学校の先生にとっては学校というのは職場で、次の日になれば普通にそこに来て仕事をするというふうになるところなので、熊本の災害のときも大阪の北部地震のときも学校の先生が本当に一番大変なん違うかと言われるぐらいたくさんいろんな業務があります。しっかり防災対策をしていただいて、もしものときに備えていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からお話しございました教職員の対応のマニュアルに関してでございますけれども、もう既に小・中学校の校長会のほうで、特に子どもたちが学校にいるときに避難をしたりしなければならぬ災害というのは大きな地震だというふうに考えています。そういった場合の対応をどのように教職員が役割分担し、子どもたちをどう安全確保し、あるいは子どもたちにけががないかの点検、あるいは保護者が迎えに来られたときの引き渡し方等を含めて、全てこのような形で細かなマニュアルとして作成は既にさせていただいております。ですから、そのような形で教職員自身も大きな災害に対してどう対応するか、また、町のほうとそういった場合はどう協力してやっていくかということも教育委員会も通じて話をさせていただいているという状況ですので、そういった場合には的確に子どもの安全を守りながら対応できるよう、取り組みを今後も進めてまいりたいと思います。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。学校のほうで対策をしっかりとおっていただければ、子どもたちは安心して学校に通うこともできますし、保護者の方も安心していただければと思いますので、これからもよろしくお願いたします。

また、避難所に指定されている小・中学校の防災設備の充実にも力を入れていっていただきたいと思います。いろんな設備があると思うんですけれど、例えばガスがとまったときにプロパンガスで動く発電機とか、プロパンガスは運んでくるのは簡単なので、運んでくれば電気がつくれるようなそんな発電機とか、午前の文野議員のときにも話が出たんですが、トイレもマンホールトイレ

を整備したりだとか、そんなところも考えていただけたらなと思っています。マンホールトイレは多分整備するのに補助があるのかなと思うので、その辺もうまく使いながらやっていただきたいなと思っています。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

ことし6月1日から運用が開始された大雨警戒レベルについてお尋ねいたします。

大雨による災害が発生する危険度と住民に求められる行動を5段階のレベル表示であらわす新たな情報提供サービスが始まりましたが、このレベル表示について、防災マップに載せられたらよかったんですけども、間に合わなかったの、もうその辺は言っても仕方がないので、どのようにこれから扱っていくかというか、対応していくかというのをお聞かせいただけますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、大雨警戒レベルについてのご質問の1点目、大雨警戒レベルの扱いについてご答弁申し上げます。

平成30年7月豪雨におきましては、気象庁が大雨特別警報を発表する可能性があることと緊急会見を開くなど、厳重な警戒の必要性についてマスメディアを通じて広く伝え、また、多くの被災地自治体が避難勧告を発令したにもかかわらず、多くの方が自宅にとどまるなどにより、とうとい命を失うこととなりました。

この教訓を生かすべく、中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置したのが平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループでございます。このグループにおいて議論が行われ、住民がみずからの命はみずからが守る意識を持ってみずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化に向けた報告が昨年12月にまとめられ、これを踏まえ、住民が的確な避難行動をとれるよう、内閣府がガイドラインを平成31年、ことしの3月に改定したものでございます。

このガイドラインに伴いまして、今月より土砂災害・水害について、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報が警戒レベル1から5までの5段階に整理され、発令時には警戒レベルと住民がとる避難行動がわかるように伝達されるようになってございます。

まず、警戒レベル1については、警報級のおそれがある気象予報に対し事前に気象台から発令されるものでございます。レベル2についても、注意報において同じくこちらも気象台より発令されるものです。警戒レベル3以上につきましては市町村が発令するものとなってございまして、これまでも町が発令しております避難準備・高齢者等避難開始の発令がレベル3、避難勧告、避難指示の発令がレベル4です。町内でもう既に災害が発生している状況にあってはレベル5となります。

本町におきましては、これらの警戒レベルの5段階に整理されたことによって、避難勧告等の判断・伝達マニュアルというものがございます。こちらのマニュアルに基づき、今後も適時適切な情報の発信に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）防災無線などで避難を呼びかける警戒レベル4ですよとか、そういうふうになると思うんですが、今までの放送と違うなという感じになってしまって、この間、広島でも初めて警戒レベル4を出して、避難が100何人とか200人とかという報道もあったので、よくわからんということがないようにできるだけ早く正確に、難しいと思いますが、町民の皆様に周知していただきたいと思っております。どのような方法で周知をしていくかについてお聞かせいただけますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）2点目のご質問、町民への周知方法につきましては、既に内閣府や大阪府などのホームページに掲載されており、報道もされてございます。本町におきましても、もう既にホームページでこちらのほうの周知はさせていただいております。追って、7月号広報で再度紙面によってしっかりと周知をしていきたいというふうに考えております。また、いろんな防災機関で

あるとかそういった場があれば、その場での情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）なかなか本当に町民の皆さん全員に正しい情報を行き渡らせるというのは難しいと思いますが、ぜひともよろしく願いいたします。

最後になりますが、去年、台風21号、24号が来て、今まで熊取町は比較的災害が少なく、熊取町は大丈夫やと、自分は大丈夫やと正常化の偏見というのを持っておられた方も、今は本当に防災意識が高くなって、今やからできることもありますし、今やからしないといけないこともたくさんあると思います。これからも防災への取り組み、とまることなく前に進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）防災に関してのご意見、ご提言ありがとうございます。午前中の文野議員にもいろいろご提言をいただきまして、ありがとうございます。

私も率先して各自治会の自主防災組織の訓練には出向かしていただいて、啓発ということもその中では皆さん方をお願いしているところがございます。希望が丘、自由が丘の合同の訓練には公務がありまして行けなかったんですけども、そういったところで私自身が率先して皆さん方をお願いといった、そういう活動をさせていただいているわけなんです。

そこで、議員皆様方にも、地元の防災組織の訓練があるような場合には、ぜひともそこに行っただいて同じように防災意識についての普及啓発にご協力を願えたら、これはまた行政と議会が一つになっているというふうな、そういう思いを住民の皆さん方にも受け取ってもらえるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも皆さん方の一段のご尽力をいただければと思います。

ということで、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、重光議員。

8番（重光俊則君）議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1番目は、町の事業の実施にあたり、PDCAが行われているのか？というタイトルで質問しておりますけれども、今、いろんな事業において行財政改革アクションプログラムが実施されており、この6月ごろにまとめられて9月の議会で上げられてくると思いますが、いろんな事業についてPDCAサイクルが回されているのかというようなところを注目してみたいと思っております。

きょう質問に上げましたのは、非常に企画段階のものでありますけれども内容がわからないので、その辺について確認していきたいと思います。

1番目は、スポーツコミッションの設立総会を行って熊取町もスポーツコミッションが設置されましたけれども、その目的、活動スケジュール及び経費、また熊取町及び各種団体の費用負担はどのような状態になっているか、説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、町の事業の実施に当たり、PDCAが行われているのかというご質問の1点目、スポーツコミッションの目的、活動スケジュール及び経費等について答弁申し上げます。

ご質問のスポーツコミッションにつきましては、先月5月15日に熊取町体育協会、熊取町スポーツ少年団といったスポーツ関係団体を中心となり、熊取町商工会、くまとりにぎわい観光協会といった商工観光団体など計7団体が参画して発足し、全国に99存在する地域スポーツコミッションの一つ、くまとりスポーツコミッションとして近隣地域に先駆けて加わったところです。

このくまとりスポーツコミッションの目的につきましては、本町が有するスポーツ施設や資源を活用したスポーツ大会やイベント、合宿・キャンプの誘致などスポーツを活用した地域活性化や交流人口の拡大を図るとともに、町民の健康増進と体力向上を図り、さらなるスポーツの振興及び地域経済の活性化に向けたスポーツによるまちづくりを推進することとしております。

また、今後の活動スケジュール及び経費についてですが、今年度においては、次年度に文部科学省スポーツ庁の地方スポーツ振興費補助金の採択を受けるべく、本町の既存事業であるくまとりロードレースや町民総合体育大会のリニューアルや、スポーツ庁がスポーツによるまちづくり、地域活性化の柱の一つとしている武道等を活用した新規コンテンツの立ち上げなどの企画、検討等に取り組む予定となっております。したがって、次年度以降こうした事業を当該コミッションの実施事業として位置づけ、目的の達成に向け事業を展開していく予定としておりますことから、今年度において現時点では具体的な経費、予算の措置は行っておりません。

次に、熊取町及び各種団体の費用負担についてですが、まず、熊取町の費用負担については、先ほど申しあげました国の補助金を活用しつつ、くまとりロードレース等の既存事業に関し、当該コミッションの事業として実施するに至った場合においては、当該事業に係る経費を振りかえて負担することを基本に検討するものと考えております。また、当該コミッションの規約において、経費に充てる収入は補助金、寄附金その他の収入となっておりますので、現時点で各種団体から会費を徴収し、負担していただくということは予定してございません。

いずれにいたしましても、くまとりスポーツコミッションは立ち上がったばかりの組織となりますので、今後、スポーツを通じたさまざまな目的を果たすべく、参画団体により創意工夫を重ねて事業の展開を図るとともに、事業実施に当たっては、PDCAサイクルの考え方にのっとり、当該コミッションが計画的かつ効率的に運用できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）今の説明で、スポーツコミッションというのは、熊取町内のスポーツに関する資源を活用して活性化とか交流人口をふやすとかそういうことをやるということで、非常に漠然としたことを言われておりますよね。スポーツコミッション自体で、スポーツコミッションで申請したらお金が出ると、それはどういうものがどれぐらい出るのかと、そういうことは聞いておられますか。具体的な話がありますか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君） 答弁の中でも触れさせていただきましたスポーツ庁の補助金を一定、次年度以降、採択を受けることを想定していると申し上げましたが、これにつきましては、スポーツによる地域活性化推進事業ということでスポーツ庁の位置づけがございまして、内容につきましては、さまざまな目的に合致した用途でもって、具体的に申し上げますと、地域活性化活動支援事業ということでコミッションの活動を通じたスポーツの合宿、キャンプ誘致、アクティビティー創出等による活性化の取り組みに関して補助対象となりまして、内容としましては謝礼金等のいろんな委託関係が対象となる経費になりまして、額といたしましては、事業について300万円未満のものは対象となりませんので、300万円以上の事業であって上限が800万円という補助金事業となっております。これらを既存事業、例えば申し上げましたロードレースあるいは町総体をそのまま位置づけするということでは目的には合致しないということで、これらをリニューアルすることで、まちづくりにつなげるという付加価値をつけて採択を受ける方向で予定しているところでございます。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君）スポーツ庁の補助を受けるような、採択を受けるような活動をして、それをまとめていくということですが、例えばくまとりロードレース、今まで開催していますけれども、それをどうリニューアルするのとか、そういうアイデアは多分ないと思うんです。今、スポーツ庁から

補助を受けているところは合宿地の誘致、トライアスロン等、余りメジャーじゃないけれどマイナーなスポーツイベントをやる、あるいはマラソン大会をどこかで開催する、そういうものについては補助金が出ている事例があります。熊取町が今、何をやってスポーツ庁からの補助金を受けようとしているのか、それはまだノーアイデアじゃないですか。ロードレースをリニューアルするんやったらロードレースをどうリニューアルして国のお金を取るのか、あるいはスポーツを通して健康寿命を上げていくという、今タピオステーションのようなのをやっていますけれど、そういうもの自体もアイテムとしては候補に挙がっているんです。いろんなことができるわけですが、スポーツコミッションをつくったよと、じゃ今から何をやるのか。今からいつ誰が何を検討して、いつまでにレールを敷くんですか。2年後にスポーツ庁の補助金をもらえます、じゃ誰がいつどういう計画をいつまでにつくってやるのか、そのためにお金もない、費用をつけていません、各種団体から費用負担してもらえません。この会長は藤原町長ですから、藤原町長が一生懸命自分のペンでスポーツ計画を書いて予算をとろうとしているのか、全く意味のないとか目的がわからない。

スポーツコミッションを立てたけれど、誰がそれをコントロールしていくのか、そのための会議費用も何もなし。そういう何にもない状態でスポーツコミッションに加入しましたよというので、2年後に何らかの形で補助金をもらえますというのは虫がよ過ぎると思うんですよ。具体的にどういふことを熊取町がやろうとしているのか、ロードレースをどうリニューアルするのか、タピオステーションの健康長寿活動しているのをどうやるのか、あるいは全く新たに合宿所をつくるのか、誰かがナイター設備が欲しいから申請するんやというようなことを言われていましたけれど、そんな住民の声も何も聞かずにスポーツコミッションという組織体できて、誰も何もしようとわからない、そんな説明もない、設立総会では何の説明もない、ただスポーツ庁が出した1枚の紙切れの中に書いてあることを説明するだけの会議やったと思うんです。

これは、じゃ具体的に誰がいつどういうスケジュールをつくらっていつまで何をするのかというのは何もないんですか。そういう日程表すらない。次にいつ会議をするのか、そういうのもない。何もない状態なんです。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）議員も設立総会のほうにはご参加いただきましてありがとうございました。そのときに資料としてお示しもおったかと思うんですが、くまもりスポーツコミッションの規約については総会の中で採択されて発効してございます。そちらのほうにも位置づけとして記載がございませぬけれども、スポーツコミッションの中では運営推進会議であったり専門委員会というのを設置することとしておりまして、でき上がった組織ということで、これから会議の予定もないということでしたけれども、来月には次の会議を開催すべく調整にも入っているところでもございまして、答弁の中で申し上げましたとおり、来年度、令和2年度の事業採択に向けて、これからその事業を位置づけるための各種参画団体との調整に入っていくと。

大きな目的としては、先ほど申し上げた一つ今想定としておりますのがロードレース、町総体とございますけれども、これは、我々として一つの懸念として、町として一部想定している部分ではございますけれども、あくまでもスポーツコミッションのほうも、熊取町ももちろん支援してまいりました。スポーツ関係団体が中心となって積極的にまちづくりをつなげていこうということで、そこから積極的に動いてもらって形になってきたということもございませぬので、この辺の自主性といいますか、各種団体の自由な、積極的な前向きなご意見を頂戴しながら、熊取町のまちづくりにつなげられるような事業展開を今後、創意工夫を凝らして位置づけしていただくという状況でございませぬ。

だから、予定が何もないと。会議をこれからどんどんやっていって、内容については詰めていくということでもございませぬ。それは、随時またご説明できる機会はあるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）スポーツ庁が出している地域スポーツコミッションという説明書の中には、体育協会とか企業とかメディアとか大学だとかレクリエーション協会、スポーツ産業とか観光産業とか商工団体、そういう各地域の者が地域のスポーツの活性化のために活動を創出しなさい、そういう活動をしてくださいよ、全国的に。ただよよかったら補助金を出しますということは一切ない。補助金を受けることはありますよと言われたけれども、これはスポーツ関連団体、スポーツ団体の支援を受けることは可能です。ただ、支援金として幾ら出すというのは全然ないはずですよ。そういうところを明確になっていない中で、スポーツコミッションをやりました、じゃ立ち上げました、いろんな大学もあるレクリエーションもあるし商工団体もある、いろんな企業もある、その中で誰がどうまとめて何を熊取町はするためにスポーツコミッション立てたんですか。

大阪市のスポーツコミッションは企業とかが入っていますよね。企業はメンバーとして30万円ぐらい年間費用を出して、個人が数万円の費用を出してその組織の運営費を立てているわけです。熊取町がそのコミッションを運営するためにお金を補助するというのはおかしいわけで、スポーツコミッションとして各団体が参加しているわけですから、それぞれが費用負担をする、あるいは人件費負担をする、そういうものをつくって活動を開始してくまとりスポーツコミッションというのが動き出すんだと思うんですよ。

そういうところが、これをやったらスポーツ庁から費用負担がおりて町民グラウンドのナイター施設ができるよというようなことをおっしゃられるような方がおられますけれども、どういう活動をしてそういう費用負担を受けられるようにするのか。例えば、それは数人の声だけだと思いますけれども、合宿を誘致するようなことができるのか、あるいはスポーツロードレースをリニューアルしてさらに距離をふやすとか町なかで走るようにするとか、あるいはトライアスロンのものにするんだとか、そういうアイデアとかいうものを出した状態で、あるいはある程度そういう目安がある段階でそういうものを住民の方に提示して、スポーツコミッションができたんですよということであればいいと思いますけれども、その辺のことがはっきりしていないんです。

それで、藤原町長がスポーツコミッションの会長なんですけれども、どういう方向でこれを進めようとされているんですか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町は協働のまちづくりということで協働憲章を策定して、住民皆さん方と行政、いろいろな関係機関との協働の中でまちづくりを行っていくというふうな方針であります。その協働の中身について、私なりに精査ではないですけども、考えてみますと、なかなか行政主導という割合のほうが多いのではないかなと。一般住民の皆さん方からの提案とかそういったものがどんなものがあったかという、軽トラ市とか最近ではやっていただいています。そういった中で、今までのスポーツ団体、体育協会なり体育指導員なり、いろんな大阪体育大学、スポーツに関連した機関、団体等がありますけれども、これがなかなか、協力は願う中で、ロードレース、町民体育大会、成功していると思います。思いますけれども、これもまあ言えば行政が主導しているというふうな感が否めないんです。これを行政だけではなくて、行政はもうそばにおるだけで、指導、支援をさせていただきますけれども、主体的にやっていただく、そういう合議体というんでしょうか、そういうものがやっぱり必要ではないかなと思うんです。それが、私なりに言えばスポーツコミッションであらうかなと思います。

熊取町は体育大学があり、関西医療大学があり、そういった恵まれた町の中で合議体としてスポーツ関連の施策を進めていく。行政ではないいろいろな知識、また活力を持ったそういう合議体が、これからの熊取町のまちづくりの一環を担っていただっていくものと思っております。

初期段階として私が会長に就任させていただいていますけれども、これも当然未来永劫ではなくて、自走という言葉ではないですけども、行く行くは会長の職も町長から外れて、本当に住民皆さんの思いの中で運営していただけるような組織として成り立ってほしいなと思っております。

今の段階では、答弁書の中でもありましたけれども、町も金銭的な補助をするという立場ではありませんので、時間がどのぐらいかかるかについてはもう参加されている皆さん方の熱意によるものだと思いますけれども、その中で行政が後押しをしていく、いろいろな情報を集める中でそれを有効活用していただくというふうなことも含めて役立ってもらいたいという思いがございますので、行政としては、応援をさせてもらう中で立ち上がってってもらいたい、ますます発展してもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）スポーツコミッションとして熊取町のスポーツコミッションが動き出すということが、もしこれが成功する動きがあれば非常に素晴らしいことだと思うんですが、現時点で、いろんな面でDASHプロジェクトにしてもタピオステーションにしてもロードレースも、それぞれ個々の組織が活動しているわけです。そういういろんなものがある中で、スポーツコミッションをつくることによって何をPRしていくのかというところが明確に出せないといけない。それを一生懸命引っ張る人がいないといけない。町長は今、会長だけれど引っ張っていくというような感じではないですし、スポーツコミッション自体の組織をつくり上げて引っ張っていく人をどこから連れてきていただく、あるいは手を挙げてもらってやってもらう、その中では具体的に何をやるのかということを確認に、何回も議論をして、組織の立ち上げのときにはそれをやっていただきたいと思うんです。それやって初めて走り出せるので、今は器ができたよ、だから今から会議を重ねるよ、そこがちょっと甘いと思うんですよ。器をつくる限りは何をするんやというのをもっと明確にしていくという、そういうことを審議するスケジュールがないとあかんと思うんです。

その辺はいろんな声を反映してということですが、いろんな声は反映している人だけでは、スポーツコミッションという組織は動き出さない。誰かが一生懸命引っ張る人がいないと、これは活動できないですよ。だから、誰かが外になれば町内で1人、部長クラスの人でも任命して、それを引っ張っていくというふうな人をつくらないといけないし、商工会あるいは体育協会等でそれをやっていただける人がいればそれに支援をするというようなことも考えて、お金も人もある程度町が支援するじゃなくて、自立する組織をつくるんやということについて明確な目標を持てるような審議、会議を早急に進めていただきたいと思います。

次回の会議等はいつごろ計画されているんですか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）先日も、スポーツコミッションの副会長に就任された佐古前議員が煉瓦館にお越しになって、次回の会議に向けた打ち合わせという形でさせてもらったところで、日程については、詳細はまだ日まで決まっていません。来月の想定で会議をしようということでお話もさせてもらいまして、そこでは事業計画等について具体的に詰めていきたいというような方向性についても確認し合ったところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）組織立ち上げに向かって尽力された方もおられますので、ぜひそういう方を核にして、できるだけ早く具体的な行動目標とかスケジュールを明確にしていきたいと思います。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）当面、私が会長として名前を連ねていますので、その責任のもとにおいて、組織が一段と発展するように担当部局とも連携しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご了解よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今、町長が申し上げたとおりでございます。我々も邁進してまいりたいと思っております。ご指摘のほうはごもっともだと私自身も感じておるところです。

ただ、今までスポーツ関係団体はそれぞれがかなり活性化し、活動されておったんですけど、横断的に何かをする、例えば体育大学があり、いろんな体育協会もあり、スポ少もある。ただ、それが横断的に一つのを大きく取りまとめていくという、こういったことを話す機会等々がなかったもので、本来でしたら議員おっしゃるように、先に器とともに何をするということもあるべきだと、私自身もそう感じているところは多分でございます。ただ、話がそれでは今までもどこまで進んだかというのはなかなか進んでおりませんでしたので、まずは器、組織づくりを行い、その後で早急に、今おっしゃられたように中で専門委員会あるいは運営推進会議等々のこういった組織もありますので、若手中心に、またスポーツ関係団体の方々のご意見を十分に反映したような組織づくりと、そういったまちづくりにつながる活動をしてまいりたいと考えております。倍旧のご支援のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういう審議等がボランティア活動になりますので、いろんな人の努力といたしますか、貢献が必要になります。だけど、それだからといってずるずるやるんじゃないくて、時間を限って目標を定めていく、そういうスピーディーな対応をしていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。

町営のキャンプ場、和田山のところに和田山ベリーパークというブルーベリー農園が設置されて運営に入ったとなっておりますけれども、その運営スケジュール、目標、経費、採算性について説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、新設されたブルーベリー農園（和田山ベリーパーク）運営のスケジュール、目標、経費及び採算性についてはご答弁いたします。

和田山ベリーパークにつきましては、野外活動ふれあい広場周辺の活性化策として、事業実施主体である特定非営利活動法人グリーンパーク熊取に対し、和田山ベリーパークの整備、維持管理に係る必要な経費を町が補助金で支援しているものでございます。

運営スケジュールについては、本年1月からグリーンパーク熊取がブルーベリー農園の整備に着手し、5月中に土壌改良や給排水工事、苗木の植えつけなどが完了しているところでございます。当初、本年7月開園を目標としておりましたが、苗木の生育状況等を鑑みまして、本格的な開園予定を来年度とし、本年はプレオープンとして7月15日にお披露目を行う予定としており、現在、それらに向けた準備を進めているところでございます。また、現農園の道向かいに、安定した農園運営に向けて新たなブルーベリー農園の整備にも取り組んでいただいております。

次に、目標につきましては、開園後の農園の集客はもとより、周辺一帯の相乗効果として、野外活動ふれあい広場や永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園などへの集客効果をもたらし、にぎわい創出の新たな仕掛けとなり得るものと期待しております。

また、栽培したブルーベリーの生食につきましては、駅下にぎわい館やショップひまわりでの販売を初め、町内スイーツ店舗にもご協力いただき、ブルーベリーを使った商品開発や、来年に熊取駅前に開業するスーパーホテルの朝食やお土産などに活用されることを期待しており、町としましても、町内店舗やホテルへの橋渡しや営業活動などをサポートしていきまして、将来的に熊取といえばブルーベリーと認知されることを期待しております。

最後に、経費、採算性についてでございますが、町の負担としましては、グリーンパーク熊取への補助金が平成30年度で繰り越した経費も含めまして698万7,000円、平成31年度、令和元年度につきましては当初予算で78万6,000円でございます。開園以降は、グリーンパーク熊取において入園料収入や出荷収入を想定しているところであり、これらの収入により採算性を高めていただき、自走できるよう促してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）内容はほぼ12月3日の議員全員協議会か議員総会かにかけられた内容だと思うんですが、この採算性です。31年度71万円で町が負担し補助を出しました。令和2年以降はどうなるんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、支出に係る部分、今、本町が補助をしておるところの78万6,000円につきましては、維持管理経費がかかるところ、これを今10分の10というところを見ておりますので、基本的にはこの金額がずっと推移していくものと考えてございます。ただ、採算性というところで、先ほど答弁でも申し上げました今検討しておりますブルーベリー狩りでの収入でありましたり生食の出荷、それによる収入分というのは当然補助と差し引きをさせていただいて、収入を上回っている分の経費について補助させているところで今考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ということは、年間40万円の収入があるとして、毎年38万円を町が出費していくと。何年ぐらいそういう状況が続くと考えておられるんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、今40万円とおっしゃっていただいた、それは議員全員協議会のときにお話しさせていただいた金額かと思えます。そのときの試算というのが、もともとブルーベリーの苗木120本で計算してございました。それは和歌山のほうへ視察に行かせていただいたところの同規模の農園というところで、そこを参考にさせていただきました、40万円の収入というところでそのときにご説明させていただいたものでございます。

先ほど答弁でも説明させていただきましたように、道向かいに新たに農園を拡大させていただいております、本町のほうは今240本の苗木ということになってございます。単純に2倍というところをしていただきますと80万円程度の、皮算用にはなってしまうんですけれども、見込みとなります。

これがどれくらいの収穫になるのかというところなんですけれども、基本的に今植えておる苗木が3年物でございます。成木と言われるのは大体9年物から10年というところになりまして、収穫量はやっぱりちょっと変わってくるんですけれども、2、3年の間には一定80万円に見合うような収入が得られるのではないかとこのように見込んでございますので、議員の今おっしゃられていたどれぐらい先でかというところにつきましては、2、3年先にはそれくらいの80万円の収入が得られるんじゃないかというふうに今考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）当初の計画では120本に対して760万円の補助金でやるということですが、さらに120本追加されていますけれども、その費用はどうなったんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、その費用につきましては、今年度の苗木で土壌改良云々とかというところのものにつきましては、まず今年度の補助金78万6,000円の中でやっていくというところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今お聞きしまして、120本ではとても採算性はとられへんかなと思いましたがけれども、240本であれば、各地域の農園を見るとぎりぎり採算がとれるのかなというところがあります。これは、ブルーベリーというのは採取するのが大変なんです。人が一人一人摘まないととれないので、採取して加工品にして商品にして売る、その手間賃が大変なんで、来場者に1,000円から2,000円が入ってもらって無料で食べ放題で食べてもらう、そういう運営をしているんです。今、120本はかなり枠の中に設置されていますけれども、今から鳥獣被害等に対する手当てなんかをしないといけないと思うんですが、残りの120本のところを含めて入場者を整理できるような区画にしないといけないですよ。そういう費用もあって、入場者の入園を運営するというところで、大人が1,000

円で何とかぎりぎり年間の、3カ月弱、2カ月程度の営業になりますけれども、そこで利益を上げていけないといけません。その辺の費用の手だてについてはどう考えておられますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）第2農園のほうへの防鳥ネット等の手当てにつきましては、当初はまだ7月開園を目指しておりましたので早々に植えたんですけれども、苗木の追加で120本入れたほうも、実は3年物が入手できなかったというところもございまして、まだ背丈の小さいものでございます。早急に防鳥の対策をとる必要がないというところで、まずそれは先送りさせていただいています。今後は当然、成長していけば必要になってくるというところもでございます。

先ほどの入園料につきましても、これも和歌山のほうの1,000円というのを参考にさせていただいておるんですけれども、視察に行かせていただいたところというのは当然、公費等も何も入っていない形で多分運営されているというところ、また、ご夫婦で経営されていたりとかというふう聞いておまして、1,000円というのはちょっと安いのではないかとというふうには私は考えてございます。高槻市のほうなんかでは1,800円という料金設定になってございます。

1,000円というのが決してひとり歩きしてほしくないのは、まだこの辺の料金設定については、自主運営していただく主体者であるグリーンパーク熊取が今後、そんなふうな積算も含めて設定していくところもでございますので、金額についてはまだ明確な設定が今できてないというところもでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）確かに2,000円で入園料を取っているところもありますから、それだけあっても、集客がちゃんとできれば2,000円でも入ってもらえるということがあると思うんですが、その集客のためにどうするか、それと、来てもらった人にどういうスペースを提供してあそぶを楽しんでもらえるかというところも考えていけないので、そういうところも含めて、とりあえず町長のアイデアで走り出したけれども、行ってみないとわからないわじゃなくて、あと2、3年先、幾ら金をかけてその場所を整備していくか、その辺を明確に示して、お金がこれだけかかりますよ、でも明らかにあと7、800万円ぐらいかかる可能性はありますよね。そういう金をかけてでもやりますよというものが示されないといけないと思うんです。

とにかく金をかけて走り出したわ、だけどその後の来る人へのPRだとかその人の受け入れだとか駐車場等も含めて、そういう農園としての施設整備もしていかないといけないという、その辺を明確に、何がいつまでに必要で、いつからどれだけの事業になるかというところを明確に、早急に示していただきたいと思います。

次、3番目の質問に入ります。

3番目は、オリンピックも近づいていることでもありますけれども、外国人労働者もふえてきて、浦川議員もちょっと質問されました。町内の外国人の方がふえていると思うんですが、町内の外国人につきまして国別人数を表で示していただいたんです。これをざっと説明していただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の町内在住外国人への対応について質問の1点目、2018年及び2019年4月時点の外国人住民の国別人数につきましては、別添資料をもって答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それによりますと、韓国朝鮮が66、中国が90、フィリピン28、ベトナム29等で、27年ごろに比べると約倍近くになっているというところなんです。これだけの外国人の方がふえてこれられているわけですが、国数にしても、マレーシアとかジンバブエ、モンゴル等を含めるとかなりの国の方が来られているということがありますけれども、熊取町に住まれるに当たって、日本語でのコミュニケーションが十分にとれない外国人がおられると思うんですが、それに対する対応はどのよ

うにされていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、2点目の日本語でのコミュニケーションが十分にとれない外国人への対応、こちらにつきまして答弁申し上げます。

ご質問のようなコミュニケーションが十分にとれない外国の方への対応でございますが、ここ数年は実はそのような外国の方がお一人でご来庁された実績がございません。と申しますのが、大方の外国の方は日本語通訳のできるご家族、またご友人とご一緒に来られる、また、留学生の方であればその外国語をしゃべられる学校関係の方がご一緒に来られる、また、就労関係の方であれば企業関係の方が同行の上手続をされるということでございますので、コミュニケーションなど特段の問題もなく、スムーズに対応できているものではないかというふうに認識しているところでございます。

ただし、ご指摘のような外国の方が単身や通訳なしでご来庁されるというそういった場合が確認できれば、必要なコミュニケーションが図れるように、あらかじめ日程調整の上、国際交流ボランティアの方に通訳をお願いするなど、個別の内容に応じてその都度適切に対応していると、そういった体制をとってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の段階では、特に日本語のコミュニケーションがとれないことで問題が起こっているようなことはないということですね。

（「はい、そうですね」の声あり）

8番（重光俊則君）だけど、今から例えば外国人労働者とかがふえることも予想されますし、そういう旅行で立ち寄りの方などもふえると思うんです。

今言われた国際交流のボランティアにそれをお願いするというのが今の対応になっていますけれども、これは、中国、韓国、英語、東南アジア等の何カ国語ぐらいカバーできるような感じなんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ただいま、本町の国際交流の団体でございますが、重光議員もご参画いただいております熊取国際交流協会、それと茶友会、こちらはNPO法人になります。そして日中友好協会の熊取支部と、あと国際貢献団体になるんですけども、アイユーゴーというNPO団体、この4団体が主な団体でございますが、基本は英語、日中友好協会ですと当然中国語というところでございますが、実は大阪府全域を網羅している団体で、公益財団法人になりますけれども、大阪府国際交流財団というところが全大阪府域の外国人を対象に労働であったり医療、福祉など、いわゆる一般生活のご相談があった場合、多言語相談窓口というのを開設していただいております、こちらは当然府内全自治体、どんなシステムかといいますと、府内の全自治体の窓口と通訳できる方と、それから外国人ご本人の3者が同時に通話できる電話、それをを用いまして10カ国語の多言語で対応されるという無料サービスを提供していただいておりますので、我々の協会では対応できないというそういった状況でございましたら、10カ国語のこちらのほうを3者通訳という形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）10カ国語通訳というのは、パンクするというような状況にはならないんですか。満杯で受け付けが過剰になるとか、まだ余裕はあるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）こちらのほうなんですけれども、一定相談時間というのが当然設けられ

てございまして、月曜日と金曜日は9時から20時、火、水、木は9時から17時半、第2、第4の日曜日は13時から17時ということで、専門相談員、基本的には今、そんなに混み合うことはなくいけるということは確認できているんですけども、ひょっとしたら、そのときの状況によっては若干待っていただくことが出てくることもあるかもしれないんですが、そのあたりは十分対応できるものなのかなというふうに想定しているところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）現在の状況は、まず対応ができると考えております。これからもっとふえたときに、他の自治体ではボランティアの通訳登録をされているところもあるようですので、そういう方向も検討していただければと思います。今の時点では、まずは対応できていると考えてよろしいですね。

（「はい」の声あり）

8番（重光俊則君）もう一点だけ、泉佐野市なんかも外国人がどんどん増加しているわけですけども、これから先どれぐらい増加するような感じとか、そういう情報とかはございますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）国立社会保障・人口問題研究所ですけども、一定、人口推計というのは示されてございますが、実はその中には外国人の割合というのが一定示されておられない関係でございまして、かつ大阪府・国のほうが出されている外国人の今後の住民の数がどうなっていくかというの、具体的な数は示されていないようなんです。

ただ、一定、今般の出入国管理法の改正で特定14分野の業種に外国人労働力を入れていくということで、全国で34万人の外国人労働者を今後ふやしていこうという政府の考え方がございます。ただ、その34万人のうち各市町村、各都道府県にどれだけ入ってくるかというのはちょっと予測がたいところなんです。一定、熊取町の場合は、労働者というよりはむしろ大阪観光大学を中心とした留学生、こちらのほうが日本語別科というのを29年に設置されたというところで、今後もふえていくという可能性を秘めたところですので、そのあたりはしっかりと情報をとりながら、また議員の皆様方には適時適切に情報提供してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）よろしくお願いたします。

それでは、次の質問ですが、永楽ゆめの森公園の運営管理についてです。

浦川議員の質問にもありましたけれども、2017年と18年の永楽ゆめの森公園の入場者数と駐車場料金の使用状況が示されております。29年の来園者は16万8,000人で、30年が16万5,000人ぐらいです。少し減っていると。駐車場利用料金が、29年が656万7,000円で30年が637万円ということで、収入も少し減ってきているということになっておりますよね。今、永楽ゆめの森公園の維持管理費用は幾らとみなされておりますか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、2点目のご質問、2年間の永楽ゆめの森公園の維持管理費、これについてご説明申し上げます。

2017年度は1,863万円、2018年度は1,856万2,000円となっております。維持管理経費としましては6万7,000円の減額となっております。なお、2017年度までは町の直営管理でしたが、2018年度からは指定管理者制度導入により、町職員の事務負担も軽減されているというところで考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）維持管理で約千八百五、六十万円かかっているということで、駐車場の収入が650万円ぐらいで年間1,100万円ぐらいは町が出費しているということで、これは町の福祉事業ではないんで、もうける事業ではないんで、赤字になっても仕方がないやというような答弁をする方が

おられましたけれども、これは明らかに永楽ゆめの森公園で年間千二、三百万円ずつ無駄に消費している。その足りない部分をどうやって回収するかというようなことは当然考えないといけないんですけれども、その辺は何か考えておられますか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、先ほど重光議員から指定管理に要する維持管理費、駐車場料金と指定管理料のことでお話がございましたけれども、実際には、2018年度の維持管理経費としましては私、申しあげました1,856万2,000円。これは、指定管理料として年間の委託料として支出します1,500万円、それと駐車場使用料金、これのうちの356万2,000円、この合計の1,856万2,000円、これをもって維持管理経費として支出しているところでございます。

356万2,000円の設定と申しますのが、当初、指定管理の委託業者選定の段階で駐車場料金収入のうち約2分の1の額をもって、これと1,500万円をもってということで設定した額でございまして、実質、駐車場料金としてはここに記入してございます637万9,900円が入ってございます。当然、ゆめの森公園は都市公園でございまして、最も理想的なのが収入をもって維持管理経費を賄えるというのが非常にベストかと考えているところでございますけれども、これ以外にも本町の都市公園、熊取町内に約112ございます。現在、これに係る経費もかなりの額が要ってきているわけではございますけれども、それらも含めまして全て維持管理経費を町の何かの収入でというのは非常に困難な部分もあるかと思えます。

ただ、浦川議員のときにもご答弁申し上げましたとおり、ゆめの森公園につきましては一応駐車場を有料化してございますので、有料化した駐車場収入、それを充てて運営していけたらいいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）永楽ゆめの森公園と町なかの公園の維持管理について費用がかかって仕方ないんやというような説明は、全く住民には通じない説明だと思えます。

永楽ゆめの森公園は、75%は町外の人が使用しているんです。ということは、この維持管理費のうちの75%は町外の人のために熊取町の税金を使っているわけですよ。それはおかしいと思わないといけないんですよ。町内の公園は町民が使っている。ここは町外の人が75%使っていて、その費用は町の税金から出している。じゃこれをどうやって改善するのか、これは必要で、住民の方々も、やっぱり町外の人はずっと駐車料を取るべきじゃないかというような声があります。あるいは入場料を取れば、その入場料だけ収入を上げられるわけですよ。そういう入場料を町内の人は無料、町外の人が入場料を取るというのも、町内の人への便益を図って町のお金を使っているということで、明らかに町外の人が使ってもいいよ、だけどそれだけは負担してもらっていると、要は受益者負担であっても町外の人受益者負担を当然考えないといけないと思うんです。

そういうことを考えたら、どれを改善するかといったら駐車料金を上げるか、あるいは入場料を取るかですよ。その2つのいずれかしかないわけで、入場料を取ることに対して抵抗がある人は、私はないと思うんです。その施設を利用する、そしてそのために50円か100円を取っておく、子どもについては小さい子どもは無料にしてもいいですけど、当然、公園の使用料は使う人が負担してもらおうという考え方でいかないと、町内の人全部使っているんだったら、それは考える必要もあるけれど、75%は町外の人使っている。それにお金を全然かけない、それで町民が税金を負担している、ここの考え方を直してもらわないと、よその人のために年間1,000数百万円のお金を使っているということの重要さというか、それを改善しないというのはおかしいわけですよ。

それについて、そういう改善を考えることは検討されるかどうかですけども、入場料を上げてでも、あるいは駐車料金を上げる。駐車料金を上げるとすると、永楽ゆめの森公園を使っていない駐車場利用者もありますよね。そういうことを含めると、永楽ゆめの森公園の負担額を減らしていくということは町として当然考えないといけないことだと思うんですが、今すぐそうするという答

えじゃなくて、その辺は検討していくのかどうか、お考えはありますか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）検討はしてまいりたいと考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）せんだつても藤原町長が、永楽ゆめの森公園は欠陥公園やということを指摘されました。そのことから考えて、やはり永楽ゆめの森公園でかかっている費用、これは住民が納得できるような状況で解消していくということを早急にやっていただかないといけないと思います。よろしくお願いします。

次に、ひまわりドームの運用事業ですが、ひまわりドームの入場者について、2017年と18年、プールとトレーニングの利用料、利用者数と収入を書きいただきました。29年度はプール利用者数が5万7,367人、収入が1,408万幾らです。トレーニング室は3万2,000幾ら、収入が860万円、30年度はほぼ同じです。プールの使用料、人数と収入はほぼ同じ、それからトレーニング室もほぼ同じなんですけど、これを出していただいているんです。

この中で町内と町外の利用者数はどう把握されておりますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、もう2点目のほうになるかと思いますが、ご質問の町内と町外の利用者数の把握についてです。この把握については、プール等利用に係る券売機に町内外の区別がないなど、正確な把握には至ってございません。ただ、ご参考までに、指定管理者が実施した2018年度の利用者アンケートによりますと、約8割の方が町内の利用者というデータもございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）町外が20%、町内が80%ということで、この施設は結構町内の人が使っているようですけども、町外から来ている人はなぜ熊取町を使うのかいったら、駐車料金がただやからです。駐車料金がただでプールとかスポーツジムに行けるところはないので、駐車料金がただやから来ているという人がたくさんおられるわけです。ここにおいてもやはり町内と町外の利用者について町内の人へのメリットをつけないと、全然平等にされているわけですけども、これを、やはり町内の施設を町外の人に使っていることに対して、それをどうやって費用回収するかというところは考えないといけないと思うんです。

今、ひまわりドームの駐車場は無料で置けるようになっていまして。だけど、幸い使用料は個別に徴収できるようになっていますので、その使用料の中に町外の人と町内の人を区別する、これは当然考えないといけないと思うんです。

先ほど、マイナンバーカードの利用者が非常に少ないということですけども、町内の方は、マイナンバーカードを見せたら何割か割引に使えるよと、そういう券の発行の仕方にすれば、町内・町外のメリット・デメリットが出てくるわけです。今、プールもトレーニングジムも非常に混雑しているけれども、それは20%の町外の方がいるから混雑していると考えてもおかしくはないんで、20%の利用者が減った場合は町内ばかりになりますけれども、今のお金が町内の人に使われているんだつたら、私は無条件で問題ないと思います。町外の方が20%使っている、そして費用もかかる、そして施設の維持管理と混雑ぐあい等についても違うわけですから、やはり町内利用者と町外利用者についての差別化をすべきである。そして、マイナンバーカード自体がそういうので使えるのであれば、マイナンバーカードを通せば町内の人であるということで十分に識別できるわけです。そういうので、マイナンバーカードというのはほとんど結婚か離婚か、それぐらいのときしか使わなかなと思っていたんですけども、やっぱり日常的に使う、コンビニで使うようにしているということもありますから、そういうことを含めて、町内、町外の方の利用者の受益者負担をできるだけ平等にさせていただきたいと思います。その辺については、お考えは何かございますか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）改善の施策ということで、毎年ということのご提案でございましたけれども、現在ひまわりドームにおいては、ご指摘のとおり、町内の利用者と町外の利用者との間で料金の区分は設けてございません。ただ、団体料におきまして一定の取り扱いのもとに町内団体の利用に減免規定を設け、その目的に応じて利用料を減額または免除を行うなど、町内各団体の利用について負担の軽減に努めているところでございます。

今後におきましては、ご提案ございました指定管理者との連携のもとに町内、町外の利用者の把握に努めるとともに、住民の皆様方の利用しやすさを念頭に置きつつ、適切な利用料金制度について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）熊取町の今、予算は非常に厳しいということで、いろんな面で泉佐野市におくれをとっている。例えば乳幼児の費用が無償になったところで、その間食費は、泉佐野市は費用負担を自治体がするけれども熊取町はしないというような声も聞いています。だから、そういう財力自体がない。それを泉佐野市と比べて明らかに泉佐野市のほうのサービスがどんどん向上してきている。そういう中で、こういうところでちゃんと差別化するところは差別化していくとすることをしないと住民は納得できないと思うんです。いろんな面で福祉サービスが、やはり泉佐野市が熊取町より上だという意識があります。そういうところを含めて、熊取町は熊取町民の税金を使っている施設等についてはそのメリットを受けられるような形にするというのは、町として当然考えるべきことだと思いますので、ぜひとも早急な検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、重光議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを賜りましたので、通告に従い、令和元年になって初めての質問を議席ナンバーと同じく11番目にしたいと思います。

まず初めに、下水道工事についてですが、今月の町広報にも掲載されていますが、令和元年度の下水道工事の予定箇所とそれぞれの工事期間は。答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、下水道工事についての1点目のご質問の令和元年度の工事予定箇所とそれぞれの工事期間についてご答弁申し上げます。

本町公共下水道につきましては、令和元年度末の人口普及率82.0%を目標とし整備を進めてまいります。令和元年度の下水道工事箇所につきましては、議員ご承知のとおり、本年6月号広報にて住民の皆様にご周知してございますが、具体的に申し上げますと、昨年度整備いたしました小垣内及び大宮地区の上流域において引き続き工事を実施するとともに、朝代地区の府道泉佐野打田線及び大久保地区の大阪岸和田南海線道路改良事業区間において予定してございます。

次に、工事期間につきましては、本年6月の工事契約を皮切りに順次道路管理者と関係機関と調整の上、発注を行い、令和2年3月末までに完了する予定でございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。それでは、次年度は工事箇所はほぼその延長ということになるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）基本的には以前、28年12月にも河合議員ご質問ありました工事区間は、基本的には下流から順次進めていくという形でございますので、来年度以降につきましてはまた計画を立てさせていただきます、基本は上流域へ進めていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それでは、2点目の八幡池青少年広場周辺の下水道工事に関連して、八幡池青少年広場のトイレの建てかえ、洋式化について、昨年12月議会で野津理事から実行すると答弁いただきましたが、その後の状況について答弁願います。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、2点目の八幡池青少年広場グラウンドのトイレの建てかえの状況について答弁申し上げます。

当該トイレにつきましては、現在はいくみ取り式の屋外トイレユニット2基について、地元長生会に清掃活動をお願いしながら適正な維持管理に努めてきております。

当該トイレの建てかえにつきましては、ただいまの答弁にもございましたが、今年度この区域において公共下水道整備工事が予定されているところです。当該工事後、令和2年5月に予定されている公共下水道の供用開始に合わせ、速やかに接続トイレの水洗化を行う必要があると考えており、当該トイレをより快適にご利用いただけるよう洋式化を前提に、設置するトイレの形態や基数、また接続に係る排水設備工事などについて整理した上で、具体的な予算措置に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。前向きな答弁でうれしく思います。

このトイレにおきましては、多くの利用者の方々が新しくなるのを期待されていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。また、隣接する手洗い場と休憩用のベンチの設置もあわせてお願いいたします。これは要望になります。

それでは、また次の質問に移らせてもらいます。

五月ヶ丘地区には私道があり、下水道工事が難しい箇所があると住民の方から聞いたのですが、実際はどうなのでしょう。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）3点目のご質問の五月ヶ丘地区の私道があり、下水道工事が難しい箇所があるとのことについてご答弁申し上げます。

五月ヶ丘地区につきましては、平成30年3月に事業認可区域に編入したところでございますが、現在、下流域の小垣内及び大宮地区において下水道工事を行っている段階でございますので、まだ工事を行うための詳細の調査や実施設計は行ってございません。

河合議員ご指摘のとおり、五月ヶ丘地区については町道以外に自治会所有道路や私道が混在してございますが、下水道工事につきましては、これまでも私道における公共下水道の布設要綱に基づきまして、関係地権者の承諾を得まして私道の工事を実施してございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。それでは、全世帯につながるということで一応……。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）全世帯が利用できるように今後工事を頑張っていきたいと思っております。ただ、詳細設計もまだの状況でして、延長もかなりございますので、ちょっと年月をかけさせていただいてという形になると思っておりますが、全世帯を目標に頑張っていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。できないということではなく、できるということで、わかりました。

下水のことなんですけれども、熊取町は下水の供用を平成3年度から開始して28年経過している

んですが、初期年度に下水工事を行った汚水管の耐用年数というのはどれぐらいあって、材質のほうは塩化ビニール管でよろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）本町で今施工しております通常面整備と言われる管につきましては塩ビ管で、法定耐用年数50年となっております。ただ、民間で布設していただきましたヒューム管等もございしますが、基本は法定耐用年数50年という形で把握してございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。

それでは、初期工事を行った大久保地区になるんですね、下流で言ったら。その地区におきまして汚水管の点検等を行っておるんですか。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）1年を6ブロックないし4ブロックに分けて、マンホールのふた等々の確認を全ルート回ってございます。実際、ふたをあけて点検というのはなかなか今しにくいものでございまして、今回、今年度、来年度で計画を予定している下水道ビジョンのストックマネジメント計画で、その辺の点検調査計画でどれぐらいの費用が要るのか、果たしてどれぐらいの調査の頻度が要るのかの調査を進めていきますが、塩ビ管ですのでほぼ腐食等々の確認はとれておらず、実際問題があるというのは、開発で引き取らせていただいたヒューム管の周りが若干コンクリートの剝離等々がございしますが、そこも事前に事故のないように確認させていただいて、補修に適時回っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。点検するのに何か小型カメラを通して中に入っていくようなものがあると聞いたんですが、そういうのを利用する検討はあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）点検調査につきましては小型カメラ、河合議員が今教えていただきました部分も把握しております。ただ、どれぐらいの頻度でしていくのか等々の確認もございしますので、それがどれぐらいの距離必要なのかというのは今後の検討課題だと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

劣化状況を適切に把握することが、より効果的な予防保全及び長寿命化対策の実施につながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

防犯カメラについてですが、前回の3月議会でも坂上昌史議員が質問されていて、同じような答弁かもしれませんが、あえて質問させていただきます。

近年、新聞、テレビのニュースで報道されているように犯罪、窃盗がふえています。そんな中で防犯カメラは、事件解決はもとより犯罪を未然に防ぐために欠かせない存在になっていますが、まず、近隣市町の防犯カメラの台数と人口に対しての割合は、答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防犯カメラについての1点目、近隣市町の台数と人口に対しての割合についてご答弁申し上げます。順次、岸和田市以南の市町の状況について申し上げます。

まず、岸和田市が778台、人口割合が244.8人に1台、貝塚市が143台、601.7人に1台、泉佐野市が219台、458.4人に1台、泉南市が54台、1,123.4人に1台、阪南市が53台、981.5人に1台、田尻町が38台、224.1人に1台、岬町が21台、724.1人に1台となっております。ちなみに、現在の本町の街頭防犯カメラにつきましては58台、757.4人に1台となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）すみません、もう一度泉佐野市の数をお願いします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）泉佐野市が219台で、458.4人に1台でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

泉佐野市のほうでは本年度100台と別途通学路の13台設置するというので、合計325台になるとされていますが、そうすると約300人に1台の割合となるんです。

防犯カメラ、泉佐野市のほうではリース契約となっているんです。熊取町のほうにはそういう検討はやっていないんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）本町の場合は全て買い取りでやってございます。導入当初は、私、導入当初も担当させていただいていたんですけども、リースというような形で導入している市町もございまして、そういったものと比較はさせていただいた中で、買い取りというところで本町は対応しているというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

泉佐野市のほうはふるさと納税で潤っていますから、泉佐野市よりこれだけ台数をふやせとは言いませんが、昨年12月に小垣内地区で放火による火災があり、高齢の夫婦がお亡くなりになりました。私自身も当時は消防団として現場で消火活動を行っていましたが、その後の警察の近所の聞き込みの中でも、防犯カメラを設置していませんかと訪問していました。また、私の家のほうにも刑事が当時の状況を聞きに来ましたが、この事件でも改めて防犯カメラの必要性が増しました。また、熊取町では吉川友梨ちゃん行方不明事件から16年がたちますが、安全・安心で住みやすいまちづくりをするならば防犯カメラの増設は必要不可欠ではありませんか。これについて答弁願います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目の防犯カメラの増設についてご答弁申し上げます。

本町における防犯カメラの設置につきましては、安全・安心なまちづくりに資することを目的に、平成28年、29年、2カ年の間で大阪府市町村振興協会の安全・安心まちづくり推進助成金500万円を活用して、28年度におきましては通学路等を中心に5つの町立小学校区ごとに2台、計10台、29年度には自治会と協議調整の上38台を設置し、現在のところ58台となったところでございます。

ご質問の今後の防犯カメラの増設の予定につきましては、一定の台数を整備したところであり、これも3月議会の坂上議員にご答弁させていただいた内容と同じなんですけれども、防犯カメラ映像の泉佐野警察署へのデータ提供や犯罪発生件数等の推移、犯罪抑止効果などの総合的な検証を行いたいと思っております。それと、街頭防犯カメラの設置に関する国・府の財政支援措置メニューというのは、やはり2年に一度とか3年に一度必ずこれまでもございますので、そういった財政面も含めて、より効果的な設置に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、泉佐野警察署の犯罪認知件数を取りまとめた最新の統計でございますが、犯罪認知件数は平成26年の428件から年々減少していきまして、平成30年が確定しまして266件まで減少してございます。5年間で約160件減少して、平成26年に比べると62.1%まで減少してございます。ただ、この成果は本当に毎日、朝夕、子どもたちの見守り活動にご尽力いただいている住民の皆様方、防犯協会や安全なまちづくり推進協議会の取り組みなど、こちらのほうの活動が確実にこういった犯罪件数を減少させているものと考えております。当然、防犯カメラの設置の有用性も発揮されていると考えているところでございます。

今後におきましても、一層安全・安心なまちづくり取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

防災基金10億円を設置したことは大いにいいことですが、防犯に関してもなお一層力を入れていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思っております。

中学校の不登校についてですが、平成29年度の文部科学省の調査では、全国で年間30日以上病気や経済的な理由を除いて学校を欠席した不登校生徒は過去最多の約11万人と言われております。また、予備軍として年間1週間以上30日未満欠席する隠れ不登校生徒は33万人いると言われております。予備軍の特徴としては、学校の保健室には行くが教室には行かない、遅刻や早退が多い、学校に通いたくない、つらいと毎日感じているなどがあります。

それでは、熊取町内の3つの中学校での不登校生徒の人数と過去5年間の推移はどうなっておりますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、河合議員の中学校の不登校についてのご質問のうち、まず3中学校の不登校生徒の人数と過去5年間の推移についてご答弁申し上げます。

過去5年間の3中学校の不登校生徒の人数は、平成26年度が19名、27年度19名、28年度20名、29年度31名、30年度28名となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。5年間大体同じような感じで、29年度、30年度はちょっと多いんですが、この問題というのはここ最近始まったことではなしに、以前からずっとある問題だと思うんです。

不登校になった理由はさまざまだと思いますが、学校に行きたくないと思うようになった原因として、不登校生徒からアンケート調査をしたところ、クラス全体の空気が嫌、学校の勉強についての悩み、いじめ、先生との関係、学校の決まりや校則という結果が出ています。熊取町では、スクールソーシャルワーカーの配置によって改善されたことと今後の課題点はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のスクールソーシャルワーカーの配置によって改善されたことと今後の課題点についてご答弁申し上げます。

平成31年度は、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、全ての小学校に配置し、うち1名を熊取北中学校との兼務としております。

スクールソーシャルワーカーの配置により、朝の登校支援や家庭訪問、教室に入りづらい児童・生徒に対して、より迅速に対応することが可能となっております。また、いじめの未然防止や早期発見、早期対応など、担任と情報を共有しながら丁寧なかかわりを行うことができております。

今後の課題としましては、安定した人材の確保が挙げられますが、ここ数年応募数も増加し、よりよい人材の確保に努めることができております。スクールソーシャルワーカーを有効に活用しながら児童・生徒の支援に取り組んでまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

中学校ではなく、今現在は小学校を中心に配置させていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）不登校生徒というのは学校と子どもたちとのギャップがあるのではないかと私は思うんですが、広島県のほうではフリースクールという、自由な時間に学校に来て、帰るのも自由、

教室じゃなし、特別室というところでおるとい、学校が行っていることなんです、それが県内10校あって不登校問題に力を入れています。フリースクールについてはどう思われますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）フリースクールにつきましては、近畿、このあたりでも民間のほうでされているところが幾つか、大阪市内のほうでありますとか和歌山とかというのがございます。実際にフリースクールにもし通われている児童・生徒がいたら、当然ながらそこで学んでいるということで、熊取町の町内の中学校に在籍している子はそこで学んだということで出席の扱いもさせていただきますし、また、学校の中には空きスペースであるとか保健室等を活用しながら校内の適応指導教室というような形で、養護教諭でありますとか生徒指導担当の教諭、あるいはスクールカウンセラーも配置しておりますので、カウンセラーとの相談等をしながら、教室に入られなくても違う場所で子どもたちが学ぶことができるような形での取り組みも進めさせていただいております。

ですから、フリースクールに関しましては、もし保護者の方のご希望がございましたらご紹介をさせていただくというふうなことも実際にさせていただいているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

私は、卒業式に参列したときによく校長先生から、本年度は何名の生徒に不登校があつて、特別に校長室のほうで卒業証書を渡させていただきますと毎年聞くんです。できる限り1人でも多くの不登校生徒を減らせるように今後とも努力していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひまして、一般質問をこれで終わらせていただきます。

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩いたします。

（「14時55分」から「15時10分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は交通安全対策であります。

去る5月8日の滋賀県大津市の交差点における交通事故は、右折車両の前方不注意が主たる原因であったようですが、交通事故を防ぐ対策として信号機など交通安全施設が適切に設置されているかどうかということの点検が大切であります。信号は、自動車にとっても歩行者、自転車にとっても大切です。しかしながら、自動車の流れを優先する余り、歩行者への配慮が欠けているように思われる場合があります。

そこでお尋ねします。

交通安全対策のまず1点目は熊取西交差点の問題でありますが、外環状線と府道241号泉佐野熊取線が交差する熊取西交差点は交通量も大変多く、しかも永山病院前を通る旧国道170号からの車両も入り込む大変危険かつ複雑な交差点であります。交通量の違いから南北方向の信号が短く設定されており、歩行者、特に高齢者や児童が横断歩道を渡るには時間が短過ぎます。ちなみに、昼の時間帯に私が歩行者信号の時間をはかってみましたところ、南北方向の歩行者、青信号は点滅時間を含めて16.5秒、東西方向はそれに対して1分10秒という長さの違いがありました。

この信号時間の問題について、泉佐野警察との協議、そしてまた信号時間の変更の検討はいかがでしょうか、お答え願ひます。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の交通安全対策についての1点目としての熊取西交差点の対策について答弁申し上げます。

大阪外環状線の熊取西交差点につきまして、現地を確認したところ、大阪外環状線を横断する歩行者信号の青色信号時間は、議員ご指摘のとおり16秒から17秒となっておりました。

信号機につきましては警察の所管となっておりますので、信号時間の変更について泉佐野警察署に相談いたしました。結果、大阪外環状線を通る大量の自動車交通をスムーズに処理するには、近接する熊取交差点の信号機と連動させる必要があるため、当該信号機のみ設定を自由に変更することはできないというふうな回答ではございましたが、若干の調整の余地はあるということで、府警本部との協議により青色時間を数秒長くすることが可能というふうな返答をいただきました。最終は府警本部が現地確認して決定いたしますので、現在その報告待ちというふうな状態でございます。ということで、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ありがとうございます。若干の調整の余地はあるというご答弁でございました。

ぜひとも調整をしていただきたいというふうに思うんですが、この問題に関しては矢野議長のほうからも警察への働きかけはいただいているようなんです。私も泉佐野警察の交通規制課の担当者とお話しさせていただいて、信号時間の調整というのは今現在ではコンピューター制御で集中的に管理しておいて、特定の信号だけを調整するというはなかなか困難だということをお聞きしております。1カ所を変更しようと思うと全てに影響してくるということで、外環状線のたくさんある、熊取町域だけでもたくさん信号があるわけですが、その全ての信号時間を調整しなければならないということで、かなり大がかりになってくるということで、今言ってしまう時間が長くできるという問題ではないということはお聞きしております。

以前どこかで、朝夕の時間帯は若干長くしていただいているとかそういうふうなことも聞いたので、私、朝夕の時間帯にも熊取西交差点に立って信号時間をはかってみたんですが、確かに朝夕といえますか、交通量の変動している時間帯に関しては、南北方向の交差点の歩行者信号の時間が若干長くなっておりました。20.5ぐらい、約21秒ぐらい、それぐらいの時間があつたんですけども、それについては結局、信号時間の変更というのは、別に歩行者に配慮してというよりも車の交通量の違いということで、外環状線の交通量もふえているとは思いますが、府道241号の交通量が増加している時間帯に関してはその信号も青信号が長くなると、そういったことの調整のようでした。

結局のところ、自動車の交通量の変動によって歩行者信号も調整されているということのようでして、それはそれで歩行者にとっては朝の通学の時間帯、子どもたちが帰る時間帯というのはなかなか一団となってまとまってとはなっておらないようではございますけれども、朝夕の時間帯は若干歩行者信号も長くなっていることについてはまだ喜ばしいことかなというふうに感じたんです。16.5秒ぐらいの青信号の時間帯というのがかなり長くなってございます。その時間帯にお年寄りの方がここを渡ろうとすると、もう渡り切るまでに青色点滅信号になってしまうと、そういった状況がありまして、大変見てはらはらする、そういう場面も時々見かけております。私自身もあその信号はよく渡るんですけども、渡り始めて渡り終わるころにはもう点滅信号になっているということが多々ございます。

現在、大阪府警のほうで調整すべく検討に入っているということでご回答いただきましたので、その辺、引き続き働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

信号の問題で第2番目に入りますけれども、南海熊取南交差点の東西方向に設置された歩行者信号が片側だけの信号となっており、歩行者にとって不安な信号となっております。この信号について、両側設置はできないものでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、2点目のご質問、南海熊取南交差点への歩行者信号の両側設置

についてご答弁申し上げます。

大阪外環状線の南海熊取南交差点につきましては、大阪外環状線を渡るための歩行者信号が北向き2カ所、南向き2カ所の計4カ所が設置されておるんですが、町道を渡るための歩行者信号が北側に西向き用1カ所、南側に東向きを1カ所の計2カ所の設置となっております。

この町道を渡る側の信号が1カ所しかない理由につきまして、信号機を所管する泉佐野警察署に確認いたしましたところ、歩行者と車両が向かい合わせになるよう、つまり交差点を反時計回りに進むよう誘導するためにこういう形で設置しているとのことでした。

また、両側設置につきましては、要望を受けてからの順番待ちとなるため、設置時期も未定になるというふうな報告を受けております。

今後も歩行者信号の両側設置について要望してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただきました説明が何かちょっと理解が難しいんですけれども、それこそ図面で示していただかないとわかりにくいような、そういう感じなんです。一般的には、歩行者信号を設置しているところは必ず両側に設置されておりますよね。だからあそこは、今何かややこしい説明をしていただきましたけれども、片側にしか設置していないというのは、どうもあそこを渡る歩行者が少ないんじゃないかということの想定でそうなったのかなという勝手な解釈をしてしまったんですけれども、そういうことではないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）外環を渡る歩行者用信号は両側に設置されていますが、これは外環のほうやっぱり交通量が多いということで、信号が赤になって外環側が遮断されるような信号の状態になる時間がかかなり短いというふうなことで、あと議員ご指摘のとおり、歩行者がそっちを渡るほうが多いだろうということで両面に歩行者用信号をつけているんですが、町道を渡る、外環に沿った方向の分につきましては、要は青の時間が長いということと、あと歩行者がそこまで多くないというふうなことから、片側でいいだろうというふうなことだろうと推察されます。

ただ、一応要望はさせてもらっているんですが、いつになるか、要望を受けてから順番待ちとなるので設置の時期は未定だというふうに警察のほうから答えをいただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体わかりました。ここの信号についても、やはり車両の交通量の違いということも一定影響しているようなんですけれども、町道を渡る歩行者の数量的な違いということもあるんでしょうが、確かにあの部分を前方に信号がついていない、その方向に渡る歩行者もおられますので、その辺、安心して渡れるようにということで引き続き要望していただきたいと思っております。

交通安全問題の3点目に移りますが、大久保地域における住宅開発の進行により、地域住民から交通安全対策への不安の声が寄せられています。この点については、具体的にどの場所の問題だというふうにはあえて書きませんでしたが、担当課はよくご存じだと思いますけれども、大久保地域に限らず、町内各地でミニ開発が進んでおります。とりわけ、熊取駅に近い大久保地域において住宅開発、ミニ開発がかなり進んでおります。その中で、最近ではミニ開発とも呼べないようなかなり規模の大きい住宅開発がありまして、その関係で、かなり規模の大きい住宅開発は道路からかなり奥まったところにあるところが開発予定であるわけなんです、その住宅開発によって交通安全上大変不安であるという声が寄せられております。

こういった問題も生じているわけであるんですが、熊取町として開発指導に当たって交通安全の観点から十分な指導はなされているのか、その辺のご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、3点目のご質問、住宅開発時の開発指導における交通安全対策

について答弁申し上げます。

ご質問の住宅開発における交通安全対策につきましては、住宅開発申請に係る事前協議において泉佐野警察署並びに道路管理者、大阪府もしくは熊取町になりますが、そちらと協議するよう指導しておりまして、本町におきましては、開発指導要綱に基づき交通安全施設の設置等を指導し、都市計画法第32条の申請までに協議を完了し、当該申請に協議内容が反映されていることを確認の上、当該申請に対し同意しているところでございます。

今後におきましても、住宅開発に係る交通安全対策につきまして適正な指導を徹底してまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）開発指導要綱に基づいてきちんと指導しているということでもあります。そしてまた、交通安全施設の設置等を指導しているということでもございましたが、一番気にかかるのは、大久保地域におきましてもまだまだ狭い道路がたくさん残っております。そして旧国道170号やら、あるいは府道においても非常に道幅が狭く、なおかつ交通量が多いと。そういうところへ開発された住宅地から車がたくさん出てくる、あるいは入り込んでいくという状況が発生しておりまして、今回問題となっている開発地においても、その住宅開発地に対して車がどんどん入っていく、あるいは出てくる、そういうことについての住民からの不安が寄せられていたわけなんです。

そういったことについて、交通安全施設の設置ということは当然ではあるんですが、道路の状況、その住宅地を開発することによって車の通り抜けとか、あるいは交通量がどう変化するかとか、そういうことについても気は配られているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）議員ご指摘の件なんですけど、開発指導要綱におきましては、そのような要は周辺道路への影響がどうかというふうな指導内容というのは実はございません。実際は、開発業者に対してやっぱり開発に伴う周辺住民のご理解を得るように、ちゃんとしっかり周辺住民の方に計画の内容をお伝えした上でご理解を得るように努めてくださいというふうな指導をさせてもらっているところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。場合によったら現在の開発指導要綱の交通安全対策の部分の規定が今のままでいいのかどうか、そういったことも一度検討していただいて見直しを図っていただく必要があるのではないかなという気がしておりますけれども、引き続き、開発指導要綱に基づいたきちんとした指導というのを継続していただきたいというふうに要望しておきます。

交通安全対策については以上であります。

引き続き、地域防災についてお伺いします。

防災ということに関しては、熊取町として今年度は防災元年と位置づけて、防災基金10億円を積んで防災に関して力を入れていくと、そういう年度としているわけでありまして。そしてまた、熊取町地域防災計画を抜本的に見直す年というふうにもしているようでございますが、私のほうは、主として町有建築物あるいは民間住宅の耐震化、そういったことを中心にお尋ねしたいと思います。

防災の第1点目は町有建築物の耐震化でありますけど、第2次耐震改修促進計画において優先的に改修すべきと位置づけられた町有施設74棟のうち、未改修の施設は公民館と老人福祉センターとなっております。建てかえか改修かの選択もありますが、目標年次を決めて本腰を入れて取り組むべきではないでしょうか、お答え願います。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、まず公民館の耐震改修についてのご質問に関し答弁申し上げます。

平成29年3月に策定いたしました第2次熊取町耐震改修促進計画におきましては、町有建築物の耐震化への取り組みといたしまして、多数の者が利用する施設など災害時に大きな被害が予想され

る施設や重要な機能を果たす施設74棟について、令和7年度までとする同計画の計画期間内において優先的に行うものとし、耐震性を有していない公民館及び老人福祉センターを含む5棟については、今後において本町財政状況を勘案しつつ、計画的かつ効率的に耐震化を推進すると定めているところでございます。

公民館の改修につきましては、3月議会における重光議員のご質問でも答弁いたしましたように、平成29年2月策定の熊取町公共施設等総合管理計画に位置づけられた庁内調整会議において、教育委員会を初め関係各部局が連携して整備方針の検討を行っているところでございます。

今後におきましては、もとより第2次熊取町耐震改修促進計画に基づき、計画的かつ効率的に耐震化を図ることを念頭に本年度中には整備方針を取りまとめ、令和2年度以降、速やかに具体的な整備計画の策定等につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）次に、老人福祉センターにつきましてご答弁申し上げます。

当該センターにつきましては、平成29年度には耐震診断を行っており、補強が必要な箇所が1カ所あるものの一定の耐震性能は確保されているという結果が出ておりますので、その耐震化とあわせて実施するエレベーターの更新などを含めた長寿命化の具体的な内容を現在検討しているところでございます。また、当該事業に対する特定財源の有無などの情報収集を含め、令和2年度までに個別施設計画を策定したいと考えております。

また、これらに取り組みながら、教育委員会からの答弁にもございました公民館、町民会館の整備方針が決定されましたら、速やかに当該センター整備の方向性もお示しさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただきましたが、老人福祉センターについては長寿命化を図るということで、基本的に建てかえはないということですね。今のご答弁ですと長寿命化を図る、令和2年までに個別の整備方針を立てるというふうなことでしたから、結局、老人福祉センターについては改修を行うと。公民館については改修か建てかえかはまだ検討中だというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）老人福祉センターにつきましては平成29年度に先ほども申しましたように耐震診断を行っておりまして、一定の耐震性能は図られておりますが、1カ所だけ改修が必要な部分がございます。スリットといいまして、ちょっとすき間を設けることによって免震をするというような工事の内容となっております。その1カ所だけの工事となりますので、比較的こういうような工事内容につきましては低額で耐震性能が図られるということで、ちょっとほっとしたところはあるんです。

一定そういう基本的には老人福祉センターは改修の方向で動いていたんですけれども、やはり公民館、町民会館の方向性もございまして、もし建てかえとなれば一体的に考える必要がございます。その場合は、私たち健康福祉部が所管する老人福祉センターも含めて一体的な建てかえの方向を考えるという形になろうかと思いますが、そうでない場合、一つ一つを考える場合は一定の耐震改修工事、また長寿命化の工事という形になろうかと思いますが、並行して作業を進めているというところでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）私のほうからも補足といたしますか、申し上げます。

まず1点、その前に答弁の中でちょっと補足させていただきたい部分がございます、もう議員も多分質問の中でご指摘いただいているとおりでご理解いただいていると思うんですが、耐震改修促進計画の中で町有建築物で耐震改修が済んでいないものは5棟と申し上げた、その計画上の位置

づけにつきましては、未改修のものが5棟のうち、含まれているのは公民館、北保育所、南保育所、老人福祉センター、町民会館分館とございます中で、北保育所についてはもう既に終わったと。南保育所については廃止、町民会館の分館についても廃止があったということで、2棟が残っているということで改めてご説明させていただきます。

補足の部分でございますが、おおむねもちろん山本理事のほうで申し上げたとおりでございます。3月議会の際にも重光議員のご質問にお答え申し上げましたとおり、町民会館等の改修に当たりましては現時点で3つ計画案という形で一定整理した中で、その3つと申しますのは、いわゆる耐震改修は当然のことながら、既存の施設を改修するというものが一つと、あるいは全面的に建てかえするという方法、もしくはホールだけ建てかえするというような3つの方法について整理しているということでご答弁申し上げた次第なんです。その中で全面建てかえということになれば、公共施設の総合管理計画の中でも統合化を図っていくという旨も位置づけられている中で、建てかえるのであれば、申し上げたとおり老人福祉センター、教育・子どもセンターなんかも含めて整理することも視野に考えなくてはならないということが前提のお話でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体理解いたしました。

公民館、町民会館を全面的に建てかえるというふうなことになるれば老人福祉センターも含めてというふうなことが視野に入ってくるということのようなんです。その計画、だから建てかえるのか改修するのかということの計画を判断するのは、それはもう今年度中ということでもよろしいんですか。今年度中には整備方針を決めると先ほどおっしゃっていただきましたが、そういう理解でよろしいんですか。

方針は今年度中に立てるけれども、じゃ、いつまでにそれを改修あるいは建てかえるかということの目標年次というのは、それはまだ整備方針の中で決めていくということになってくるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）議員がただいま申し上げていただいたとおりなんです。令和2年度以降速やかに整備計画を定めていく中で、今、庁内の検討会議の中での検討なども進めている中では、当然、計画に係る費用等も町の財政状況も勘案しながら実施計画等の位置づけ等も必要になってまいりますので、そういったところの整理も含めて、2年度以降で具体化に向けて進めていきたいという予定でございます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）老人福祉センターにつきましても、今年度中に方向性が決まった後に、先ほどの答弁にもありましたように令和2年度までに個別施設計画を策定いたしまして、耐震診断はもうやっておりますので、その後設計工事というふうな形になろうかと思っておりますけれども、速やかにそういう作業に入っていきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

それぞれ別々に対応するのがいいのか、あるいは両方一体で複合施設として建てかえるのがいいのか、その判断はなかなか難しい部分もあるかと思っております。そしてまた、建てかえとなってくると、建てかえる間に現在利用している方々に対する代替施設をどうするかとかそういった問題も生じてきますので、なかなか計画を立てるといってはそう簡単ではないとも思っております。ぜひ、よりよい方向で結論が出るように期待しておきます。

そうしましたら、防災の2点目の住宅耐震化についてですが、住宅耐震化促進のためのアクションプログラムが作成されました。昭和56年5月以前に建てられた住宅は建てかえ等も進み、全体と

して耐震化率は向上しているようではありますが、未改修の世帯に対する働きかけをどのように進める計画なのか、お示してください。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の地域防災についての2点目、耐震未改修の世帯への働きかけについて答弁申し上げます。

本町における住宅耐震化の取り組みにつきましては、平成13年度に耐震診断に係る補助制度を設けて以来、昭和56年5月以前の古い基準で建てられた住宅に対して耐震診断、設計、改修、除却に係る費用に対して補助金を交付してまいりました。また、あわせて出前講座や耐震セミナーを通じて住宅の耐震化の必要性を説明するとともに補助制度のPRを行っており、実際にセミナーを受講された住民の方が住宅の耐震化に取り組まれるなど、一定の成果が上がっております。しかしながら、耐震改修にかかる費用が高額となることなどから、大幅な件数増加にはつながっていない状況でございます。

このような状況を踏まえ、さらなる住宅耐震化を進めるべく、平成31年3月に熊取町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定いたしました。このアクションプログラムでは、住宅の耐震化を促進するために、耐震未改修の住宅所有者に耐震化に対する理解をより深めていただくために、これまでの出前講座や耐震セミナーを継続するとともに、ダイレクトメールなど直接的な取り組みにより、積極的な普及啓発を行うこととしてございます。

以上、耐震未改修世帯への働きかけについての答弁といたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、これまでの耐震改修への啓発の講座とかそういったものを継続してやりながら、さらにダイレクトメールなどによる働きかけを行っていきたくと。耐震改修が必要と思われるおうちに対して直接ダイレクトメールを送って働きかけをするということをお答えいただきましたが、第2次熊取町耐震改修促進計画の中では、そしてまた、今おっしゃっていただいたアクションプログラムの中にもそれは書いてあったと思いますが、ダイレクトメールや戸別訪問などによりという言葉が出てきたんです。戸別訪問までやろうと、そういうことは計画しておるんですか。その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）まず、議員おっしゃるように、戸別訪問という部分についても計画の中には盛り込んでおります。当然緊急アクションプログラムのほうにも盛り込んではおるんですけれども、なかなか人的な問題とかもございますので、とりあえず、まずダイレクトメールで直接お伝えしていこうと。ダイレクトメールの対応というか、それに対する住民の反応を見ながら、場合によっては近隣市の状況も踏まえて検討していきたいなというふうに思っております。

ただ、とりあえず当面につきましては、まずダイレクトメールで耐震化の必要性、それから補助制度の内容についてお伝えしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この問題は大変難しい課題かなというふうに私も感じております。

住宅の耐震化というのは、ある程度まで進むとその後はなかなか進まないというふうな気がするんです。といいますのも、耐震改修したほうが良いと思われる古い住宅が特に大久保地域とか五門とか、いわゆる旧村の地域にたくさん残っておるんです。ところが、それは開発された住宅地の中でも状況は似ていると思うんですが、結局、耐震未改修の住宅にお住まいになられている方というのは老夫婦だけの、あるいは高齢のひとり住まいであるとか、そういった住宅の方が多いわけですよ。もう80幾つにもなって老夫婦で暮らしておって今さら住宅の耐震改修もなというふうな、そういうふうな思いになられるという気持ちも非常によくわかるんですけれども、しかし、それでもいざ大規模地震が起こってしまうと、そういう住宅におられる老夫婦の方々あるいは独居老人の方々

が一番被害に遭いやすいという状況になってきます。

そういう中で、耐震改修促進計画やアクションプログラムの中でも文章として、ああこういうことまで考えていただいているのかなという表現もあったんですけど、例えば高齢者世帯に対する一つの対応、対策として高齢者向けの住宅への住みかえとか、あるいは建てかえとか、そういったことも何か勧奨していくような、そこまで計画で考えているのかなと僕はその計画の文章を読んで驚いたんです。とにかく、危険な住宅に住んでいるよりももっと安心なところに住んでいただくとか、あるいは思い切って建てかえていただくとか、そういったことであろうと思うんですが、なかなかそこまで踏み切れないとかいろんな事情もございます。

そういう中で、耐震改修をなかなか思い切れない一つの要因として、やっぱり耐震改修の費用の問題というの大きなネックになっているということを知っていますが、その辺についての改善策とかいうことは何か考えておられますか。

議長（矢野正憲君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） セミナーとかいろんなときに住民のお声というのでも聞かせていただいたりしてございます。やっぱり今、議員がおっしゃられたように、高齢の世帯とかになると改修費用がなとということで、いろいろと、大阪府等々のパンフレットによると耐震改修の工事費が100万円から300万円程度、一般の木造住宅でかかってくるというふうなところがやっぱりネックになっているというのは、我々担当のほうとしても感じているところでございます。

ですので、最近であれば補助制度のほうに耐震シェルターということで、住宅全体を改修するのではなくて、寝室であったりとか夜間寝ている部屋なんかは、夜に地震が起きたときにやっぱりそこで被害に遭うということが多いので、そういうふうな耐震シェルターについても補助で設置できますよというような部分も数年前から始めてございます。こういうふうな部分を活用いただいている事例も実際に年間数件というふうに出てきてございます。

それとは別に建てかえというの結構ございまして、一定の耐震化の基準を満たしていない住宅に対しては除却の補助金も用意してございます。そういうような部分の説明もしながら、あと大阪府内の建築士会とかいう関係団体のほうでいろんな相談窓口もございます。当然、先ほどおっしゃっていただいた住みかえというふうなところも、府営住宅であったりとかそういうふうな部分の情報も我々のほうで持っている部分がございますので、相談に合わせてそれぞれ困っていること、こういうふうなことで困ってるんやというふうなところを聞きながら関係機関のほうへもつないでいきたいなというふうに考えてございます。

現にそういうふうな窓口を案内したりもしてございますので、今後もそういう形で、具体的な心配点を聞きながら関係機関等につなげる分はつないでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） いろいろと配慮していただいているようで、その点は引き続き努力していただきたいと思うんですが、各自治会で防災訓練とかああいったこともやっております。ああいった各地区ごとの自主防災の活動の中においても恐らく耐震改修ということも位置づけられていると思うんですが、その辺は、自主防災の活動の中で耐震改修の必要性とかそういったことはPRされているんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 耐震の補助制度、それから耐震の必要性等につきましては、いろんな機会を通じて啓発、PRはさせていただいてもらっています。例年、4月の区長会で耐震の補助制度につきましては、各区長を通じてこういう制度が町でありますので活用してくださいねというふうなこともさせていただいております。あとくまもり井戸端セミナー、こちらのほうでも住宅耐震化についてというメニューを設けまして、各自治会のほうから先ほどの訓練等にあわせてご要望いただければ、各地域のほうへ出かけて行ってセミナー、説明会等もさせていただいております。平成

23年以降17回程度各自治会のほうにも寄せていただいて、耐震化の必要性、補助制度について説明をさせていただきます。

きょうも午前中に生涯学習のゆうゆう大学のほうでも住宅の耐震についてということで依頼をいただきまして、煉瓦館で30数名お越しいただいていたと聞いてございます。住宅の耐震化について、本町の職員と岸和田土木事務所の職員とで耐震化の必要について講座のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

住宅の耐震化の必要性というのは、やはりふだんの生活の中ではついつい忘れてしまっていることが多いと思うんです。これは家具の転倒防止策と同じようなことになってこようかと思うんですけれども、何か大きな地震の報道があったとかきっかけがあると、いや住宅耐震診断しておこうかなどそのときは思うんですけれども、ふだんの生活の中ではついつい忘れてしまうというふうなことがあると思います。

私も先日、大久保区の防災訓練といいますか、防災講座の中に参加させていただいて、防災についての啓発のDVDを上映するのを見せていただきましたが、ああいった折にやはり地震に対する備えということがいかに大事かと、非常にそういう危険性は迫っているというふうなことを改めて認識するわけなんですけれども、そういう啓発の機会を大いにふやしていただいて、そういう耐震診断、耐震改修を大いに活用していただきたいと思うんです。

さらに一層耐震化を進めるという意味で、熊取町はかなり頑張っていただいて、最高90万円、耐震改修の設計を含めると100万円ですか、かなり自治体によって程度の差があるんですけれども、熊取町は比較的高い金額で補助をさせていただいているほうかなと思うんですが、例えば2年とか3年とか期間を限定してもう一声上乘せして補助をするというふうな、そういうことを考えてみてはいかがかと思うんです。その辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）補助額の増額という部分については、今の時点、財政状況とかも踏まえるとなかなか難しいなというふうに思っております。できるだけPRをしながら、制度的に毎年年間予算をとらせていただいているんですけれども、どうしてもやっぱり設計改修という部分については予算額いっぱいまでの利用がされていないというところもございまして、いろんな機会を通じてぜひ補助金を活用いただきたいということで、とりあえず、まずPRをしていきたいなというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その点についてはそういうお答えかなというふうに予想しておりましたが、せっかく耐震診断を受けても耐震改修に至らないという家庭、そういう方が結構おられるわけなんです。耐震診断を受けようとするときに、その段階ではじかれてしまうということもございまして。結局、耐震診断を受けるための要件として、耐震診断そのものがたしか昭和56年5月以前の住宅ということが要件になっていたと思いますが、それに間違いはないですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）旧耐震に係る分でございますので、そのとおりでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私が相談を受けた方でも、ぎりぎりその条件に外れるという方もあるんです。昭和57年とか、あるいは場合によっては昭和56年の後半に建てた家であるとか、そういった方々は対象から外れてしまって、築年数でいうともうかなり古いわけなんです。もう30数年、40年近くたっていると。

そういう住宅で昭和56年5月を境に建築基準法が大きく改正されているわけなんですけれども、

それでも昭和57年とか58年とかに建てられたおうちが全体的に老朽化しており、耐震性についても大いに不安に感じておられる方がたくさんあるんです。そしてなおかつ、これは新聞報道等でも報道されておりましたが、熊本地震の折に平成12年以前の住宅の倒壊もかなりあったというふうに報告されております。これは、平成12年6月1日から新しい改正建築基準法が施行されて、平成12年5月末が一つの境界になっているわけなんです。それはご存じかと思えますけれども、そういう熊本地震の教訓も踏まえて、最近では昭和56年5月ではなく、平成12年5月という基準を耐震診断や耐震改修の基準に使う自治体が徐々にふえてきております。大阪府では大阪市と茨木市、和歌山県では和歌山市を初め、大多数の自治体が平成12年という新しい基準に変更しているわけなんです。

熊取町の耐震改修促進計画の中においても、平成12年以前に建築された木造住宅については国の方針や動向を注視しながら耐震化の普及啓発を検討すると、そういうふうに文章で書かれておりますが、国の動向を見ながらということで、国がその期間においても補助をすることになれば熊取町もやりますということかなと思えますけれども、近隣の和歌山県や大阪府でも徐々にそういった新たな基準に変更する自治体が生まれてきているという状況のもとで、熊取町でも平成12年5月という新しい基準を採用するというお考えはございませんか。

議長（矢野正憲君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） 今、議員おっしゃっていただいたように、平成12年の建築基準法改正という部分の新たにふえているというふうな状況については、一定理解はしてございます。ただ現行、国の補助制度のほう昭和56年以前のというふうになっているところもございまして、町単費でということになるとかなり厳しいかなというふうな状況でございます。

たしか以前にも同じようなご質問をいただいているのかなと思えますけれども、そのあたりについては、まずやっぱり旧耐震の56年以前をとということで、そちらのほうに重点を置いて進めたいなど。一定進んだ中で国の動向あるいは近隣市町の状況も見ながら、拡大については検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 和歌山県のほうがほぼ全域で平成12年5月という基準に変えております。和歌山県南部からそういう風が吹いております。泉南地域も和歌山文化圏のような部分がございますので、ぜひ和歌山県のそういう動向を反映していただいて、平成12年5月という新しい基準を早々と採用すると。

もちろん、耐震改修補助とか耐震診断補助とか、幅を広げるとそれだけ町の負担も膨らんでいくわけではあるんですけれども、平成12年5月という基準を新たに採用しても、比較的新しい住宅、まだ築20年以内の住宅が耐震改修をしようということはそうたくさんはないと思いますので、恐らく昭和56年5月以降、昭和60年ぐらまでの4、5年の間の住宅の方が対象になってくるかと思えます。そういう点で爆発的に対象家屋がふえるということではないと思いますので、ぜひ検討していただいて、多くの住民の方々が安心して耐震改修できるように配慮していただきたいと思えます。

それでは、防災についての3点目に移りますが、防災行政無線の問題です。

これについては、私ども共産党議員団のほうでも何回もこの問題については取り上げてきておりますが、防災行政無線が聞こえない、あるいは聞こえにくいという人が多数おられます。これまでも再々、質問で取り上げ、要望もしてきましたが、この間、熊取町として私どもの提案も取り入れていただいて、防災行政無線放送後の電話での確認時間を1時間から2時間にふやしていただいたり、またフリーダイヤルを導入するなど改善の努力をしていただきましたが、放送自体の聞こえ方はなかなか改善が困難なようであります。

防災行政無線に関する1点目ですけれども、放送がデジタル化された際に機械的な合成音による放送に変わりましたが、合成音が聞き取りにくいという声もあります。合成音ではなく、人の声による放送への変更はできないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、合成音ではなく人の声による放送への変更につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘の防災行政無線の合成音につきましては、平成27年度にデジタル防災行政無線への整備を行い、平成28年4月よりデジタル化運用を開始いたしました。その際、職員の声による放送から現在の合成音声に変更したところでございます。

それまでの人の声で放送していたときには、放送する職員個人の声量や聞き取りやすさ、イントネーションの差異などにより、聞きづらい、ゆっくり過ぎる、何を言っているのかわからないなどのご意見等を多数いただいていたような記憶がございましたので、デジタル化を機に現在の合成音声に変更させていただいたものでございます。

合成音声に関しましては、導入当初より住民の皆様方からさまざまなご意見をいただき、その都度設置業者と協議等を行い、改善を加えてきたところでございまして、最近では合成音声に係るご意見等はほとんどないような状況でございます。

したがって、合成音声を従前の人の声に変更することは現時点では考えてございませんが、昨年の台風第21号の際の防災情報の放送の際に住民の方から、こういった災害のときだけでも人の声で放送すべきと違うんかというような結構きついご意見を2件ほどいただいたような記憶がございます。そういったご意見等をいただいておりますので、今後は災害時における情報発信の防災行政無線放送につきましては人の声で放送を行い、情報の発信に努めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。合成音声についてはいろいろと改善の努力はしていると。当初よりは若干聞きやすくなっているはずだということですね。比べていないのでわかりませんが。

そしてまた、住民からの要望もあったので、災害時の放送については人の声で必ず行うようにすると、そういうふうにしていくということで、一定の努力はしていただいているようであります。引き続き、より一層、合成音であっても改善できる部分は改善していただいて、災害時は人の声で行うということをやっていただきたいと思っております。

それでは、防災行政無線の2点目ですが、これまで戸別受信機の導入などを提案してきました。費用が高つくなどの理由で実現には至っていません。最近は密閉度の高い住宅ということで、窓を締め切った屋内で聞き取りにくいということもあるわけなんですけど、窓を締め切った状態でも受信できるための対策として具体的に検討していることがあればご報告ください。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目の屋内で放送を受信できるための対策につきましてご答弁申し上げます。

これまでも議員各位から防災行政無線の聞こえ方等に関するご質問をいただいていたところであり、現時点におきましても、以前からご提案がございまして戸別受信機の導入やポケベル波防災ラジオの導入など、さまざまな対策に関して現在も検証を行っているところでございます。

しかしながら、現時点では当初導入時やその後の維持管理費等の経費面での課題、また周辺市町での導入事例がないことから、すぐにこちらのほうを対応策とすることは困難であるというように考えてございます。

そこで、今年度の対応策としてでございますが、まず本町内の39局全ての子局の音達確認、スピーカー調整、点検業務を実施し、その結果をもとに、より効率的、効果的な防災行政無線の運用等について関係者と協議していきたいと、そういうふうに思っております。

そして、加えましてJ：COM防災情報サービスの活用を予定してございます。住民の方々が個別にJ：COMと契約することで、防災行政無線の放送内容をJ：COMの専用端末により屋内で受信できるものとなってございます。住民の方々の費用負担は、1年間は無料で利用でき、2年目

以降はJ：COM加入世帯で月々300円、未加入世帯においては月々500円となっております。今月中にはJ：COMとサービス利用に関する覚書を締結の上、本年内中には配信を開始できるように進めていきたいと考えてございます。

なお、近隣市町では泉佐野市と貝塚市が既にJ：COMの防災情報サービスを提供してございまして、泉佐野市におきましては90世帯、貝塚市におきましては19世帯がご加入されているという状況であるということは聞いてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）もう時間が来ておりますので、あと簡単にまとめますが、戸別受信機の導入は前回様に困難ではあるけれども、J：COMの防災情報サービスを活用した、端末を有料で利用するという、そういう方法で改善を図っていききたいということなんです。今答弁にもありましたように、泉佐野市で90世帯、貝塚市で19世帯ということで、そんなには利用されていないという状況なんですけれども、やはり有料で料金が発生するとどうも二の足を踏むと、そういうふうな面もあるのかなと思います。

インターネットで調べますと、確かにJ：COMの防災情報サービスを利用している自治体も多数ありますけれども、一方で、最近ではスマートフォンの無料アプリを活用した防災行政無線をキャッチする、そういうサービスも新たに行われているということも情報として伝わっております。三重県御浜町では、スマートフォンのアプリを活用した利用と同時に携帯電話でメールを受信できる、そういう方法とか、ぜひ三重県御浜町のそういうサービスの状況なども調べていただいて、住民の方々がより利用しやすい防災行政無線の活用と、そういったことを検討していただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1点目の熊取のブランドづくりについてということで、熊取ブランドとして複数の商品をPRしているが、計画や目標設定がきちんとなされているのかの1点目、熊取コロッケは本年度3月で4万個という目標が以前の答弁でもあったんですけれども、達成できそうか、それと成果は得られそうか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、熊取町のブランドづくりについて、熊取ブランドとして複数の商品をPRしているが、計画や目標設定がきちんとなされているのかのご質問のうち、1点目、熊取コロッケは本年度3月で4万個という目標があるが、達成できそうか、成果は得られそうかについてご答弁申し上げます。

当該事業の目標につきましては、地方創生加速化交付金の実施計画において熊取コロッケ販売数量をその指標値として掲げまして、平成28年度末の目標数値は1万個、平成31年度末の目標数値は4万個に設定しているところでございますが、平成29年度の熊取町商工会による発注個数は4万7,860個、平成30年度の発注個数は5万4,520個で、地方創生加速化交付金の実施計画の目標値としては既に達成している状況でございます。

地方創生加速化交付金は地域を活性化することが大前提であることから、事業者の活性化、事業者が利益を受けていただいているというところで成果も得られていると認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

この事業、熊取コロッケのターゲットは誰であったか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）特段これという形で、以前は世代のこと、老若男女というようなところも質問いただいたかと思うんですけども、まずは町内住民、あわせて近隣の自治体の方々にもというところは当然想定しております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

はっきりとしたターゲットは設定されていなかったということですが、熊取町が考えた最初の成果は得られたようなんですが、実際、かかった費用に対しての成果という意味では、熊取町のお考えはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）なかなかお金ではじき出すというところは難しいのかなと考えてございますが、当初、熊取コロッケを熊取ブランドとしてやっていくというときには840万円、たしかケータリングカーとかの話もございます。ただ、そちらについてもケータリングカーの費用はなくなってございます。

今単純に比べるとしましたら現在の熊取町が補助している額等というところになってくるかと思うんですけども、ただ、事業者の売り上げというところにつきましては、個々の事業者の値段設定、例えば3個で幾らかか1個で販売しているのかということがございますので、実際の売り上げというところはちょっと計算できていない。数字を持ち合わせておりませんので、比較するということは難しいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そこもあやふやなんですけれども、じゃ、事業者の活性化という意味での町としての手応えのお考えは今はどうですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）手応えというところでございますが、先ほど言いましたようなところで一定個数を販売しておるというところ、また、次の2点目の質問のところにも係ってくるんですけども、30年度におきましてくまとりやもん♪ というものでまた新しいブランド認定制度を創設したところでございますが、昨年度におきまして6品目、6事業者を認定してございます。そのうちの2点が熊取産の里芋を使った商品となっております。そういうところも考えますと、一定認知もされて、販売促進という補助をしなくとも取り扱ってきてくれている業者が出てきておるというところは成果なのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。はっきりしない感じなので、次、2点目のくまとりやもん♪ の現状のご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）次に、2点目、くまとりやもん♪ の現状はについてご答弁いたします。

昨年度、くまとりやもん♪ ブランド認定制度を創設し、熊取らしい魅力を備えたすぐれた加工品を産官学で構成された熊取ブランド創造会議において認定しております。認定基準は、熊取らしさ、商品コンセプト、信頼性及び安心性、独自性及び新規性、市場性及び将来性の5項目において審査し、60点以上と評価される製品を認定したところでございます。

昨年度は洋菓子、和菓子、水ナスの浅漬けなど6商品を認定し、認定事業者には製品用ロゴシール、のぼり、店舗認定ステッカーなどを配付したほか、熊取町駅前観光案内所などで優先販売しております。また、認定された製品を扱う事業者へのインセンティブとして、産業活性化基金の新メニューとしてくまとりやもん♪ 販売強化支援事業補助金を創設し、ご活用していただいたところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）これも同じ質問になるんですけども、このくまとりやもん♪のターゲットはどこですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、こちら先ほどの答弁と一緒にいるんですけども、まずはくまとりやもん♪という形で熊取のブランドとして認定していくということで、まずは町内の住民の方に認知をしていただいた上、その後、町外のほうに広がっていけばというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）町内の方がまずターゲットということなんですけれども、実際、今の町内での知名度はどの程度か調べていますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、知名度、その指標となるような調査というのが実際行えてございません。ただ、この6品目につきましては、駅下にぎわい館、観光案内所での販売につきましては優先的にさせていただいている中で、この5月、4月の2週間というところでそこそこの売り上げが出てございます。6事業者の方に確認させていただいた中では、店舗のPR、取り扱っている商品のPRにつながっておるというところで、ご好評いただいております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

くまとりやもん♪の認定した商品は結構いろいろあるんですけども、くまとりやもん♪というところで熊取のブランドとしてPRしていく上で、認定基準は先ほどのご答弁であったんです。商品や選定は合っていたか、要はブランドとしていく上での、食品というところでくくりは1個なんですけれども、漬物もあったりクッキーとかお餅とかがあたりというところで、そういうブランドとしていく上でくくりにしていくものかどうか、その前提として合っていたかどうかというお考えはどうですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）くくりというのは、6品目が食品、熊取ブランドとしてくくりということですか。

認識がちょっと違うのかわかりませんが、私どもとしましては、この6品目を一つという、それぞれが熊取ブランド、それぞれ代表して商品と認定しておるというふうに考えてございます。先ほど答弁させていただいたような形で、要は熊取らしさ、コンセプトというようなところで何かしらその商品に熊取町をイメージさせるものまたはその材料に熊取産のものを使っているとかというようなところ、何かしら熊取町をPRしていただくものになっているというところで認定させていただいております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）僕との認識が違ったようで、そういう認識であれば仕方ないんですけど、くまとりやもん♪という熊取ブランドに認定したということは、熊取ブランドというものに対してのブランド力があるから認定されたものは売れるわけですよね。要はくまとりやもん♪というのが一定、日本中でブランドとして確立されていて、それに認定されたからここにある商品がくまとりやもん♪のおかげでどんどん売れていくというのがブランド価値やと思うんですけども、今はそうはなっていないように感じます。

そこで、熊取ブランドの今後はというところのご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、3点目、熊取ブランドの今後はについてでございますが、町内にはいまだオリジナリティーのあるすぐれた製品があると考えてございます。そのような産品をくまとりやもん♪として認定するため、第2回くまとりやもん♪ブランド認定品の公募に向けて取り組むべく、現在準備を進めているところでございます。

また、町の支援によりグリーンパーク熊取が取り組んでいるブルーベリー農園で今後収穫が見込まれるブルーベリーにつきましても、将来の熊取ブランドを担うものとして大いに期待しているところでございます。

これらの取り組みに加え、引き続き熊取町商工会と連携を密にするとともに、ブランド創造に取り組む事業者をサポートする熊取ブランド創造支援事業などを通してチャレンジ意欲の高い事業者を支援していくことにより、熊取ブランドの発掘にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。今と同じようなことをやっていくというように受けとめましたけれども、熊取町がやっていく事業者の活性化の施策としてブランド化に取り組むというマーケティングが合っているのかどうか、そこのお考えはどうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そこもちょっとあれなんですけれども、熊取ブランドとして広げていく……。

先ほど坂上議員がおっしゃられたのは、熊取ブランドとして一旦確立したものを広げていくという形が本来筋道ではないかというようなことだったかと思うんですけれども、そこはちょっと私の認識と違っていて、私も地域ブランドのつくり方というようなところでちょっと勉強はさせていただいたんですけれども、地域ブランドというのは、あくまで先ほど言いましたようなくまとりやもんゝの認定というところで熊取らしさとか地場産品を使ってというようなところなんです。要は、行政であったり商工会であったりとか、当然住民もそうですけれども、そういった地場産品のものとかを使って行政、商工会、住民が一緒になってつくったものを育てていくというのがブランド化だと認識しております。

だから、ブランド化が先で売っていく、当然そういう手法もあるかとは思いますが、育てていって、まだおっしゃるようにその知名度はないのかもわかりませんが、くまとりやもんゝとして認定することによって今後一緒になって育てていく、それで熊取のブランドという将来的にちゃんと確立されたものになるというふうに認識してございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そうですね。ブランド化が先とか、僕が言いたかったのはそういうところではなくて、要は売れたから結果ブランドですよというのをさっき巖根部長もおっしゃられましたけれども、育てていく。育てていくというのは要は売れていくということ、よくみんなに選ばれるということですね。だから、そこをどうしていくのかですよ。

くまとりやもんゝを例にとれば、じゃ、ほろほろれんがクッキーをどう売っていくんですかというのが今ない。だから、1個の商品を、じゃ熊取町が売っていくというのは少し税金を使って変かなとも思うので、だから、さっき僕はくまとりやもんゝというもののブランド化はどうするんか、そこをブランドとしてどう確立していくんかというところをお聞きしたかったんです。その戦略がないように思います。

朝から重光議員が違うところでPDCAサイクルが回されていますかというのをお聞きしていましたが、ここの熊取町のブランドの創生というんですか、そこが、まずP、プランができていない。だから、要はターゲットもないのに、じゃどうやって売っていくの、どうやってPRするのというところで、町民と一くくりにしても、僕みたいな世代もおれば子どももいてたら老人の方もいてるし、女性も男性もいてる中で、1個のくまとりやもんゝというものを誰に対してPRしていくのか、全員ですと言うんでは費用もかかり過ぎると思うんですよ。まずどこか広げないと、どこかターゲットをつくっていかないとだめだと思うんですけれども、現在そのようなお考えはないんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際、くまとりやもんゝを今認定する際にその選定基準というところでは、ど

ういった世代をターゲットにしたものとかというような基準は今のところ設けてございません。おっしゃるようなところも当然わかります。ですから、ブランド品を幾つか、くまとりやもんを何点もできるだけ広く認定していき、その商品によって、当然お店の方も、つくっている商品をどういう方をターゲットにしているかというのは一定持つてつくっておられると思います。そういう意味でも、商品を幾つも認定することによって幅広い人が対象になればというふうに認識しております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それじゃこの事業は進んでいかないと思うんですよ。だから、重光議員が朝おっしゃられた、一回先に箱をつくってさあどうするじゃなくて、まず中身を誰に対して売っていくのかというのをもっとはっきりさせないと、物は売れていかないと思います。

ふるさと納税とかで昨年度はいっぱいご寄附もいただいて、熊取町の財政も多少ましになったかと思うんですけれども、今後、熊取町としてふるさと納税とかで皆さんに商品を提供するものに、現在魅力的なものは余りないかなと思うので、これからつくっていかないといけないような状況でブランド化の質問をさせていただいたんですけれども、そこで担当部局の対応がこの感じでは、魅力あるブランドはきっとできないと思うんです。もう少しターゲットもはっきりさせて、誰に売っていくのかというところまで考えた戦略を立てていただきたいと思うんですけれども、今後そのような新たな計画を立てて発表していかれるというような、さっきないとおっしゃられましたけれども、ちょっと考え直していただきたいなと思うんです。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）申しわけございません。

ただ、先ほども言いましたように、次、もう第2回の会議を進めるべく今、日程調整等しております。今この場で議員からいただいたご意見というのは、当然そういう場でもお諮りさせていただいて、今後のブランドを認定する際の参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。そこは次の新しい計画が出てくることを願って、期待して次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問、小学校の運動会の暑さ対策についてお聞きします。

先日、各小学校で運動会が行われたんです。例年よりは少しまじだったかなと思いますけれども、暑いのは暑いし、各小学校でいろいろな対策がなされていたと思います。

それについて、1点目、運動会や練習で体調不良の児童はいませんでしたか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、坂上議員の小学校の運動会の暑さ対策についてのご質問のうち、まず1つ目の運動会や練習での体調不良の児童の状況についてご答弁申し上げます。

運動会当日、暑さにより体調不良となった児童は5名と報告を受けております。いずれも、しばらく様子を見て回復しております。練習中につきましては、保健室等に行った児童もありますけれども、人数は通常時とそれほど大差はなく、重篤なケースというものもございませんでした。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

2つ目、各小学校の暑さの対策はどうでしたか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）次に、2つ目の各小学校の暑さ対策についてですが、全ての学校で、児童に対して小まめな水分補給を行うよう指導するとともに、保護者や地域の方々にも放送で呼びかけております。

また、各学校では、個々にうちわやタオルを持たせる、職員が霧吹きで体を冷やす、開会式や閉

会式を座って行う、競技の途中で20分の休憩をとる、進行を早めるよう努めるなど、さまざまな工夫を行っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今おっしゃられた対策は各小学校ばらばらやったんですか。皆さん全校一緒でしたか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）各小学校でそれぞれ工夫をして行っていただいておりますので、全てが同じことをしたわけではなく、学校ごとに多少対応が違っていたということでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

保護者の方にも放送で呼びかけていたということですが、各小学校で最近是全国的にテントを張ったりという学校もあるみたいです。熊取町内の小学校ではテントを張ったりとかという、大丈夫な学校はあるんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今回の運動会では5校中2校がテントを張っていたという状況でございます。このテントにつきましては、保護者の方、PTAの協力を得て各学校で準備をしたというふうにお伺いしております。

ただ、今回も、先ほど5名の児童が当日体調不良になったということなんですが、実は5名中2名はテントを張っている学校で体調不良になったというふうな状況もございます。ですから、子どもの熱中症については当然ながら暑さの対策を行うとともに、やはりそのときの児童の体調等によってもなかなかしんどくなったり大丈夫であったりということもあるみたいですので、そういった点では、テントのこともそうなんですけれども、やっぱり子どもの体調を整えること、保護者にもご協力いただくこと、それからやっぱりそのときにしっかりと水分を補給する等の対応というのが必要になってくるのかなというふうに感じているということでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

いろいろ対策はとられているようなんですけれども、わざわざ暑いときにしなくても季節をずらしたらいいんじゃないかなという考えもあるんです。熊取町の教育委員会として今後の課題は。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、3つ目の今後の課題についてですが、平成26年度から全小学校において暑さ対策のため6月に変更いたしました。しかし、5月から気温の高い日があるというふうな状況となっております。

今後とも天候を踏まえつつ、子どもや教職員の体調管理をしっかり行うことが必要だというふうにご考えております。今後とも暑さ対策を十分に検討し取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）学校のほうでやる時期とかいうのは調整していただくべきものなので、外からどうやこうやと言うことはないんですけれども、これだけ5月から暑いようであれば、もっと、以前やったような10月でなくて11月に実施してみるというような考え方もあると思うんです。そういうところまで含めた検討の余地というのは、これからの検討課題に含めることはできないですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）時期等も含めて、暑さにどう対応できるかというのはやっぱり大きな課題だというふうに思っております。

例えば11月となってきたら、小学校は11月は修学旅行へ行く季節になっております。ですから、年間の全体の学校の行事であるとか取り組み等の関係で、入れられるときと入れにくい場所というのがございます。ただ当然、今、議員おっしゃられましたように、時期も含め、いろんな対策も含め、やはり子どもの健康ということを第一に考えたときに何ができるかというのを考えていく必要性はあると思っていますので、そういったことも含めて、これはあくまで学校の行事ですから、学校長がどうしていくかということも当然協議していかなければならないことですので、教育委員会並びに学校ともども、子どもの健康についてしっかり今後も考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）5月から大変暑い日が、ことしはましでしたけれども実際ありますし、運動会をやる6月というのはいつもは本当はもっと暑いと思いますので、運動会の時期をずらしたら、じゃ先ほど言ったような修学旅行にぶつかってしまうということもあるかと思いますが、そういった調整をできるのが教育委員会かなと思います。全体的なところを見て、子どもたちのためにベストな開催時期を選んでいただけたらなと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、日程第4 議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。いわゆる第8次地方分権一括法となる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、本件条例の中で規定されてございます災害援護資金の貸し付けについて被災者対策の充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、災害弔慰金条例に規定する災害援護資金の貸付利率について、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正によりまして、これまで「年3%」と法定されていた利率が「年3%以内で条例で定める率」と改正されたことから、国の改正通知の中で例示されてございます他の福祉制度における貸付金の利率を参考にいたしまして年1%とすることによりまして、低い利率での貸し付けが受けられるようにするものでございます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、同貸付制度に係る保証人の必置義務を任意としたこと、あるいは償還方法を拡充するための改正となっております。

それでは、2ページをごらんください。

災害弔慰金条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後ろにございます資料1をお開きください。

災害弔慰金条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

第1条につきましては、法令の表記を「同法施行令」から「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に字句を修正するものでございます。

次に、第14条につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害

援護資金の貸付利率について、据置期間経過後、延滞の場合を除き、年3%以内で条例で定める率とされたこととあわせまして、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして貸し付けに係る保証人の必置義務が削除され、市町村の判断で条例で定めることとされたため、現行第1項の「年3パーセント」を改正案第2項で「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセント」に改正し、改正案の第1項、第3項につきましては、保証人必置を任意としたことから、無利息の場合の保証人に関する規定を新たに設置したものでございます。

次に、第15条につきましても、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして、災害援護資金の償還方法が年賦償還、半年賦償還に加え月賦償還が追加されたことに伴い、現行の第1項「年賦償還（又は、半年賦償還）」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改正するとともに、現行の第3項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条に規定されておりました保証人の規定が削除されたことに伴い、「保証人」の字句を削除し、条番号を整理したものでございます。

それでは、議案書2ページにお戻りください。

附則でございます。第1項、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金条例の規定は平成31年4月1日から適用することとしております。

次に、第2項、この条例による改正後の災害弔慰金条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によることとしてございます。

以上で、議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第36号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

中央保育所大規模改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、中央保育所大規模改修工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、1億306万3,400円です。

契約の相手方は、大阪府泉佐野市南中樫井1068番地の11、株式会社アビス、代表取締役淵ノ上 穰です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、4月15日付で指名連絡を5者に行い、5月16日執行の応札業者4者による開札において同価の最低価格を提示した4者から、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きで落札者を決定いたしま

した。

次に、工事の概要です。

議案書の桃色の分界紙以降、資料2-1をお開きください。

工事の名称は中央保育所大規模改修工事、工事箇所は熊取町五門西2丁目地内、工事概要は、屋根改修工事673平方メートル、外壁改修工事941平方メートル、内装改装工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事、雑工事それぞれ一式となります。

工期は、議決日より令和2年2月28日まででございます。

工事の配置図、平面図及び立面図を資料として資料2-2から2-5にあわせてお示ししております。

以上で、議案第36号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第6 議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第37号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書4ページをごらんください。

長池オアシス公園施設更新工事（31-1）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、長池オアシス公園施設更新工事（31-1）です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、6,116万3,300円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植園幸成です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、4月15日付で指名連絡を9者に行い、5月16日執行の応札業者9者による開札において同額の最低価格を提示した8者から、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きで落札者を決定いたしました。

次に、工事概要です。

議案書の桃色の分界紙以降の資料3-1をお開きください。

工事名称は長池オアシス公園施設更新工事（31-1）、工事箇所は熊取町長池地内、工事概要は、園路広場撤去工、ボードデッキ、幅が1.38メートル、延長120メートル、面積241平方メートル。園路広場整備工、ボードデッキ、幅が1.9メートル、延長62メートル、面積140平方メートルです。管理施設整備工、転落防止柵、延長143メートルです。仮設工、附帯工、それぞれ一式となります。

工期は、議決日より令和2年3月13日まででございます。

工事施設箇所の位置図を資料として資料3-2にあわせてお示ししております。

以上で、議案第37号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。
8番（重光俊則君）これは、先般長池オアシス公園を3年間にわたって改修、リニューアルするという、その第1期目だと思うんですが、2期目、3期目についての補助金というのは確定しているのかということと、これは周辺の自治会あるいは管理会に属している自治会の住民の声は2期目、3期目について反映されるのか、その辺はまだ説明はないと思うんです。一方的に工事図面が出て、この区域であればこれでいいのかなと思いますけれども、次の2期目、3期目というのはかなり今までより形が変わる状況になると思うんですが、その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）議員おっしゃるとおり、長池オアシス公園につきましては3カ年の計画でリニューアルを考えてございます。

まず、2期目、3期目、来年、再来年と補助金が確定しているのかというご質問に対しては、現在のところ確定してございません。計画額というのは当然、町のほうで持っているわけでございますけれども、毎年毎年補助金要望を年度ごとに上げていきますので、確定していないというのが事実でございます。

あと、リニューアルの計画でございますけれども、昨年度来から長池オアシス管理会を通じてこういう計画でやっていきますという一定のご説明はさせていただいて、了承というのは一定はいただいているという認識がございます。長池オアシス管理会と申しますのが、議員もご存じのように、周辺の6自治会と水利組合で構成する団体となっておりますので、近隣の住民という意味合いでは、管理会への説明は既に終わっているという認識でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）お金のことはわかりました。

それから、第1期の工事についてそういうことで管理会の中で合意されているということのようですが、2期目、3期目の工事はかなりの部分、例えば長池公園の住民の方あるいは美熊の方とか、直接その場所を活用する人がいるんですよ。管理会だけがこうだったからということで今話を進められていますけれども、やはり周辺、6ですか7ですか、自治会が関与しているわけですから、そこで各自治会にこういう計画があるよ、あるいはそこにどういう形にするかという要望を聞く、それはぜひやらないと、今、長池オアシス公園は当初の目的から使用区域の目的が変わってきているんですよ。だから、そういうところを含めて、管理会の私有物ではなくてやはり周辺住民の声を反映させて公園をつくらないといけないと思いますので、管理会に任せているからそこで決まったらそれでいくよというのはおかしいと思うんです。都市公園ですから、管理会の私物ではなくて、周辺の住民がどのような要望をするか、あるいはこういう計画があるがいいのか、そういうことをぜひとも反映させるステップがないと、一方的に計画が決まって、土地の使用状況とか子どもたちの対応とかも全てそれで決まっていくのかということになりますので、ぜひとも周辺の自治会に直接やっぱり詳細な説明をして、その声を吸い上げるという形をとっていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）整備の手法とかこういった事業でメニューはこうですということにつきましては、先ほど私申し上げましたとおり、昨年度来長池オアシス管理会とほとんど細かい点まで詰めて、一応計画を作成したという認識はございます。

当然、その時点で地元はもっとこんなふうな、あんなふうなという要望もたくさんいただいているところもございまして、何分財政的などころもございまして、町のほうからできたらこのあたりで経費を抑えたいということもございまして、ああやこうやと何回もやりとりをした中で、最終こういった計画で進めるということでご了解を得ているという認識はございます。

ただ、計画はそうなんですけれども、議員おっしゃるとおり、今後2期、3期目につきましては

当然、利用の範囲も工事によって影響を受ける部分もございますので、そちらにつきましては当然、長池オアシス管理会並びに周囲に広報紙等で周知というのは徹底してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。重光議員。

8番（重光俊則君）長池オアシスは、かなり大型の公園として管理されております。それを、管理会がやっているから管理会を通して声を反映しているということで町民の声を聞いたというのは、公園課は特にそうですけれども、今まで住民の声を聞いて住民の声を反映させるというステップなしで一方的にやってきているんですよ。特に熊取町の公園管理の担当はそういうやり方をやってきているんですよ、もうこう決まったからこうやりますよと。住民の声を聞くステップというのを着実にとらずに、私たちはこういうステップをやりました、だから認めなさいというのがずっと来ているんですよ。

だから、永楽ゆめの森公園の管理もそうだし、ほかの町営住宅の公園の管理についても住民の声をちゃんと聞いているのかと。特にこれは、いろんな周辺の自治会が関与しているわけですよ。それは、管理会に入っている人はその運営をしていますけれども、直接公園に参加して公園を使っている人たちの声を聞かない、それが、公園担当が今までずっととってきたやり方なんですよ。住民の声を大事にしないという町政運営は許されませんよ。

そういうことから、ぜひとも住民の声を聞く。ちゃんと私たちはステップを踏んでいますよと言っているが、ちゃんとしたステップまで踏まれていない。自分たちが都合のいい、簡単にできることだけでステップを踏んできている。それはぜひ反省して、住民の声を聞くようにしていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）住民の声を反映していないと今、議員はおっしゃるんですけども、例えば昨年度来でも公園の遊具の改修の工事、これは町なかでも3自治会にある、例えばこれらにつきましても当然自治会と、一つ一つ遊具につきましてもこういうことで考えてございますと、当然、その時点で自治会としたら、例えばもう小さい子どもがいないので健康遊具にかえてほしいとか、そういうお声も反映した中で地元の声の大事にして更新を行ってきたというところもございまして、決して地元の住民の声を軽視していると、そういうことはございませぬ。ご理解をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）住民の声を聞いたというのであれば、どういう声がどの自治会から上がってそれをどう反映したか、そういうことをちゃんと公開しないと住民の声を聞いたとは言えないですよ。1回パブリックコメントとかそういういろんなものをかける必要があるものもあるでしょうし、そういう各自自治会の声を聞けばいいですが、いろんな要望が出ました、それをこうしました、それを公開しないと、やったことにならないんですよ。やっぱりいろんな声が出てきて、それはこういうぐあいに調整してこういう理由でかえましたという、そういう結果をちゃんとやらないと、住民の声を反映させた町政運営にはなっていないと思うんですよ。その辺は強く要望したいと思います。回答は結構です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、地域活性化センター助成金を活用した移住・定住・交流推進事業に係る経費、10月1日からの幼児教育無償化に係るシステム改修経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,679万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,630万円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございますので、説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1、変更ですが、永楽ダム周辺道路路面修繕事業につきましては、補助事業の予定であったものを単独事業として実施することになりましたので、限度額を2,250万円増の4,500万円とするものがございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 府支出金、項 委託金、目 教育費委託金のカリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金20万円の増額につきましては、国から府を通じて委託事業として実施するカリキュラム・マネジメント調査研究事業の委託金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の1,120万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金の841万9,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金11万円の増額につきましては、平成30年度指定寄附のうち図書館分を繰り入れるものがございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の地域活性化センター助成金120万円の増額につきましては、移住・定住・交流推進支援事業に係る地域活性化センターからの助成金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の非常勤職員関係事業、臨時雇賃金79万4,000円の増額につきましては、育休代替でございます。

次に、目 企画費のシティブロモーション事業、移住・定住・交流推進支援事業補助金120万円の増額につきましては、地域活性化センターの助成を受けて実施するくまとり、帰ろう歌、プロジェクトに係る経費でございます。

次に、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料1,145万4,000円の増額につきましては、10月1日から始まる幼児教育無償化に係るシステム改修経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、老人憩の家維持修繕工事費725万3,000円の増額につきましては、青葉台老人憩の家の屋根改修に係る経費でございます。

その下、款 土木費、項 土木管理費、目 土木総務費の道路一般事務経費、非常勤職員報酬135万3,000円の増額につきましては、欠員補充分でございます。

続いて、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、植木剪定等委託料127万8,000円の減額及びその下の地域の魅力づくりプロジェクト推進協議会補助金82万4,000円の増額につきましては、町道熊取駅前線街路樹かん水業務に係る予算振替分でございます。

次の項 河川費、目 浸水対策費の浸水対策事業、測量・設計・監理等委託料408万7,000円の増額につきましては、野田地区ほか浸水対策基本設計業務に係る経費でございます。

次の款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の教育委員会運営事業、臨時雇賃金79万4,000円の増額につきましては、事務補助分でございます。

次に、12ページ、13ページをごらんになってください。

項 小学校費、目 教育振興費のカリキュラム・マネジメント調査研究事業、謝礼金8万円の増額及び次の消耗品費12万円の増額につきましては、西小学校における食育に関する調査研究に係る経費でございます。

次に、項 社会教育費、目 図書館費の図書館運営事業、図書費11万円の増額につきましては、寄附を活用した生涯学習用図書の購入でございます。

その他、14ページの補正予算給与費明細書、15ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件を議題といたします。

請願書の朗読をいたします。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）“防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願。

請願代表者、希望が丘地区防災会会長、梅田康雄、防災担当副会長、佐竹利一。

紹介議員、文野慎治議員、浦川佳浩議員。

【請願の趣旨】

災害対策の課題は、「避難所生活の改善・向上」であり、特に高齢者・障がいのある方（以下「高齢者等」という。）に優しい対策の推進が喫緊の課題であり次のとおり請願します。

- ①手すりを設置する等高齢者等に優しいトイレの導入
- ②防疫・衛生等の備蓄品が計上されていないので、備蓄品の再チェックの徹底
- ③車椅子の利用が出来ないので、避難所1人当たりの生活面積の見直し
- ④避難所運営を効果的に推進するため「町・学校・自治会」の3者会議の開催
- ⑤自力で避難出来ない方のための”避難行動要支援者個別計画”策定率の向上

【請願の理由】

- 1 手すりを設置する等高齢者等に優しいトイレの導入について

(1) 現有「簡易トイレ」の問題点

ア 手すりが無く、かつ固定出来ず不安定のため、高齢者等は使用し辛く介護者にとってもフォローすることが非常に困難です。

イ 「トイレ」の選定に当たっての最重要事項は、高齢者等・介護者が使用するに当たって支障の有無について十分な事前検討が必要です。

※トイレが使用し辛いと”我慢”のため水分摂取をためらうことに繋がり、エコノミー症候群等病気を誘発するおそれもあります。

(2) 「簡易トイレ」の導入のひとつとして、”電動簡易トイレ”の導入を要望します。

糞尿を高齢者等が自分の手で処分するのは困難でありますし、もし、処分が不適切な場合には不衛生となりますので、自動処理可能な機種を選定をお願いします。また、本機種は避難所に最低2基は必要と思います。(停電時は発動発電機で使用可能です。)

※希望が丘地区防災会では、来年度予算で「電動簡易トイレ」を2基導入予定です。

2 防疫・衛生等の備蓄品が計上されていないので、備蓄品の再チェックの徹底について

「熊取町地域防災計画」には、次の備蓄品が計上されていません。「避難所生活」を運営するための必要不可欠な備品であるので早急な配備が必要です。

(1) 防疫・衛生・消毒・清掃関係用品

災害時には感染症等の拡大リスクが高まるので、より衛生状態を保つことが重要であります、全く考慮されていません。

(2) 避難所運営に必要な物品

避難所の開設運営するうえにおいて特に必要な物品(机・筆記具等)であり、事前に防災倉庫に保管しておかなければ地震発生時に使用できない事態となります。

3 車椅子の利用が出来ないので、避難所を1人当たりの生活面積の見直しについて

(1) 現在の指定避難所の1人当たりの生活面積が1.6㎡(畳1枚)となっています。

「立って半畳、寝て1畳」の広さのすし詰め状態で、贅沢はせず我慢しなさいということでしょうか。車椅子の利用のための通路は絶対必要ですので、生活面積の見直しが必要です。

(2) 避難所は「地域コミュニティ」を単位として生活することも重要でありますので、そのためにも通路の確保が事前の対策として必要不可欠であります。

4 避難所運営を効果的に推進するため「町・学校・自治会」の3者会議の開催について

(1) 避難所の効果的運営について欠かせないのは、学校関係者との事前協議が絶対に不可欠です。そのためには、「町・学校・自治会」の3者会議の早期開催が必須です。

《理由》

避難所は体育館のみでなく教室・トイレ等その他の学校施設を利用しますので、学校運営上(授業再開等)避難所に使用出来ない場所を明確にすることが必要不可欠であります。

※「自治会避難所運営マニュアル」に明記し混乱を防止する必要があります。

(2) 「熊取町地域防災計画」には”避難所運営マニュアル”に基づき避難所運営を行うと定められていますが、現在に至っても本マニュアルが公開されていませんし、「町・学校・自治会」の3者会議も未開催のため、「北小校区内避難所運営マニュアル」も策定出来ていません。今、災害が発生すると避難所運営は大混乱に陥ると役員一度危惧しているところであります。

5 自力で避難出来ない方のための”避難行動要支援者個別計画”策定率の向上について

(1) 問題点

「いきいきくまとり高齢者計画2018」(2018~2020)での策定率目標は、2019年度75%(来年度80%)となっていますが、今災害が発生すれば25%の方が取り残されて避難所に避難することができなくなるという大問題が発生します。

※要支援者とは”自力で避難出来ない方”ですが、この方達を見捨てることは出来ません。

(2) 改善方策 「熊取町避難行動要支援者支援プラン」

制度を熟知している熊取町担当部課の”個別計画未作成自治会”に対する積極的な訪問招致等の指導による問題点の把握・改善が重要です。

おわりに

「避難所生活の改善・向上」とは、人がどれだけ人間らしい生活を送ることができるのか、健康を維持することが出来るのかを問うもので、決して贅沢をさせろということではありません。地震で被災し、避難所で二次被災（災害関連死等）を被ることは絶対に許されません。

本年度の防災事業費で「高齢者等」が快適な避難所生活が送れるような災害対策の推進をお願いします。

以上

議長（矢野正憲君）以上で請願書の朗読を終わります。

請願第2号は、議会会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）以上で、本日の日程は全て終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「17時17分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和元年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和元年6月26日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記 藤原 孝二
-------------	-------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）
議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））
議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例
請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する
請願

追加付議議案

議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議
議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可し

ます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月19日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案として、丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議並びに児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書ほか1件の意見書、以上3件を追加議案といたします。

なお、本3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出議案として丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議の件ほか2件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）の件、日程第2 議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））の件、日程第3 議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件は、6月13日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君） それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案3件の審査を行うため、6月20日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第36号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 工事請負契約の締結について（中央保育所大規模改修工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（31-1））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第4 議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件は、6月13日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（坂上昌史君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました議案1件の審査を行うため、6月19日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第35号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号 災害弔慰金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第5 請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件を議題といたします。

本件は、6月13日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(浦川佳浩君)それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月13日の本会議において本委員会に付託されました請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件の審査を行うため、6月20日開催の総務文教常任委員会に紹介議員及び請願代表者の出席のもと、審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(矢野正憲君)以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第2号 “防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。文野議員。

7番(文野慎治君)おはようございます。それでは、賛成討論を行います。

“防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願に対して、未来・熊愛を代表して賛成討論を行います。

平成の時代は災害の時代と言ってもよいくらい、かつて経験したことのない、あるいは想定外という枕言葉がつく大きな自然災害を数多く経験しました。熊取町も、昨年7月の西日本豪雨、9月の台風21号による被害は今もなお住民の生活に影響を及ぼしています。

令和に改元されても、この6月定例議会中、6月18日22時22分、山形県沖を震源とする最大震度6強、マグニチュード6.8の地震、6月24日19時22分、伊豆半島東方沖を震源とする最大震度4、マグニチュード4.1の地震が発生しました。

自然災害は、時と場所を選ばず、日本のどこにいても避けては通れないものです。まさに、今そ

ここにある危機を意識して、私たちは住民の皆さんの命と暮らしを守るための施策を早急に講じなければなりません。

熊取町は、今年度当初予算は防災元年と位置づけ、10億円の防災基金を創設しました。また、住民の皆さんの防災に対する関心、危機意識の高まりにより、39の区・自治会全てに自主防災組織が組織され、その組織の代表者が参加のもと自主防災組織連絡協議会を開催し、各自主防災組織の活動報告や意見・情報交換などを図っていると聞き及んでいます。

一方で、熊取町の現行の自主防災マニュアルは職員の行動マニュアルの域を脱せず、公表もできていないことも明らかになりました。防災について、先進的な自治体とは5年おくれていると言わざるを得ません。早急に自主防災マニュアルを制定し、各避難所ごとの避難所運営マニュアルを整備しなければなりません。

本請願の趣旨は、避難所運営マニュアルの肝は避難所生活の改善、向上であり、特に高齢者、障がいのある方に優しい対策が喫緊の課題として問題提起されたものであります。災害発生時には、可能な限り多くの人々が協力して避難所の運営を迅速に、かつ的確にできるようにしなければなりません。そのためには、請願にあるように、町・学校・自治会の3者会議を開いて各校区のモデル的な避難所運営マニュアルを策定し、実際の災害発生時の混乱をできるだけ回避できるようにしておく必要があります。

また、高齢者や障がいのある人に優しい対策を準備しておくことも不可欠です。避難所内の車椅子使用を含めた生活空間や通路の確保、トイレの確保、防疫・衛生の備えを具体的に容易に実現できるようにする必要があります。さらに、避難行動要支援者の個別計画の策定も早急に進める必要があります。

本請願は、防災元年と銘打ち、防災に関して先進的な自治体に比べ立ちおくれ、その現状の反省点を自覚した熊取町が、住民との協働作業で自主防災マニュアルや避難所運営マニュアル作成を決意した今、まさにタイムリーな請願であり、本請願に示された具体的な問題点を解決するために、議員も含め町長以下関係職員は危機意識を持って早期に的確な対応をする必要があります。

今後は、マニュアル作成段階でさまざまな質問、意見、要望、提言がなされる中、親切、丁寧、柔軟な対応を望むものであります。

本請願を出された北小学校区の自治会の皆さんの常日ごろの努力に敬意を表するとともに、今後、本請願の実現に向け、議員全員が尽力したいと考えます。

この請願を可決し、議会も一丸となって防災対策に取り組むことを決意し、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）私は、請願第2号「防災元年」における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願に、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

請願趣旨の1点目は手すりを設置する等高齢者に優しいトイレの導入についてですが、災害時避難所でのトイレについては、私たち公明党も二見議員が、避難所となる学校のトイレの活用、洋式化、またマンホールトイレの導入について再三議会質問してまいりました。今回の請願における手すりの設置や電動簡易トイレの導入についての要望は貴重な視点で、ぜひとも導入を推進していきたいと思えます。

2点目は防疫・衛生等の備蓄品の再チェックの徹底ですが、避難所生活を運営するための備品としてしっかり徹底していきたいと思えます。避難所となる学校体育館の空調設備については、国の補助金を活用できるように推進していきたいと思えます。

3点目の避難所1人当たりの生活面積については、町においても段ボールベッドの整備等を検討

していただいておりますが、ご指摘の車椅子利用のための通路となるスペースの確保についても重要な視点と認識いたします。女性の視点においても、必要な空間の整備等とあわせて要望していききたいと思っております。

4点目は町・学校・自治会の3者会議の開催についてですが、39の全ての自治会で自主防災組織が整備でき、連絡協議会もスタートしている中で、学校関係者がその中に入っておりません。避難所運営として、3者会議の開催はぜひとも必要と考えます。しっかりと推進していききたいと思っております。

5点目は避難行動要支援者個別計画の策定率の向上ですが、国連で採択されたSDGs「誰ひとり取り残さない」を目指して、町、自治会の全員の協力で問題解決に取り組んでいかなければならないと考えます。

以上、このたびの請願について、貴重な視点、貴重なご指摘、貴重なご要望と受けとめ、住民の皆様様の命を守る施策として、町において前向きに取り組んでいただけるように要望し、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、希望ヶ丘地区防災会の方々より提出されました本請願に賛成の立場で討論いたします。

本請願は、「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願というタイトルで提出されており、その内容は主として、1、電動簡易トイレの導入など災害時における避難所の設備・備品の改善に関する項目、2、熊取町・学校・自治会による3者会議の開催など避難所の運営に関する項目、そして3、避難行動要支援者の個別計画作成に関する項目から成っており、極めて実践的でよく研究された請願内容だと受けとめました。

私たちの国はさまざまな大規模災害を経験してまいりましたが、避難所生活の中で、衛生面や狭さなど生活条件が悪いため死亡する事例が多数見られました。それらは避難所の改善で防ぐことのできたものであります。また、避難所生活における人権の問題でもあります。

本請願は、災害時における避難所をいかに高齢者、障がい者に優しいものに改善していくか、それを日ごろから自治会・学校・熊取町の3者で知恵を絞って議論して、協働してつくり上げていこうという住民の自主的な姿勢にあふれた請願であると理解いたします。熊取町としても熊取町議会としてもこの内容を積極的に参考にすべきであると考え、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第2号について討論を終わります。

それでは、請願第2号“防災元年”における「高齢者・障がいのある方に優しい災害対策の推進」に関する請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第1 議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議についてご説明いたします。

追加議案書の追-1ページをお開きください。

議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議。
議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	田中 圭介
同じく		浦川 佳浩
同じく		田中 豊一
同じく		重光 俊則
同じく		渡辺 豊子
同じく		河合 弘樹

でございます。

提案理由は、丸山穂高衆議院議員が国後島における令和元年度第1回北方四島交流訪問事業に参加した際の一連の言動は、大阪19区の選挙民の信頼を大きく裏切るものである。根室市議会における抗議決議、衆議院における糾弾決議の可決を踏まえ、熊取町議会としての意思表示が必要と考え、決議文を提出するものである。

次のページをごらんください。決議文を朗読いたします。

丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議。

丸山穂高衆議院議員は、「令和元年度第1回北方四島交流訪問事業」に参加した際、憲法の平和主義に反する発言をはじめ、国会議員としてあるまじき数々の暴言を繰り返し、事前に注意を受けていたにも拘わらず、過剰に飲酒し泥酔の上、禁じられた外出を試みて、本件北方四島交流事業の円滑な実施を妨げる威力業務妨害とも言うべき行為を行い、わが国の国益を大きく損ない、国会議員としての資格はないと断ぜざるを得ない。

衆議院は、6月6日の本会議で、日本維新の会を除名された丸山穂高衆議院議員に対し、事実上議員辞職を促す「糾弾決議」を全会一致で可決した。

大阪19区の多数の有権者の負託を受けて国会に送りだされた丸山穂高衆議院議員の今回の言動は、有権者の信頼を完全に損なうものである。

よって本町議会は、ここに丸山穂高衆議院議員を糾弾し、直ちに、自ら進退について判断するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年6月26日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号 丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書及び追加議事日程第3 議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－3ページをお開きください。

議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次ページをごらんください。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書。

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、昨年3月の東京都目黒区での児童虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前の今年1月、野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生。児童相談所も学校も教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか。悔やまれてなりません。

今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案の早期成立を求めるとともに、下記の事項につき、取り組みの推進を強く求めます。

1. 「しつけに体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。

2. 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。

3. 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。

4. 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－5ページをお開きください。

議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書。
議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

日米地位協定の見直しを求める意見書。

米軍基地を抱える15都道府県でつくる渉外関係都道府県知事連絡協議会は、沖縄県で米兵による少女暴行事件が起きた1995年以降、日米地位協定改定を求め続けている。日米両政府は、補足協定などで運用を見直しているものの、1960年の締結以来、一度も改定を行っていない。

全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を求めることを目的として、2016年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、2年にわたり調査・研究に取り組まれた。その結果、現状や改善すべき課題を確認したうえ、2018年7月に、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択した。重要な点は、米軍基地を抱える15都道府県だけでなく米軍基地を持たない府県の知事も全員賛成したことである。

よって、国及び政府においては、米軍基地から派生するさまざまな事件、事故などから国民の生命や財産を守るため、全国知事会からの提言を実行し、日米地位協定を見直すよう、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 日米地位協定を見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

2. 米軍人などによる事件や事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的な取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証、改善を行うこと。

3. 施設ごとに必要性や使用状況を点検した上で、基地の整理や縮小、返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第9号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第4 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年6月定例会閉会から令和元年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、令和元年6月定例会閉会から令和元年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(矢野正憲君)お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、先日、6月18日の夜に新潟県で震度6強を観測した地震が発生しました。こうした地震速報が流れるたびに、住民の皆さんとともに災害への備えをしっかりとしなければならないと強く感じたところです。特に、熊取町防災元年と位置づけた本年は、台風や地震などのあらゆる災害に備えて、より一層気を引き締め、町全体の防災力の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意の上、町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長(矢野正憲君)これをもって、令和元年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時45分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年6月26日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

浦 川 佳 浩

議 員

坂 上 昌 史